

郡山市公共施設等の使用料及び各種証明書等の手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和8年2月19日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

郡山市公共施設等の使用料及び各種証明書等の手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例
 (郡山市立学校施設使用に関する条例の一部改正)

第1条 郡山市立学校施設使用に関する条例(昭和40年郡山市条例第46号)の一部を次のように改正する。

| 改正後 | | | 改正前 |
|--|-----|------|---|
| (使用料) 第7条 使用者は、屋外運動場夜間照明設備の使用については、 <u>別表に定める使用料を前納しなければならない。</u> <u>別表(第7条関係)</u> | | | (使用料) 第7条 使用者は、屋外運動場夜間照明設備の使用については、 <u>30分につき500円を使用料として前納しなければならない。</u> |
| 区分 | 単位 | 使用料 | |
| 一般 | 30分 | 700円 | |
| 高校生・学生及び中学生以下 | 30分 | 350円 | |
| 備考 1 <u>「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。</u> 2 <u>「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)の児童又は中学校(義務教育学校の後期課程を含む。)の生徒をいう。</u> 3 <u>使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。</u> 4 <u>使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。</u> | | | |

(郡山市図書館条例の一部改正)

第2条 郡山市図書館条例(昭和40年郡山市条例第49号)の一部を次のように改正する。

| 改正後 | | | | | | | 改正前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-----|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|-----|------|------|------|------|------|------|-----|------|------|------|--------|--------|--------|--|--|--|--|--|--|--|----|------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|-----|------|------|------|------|--------|--------|
| <p>(使用の許可)</p> <p>第9条 郡山市中央図書館の視聴覚ホール、会議室及び研修室（以下「視聴覚ホール等」という。）を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用時間)</p> <p>第9条の2 視聴覚ホール等の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、これを臨時に変更することができる。</p> <p>別表第2（第12条関係）</p> <p>1 施設使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>室名</th> <th>午前9時から午後1時まで</th> <th>午後1時から午後5時まで</th> <th>午後5時から午後9時まで</th> <th>午前9時から午後5時まで</th> <th>午後1時から午後9時まで</th> <th>午前9時から午後9時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視聴覚ホール</td> <td>7,600円</td> <td>7,600円</td> <td>7,600円</td> <td>15,200円</td> <td>15,200円</td> <td>22,800円</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>300円</td> <td>300円</td> <td>300円</td> <td>600円</td> <td>600円</td> <td>900円</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>600円</td> <td>600円</td> <td>600円</td> <td>1,200円</td> <td>1,200円</td> <td>1,800円</td> </tr> </tbody> </table> | | | | | | | 室名 | 午前9時から午後1時まで | 午後1時から午後5時まで | 午後5時から午後9時まで | 午前9時から午後5時まで | 午後1時から午後9時まで | 午前9時から午後9時まで | 視聴覚ホール | 7,600円 | 7,600円 | 7,600円 | 15,200円 | 15,200円 | 22,800円 | 会議室 | 300円 | 300円 | 300円 | 600円 | 600円 | 900円 | 研修室 | 600円 | 600円 | 600円 | 1,200円 | 1,200円 | 1,800円 | <p>(使用の許可)</p> <p>第9条 郡山市中央図書館の視聴覚ホール及び会議室（以下「視聴覚ホール等」という。）を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第2（第12条関係）</p> <p>1 施設使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>室名</th> <th>午前9時から正午まで</th> <th>午後1時から午後5時まで</th> <th>午後6時から午後9時まで</th> <th>午前9時から午後5時まで</th> <th>午後1時から午後9時まで</th> <th>午前9時から午後9時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視聴覚ホール</td> <td>5,800円</td> <td>7,800円</td> <td>7,000円</td> <td>12,300円</td> <td>13,400円</td> <td>17,300円</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>400円</td> <td>600円</td> <td>500円</td> <td>900円</td> <td>1,000円</td> <td>1,300円</td> </tr> </tbody> </table> | | | | | | | 室名 | 午前9時から正午まで | 午後1時から午後5時まで | 午後6時から午後9時まで | 午前9時から午後5時まで | 午後1時から午後9時まで | 午前9時から午後9時まで | 視聴覚ホール | 5,800円 | 7,800円 | 7,000円 | 12,300円 | 13,400円 | 17,300円 | 会議室 | 400円 | 600円 | 500円 | 900円 | 1,000円 | 1,300円 |
| 室名 | 午前9時から午後1時まで | 午後1時から午後5時まで | 午後5時から午後9時まで | 午前9時から午後5時まで | 午後1時から午後9時まで | 午前9時から午後9時まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 視聴覚ホール | 7,600円 | 7,600円 | 7,600円 | 15,200円 | 15,200円 | 22,800円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 会議室 | 300円 | 300円 | 300円 | 600円 | 600円 | 900円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 研修室 | 600円 | 600円 | 600円 | 1,200円 | 1,200円 | 1,800円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 室名 | 午前9時から正午まで | 午後1時から午後5時まで | 午後6時から午後9時まで | 午前9時から午後5時まで | 午後1時から午後9時まで | 午前9時から午後9時まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 視聴覚ホール | 5,800円 | 7,800円 | 7,000円 | 12,300円 | 13,400円 | 17,300円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 会議室 | 400円 | 600円 | 500円 | 900円 | 1,000円 | 1,300円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>備考</p> <p>1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。</p> <p>2 第9条の2ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときは、1時間につき、午前9時から午後9時までの欄に掲げる額の時間割計算による額とその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が1時間に満たないときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

数を1時間として計算する。

3 視聴覚ホールの冷房又は暖房の設備（暖房用器具を含む。）を使用する場合は、施設使用料の100分の20に相当する額を加算する。

4 施設使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

5 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

2 特別使用料

| | 種別 | 使用料の額 |
|----------|---------------|---------------------------|
| 入場料徴収加算料 | 入場料が1,001円以上 | 施設使用料の額の100分の100に |
| | 3,000円以下の場合 | 相当する額 |
| | 入場料が3,001円以上の | 施設使用料の額の100分の200に |
| | 場合 | 相当する額 |
| 営利目的加算料 | | 施設使用料の額の100分の60に 相当する額 |

備考

1 種別の欄中「入場料徴収加算料」及び「営利目的加算料」とあるのは、それぞれ次に掲げる使用料をいう。

(1) 入場料徴収加算料 視聴覚ホールを使用するに際し、この表の種別に該当する入場料（入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場の対価として徴収するものをいう。以下同じ。）を徴収する場合に施設使用料に加算される使用料

(2) 営利目的加算料 入場料を徴収しないで、使用者が営利を目的とする物品若しくは権利の販売若しくは有償サービスの提供又はこれらのための宣伝行為その他の営利的性格を有する催しを行う目的をもって使用する場合に、施設使用料に加算される使用料

2 入場料を徴収する場合は、入場料の最高額によりこの表を適用する

2 加算使用料

冷房又は暖房の設備を使用する場合は、施設使用料の100分の20の額を加算する。

3 特別使用料の算定に用いる施設使用料の額は、当該特別使用料に係る行為を行う使用時間の区分による。

4 特別使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

3 設備等使用料

| 種別 | 単位 | 使用料 |
|--------------|------|--------|
| ピアノ（セミコンサート） | 1式1回 | 1,500円 |
| プロジェクター | 1式1回 | 500円 |
| (略) | | |

3 設備等使用料

| 種別 | 区分 | 単位 | 使用料 |
|--------------|--|------|----------------------|
| ピアノ（セミコンサート） | | 1式1回 | 1,500円 (調律料は別途実費) |
| (略) | | | |
| 持込電気器具 | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合 | 1回 | 100円 |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合 | 1回 | 200円 |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合 | 1回 | 300円 |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超え2キロワット以下の場合 | 1回 | 400円 |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が2キロワットを超え5キロワット以下の場合 | 1回 | 700円 |

| | | | |
|---|--|--------------------------------------|--------|
| <p>備考</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 <u>ピアノの使用料には、調律料は含まない。</u></p> <p>4 <u>使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。</u></p> | <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%; text-align: center;">持込電気器具に表示されている消費電力1回の合計が5キロワットを超える場合</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">1,300円</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1・2 (略)</p> | 持込電気器具に表示されている消費電力1回の合計が5キロワットを超える場合 | 1,300円 |
| 持込電気器具に表示されている消費電力1回の合計が5キロワットを超える場合 | 1,300円 | | |

(郡山市立公民館条例の一部改正)

第3条 郡山市立公民館条例(昭和40年郡山市条例第50号)の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---|----|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| <p>(使用者の賠償責任)</p> <p>第12条 <u>使用者は、施設、設備等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。</u></p> <p>別表第2(第8条関係)</p> <p>1 郡山市立中央公民館</p> <p>(1) 多目的ホール以外の施設</p> <p>ア 施設使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>室名</th> <th>午前9時から午後1時まで</th> <th>午後1時から午後5時まで</th> <th>午後5時から午後9時まで</th> <th>午前9時から午後1時まで</th> <th>午後1時から午後9時まで</th> <th>午前9時から午後9時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1講義室</td> <td>1,800円</td> <td>1,800円</td> <td>1,800円</td> <td>3,600円</td> <td>3,600円</td> <td>5,400円</td> </tr> <tr> <td>第2講義室</td> <td>1,700円</td> <td>1,700円</td> <td>1,700円</td> <td>3,400円</td> <td>3,400円</td> <td>5,100円</td> </tr> <tr> <td>第3講義室</td> <td>1,700円</td> <td>1,700円</td> <td>1,700円</td> <td>3,400円</td> <td>3,400円</td> <td>5,100円</td> </tr> <tr> <td>第4講義室</td> <td>1,700円</td> <td>1,700円</td> <td>1,700円</td> <td>3,400円</td> <td>3,400円</td> <td>5,100円</td> </tr> <tr> <td>第5講義室</td> <td>1,200円</td> <td>1,200円</td> <td>1,200円</td> <td>2,400円</td> <td>2,400円</td> <td>3,600円</td> </tr> </tbody> </table> | 室名 | 午前9時から午後1時まで | 午後1時から午後5時まで | 午後5時から午後9時まで | 午前9時から午後1時まで | 午後1時から午後9時まで | 午前9時から午後9時まで | 第1講義室 | 1,800円 | 1,800円 | 1,800円 | 3,600円 | 3,600円 | 5,400円 | 第2講義室 | 1,700円 | 1,700円 | 1,700円 | 3,400円 | 3,400円 | 5,100円 | 第3講義室 | 1,700円 | 1,700円 | 1,700円 | 3,400円 | 3,400円 | 5,100円 | 第4講義室 | 1,700円 | 1,700円 | 1,700円 | 3,400円 | 3,400円 | 5,100円 | 第5講義室 | 1,200円 | 1,200円 | 1,200円 | 2,400円 | 2,400円 | 3,600円 | <p>(使用者の賠償責任)</p> <p>第12条 <u>教育委員会は、使用者が、建物又は付属物件を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、これに相当する額の賠償をさせるものとする。</u></p> <p>別表第2(第8条関係)</p> <p>1 郡山市立中央公民館</p> <p>(1) 多目的ホール以外の施設</p> <p>ア 施設使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>室名</th> <th>午前9時から午後1時まで</th> <th>午後1時から午後5時まで</th> <th>午後5時から午後9時まで</th> <th>午前9時から午後1時まで</th> <th>午後1時から午後9時まで</th> <th>午前9時から午後9時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1講義室</td> <td>1,100円</td> <td>1,400円</td> <td>1,600円</td> <td>2,300円</td> <td>2,700円</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td>第2講義室</td> <td>1,100円</td> <td>1,400円</td> <td>1,600円</td> <td>2,300円</td> <td>2,700円</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td>第3講義室</td> <td>1,100円</td> <td>1,400円</td> <td>1,600円</td> <td>2,300円</td> <td>2,700円</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td>第4講義室</td> <td>1,100円</td> <td>1,400円</td> <td>1,600円</td> <td>2,300円</td> <td>2,700円</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td>第5講義室</td> <td>800円</td> <td>1,100円</td> <td>1,300円</td> <td>1,800円</td> <td>2,200円</td> <td>2,700円</td> </tr> </tbody> </table> | 室名 | 午前9時から午後1時まで | 午後1時から午後5時まで | 午後5時から午後9時まで | 午前9時から午後1時まで | 午後1時から午後9時まで | 午前9時から午後9時まで | 第1講義室 | 1,100円 | 1,400円 | 1,600円 | 2,300円 | 2,700円 | 3,500円 | 第2講義室 | 1,100円 | 1,400円 | 1,600円 | 2,300円 | 2,700円 | 3,500円 | 第3講義室 | 1,100円 | 1,400円 | 1,600円 | 2,300円 | 2,700円 | 3,500円 | 第4講義室 | 1,100円 | 1,400円 | 1,600円 | 2,300円 | 2,700円 | 3,500円 | 第5講義室 | 800円 | 1,100円 | 1,300円 | 1,800円 | 2,200円 | 2,700円 |
| 室名 | 午前9時から午後1時まで | 午後1時から午後5時まで | 午後5時から午後9時まで | 午前9時から午後1時まで | 午後1時から午後9時まで | 午前9時から午後9時まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第1講義室 | 1,800円 | 1,800円 | 1,800円 | 3,600円 | 3,600円 | 5,400円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第2講義室 | 1,700円 | 1,700円 | 1,700円 | 3,400円 | 3,400円 | 5,100円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第3講義室 | 1,700円 | 1,700円 | 1,700円 | 3,400円 | 3,400円 | 5,100円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第4講義室 | 1,700円 | 1,700円 | 1,700円 | 3,400円 | 3,400円 | 5,100円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第5講義室 | 1,200円 | 1,200円 | 1,200円 | 2,400円 | 2,400円 | 3,600円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 室名 | 午前9時から午後1時まで | 午後1時から午後5時まで | 午後5時から午後9時まで | 午前9時から午後1時まで | 午後1時から午後9時まで | 午前9時から午後9時まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第1講義室 | 1,100円 | 1,400円 | 1,600円 | 2,300円 | 2,700円 | 3,500円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第2講義室 | 1,100円 | 1,400円 | 1,600円 | 2,300円 | 2,700円 | 3,500円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第3講義室 | 1,100円 | 1,400円 | 1,600円 | 2,300円 | 2,700円 | 3,500円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第4講義室 | 1,100円 | 1,400円 | 1,600円 | 2,300円 | 2,700円 | 3,500円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第5講義室 | 800円 | 1,100円 | 1,300円 | 1,800円 | 2,200円 | 2,700円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 第6講義室 | 1,200円 | 1,200円 | 1,200円 | 2,400円 | 2,400円 | 3,600円 |
| 第7講義室 | 1,000円 | 1,000円 | 1,000円 | 2,000円 | 2,000円 | 3,000円 |
| 第8講義室 | 1,200円 | 1,200円 | 1,200円 | 2,400円 | 2,400円 | 3,600円 |
| 第9講義室 | 1,200円 | 1,200円 | 1,200円 | 2,400円 | 2,400円 | 3,600円 |
| 第10講義室 | 1,000円 | 1,000円 | 1,000円 | 2,000円 | 2,000円 | 3,000円 |
| 第1和室 | 2,500円 | 2,500円 | 2,500円 | 5,000円 | 5,000円 | 7,500円 |
| 第2和室 | 1,700円 | 1,700円 | 1,700円 | 3,400円 | 3,400円 | 5,100円 |
| 第3和室 | 1,700円 | 1,700円 | 1,700円 | 3,400円 | 3,400円 | 5,100円 |
| 調理室 | 1,700円 | 1,700円 | 1,700円 | 3,400円 | 3,400円 | 5,100円 |
| 工作室 | 1,500円 | 1,500円 | 1,500円 | 3,000円 | 3,000円 | 4,500円 |
| 音楽室 | 1,200円 | 1,200円 | 1,200円 | 2,400円 | 2,400円 | 3,600円 |
| 講師控室 | 800円 | 800円 | 800円 | 1,600円 | 1,600円 | 2,400円 |
| 金透分室会議室 | 1,600円 | 1,600円 | 1,600円 | 3,200円 | 3,200円 | 4,800円 |
| 堤下分室第1会議室 | 200円 | 200円 | 200円 | 400円 | 400円 | 600円 |
| 堤下分室第2会議室 | 200円 | 200円 | 200円 | 400円 | 400円 | 600円 |
| 堤下分室第3会議室 | 900円 | 900円 | 900円 | 1,800円 | 1,800円 | 2,700円 |

備考

- 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 2 第7条ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときは、1時間につき、午前9時から午後9時までの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。
- 3 前項の規定により加算した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

| | | | | | | |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 第6講義室 | 800円 | 1,100円 | 1,300円 | 1,800円 | 2,200円 | 2,700円 |
| 第7講義室 | 800円 | 1,100円 | 1,300円 | 1,800円 | 2,200円 | 2,700円 |
| 第8講義室 | 800円 | 1,100円 | 1,300円 | 1,800円 | 2,200円 | 2,700円 |
| 第9講義室 | 800円 | 1,100円 | 1,300円 | 1,800円 | 2,200円 | 2,700円 |
| 第10講義室 | 800円 | 1,100円 | 1,300円 | 1,800円 | 2,200円 | 2,700円 |
| 第1和室 | 1,400円 | 1,900円 | 2,400円 | 3,000円 | 3,900円 | 4,800円 |
| 第2和室 | 1,100円 | 1,400円 | 1,600円 | 2,300円 | 2,700円 | 3,500円 |
| 第3和室 | 1,100円 | 1,400円 | 1,600円 | 2,300円 | 2,700円 | 3,500円 |
| 調理室 | 1,100円 | 1,400円 | 1,600円 | 2,300円 | 2,700円 | 3,500円 |
| 工作室 | 1,100円 | 1,400円 | 1,600円 | 2,300円 | 2,700円 | 3,500円 |
| 音楽室 | 800円 | 1,100円 | 1,300円 | 1,800円 | 2,200円 | 2,700円 |
| 講師控室 | 500円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 | 1,700円 | 2,000円 |
| 金透分室会議室 | 900円 | 1,200円 | 1,500円 | 1,900円 | 2,500円 | 3,100円 |
| 堤下分室第1会議室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| 堤下分室第2会議室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| 堤下分室第3会議室 | 400円 | 600円 | 700円 | 900円 | 1,200円 | 1,500円 |

備考

- 1 使用時間が使用区分に定める使用時間に満たないときは、これを使用区分に定める使用時間に切り上げて計算する。
- 2 冷房又は暖房の設備（暖房用器具を含む。）を使用する場合は、施設使用料の100分の20に相当する額を加算する。

4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

イ 設備等使用料

| 種別 | 単位 | 使用料 |
|-----|------|------|
| ピアノ | 1式1回 | 800円 |

備考 (略)

1～3 (略)

4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

(2) 多目的ホール

ア 施設使用料

| 室名 | 午前9時から正午まで | 午後1時から午後5時まで | 午後6時から午後9時まで | 午前9時から午後5時まで | 午後1時から午後9時まで | 午前9時から午後9時まで |
|----|------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | | | | | | |

イ 設備等使用料

| 種別 | 区分 | 単位 | 使用料 |
|---------|--|------|------|
| ピアノ | | 1式1回 | 500円 |
| プロジェクター | | 1式1回 | 500円 |
| 展示用パネル | | 1枚1日 | 50円 |
| 持込電気器具 | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合 | 1回 | 100円 |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合 | 1回 | 200円 |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合 | 1回 | 300円 |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合 | 1回 | 400円 |

備考 (略)

1～3 (略)

(2) 多目的ホール

ア 施設使用料

| 室名 | 午前9時から正午まで | 午後1時から午後5時まで | 午後6時から午後9時まで | 午前9時から午後5時まで | 午後1時から午後9時まで | 午前9時から午後9時まで |
|----|------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | | | | | | |

多目的ホール 10,000円|13,400円|10,000円|23,400円|23,400円|33,400円

備考

1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

2 (略)

3 第7条ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときは、1時間につき、午前9時から午後9時までの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。

4 前2項の規定により加算した施設使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

5 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

イ 特別使用料

| 種別 | 使用料の額 |
|----|-------|
|----|-------|

多目的ホール 5,400円|10,500円| 9,900円|15,900円|20,400円|25,800円

備考

1 使用時間が使用区分に定める使用時間に満たないときは、これを使用区分に定める使用時間に切り上げて計算する。

2 午前6時から午前9時までの使用に係る使用料は、1時間につき、午前9時から正午までの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の20に相当する額を加算した額とする。

3 午後9時から午前6時までの使用に係る使用料は、1時間につき、午後6時から午後9時までの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の20に相当する額を加算した額とする。

4 使用時間が1時間に満たないときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。

5 (略)

6 施設使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

イ 特別使用料

| 種別 | 使用料の額 |
|----|-------|
|----|-------|

入場料徴収加算料 入場料が1,000円未満の場合にあっては、施設使用料の額

| | | |
|----------|-------------------------|------------------------|
| 入場料徴収加算料 | 入場料が1,001円以上3,000円以下の場合 | 施設使用料の額の100分の100に相当する額 |
| | 入場料が3,001円以上の場合 | 施設使用料の額の100分の200に相当する額 |
| 準備使用料 | (略) | |

備考

- 1 種別の欄中「入場料徴収加算料」及び「準備使用料」とあるのは、それぞれ次に掲げる使用料をいう。
 - (1) 入場料徴収加算料 使用者が多目的ホールを使用するに際し、この表の種別に該当する入場料（入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場の対価として徴収するものをいう。以下同じ。）を徴収する場合に施設使用料に加算される使用料
 - (2) 準備使用料 入場料を徴収しない場合又は入場料の最高額が1,000円以下の聴衆を集める催しを多目的ホールで行う場合であつて、当該催しの開催時間前若しくは開催日前日以前に行う準備のために使用する場合の使用料
- 2 (略)
- 3 特別使用料の算定に用いる施設使用料の額は、当該特別使用料に係る行為を行う使用時間の区分による。この場合において、同一の使用時間の区分に、入場料徴収加算料と準備使用料が重複して適用される場合には、入場料徴収加算料を適用するものとする。
- 4 (略)

ウ 設備等使用料

| 種別 | 単位 | 使用料 |
|------------|------|---------|
| フルコンサートピアノ | 1式1回 | 10,000円 |

| | |
|--------|---|
| 準備等使用料 | の100分の50に相当する額 |
| | 入場料が1,000円以上3,000円未満の場合にあつては、施設使用料の額の100分の100に相当する額 |
| | 入場料が3,000円以上の場合にあつては、施設使用料の額の100分の200に相当する額 |
| 準備等使用料 | (略) |

備考

- 1 この表において「入場料徴収加算料」及び「準備等使用料」とあるのは、それぞれ次に掲げる使用料をいう。
 - (1) 入場料徴収加算料 使用者が多目的ホールを使用するに際し、入場料を徴収する場合に加算される使用料
 - (2) 準備等使用料 多目的ホールを準備又は練習のために使用する場合の使用料
- 2 (略)
- 3 入場料を徴収しないで、使用者が営利的性格を有する催しを行う目的をもって使用する場合は、この表における最高額の入場料徴収加算料に該当するものとみなす。
- 4 (略)

ウ 設備等使用料

| 種別 | 区分 | 単位 | 使用料 |
|------------|----|------|--------|
| フルコンサートピアノ | | 1式1回 | 8,000円 |

| | | |
|---------|------|--------|
| プロジェクター | 1式1回 | 1,000円 |
|---------|------|--------|

| | | | |
|---------|--|------|--------|
| プロジェクター | | 1式1回 | 500円 |
| 展示用パネル | | 1枚1日 | 50円 |
| 持込電気器具 | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合 | 1回 | 100円 |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合 | 1回 | 200円 |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合 | 1回 | 300円 |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超え2キロワット以下の場合 | 1回 | 400円 |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が2キロワットを超え5キロワット以下の場合 | 1回 | 700円 |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が5キロワットを超える場合 | 1回 | 1,300円 |

備考

1～3 (略)

4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

2 公民館（郡山市立中央公民館を除く。）

(1) 施設使用料

| | | | | | | | |
|--|--|------|------|------|------|------|------|
| | | 午前9時 | 午後1時 | 午後5時 | 午前9時 | 午後1時 | 午前9時 |
|--|--|------|------|------|------|------|------|

備考

1～3 (略)

2 公民館（郡山市立中央公民館を除く。）

(1) 施設使用料

| | | | | | | | |
|--|--|------|------|------|------|------|------|
| | | 午前9時 | 午後1時 | 午後5時 | 午前9時 | 午後1時 | 午前9時 |
|--|--|------|------|------|------|------|------|

| 名称 | 室名 | から午後 1時まで | から午後 5時まで | から午後 9時まで | から午後 5時まで | から午後 9時まで | から午後 9時まで |
|--------------------------|--------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 郡山市 立清水 台地域 公民館 | 第1会議室 | 600円 | 600円 | 600円 | 1,200円 | 1,200円 | 1,800円 |
| | 第2会議室 | 600円 | 600円 | 600円 | 1,200円 | 1,200円 | 1,800円 |
| | 第3会議室 | 500円 | 500円 | 500円 | 1,000円 | 1,000円 | 1,500円 |
| | 第4会議室 | 500円 | 500円 | 500円 | 1,000円 | 1,000円 | 1,500円 |
| | 第1集会室 | 600円 | 600円 | 600円 | 1,200円 | 1,200円 | 1,800円 |
| | 第2集会室 | 1,000円 | 1,000円 | 1,000円 | 2,000円 | 2,000円 | 3,000円 |
| | 第3集会室 | 900円 | 900円 | 900円 | 1,800円 | 1,800円 | 2,700円 |
| | 和室 | 700円 | 700円 | 700円 | 1,400円 | 1,400円 | 2,100円 |
| | 実習室 | 400円 | 400円 | 400円 | 800円 | 800円 | (略) |
| 郡山市 立小原 田地域 公民館 | 会議室 | 900円 | 900円 | 900円 | 1,800円 | 1,800円 | 2,700円 |
| 第1和室 | 300円 | 300円 | 300円 | 600円 | 600円 | 900円 | |
| 第2和室 | 900円 | 900円 | 900円 | 1,800円 | 1,800円 | 2,700円 | |
| 実習室 | 400円 | 400円 | 400円 | 800円 | 800円 | (略) | |
| 集会室 | 1,600円 | 1,600円 | 1,600円 | 3,200円 | 3,200円 | 4,800円 | |
| 郡山市 立芳賀 地域公 民館 | 会議室 | 900円 | 900円 | 900円 | 1,800円 | 1,800円 | 2,700円 |
| 小会議室 | 300円 | 300円 | 300円 | 600円 | 600円 | 900円 | |
| 第1和室 | 600円 | 600円 | 600円 | 1,200円 | 1,200円 | 1,800円 | |
| 第2和室 | 700円 | 700円 | 700円 | 1,400円 | 1,400円 | 2,100円 | |

| 名称 | 室名 | から午後 1時まで | から午後 5時まで | から午後 9時まで | から午後 5時まで | から午後 9時まで | から午後 9時まで |
|--------------------------|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 郡山市 立清水 台地域 公民館 | 第1会議室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| | 第2会議室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| | 第3会議室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| | 第4会議室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| | 第1集会室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| | 第2集会室 | 600円 | 800円 | 900円 | 1,300円 | 1,600円 | 2,000円 |
| | 第3集会室 | 600円 | 800円 | 900円 | 1,300円 | 1,600円 | 2,000円 |
| | 和室 | 400円 | 600円 | 700円 | 900円 | 1,200円 | 1,500円 |
| | 実習室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | (略) |
| 郡山市 立小原 田地域 公民館 | 会議室 | 600円 | 800円 | 900円 | 1,300円 | 1,600円 | 2,000円 |
| 第1和室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 | |
| 第2和室 | 400円 | 600円 | 700円 | 900円 | 1,200円 | 1,500円 | |
| 実習室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | (略) | |
| 集会室 | 700円 | 900円 | 1,000円 | 1,500円 | 1,800円 | 2,300円 | |
| 郡山市 立芳賀 地域公 民館 | 会議室 | 600円 | 800円 | 900円 | 1,300円 | 1,600円 | 2,000円 |
| 小会議室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 | |
| 第1和室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 | |
| 第2和室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 | |

| | | | | | | | |
|--------------------------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 郡山市 立開成 地域公 民館 | 実習室 | 300円 | 300円 | 300円 | 600円 | 600円 | 900円 |
| | 集会室 | 1,600円 | 1,600円 | 1,600円 | 3,200円 | 3,200円 | 4,800円 |
| | 会議室 | 800円 | 800円 | 800円 | 1,600円 | 1,600円 | 2,400円 |
| | 第1和室 | 600円 | 600円 | 600円 | 1,200円 | 1,200円 | 1,800円 |
| | 第2和室 | 400円 | 400円 | 400円 | 800円 | 800円 | (略) |
| | 集会室 | 1,600円 | 1,600円 | 1,600円 | 3,200円 | 3,200円 | 4,800円 |
| 郡山市 立名倉 地域公 民館 | 実習室 | 300円 | 300円 | 300円 | 600円 | 600円 | 900円 |
| | 集会室 | 1,600円 | 1,600円 | 1,600円 | 3,200円 | 3,200円 | 4,800円 |
| | 会議室 | 500円 | 500円 | 500円 | 1,000円 | 1,000円 | 1,500円 |
| | 第1和室 | 600円 | 600円 | 600円 | 1,200円 | 1,200円 | 1,800円 |
| | 第2和室 | 500円 | 500円 | 500円 | 1,000円 | 1,000円 | 1,500円 |
| | 実習室 | 400円 | 400円 | 400円 | 800円 | 800円 | (略) |
| 郡山市 立桑野 地域公 民館 | 研修室 | 500円 | 500円 | 500円 | 1,000円 | 1,000円 | 1,500円 |
| | 大集会室 | 1,600円 | 1,600円 | 1,600円 | 3,200円 | 3,200円 | 4,800円 |
| | 小集会室 | 700円 | 700円 | 700円 | 1,400円 | 1,400円 | 2,100円 |
| | 第1和室 | 500円 | 500円 | 500円 | 1,000円 | 1,000円 | 1,500円 |
| | 第2和室 | 300円 | 300円 | 300円 | 600円 | 600円 | 900円 |
| | 第3和室 | 100円 | 100円 | 100円 | 200円 | 200円 | 300円 |
| | 実習室 | 300円 | 300円 | 300円 | 600円 | 600円 | 900円 |
| | 会議室 | 800円 | 800円 | 800円 | 1,600円 | 1,600円 | 2,400円 |
| 郡山市 立久留 米地域 公民館 | 第1和室 | 600円 | 600円 | 600円 | 1,200円 | 1,200円 | 1,800円 |
| | 第2和室 | 600円 | 600円 | 600円 | 1,200円 | 1,200円 | 1,800円 |
| | 実習室 | 300円 | 300円 | 300円 | 600円 | 600円 | 900円 |
| | 集会室 | 1,600円 | 1,600円 | 1,600円 | 3,200円 | 3,200円 | 4,800円 |
| | 第1会議室 | 300円 | 300円 | 300円 | 600円 | 600円 | 900円 |

| | | | | | | | |
|--------------------------|-------|------|------|--------|--------|--------|--------|
| 郡山市 立開成 地域公 民館 | 実習室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| | 集会室 | 700円 | 900円 | 1,000円 | 1,500円 | 1,800円 | 2,300円 |
| | 会議室 | 600円 | 800円 | 900円 | 1,300円 | 1,600円 | 2,000円 |
| | 第1和室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| | 第2和室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | (略) |
| | 集会室 | 700円 | 900円 | 1,000円 | 1,500円 | 1,800円 | 2,300円 |
| 郡山市 立名倉 地域公 民館 | 実習室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| | 集会室 | 700円 | 900円 | 1,000円 | 1,500円 | 1,800円 | 2,300円 |
| | 会議室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| | 第1和室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| | 第2和室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| | 実習室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | (略) |
| 郡山市 立桑野 地域公 民館 | 研修室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| | 大集会室 | 700円 | 900円 | 1,000円 | 1,500円 | 1,800円 | 2,300円 |
| | 小集会室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| | 会議室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| | 第1和室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| | 第2和室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| | 第3和室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| | 実習室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| 郡山市 立久留 米地域 公民館 | 会議室 | 600円 | 800円 | 900円 | 1,300円 | 1,600円 | 2,000円 |
| | 第1和室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| | 第2和室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| | 実習室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| | 集会室 | 700円 | 900円 | 1,000円 | 1,500円 | 1,800円 | 2,300円 |
| 郡山市 立桃見 | 第1会議室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |

| | | | | | | | |
|-------------------------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 台地域 公民館 | 第2会議室 | 400円 | 400円 | 400円 | 800円 | 800円 | (略) |
| | 第1和室 | 400円 | 400円 | 400円 | 800円 | 800円 | |
| | 第2和室 | 700円 | 700円 | 700円 | 1,400円 | 1,400円 | 2,100円 |
| | 実習室 | 300円 | 300円 | 300円 | 600円 | 600円 | 900円 |
| | 集会室 | 1,600円 | 1,600円 | 1,600円 | 3,200円 | 3,200円 | 4,800円 |
| 郡山市 立大島 地域公 民館 | 会議室 | 1,100円 | 1,100円 | 1,100円 | 2,200円 | 2,200円 | 3,300円 |
| | 集会室 | 1,600円 | 1,600円 | 1,600円 | 3,200円 | 3,200円 | 4,800円 |
| | 和室 | 1,100円 | 1,100円 | 1,100円 | 2,200円 | 2,200円 | 3,300円 |
| | 実習室 | 300円 | 300円 | 300円 | 600円 | 600円 | 900円 |
| 郡山市 立薫地 域公民 館 | 会議室 | 400円 | 400円 | 400円 | 800円 | 800円 | (略) |
| | 第1和室 | 300円 | 300円 | 300円 | 600円 | 600円 | 900円 |
| | 第2和室 | 800円 | 800円 | 800円 | 1,600円 | 1,600円 | 2,400円 |
| | 集会室 | 1,600円 | 1,600円 | 1,600円 | 3,200円 | 3,200円 | 4,800円 |
| | 実習室 | 400円 | 400円 | 400円 | 800円 | 800円 | (略) |
| 郡山市 立赤木 地域公 民館 | 会議室 | 1,100円 | 1,100円 | 1,100円 | 2,200円 | 2,200円 | 3,300円 |
| | 小会議室 | 400円 | 400円 | 400円 | 800円 | 800円 | (略) |
| | 第1和室 | 600円 | 600円 | 600円 | 1,200円 | 1,200円 | 1,800円 |
| | 第2和室 | 200円 | 200円 | 200円 | 400円 | 400円 | 600円 |
| | 実習室 | 400円 | 400円 | 400円 | 800円 | 800円 | (略) |
| | 集会室 | 1,600円 | 1,600円 | 1,600円 | 3,200円 | 3,200円 | 4,800円 |
| 郡山市 立東部 地域公 民館 | 会議室 | 400円 | 400円 | 400円 | 800円 | 800円 | (略) |
| | 第1和室 | 700円 | 700円 | 700円 | 1,400円 | 1,400円 | 2,100円 |
| | 第2和室 | 700円 | 700円 | 700円 | 1,400円 | 1,400円 | 2,100円 |
| | 集会室 | 1,600円 | 1,600円 | 1,600円 | 3,200円 | 3,200円 | 4,800円 |
| | 実習室 | 300円 | 300円 | 300円 | 600円 | 600円 | 900円 |
| 郡山市 | 会議室 | 700円 | 700円 | 700円 | 1,400円 | 1,400円 | 2,100円 |

| | | | | | | | |
|-------------------------|-------|------|------|--------|--------|--------|--------|
| 台地域 公民館 | 第2会議室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | (略) |
| | 第1和室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | |
| | 第2和室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| | 実習室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| | 集会室 | 700円 | 900円 | 1,000円 | 1,500円 | 1,800円 | 2,300円 |
| 郡山市 立大島 地域公 民館 | 会議室 | 500円 | 700円 | 800円 | 1,100円 | 1,400円 | 1,800円 |
| | 集会室 | 700円 | 900円 | 1,000円 | 1,500円 | 1,800円 | 2,300円 |
| | 和室 | 500円 | 700円 | 800円 | 1,100円 | 1,400円 | 1,800円 |
| | 実習室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| 郡山市 立薫地 域公民 館 | 会議室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | (略) |
| | 第1和室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| | 第2和室 | 400円 | 600円 | 700円 | 900円 | 1,200円 | 1,500円 |
| | 集会室 | 700円 | 900円 | 1,000円 | 1,500円 | 1,800円 | 2,300円 |
| | 実習室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | (略) |
| 郡山市 立赤木 地域公 民館 | 会議室 | 500円 | 700円 | 800円 | 1,100円 | 1,400円 | 1,800円 |
| | 小会議室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | (略) |
| | 第1和室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| | 第2和室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| | 実習室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | (略) |
| | 集会室 | 700円 | 900円 | 1,000円 | 1,500円 | 1,800円 | 2,300円 |
| 郡山市 立東部 地域公 民館 | 会議室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | (略) |
| | 第1和室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| | 第2和室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| | 集会室 | 700円 | 900円 | 1,000円 | 1,500円 | 1,800円 | 2,300円 |
| | 実習室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| 郡山市 | 会議室 | 400円 | 600円 | 700円 | 900円 | 1,200円 | 1,500円 |

| | | | | | | | |
|---------------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 立橋地域公民館 | 第1和室 | 600円 | 600円 | 600円 | 1,200円 | 1,200円 | 1,800円 |
| | 第2和室 | 600円 | 600円 | 600円 | 1,200円 | 1,200円 | 1,800円 |
| | 集会室 | 1,600円 | 1,600円 | 1,600円 | 3,200円 | 3,200円 | 4,800円 |
| | 実習室 | 400円 | 400円 | 400円 | 800円 | 800円 | (略) |
| 郡山市立中央公民館針生分館 | 集会室 | 700円 | 700円 | 700円 | 1,400円 | 1,400円 | 2,100円 |
| | 和室 | 200円 | 200円 | 200円 | 400円 | 400円 | 600円 |
| | 研修室 | 200円 | 200円 | 200円 | 400円 | 400円 | 600円 |
| 郡山市立富田公民館 | 実習室 | 100円 | 100円 | 100円 | 200円 | 200円 | 300円 |
| | 会議室 | 600円 | 600円 | 600円 | 1,200円 | 1,200円 | 1,800円 |
| | 第1和室 | 900円 | 900円 | 900円 | 1,800円 | 1,800円 | 2,700円 |
| | 第2和室 | 800円 | 800円 | 800円 | 1,600円 | 1,600円 | 2,400円 |
| | 第3和室 | 800円 | 800円 | 800円 | 1,600円 | 1,600円 | 2,400円 |
| | 実習室 | 300円 | 300円 | 300円 | 600円 | 600円 | 900円 |
| | 町内分室 | 400円 | 400円 | 400円 | 800円 | 800円 | (略) |
| | 会議室 | | | | | | |
| | 町内分室 | 900円 | 900円 | 900円 | 1,800円 | 1,800円 | 2,700円 |
| | 和室 | | | | | | |
| 郡山市立富田東地域公民館 | 町内分室 | 400円 | 400円 | 400円 | 800円 | 800円 | (略) |
| | 実習室 | | | | | | |
| | 会議室 | 500円 | 500円 | 500円 | 1,000円 | 1,000円 | 1,500円 |
| | 集会室 | 900円 | 900円 | 900円 | 1,800円 | 1,800円 | 2,700円 |
| 郡山市立大成地域公民館 | 和室 | 900円 | 900円 | 900円 | 1,800円 | 1,800円 | 2,700円 |
| | 実習室 | 300円 | 300円 | 300円 | 600円 | 600円 | 900円 |
| 郡山市立大成地域公民館 | 会議室 | 900円 | 900円 | 900円 | 1,800円 | 1,800円 | 2,700円 |
| | 小会議室 | 300円 | 300円 | 300円 | 600円 | 600円 | 900円 |
| | 和室 | 300円 | 300円 | 300円 | 600円 | 600円 | 900円 |

| | | | | | | | |
|---------------|------|------|------|--------|--------|--------|--------|
| 立橋地域公民館 | 第1和室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| | 第2和室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| | 集会室 | 700円 | 900円 | 1,000円 | 1,500円 | 1,800円 | 2,300円 |
| | 実習室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | (略) |
| 郡山市立中央公民館針生分館 | | 300円 | 300円 | 400円 | 600円 | 700円 | 900円 |
| | 会議室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| | 第1和室 | 400円 | 600円 | 700円 | 900円 | 1,200円 | 1,500円 |
| | 第2和室 | 400円 | 600円 | 700円 | 900円 | 1,200円 | 1,500円 |
| | 第3和室 | 400円 | 600円 | 700円 | 900円 | 1,200円 | 1,500円 |
| | 実習室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| | 町内分室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | (略) |
| | 会議室 | | | | | | |
| | 町内分室 | 600円 | 800円 | 900円 | 1,300円 | 1,600円 | 2,000円 |
| | 和室 | | | | | | |
| 郡山市立富田東地域公民館 | 町内分室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | (略) |
| | 実習室 | | | | | | |
| | 会議室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| | 集会室 | 400円 | 600円 | 700円 | 900円 | 1,200円 | 1,500円 |
| 郡山市立大成地域公民館 | 和室 | 400円 | 600円 | 700円 | 900円 | 1,200円 | 1,500円 |
| | 実習室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| 郡山市立大成地域公民館 | 会議室 | 600円 | 800円 | 900円 | 1,300円 | 1,600円 | 2,000円 |
| | 小会議室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| | 和室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |

| | | | | | | | |
|-----|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 民館 | 実習室 | 300円 | 300円 | 300円 | 600円 | 600円 | 900円 |
| | 集会室 | 1,600円 | 1,600円 | 1,600円 | 3,200円 | 3,200円 | 4,800円 |
| 郡山市 | 会議室 | 1,000円 | 1,000円 | 1,000円 | 2,000円 | 2,000円 | 3,000円 |
| 立小山 | 第1和室 | 600円 | 600円 | 600円 | 1,200円 | 1,200円 | 1,800円 |
| 田地域 | 第2和室 | 300円 | 300円 | 300円 | 600円 | 600円 | 900円 |
| 公民館 | 実習室 | 400円 | 400円 | 400円 | 800円 | 800円 | (略) |
| 郡山市 | 第1会議室 | 500円 | 500円 | 500円 | 1,000円 | 1,000円 | 1,500円 |
| 立大槻 | 第2会議室 | 500円 | 500円 | 500円 | 1,000円 | 1,000円 | 1,500円 |
| 東地域 | 第1和室 | 500円 | 500円 | 500円 | 1,000円 | 1,000円 | 1,500円 |
| 公民館 | 第2和室 | 500円 | 500円 | 500円 | 1,000円 | 1,000円 | 1,500円 |
| | 実習室 | 400円 | 400円 | 400円 | 800円 | 800円 | (略) |
| 郡山市 | 安積分室 | 400円 | 400円 | 400円 | 800円 | 800円 | |
| 立安積 | 第1会議室 | | | | | | |
| 公民館 | 安積分室 | 400円 | 400円 | 400円 | 800円 | 800円 | |
| | 第2会議室 | | | | | | |
| | 安積分室 | 500円 | 500円 | 500円 | 1,000円 | 1,000円 | 1,500円 |
| | 第3会議室 | | | | | | |
| | 安積分室 | 600円 | 600円 | 600円 | 1,200円 | 1,200円 | 1,800円 |
| | 研修室 | | | | | | |
| | 安積分室 | 800円 | 800円 | 800円 | 1,600円 | 1,600円 | 2,400円 |
| | 大集会室 | | | | | | |
| | 安積分室 | 700円 | 700円 | 700円 | 1,400円 | 1,400円 | 2,100円 |

| | | | | | | | |
|-----|-------|------|------|--------|--------|--------|--------|
| 民館 | 実習室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| | 集会室 | 700円 | 900円 | 1,000円 | 1,500円 | 1,800円 | 2,300円 |
| 郡山市 | 会議室 | 600円 | 800円 | 900円 | 1,300円 | 1,600円 | 2,000円 |
| 立小山 | 第1和室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| 田地域 | 第2和室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| 公民館 | 実習室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | (略) |
| 郡山市 | 第1会議室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| 立大槻 | 第2会議室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| 東地域 | 第1和室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| 公民館 | 第2和室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| | 実習室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | (略) |
| 郡山市 | 安積分室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | |
| 立安積 | 第1会議室 | | | | | | |
| 公民館 | 安積分室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | |
| | 第2会議室 | | | | | | |
| | 安積分室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| | 第3会議室 | | | | | | |
| | 安積分室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| | 研修室 | | | | | | |
| | 安積分室 | 600円 | 800円 | 900円 | 1,300円 | 1,600円 | 2,000円 |
| | 大集会室 | | | | | | |
| | 安積分室 | 400円 | 600円 | 700円 | 900円 | 1,200円 | 1,500円 |

| | | | | | | | |
|-----|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 小集会室 | | | | | | |
| | 安積分室 | 400円 | 400円 | 400円 | 800円 | 800円 | (略) |
| | 実習室 | | | | | | |
| 郡山市 | 会議室 | 1,100円 | 1,100円 | 1,100円 | 2,200円 | 2,200円 | 3,300円 |
| 立柴宮 | 小会議室 | 300円 | 300円 | 300円 | 600円 | 600円 | 900円 |
| 地域公 | 和室 | 900円 | 900円 | 900円 | 1,800円 | 1,800円 | 2,700円 |
| 民館 | 実習室 | 300円 | 300円 | 300円 | 600円 | 600円 | 900円 |
| 郡山市 | 会議室 | 900円 | 900円 | 900円 | 1,800円 | 1,800円 | 2,700円 |
| 立安積 | 小会議室 | 200円 | 200円 | 200円 | 400円 | 400円 | 600円 |
| 南地域 | 和室 | 800円 | 800円 | 800円 | 1,600円 | 1,600円 | 2,400円 |
| 公民館 | 実習室 | 300円 | 300円 | 300円 | 600円 | 600円 | 900円 |
| 郡山市 | 会議室 | 800円 | 800円 | 800円 | 1,600円 | 1,600円 | 2,400円 |
| 立永盛 | 第1和室 | 1,100円 | 1,100円 | 1,100円 | 2,200円 | 2,200円 | 3,300円 |
| 地域公 | 第2和室 | 600円 | 600円 | 600円 | 1,200円 | 1,200円 | 1,800円 |
| 民館 | 実習室 | 300円 | 300円 | 300円 | 600円 | 600円 | 900円 |
| 郡山市 | 集会室 | 700円 | 700円 | 700円 | 1,400円 | 1,400円 | 2,100円 |
| 立安積 | 実習室 | 100円 | 100円 | 100円 | 200円 | 200円 | 300円 |
| 公民館 | | | | | | | |
| 笹川分 | | | | | | | |
| 館 | | | | | | | |
| 郡山市 | 会議室 | 300円 | 300円 | 300円 | 600円 | 600円 | 900円 |
| 立安積 | 集会室 | 700円 | 700円 | 700円 | 1,400円 | 1,400円 | 2,100円 |
| 公民館 | 実習室 | 200円 | 200円 | 200円 | 400円 | 400円 | 600円 |
| 牛庭分 | | | | | | | |
| 館 | | | | | | | |
| 郡山市 | 第1会議 | 700円 | 700円 | 700円 | 1,400円 | 1,400円 | 2,100円 |
| 立三穂 | 室 | | | | | | |

| | | | | | | | |
|-----|------|------|------|------|--------|--------|--------|
| | 小集会室 | | | | | | |
| | 安積分室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | (略) |
| | 実習室 | | | | | | |
| 郡山市 | 会議室 | 500円 | 700円 | 800円 | 1,100円 | 1,400円 | 1,800円 |
| 立柴宮 | 小会議室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| 地域公 | 和室 | 400円 | 600円 | 700円 | 900円 | 1,200円 | 1,500円 |
| 民館 | 実習室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| 郡山市 | 会議室 | 600円 | 800円 | 900円 | 1,300円 | 1,600円 | 2,000円 |
| 立安積 | 小会議室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| 南地域 | 和室 | 400円 | 600円 | 700円 | 900円 | 1,200円 | 1,500円 |
| 公民館 | 実習室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| 郡山市 | 会議室 | 400円 | 600円 | 700円 | 900円 | 1,200円 | 1,500円 |
| 立永盛 | 第1和室 | 500円 | 700円 | 800円 | 1,100円 | 1,400円 | 1,800円 |
| 地域公 | 第2和室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| 民館 | 実習室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| 郡山市 | | 300円 | 300円 | 400円 | 600円 | 700円 | 900円 |
| 立安積 | | | | | | | |
| 公民館 | | | | | | | |
| 笹川分 | | | | | | | |
| 館 | | | | | | | |
| 郡山市 | | 300円 | 300円 | 400円 | 600円 | 700円 | 900円 |
| 立安積 | | | | | | | |
| 公民館 | | | | | | | |
| 牛庭分 | | | | | | | |
| 館 | | | | | | | |
| 郡山市 | 第1会議 | 400円 | 600円 | 700円 | 900円 | 1,200円 | 1,500円 |
| 立三穂 | 室 | | | | | | |

| | | | | | | | |
|-----------------|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 田公民館 | 第2会議室 | 300円 | 300円 | 300円 | 600円 | 600円 | 900円 |
| | 集会室 | 1,400円 | 1,400円 | 1,400円 | 2,800円 | 2,800円 | 4,200円 |
| | 和室 | 1,000円 | 1,000円 | 1,000円 | 2,000円 | 2,000円 | 3,000円 |
| | 実習室 | 500円 | 500円 | 500円 | 1,000円 | 1,000円 | 1,500円 |
| 郡山市立三穂田公民館芦ノ口分館 | 集会室 | 700円 | 700円 | 700円 | 1,400円 | 1,400円 | 2,100円 |
| | 会議室 | 200円 | 200円 | 200円 | 400円 | 400円 | 600円 |
| | 実習室 | 200円 | 200円 | 200円 | 400円 | 400円 | 600円 |
| 郡山市立三穂田公民館富岡分館 | 研修室 | 300円 | 300円 | 300円 | 600円 | 600円 | (略) |
| | 集会室 | 700円 | 700円 | 700円 | 1,400円 | 1,400円 | 2,100円 |
| | 会議室 | 100円 | 100円 | 100円 | 200円 | 200円 | 300円 |
| | 実習室 | 100円 | 100円 | 100円 | 200円 | 200円 | 300円 |
| 郡山市立三穂田公民館鍋山分館 | 集会室 | 700円 | 700円 | 700円 | 1,400円 | 1,400円 | 2,100円 |
| | 研修室 | 200円 | 200円 | 200円 | 400円 | 400円 | 600円 |
| | 会議室 | 200円 | 200円 | 200円 | 400円 | 400円 | 600円 |
| | 実習室 | 200円 | 200円 | 200円 | 400円 | 400円 | 600円 |
| 郡山市立逢瀬公民館 | 大ホール | 1,700円 | 1,700円 | 1,700円 | 3,400円 | 3,400円 | 5,100円 |
| | 久保田分室会議室 | 1,000円 | 1,000円 | 1,000円 | 2,000円 | 2,000円 | 3,000円 |
| | 久保田分室講習室 | 800円 | 800円 | 800円 | 1,600円 | 1,600円 | 2,400円 |
| | 久保田分室実習室 | 200円 | 200円 | 200円 | 400円 | 400円 | 600円 |
| | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|-----------------|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 田公民館 | 第2会議室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| | 集会室 | 700円 | 900円 | 1,000円 | 1,500円 | 1,800円 | 2,300円 |
| | 和室 | 400円 | 600円 | 700円 | 900円 | 1,200円 | 1,500円 |
| | 実習室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| 郡山市立三穂田公民館芦ノ口分館 | | 300円 | 300円 | 400円 | 600円 | 700円 | 900円 |
| | 集会室 | 300円 | 300円 | 400円 | 600円 | 700円 | (略) |
| | 和室 | 300円 | 300円 | 400円 | 600円 | 700円 | 900円 |
| 郡山市立三穂田公民館富岡分館 | | 300円 | 300円 | 400円 | 600円 | 700円 | 900円 |
| | 集会室 | 300円 | 300円 | 400円 | 600円 | 700円 | (略) |
| | 和室 | 300円 | 300円 | 400円 | 600円 | 700円 | 900円 |
| | | | | | | | |
| 郡山市立逢瀬公民館 | 大ホール | 1,000円 | 1,300円 | 1,600円 | 2,100円 | 2,700円 | 3,400円 |
| | 久保田分室会議室 | 600円 | 800円 | 900円 | 1,300円 | 1,600円 | 2,000円 |
| | 久保田分室講習室 | 400円 | 600円 | 700円 | 900円 | 1,200円 | 1,500円 |
| | 久保田分室実習室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|-----|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 郡山市 | 畑田分室 | 500円 | 500円 | 500円 | 1,000円 | 1,000円 | 1,500円 |
| 立喜久 | 研修室 | | | | | | |
| 田公民 | 喜久田体 | 1,700円 | 1,700円 | 1,700円 | 3,400円 | 3,400円 | 5,100円 |
| 館 | 育館 | | | | | | |
| 郡山市 | 会議室 | 900円 | 900円 | 900円 | 1,800円 | 1,800円 | 2,700円 |
| 立日和 | 研修室 | 1,000円 | 1,000円 | 1,000円 | 2,000円 | 2,000円 | 3,000円 |
| 田公民 | 和室 | 900円 | 900円 | 900円 | 1,800円 | 1,800円 | 2,700円 |
| 館 | 実習室 | 700円 | 700円 | 700円 | 1,400円 | 1,400円 | 2,100円 |
| | ホール | 1,600円 | 1,600円 | 1,600円 | 3,200円 | 3,200円 | 4,800円 |
| | 文化体育 | 1,700円 | 1,700円 | 1,700円 | 3,400円 | 3,400円 | 5,100円 |
| | 館 | | | | | | |
| | 高倉体育 | 1,500円 | 1,500円 | 1,500円 | 3,000円 | 3,000円 | 4,500円 |
| | 館 | | | | | | |
| 郡山市 | 和室 | 700円 | 700円 | 700円 | 1,400円 | 1,400円 | 2,100円 |
| 立日和 | | | | | | | |
| 田公民 | 実習室 | 200円 | 200円 | 200円 | 400円 | 400円 | 600円 |
| 館高倉 | | | | | | | |
| 分館 | | | | | | | |
| 郡山市 | 第1集会 | 700円 | 700円 | 700円 | 1,400円 | 1,400円 | 2,100円 |
| 立日和 | 室 | | | | | | |
| 田公民 | 第2集会 | 200円 | 200円 | 200円 | 400円 | 400円 | 600円 |
| 館宮下 | 室 | | | | | | |
| 分館 | 実習室 | 200円 | 200円 | 200円 | 400円 | 400円 | 600円 |
| 郡山市 | 第1集会 | 700円 | 700円 | 700円 | 1,400円 | 1,400円 | 2,100円 |
| 立日和 | 室 | | | | | | |
| 田公民 | 第2集会 | 200円 | 200円 | 200円 | 400円 | 400円 | 600円 |
| 館久留 | 室 | | | | | | |

| | | | | | | | |
|-----|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 郡山市 | 畑田分室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| 立喜久 | 研修室 | | | | | | |
| 田公民 | 喜久田体 | 1,000円 | 1,300円 | 1,600円 | 2,100円 | 2,700円 | 3,400円 |
| 館 | 育館 | | | | | | |
| 郡山市 | 会議室 | 500円 | 700円 | 800円 | 1,100円 | 1,400円 | 1,800円 |
| 立日和 | 研修室 | 500円 | 700円 | 800円 | 1,100円 | 1,400円 | 1,800円 |
| 田公民 | 和室 | 500円 | 700円 | 800円 | 1,100円 | 1,400円 | 1,800円 |
| 館 | 実習室 | 400円 | 600円 | 700円 | 900円 | 1,200円 | 1,500円 |
| | ホール | 700円 | 900円 | 1,000円 | 1,500円 | 1,800円 | 2,300円 |
| | 文化体育 | 1,000円 | 1,300円 | 1,600円 | 2,100円 | 2,700円 | 3,400円 |
| | 館 | | | | | | |
| | 高倉体育 | 900円 | 1,200円 | 1,500円 | 1,900円 | 2,500円 | 3,100円 |
| | 館 | | | | | | |
| 郡山市 | 和室 | 300円 | 300円 | 400円 | 600円 | 700円 | 900円 |
| 立日和 | | | | | | | |
| 田公民 | 実習室 | 300円 | 300円 | 400円 | 600円 | 700円 | 900円 |
| 館高倉 | | | | | | | |
| 分館 | | | | | | | |
| 郡山市 | | 300円 | 300円 | 400円 | 600円 | 700円 | 900円 |
| 立日和 | | | | | | | |
| 田公民 | | | | | | | |
| 館宮下 | | | | | | | |
| 分館 | | | | | | | |
| 郡山市 | | 300円 | 300円 | 400円 | 600円 | 700円 | 900円 |
| 立日和 | | | | | | | |
| 田公民 | | | | | | | |
| 館久留 | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|-----|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 米分館 | 実習室 | 200円 | 200円 | 200円 | 400円 | 400円 | 600円 |
| 郡山市 | 第1集会 | 500円 | 500円 | 500円 | 1,000円 | 1,000円 | 1,500円 |
| 立日和 | 室 | | | | | | |
| 田公民 | 第2集会 | 400円 | 400円 | 400円 | 800円 | 800円 | 1,200円 |
| 館梅沢 | 室 | | | | | | |
| 分館 | 第3集会 | 300円 | 300円 | 300円 | 600円 | 600円 | 900円 |
| | 室 | | | | | | |
| 郡山市 | 第1和室 | 700円 | 700円 | 700円 | 1,400円 | 1,400円 | 2,100円 |
| 立日和 | 第2和室 | 200円 | 200円 | 200円 | 400円 | 400円 | 600円 |
| 田公民 | 実習室 | 100円 | 100円 | 100円 | 200円 | 200円 | 300円 |
| 館八丁 | | | | | | | |
| 目分館 | | | | | | | |
| 郡山市 | 第1会議 | 600円 | 600円 | 600円 | 1,200円 | 1,200円 | 1,800円 |
| 立行徳 | 室 | | | | | | |
| 地域公 | 第2会議 | 400円 | 400円 | 400円 | 800円 | 800円 | (略) |
| 民館 | 室 | | | | | | |
| | 和室 | 800円 | 800円 | 800円 | 1,600円 | 1,600円 | 2,400円 |
| | 実習室 | 300円 | 300円 | 300円 | 600円 | 600円 | 900円 |
| | 集会室 | 1,600円 | 1,600円 | 1,600円 | 3,200円 | 3,200円 | 4,800円 |
| 郡山市 | 第1集会 | 1,100円 | 1,100円 | 1,100円 | 2,200円 | 2,200円 | 3,300円 |
| 立八山 | 室 | | | | | | |
| 田地域 | 第2集会 | 1,600円 | 1,600円 | 1,600円 | 3,200円 | 3,200円 | 4,800円 |
| 公民館 | 室 | | | | | | |
| 郡山市 | 第1和室 | 600円 | 600円 | 600円 | 1,200円 | 1,200円 | 1,800円 |
| 立富久 | 第2和室 | 300円 | 300円 | 300円 | 600円 | 600円 | 900円 |
| 山公民 | 第3和室 | 300円 | 300円 | 300円 | 600円 | 600円 | 900円 |
| 館久保 | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|-----|------|------|------|--------|--------|--------|--------|
| 米分館 | | | | | | | |
| 郡山市 | | 300円 | 300円 | 400円 | 600円 | 700円 | 900円 |
| 立日和 | | | | | | | |
| 田公民 | | | | | | | |
| 館梅沢 | | | | | | | |
| 分館 | | | | | | | |
| 郡山市 | | 300円 | 300円 | 400円 | 600円 | 700円 | 900円 |
| 立日和 | | | | | | | |
| 田公民 | | | | | | | |
| 館八丁 | | | | | | | |
| 目分館 | | | | | | | |
| 郡山市 | 第1会議 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| 立行徳 | 室 | | | | | | |
| 地域公 | 第2会議 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | (略) |
| 民館 | 室 | | | | | | |
| | 和室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| | 実習室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| | 集会室 | 700円 | 900円 | 1,000円 | 1,500円 | 1,800円 | 2,300円 |
| 郡山市 | 第1集会 | 600円 | 800円 | 900円 | 1,300円 | 1,600円 | 2,000円 |
| 立八山 | 室 | | | | | | |
| 田地域 | 第2集会 | 700円 | 900円 | 1,000円 | 1,500円 | 1,800円 | 2,300円 |
| 公民館 | 室 | | | | | | |
| 郡山市 | | 300円 | 300円 | 400円 | 600円 | 700円 | 900円 |
| 立富久 | | | | | | | |
| 山公民 | | | | | | | |
| 館久保 | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|-----|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 田分館 | | | | | | | |
| 郡山市 | 集会室 | 700円 | 700円 | 700円 | 1,400円 | 1,400円 | 2,100円 |
| 立富久 | 和室 | 200円 | 200円 | 200円 | 400円 | 400円 | 600円 |
| 山公民 | 実習室 | 200円 | 200円 | 200円 | 400円 | 400円 | 600円 |
| 館福原 | | | | | | | |
| 分館 | | | | | | | |
| 郡山市 | 集会室 | 700円 | 700円 | 700円 | 1,400円 | 1,400円 | 2,100円 |
| 立富久 | 第1和室 | 100円 | 100円 | 100円 | 200円 | 200円 | 300円 |
| 山公民 | 第2和室 | 100円 | 100円 | 100円 | 200円 | 200円 | 300円 |
| 館小泉 | 実習室 | 100円 | 100円 | 100円 | 200円 | 200円 | 300円 |
| 分館 | | | | | | | |
| 郡山市 | 会議室 | 500円 | 500円 | 500円 | 1,000円 | 1,000円 | 1,500円 |
| 立湖南 | 集会室 | 1,400円 | 1,400円 | 1,400円 | 2,800円 | 2,800円 | 4,200円 |
| 公民館 | 第1和室 | 300円 | 300円 | 300円 | 600円 | 600円 | 900円 |
| | 第2和室 | 400円 | 400円 | 400円 | 800円 | 800円 | (略) |
| | 実習室 | 400円 | 400円 | 400円 | 800円 | 800円 | |
| 郡山市 | 集会室 | 700円 | 700円 | 700円 | 1,400円 | 1,400円 | 2,100円 |
| 立熱海 | 会議室 | 200円 | 200円 | 200円 | 400円 | 400円 | 600円 |
| 公民館 | 実習室 | 200円 | 200円 | 200円 | 400円 | 400円 | 600円 |
| 安子島 | | | | | | | |
| 分館 | | | | | | | |
| 郡山市 | 集会室 | 700円 | 700円 | 700円 | 1,400円 | 1,400円 | 2,100円 |
| 立熱海 | 会議室 | 200円 | 200円 | 200円 | 400円 | 400円 | 600円 |
| 公民館 | 実習室 | 200円 | 200円 | 200円 | 400円 | 400円 | 600円 |
| 高玉 | | | | | | | |
| 分館 | | | | | | | |
| 郡山市 | 集会室 | 700円 | 700円 | 700円 | 1,400円 | 1,400円 | 2,100円 |

| | | | | | | | |
|-----|------|------|------|--------|--------|--------|--------|
| 田分館 | | | | | | | |
| 郡山市 | | 300円 | 300円 | 400円 | 600円 | 700円 | 900円 |
| 立富久 | | | | | | | |
| 山公民 | | | | | | | |
| 館福原 | | | | | | | |
| 分館 | | | | | | | |
| 郡山市 | | 300円 | 300円 | 400円 | 600円 | 700円 | 900円 |
| 立富久 | | | | | | | |
| 山公民 | | | | | | | |
| 館小泉 | | | | | | | |
| 分館 | | | | | | | |
| 郡山市 | 会議室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| 立湖南 | 集会室 | 700円 | 900円 | 1,000円 | 1,500円 | 1,800円 | 2,300円 |
| 公民館 | 第1和室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| | 第2和室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | (略) |
| | 実習室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | |
| 郡山市 | | 300円 | 300円 | 400円 | 600円 | 700円 | 900円 |
| 立熱海 | | | | | | | |
| 公民館 | | | | | | | |
| 安子島 | | | | | | | |
| 分館 | | | | | | | |
| 郡山市 | | 300円 | 300円 | 400円 | 600円 | 700円 | 900円 |
| 立熱海 | | | | | | | |
| 公民館 | | | | | | | |
| 高玉 | | | | | | | |
| 分館 | | | | | | | |
| 郡山市 | | 300円 | 300円 | 400円 | 600円 | 700円 | 900円 |

| | | | | | | | |
|-------------------------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 立熱海 公民館 | 会議室 | 200円 | 200円 | 200円 | 400円 | 400円 | 600円 |
| | 実習室 | 100円 | 100円 | 100円 | 200円 | 200円 | 300円 |
| 玉川分館 | | | | | | | |
| 郡山市 立熱海 公民館 | 集会室 | 700円 | 700円 | 700円 | 1,400円 | 1,400円 | 2,100円 |
| | 会議室 | 200円 | 200円 | 200円 | 400円 | 400円 | 600円 |
| 中山分館 | 実習室 | 100円 | 100円 | 100円 | 200円 | 200円 | 300円 |
| | | | | | | | |
| 郡山市 立田村 公民館 | 第1会議室 | 900円 | 900円 | 900円 | 1,800円 | 1,800円 | 2,700円 |
| | 第2会議室 | 500円 | 500円 | 500円 | 1,000円 | 1,000円 | 1,500円 |
| | 集会室 | 1,400円 | 1,400円 | 1,400円 | 2,800円 | 2,800円 | 4,200円 |
| | 第1和室 | 800円 | 800円 | 800円 | 1,600円 | 1,600円 | 2,400円 |
| | 第2和室 | 300円 | 300円 | 300円 | 600円 | 600円 | 900円 |
| | 実習室 | 400円 | 400円 | 400円 | 800円 | 800円 | (略) |
| | 大ホール | 1,700円 | 1,700円 | 1,700円 | 3,400円 | 3,400円 | 5,100円 |
| | | | | | | | |
| 郡山市 立高瀬 地域公 民館 | 会議室 | 600円 | 600円 | 600円 | 1,200円 | 1,200円 | 1,800円 |
| | 第1和室 | 600円 | 600円 | 600円 | 1,200円 | 1,200円 | 1,800円 |
| | 第2和室 | 600円 | 600円 | 600円 | 1,200円 | 1,200円 | 1,800円 |
| | 第3和室 | 600円 | 600円 | 600円 | 1,200円 | 1,200円 | 1,800円 |
| | 実習室 | 300円 | 300円 | 300円 | 600円 | 600円 | 900円 |
| 郡山市 立二瀬 地域公 民館 | 会議室 | 500円 | 500円 | 500円 | 1,000円 | 1,000円 | 1,500円 |
| | 集会室 | 900円 | 900円 | 900円 | 1,800円 | 1,800円 | 2,700円 |
| | 和室 | 700円 | 700円 | 700円 | 1,400円 | 1,400円 | 2,100円 |
| | 実習室 | 400円 | 400円 | 400円 | 800円 | 800円 | (略) |

| | | | | | | | |
|-------------------------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 立熱海 公民館 | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 玉川分館 | | | | | | | |
| 郡山市 立熱海 公民館 | | 300円 | 300円 | 400円 | 600円 | 700円 | 900円 |
| | | | | | | | |
| 郡山市 立田村 公民館 | 第1会議室 | 400円 | 600円 | 700円 | 900円 | 1,200円 | 1,500円 |
| | 第2会議室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| | 集会室 | 700円 | 900円 | 1,000円 | 1,500円 | 1,800円 | 2,300円 |
| | 第1和室 | 400円 | 600円 | 700円 | 900円 | 1,200円 | 1,500円 |
| | 第2和室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| | 実習室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | (略) |
| | 大ホール | 1,000円 | 1,300円 | 1,600円 | 2,100円 | 2,700円 | 3,400円 |
| | | | | | | | |
| 郡山市 立高瀬 地域公 民館 | 会議室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| | 第1和室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| | 第2和室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| | 第3和室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| | 実習室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| 郡山市 立二瀬 地域公 民館 | 会議室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| | 集会室 | 400円 | 600円 | 700円 | 900円 | 1,200円 | 1,500円 |
| | 和室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| | 実習室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | (略) |

| | | | | | | | |
|-----------|------|------|------|------|--------|--------|--------|
| 郡山市 | 集会室 | 700円 | 700円 | 700円 | 1,400円 | 1,400円 | 2,100円 |
| 立田村 | 会議室 | 300円 | 300円 | 300円 | 600円 | 600円 | 900円 |
| 公民館 | 実習室 | 200円 | 200円 | 200円 | 400円 | 400円 | 600円 |
| 田母神 分館 | | | | | | | |
| 郡山市 | 集会室 | 700円 | 700円 | 700円 | 1,400円 | 1,400円 | 2,100円 |
| 立田村 | 第1和室 | 200円 | 200円 | 200円 | 400円 | 400円 | 600円 |
| 公民館 | 第2和室 | 200円 | 200円 | 200円 | 400円 | 400円 | 600円 |
| 谷田川 | 実習室 | 100円 | 100円 | 100円 | 200円 | 200円 | 300円 |
| 分館 | | | | | | | |
| 郡山市 | 集会室 | 700円 | 700円 | 700円 | 1,400円 | 1,400円 | 2,100円 |
| 立西田 | 研修室 | 200円 | 200円 | 200円 | 400円 | 400円 | 600円 |
| 公民館 | 和室 | 200円 | 200円 | 200円 | 400円 | 400円 | 600円 |
| 高野分 館 | 実習室 | 100円 | 100円 | 100円 | 200円 | 200円 | 300円 |
| 郡山市 | 第1和室 | 600円 | 600円 | 600円 | 1,200円 | 1,200円 | 1,800円 |
| 立西田 | 第2和室 | 100円 | 100円 | 100円 | 200円 | 200円 | 300円 |
| 公民館 | 第3和室 | 100円 | 100円 | 100円 | 200円 | 200円 | 300円 |
| 根木屋 分館 | | | | | | | |
| 郡山市 | 集会室 | 700円 | 700円 | 700円 | 1,400円 | 1,400円 | 2,100円 |
| 立中田 | 会議室 | 200円 | 200円 | 200円 | 400円 | 400円 | 600円 |
| 公民館 | 研修室 | 200円 | 200円 | 200円 | 400円 | 400円 | 600円 |
| 宮城分 館 | 実習室 | 200円 | 200円 | 200円 | 400円 | 400円 | 600円 |
| 郡山市 | 集会室 | 700円 | 700円 | 700円 | 1,400円 | 1,400円 | 2,100円 |
| 立中田 | 会議室 | 200円 | 200円 | 200円 | 400円 | 400円 | 600円 |

| | | | | | | | |
|-----------|--|------|------|------|------|------|------|
| 郡山市 | | 300円 | 300円 | 400円 | 600円 | 700円 | 900円 |
| 立田村 | | | | | | | |
| 公民館 | | | | | | | |
| 田母神 分館 | | | | | | | |
| 郡山市 | | 300円 | 300円 | 400円 | 600円 | 700円 | 900円 |
| 立田村 | | | | | | | |
| 公民館 | | | | | | | |
| 谷田川 分館 | | | | | | | |
| 郡山市 | | 300円 | 300円 | 400円 | 600円 | 700円 | 900円 |
| 立西田 | | | | | | | |
| 公民館 | | | | | | | |
| 高野分 館 | | | | | | | |
| 郡山市 | | 300円 | 300円 | 400円 | 600円 | 700円 | 900円 |
| 立西田 | | | | | | | |
| 公民館 | | | | | | | |
| 根木屋 分館 | | | | | | | |
| 郡山市 | | 300円 | 300円 | 400円 | 600円 | 700円 | 900円 |
| 立中田 | | | | | | | |
| 公民館 | | | | | | | |
| 宮城分 館 | | | | | | | |
| 郡山市 | | 300円 | 300円 | 400円 | 600円 | 700円 | 900円 |
| 立中田 | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|-------------------|-----|------|------|------|--------|--------|--------|
| 公民館 牛糞分館 | 実習室 | 100円 | 100円 | 100円 | 200円 | 200円 | 300円 |
| 郡山市 立中田 公民館 | 集会室 | 700円 | 700円 | 700円 | 1,400円 | 1,400円 | 2,100円 |
| | 会議室 | 200円 | 200円 | 200円 | 400円 | 400円 | 600円 |
| 中津川 分館 | 実習室 | 200円 | 200円 | 200円 | 400円 | 400円 | 600円 |
| 郡山市 立中田 公民館 | 会議室 | 700円 | 700円 | 700円 | 1,400円 | 1,400円 | 2,100円 |
| | 和室 | 600円 | 600円 | 600円 | 1,200円 | 1,200円 | 1,800円 |
| 下枝分 館 | 実習室 | 400円 | 400円 | 400円 | 800円 | 800円 | 1,200円 |
| | 集会室 | 700円 | 700円 | 700円 | 1,400円 | 1,400円 | 2,100円 |

備考

- 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 2 大ホール及び体育館の冷房又は暖房の設備（暖房用器具を含む。）を使用する場合は、施設使用料の100分の20に相当する額を加算する。
- 3 第7条ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときは、1時間につき、午前9時から午後9時までの欄に掲げる額の時間割計算による額とその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。
- 4 前2項の規定により加算した施設使用料の額に10円未満の端数があ

| | | | | | | | |
|-------------------|-----|------|------|------|------|------|------|
| 公民館 牛糞分館 | | | | | | | |
| 郡山市 立中田 公民館 | | 300円 | 300円 | 400円 | 600円 | 700円 | 900円 |
| 中津川 分館 | | | | | | | |
| 郡山市 立中田 公民館 | 会議室 | 300円 | 300円 | 400円 | 600円 | 700円 | 900円 |
| | 和室 | 300円 | 300円 | 400円 | 600円 | 700円 | 900円 |
| 下枝分 館 | 実習室 | 300円 | 300円 | 400円 | 600円 | 700円 | 900円 |
| | 集会室 | 300円 | 300円 | 400円 | 600円 | 700円 | 900円 |

備考

- 1 使用時間が使用区分に定める使用時間に満たないときは、これを使用区分に定める使用時間に切り上げて計算する。
- 2 冷房又は暖房の設備（暖房用器具を含む。）を使用する場合は、施設使用料の100分の20に相当する額を加算する。

るときは、これを10円に切り上げる

5 2分の1面利用を可能とするネットを有する大ホール又は体育館において、アリーナの2分の1面を利用する場合は施設使用料の100分の50の額とする。

6 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものものとする。

(2) 設備等使用料

| 種別 | 単位 | 使用料 | 摘要 |
|-----------------|-----|-----|----|
| ピアノ (電子ピアノを除く。) | (略) | | |

備考

1～3 (略)

4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものものとする。

(2) 設備等使用料

| 種別 | 区分 | 単位 | 使用料 | 摘要 |
|---------|--|------|------|-----|
| ピアノ | | (略) | | (略) |
| プロジェクター | | 1式1回 | 500円 | |
| 展示用パネル | | 1枚1日 | 50円 | |
| 持込電気器具 | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合 | 1回 | 100円 | |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合 | 1回 | 200円 | |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合 | 1回 | 300円 | |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合 | 1回 | 400円 | |

備考

1～3 (略)

(郡山市保育所条例の一部改正)

第4条 郡山市保育所条例(昭和40年郡山市条例第53号)の一部を次のように改正する。

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|-------------|-------|------|-------------|----------|------|
| 別表第2(第5条関係) | | | 別表第2(第5条関係) | | |
| 名称 | 単位 | 金額 | 名称 | 単位 | 金額 |
| 延長保育料 | 1回1時間 | 200円 | 延長保育料 | 1回1時間につき | 100円 |
| 備考(略) | | | 備考(略) | | |

(郡山市公会堂条例の一部改正)

第5条 郡山市公会堂条例(昭和40年郡山市条例第57号)の一部を次のように改正する。

| 改正後 | | 改正前 | |
|--|---------|---|---------|
| <p>(使用の制限)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、公会堂の使用を許可しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>販売、営利を目的とする勧誘その他これに類する行為をするおそれがあると認めるとき</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げる場合のほか、管理運営上適当でない行為をするおそれがあると認めるとき。</u></p> | | <p>(使用の制限)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、公会堂の使用を許可しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>営利的興行又これに類するものを行うとき。</u></p> | |
| <p>別表(第7条関係)</p> <p>1 施設使用料</p> | | <p>別表(第7条関係)</p> <p>1 施設使用料</p> | |
| 区分 | 使用料 | 区分 | 使用料 |
| 午前 午前9時から午後1時まで | 4,800円 | 午前 午前9時から午後1時まで | 2,600円 |
| 午後 午後1時から午後5時まで | 4,800円 | 午後 午後1時から午後5時まで | 5,700円 |
| 夜間 午後5時から午後9時まで | 4,800円 | 夜間 午後5時から午後9時まで | 5,100円 |
| 午前・午後 午前9時から午後5時まで | 9,600円 | 午前・午後 午前9時から午後5時まで | 7,500円 |
| 午後・夜間 午後1時から午後9時まで | 9,600円 | 午後・夜間 午後1時から午後9時まで | 9,800円 |
| 全日 午前9時から午後9時まで | 14,400円 | 全日 午前9時から午後9時まで | 11,200円 |

備考

- 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 2 冷房又は暖房の設備（暖房用器具を含む。）を使用する場合は、施設使用料の100分の20の額を加算する。
- 3 第10条ただし書により、やむを得ずの使用時間の変更が認められたときは、1時間につき、午前9時から午後9時までの項使用料の欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間が1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。
- 4 前2項の規定により加算した施設使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。
- 5 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

2 特別使用料

| 種別 | | 使用料の額 |
|--------------|-------------------------|------------------------|
| 入場料徴収 加算料 | 入場料が1,001円以上3,000円以下の場合 | 施設使用料の額の100分の100に相当する額 |
| | 入場料が3,001円以上の場合 | 施設使用料の額の100分の200に相当する額 |

備考

- 1 この表において「入場料徴収加算料」とあるのは、使用者が公会堂を使用するに際し、この表の種別に該当する入場料（入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場の対価として徴収するものをいう。以下同じ。）を徴収する場合に施設使用料に加算される使用料をいう。

備考 冷房又は暖房の設備を使用する場合は、施設使用料の100分の20の額を加算する。

2 入場料を徴収する場合は、入場料の最高額によりこの表を適用する。

3 特別使用料の算定に用いる施設使用料の額は、当該特別使用料に係る行為を行う使用時間の区分による。

4 特別使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

3 設備等使用料

| 種別 | 単位 | 使用料 |
|-----|----|-----|
| (略) | | |

備考

1・2 (略)

3 ピアノの使用料には、調律料は含まない。

4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要す

2 設備等使用料

| 種別 | 区分 | 単位 | 使用料 |
|--------|--|------|--------|
| (略) | | | |
| 展示用パネル | | 1枚1日 | 50円 |
| 持込電気器具 | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合 | 1回 | 100円 |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合 | 1回 | 200円 |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合 | 1回 | 300円 |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超え2キロワット以下の場合 | 1回 | 400円 |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が2キロワットを超え5キロワット以下の場合 | 1回 | 700円 |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が5キロワットを超える場合 | 1回 | 1,300円 |

備考

1・2 (略)

る時間を含むものとする。

(郡山市熱海温泉事業条例の一部改正)

第6条 郡山市熱海温泉事業条例(昭和40年郡山市条例第108号)の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(温泉使用料) 第11条 (略) 2 (略) 3 温泉使用料で市長が必要と認めるときは、第1項の規定にかかわらず第25条に規定する管理委員会に<u>諮って</u>使用料を減免することができる。 (使用料の納入期限) 第12条 第14条の規定による検針により算出された温泉使用料の納入期限は、当該検針の日の属する月の<u>翌月の末日</u>とする。ただし、特別の場合は、納入通知書に指定する期限とする。 (使用料の計算) 第13条 温泉使用料の計算にあつては、<u>検針を行った月の検針量から前月の検針量の差をもって1か月の温泉使用量とし、第11条第1項の規定に基づき算定する。</u> 2・3 (略) (権利譲渡の制限) 第18条 権利者は、給湯を受ける権利(次項において「権利」という。)を譲渡することはできない。 2 <u>前項の規定にかかわらず、規則の定めるところにより、権利を譲り受けようとする者が市長の許可を受けたときは、権利者は権利を譲渡することができる。</u> 3 <u>前項の許可を受けようとする者は、手数料として3,000円を納入しな</u></p> | <p>(温泉使用料) 第11条 (略) 2 (略) 3 温泉使用料で市長が必要と認めるときは、第1項の規定にかかわらず第25条に規定する管理委員会には<u>かつて</u>使用料を減免することができる。 (使用料の納入期限) 第12条 第14条の規定による検針により算出された温泉使用料の納入期限は、当該検針の日の属する月の<u>翌月15日</u>とする。ただし、特別の場合は、納入通知書に指定する期限とする。 (使用料の計算) 第13条 温泉使用料の計算にあつては、<u>検針から当該検針の直前の検針までの期間をもって1か月とする。</u> 2・3 (略) (名義の変更) 第18条 権利者が<u>譲渡、相続その他の事由で名義を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。</u> 2 <u>名義を変更しようとする者が譲渡によるときは、温泉使用料等市に対するすべての債務を履行しないときは、前項の規定による許可をしない。</u> 3 <u>譲渡の理由により第1項の規定による許可の申請をする新たな名義人となろうとする者は、手数料として権利量1リットルにつき1,000円を納入しなければならない。</u> 4 <u>譲渡以外の理由により第1項の規定による許可の申請をする新たな名義</u></p> |

ればならない。

4 前項に規定する手数料は、当該許可に係る申請の際に納入しなければならない。

5 既納の手数料は、これを返還しない。
(違背処分)

第21条 (略)

2 市長は、前項第3号及び第6号の規定に該当する場合で特に悪質と認め
たときは、第25条に規定する管理委員会に諮って、給湯の権利を取り消す
ことができる。この場合市は、一切の損害を補償しない。

3 (略)

人となろうとする者は、手数料として3,000円を納入しなければならない
。

5 前2項の規定による手数料は、申請の際に納入しなければならない。こ
の場合において、既納の手数料は、返還しない。

(違背処分)

第21条 (略)

2 市長は、前項第3号及び第6号の規定に該当する場合で特に悪質と認め
たときは、第25条に規定する管理委員会にはかつて、給湯の権利を取り消
すことができる。この場合市は、一切の損害を補償しない。

3 (略)

第7条 郡山市熱海温泉事業条例の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(権利金)</p> <p>第10条 第5条の許可を得た者は、<u>納入通知書に指定する期限までに次の各</u> <u>号に掲げる区分により、当該各号に定める権利金を納入しなければならない</u> い。</p> <p>(1) 営業用 権利量1リットルにつき<u>143,000円</u></p> <p>(2) 自家用 権利量1リットルにつき<u>220,000円</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(温泉使用料)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 第6条第4項の規定により徴収する加算金は、<u>超過1か所につき月額</u> <u>3,300円とする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(管理料)</p> | <p>(権利金)</p> <p>第10条 第5条の許可を得た者は、<u>許可の日から5日以内に次の各号に掲げ</u> <u>る区分により、当該各号に定める権利金を納入しなければならない。</u></p> <p>(1) 営業用 権利量1リットルにつき<u>136,500円</u></p> <p>(2) 自家用 権利量1リットルにつき<u>210,000円</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(温泉使用料)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 第6条第4項の規定により徴収する加算金は、<u>超過1か所につき月額</u> <u>3,150円とする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(管理料)</p> |

第14条の2 市長は、使用した給湯量が無く、かつ、温泉の使用を中止している権利者から、管理料として権利量1リットルにつき月額110円を徴収する。

2 (略)

(郡山市都市公園条例の一部改正)

第14条の2 市長は、使用した給湯量が無く、かつ、温泉の使用を中止している権利者から、管理料として権利量1リットルにつき月額105円を徴収する。

2 (略)

第8条 郡山市都市公園条例(昭和40年郡山市条例第112号)の一部を次のように改正する。

| 改正後 | | 改正前 | |
|-----------------------------------|-----------------|-----------------------------------|-----------|
| 別表第1(第6条の2関係) 有料公園施設 | | 別表第1(第6条の2関係) 有料公園施設 | |
| 都市公園名 | 有料公園施設の名称 | 都市公園名 | 有料公園施設の名称 |
| (略) | | (略) | |
| 大槻公園 | (略) バーベキュー広場 | 大槻公園 | (略) |
| 開成山公園 | (略) | 開成山公園 | |
| 荒井中央公園 | ふれあい交流施設 | | |
| 平成記念郡山こどものもり公園 | もりの館 | | |
| 浄土松公園 | バーベキュー広場 | | |
| 別表第2(第6条の3関係) 有料公園施設の供用日及び供用時間 | | 別表第2(第6条の3関係) 有料公園施設の供用日及び供用時間 | |
| 有料公園施設の区分 | 供用日 | 供用時間 | |
| 郡山カルチャーパークドリームランド | (略) | | |
| 郡山カルチャーパークプール (個人使用に限る。) | | | |
| 郡山カルチャーパークカルチャーセンター | | | |
| 21世紀記念公園交流施設 | | | |

| | | |
|------------------------|---|-----------------|
| 21世紀記念公園くつろぎ施設 | | |
| 大槻公園スーパースライダー | | |
| 大槻公園バーベキュー広場 | 1月4日から12月28日までの日 で、休場日以外の日 | 午前9時から午後4時30分まで |
| (略) | | |
| 開成山野外音楽堂 | (略) | |
| 荒井中央公園ふれあい交流施設 | 1月5日から12月27日までの日 で、土曜日、日曜日及び休日 (国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号)に規定する休日)以外の日 | 午前9時から午後5時まで |
| 平成記念郡山こどものもり公園 もりの館 | (1) 1月5日から12月27日までの日 で、休場日以外の日 (2) 7月21日から8月24日までの日 | 午前9時から午後5時まで |
| 浄土松公園バーベキュー広場 | 1月4日から12月28日までの日 で、休場日以外の日 | 午前9時から午後4時30分まで |

備考 (略)

別表第4 (第10条関係)

有料公園施設の使用料

1 郡山カルチャーパークドリームランドの使用料

| 種別 | 単位 | 使用料 | 摘要 |
|-----------|------|---------|----------------|
| ジェットコースター | 1人1回 | 大人400円 | 4歳未満の者は、無料とする。 |
| ゴーカート | | こども300円 | |
| グレートポセイドン | 1人1回 | 大人300円 | |
| パラトルーパー | | こども200円 | |
| サイクルモノレール | | | |

| | |
|-----------|-----|
| くつろぎ施設 | |
| スーパースライダー | (略) |
| (略) | |
| 開成山野外音楽堂 | (略) |

備考 (略)

別表第4 (第10条関係)

有料公園施設の使用料

1 ドリームランドの使用料

| 種別 | 単位 | 使用料 | 摘要 |
|-----------|------|--------|-----------------------------|
| ジェットコースター | 1人1回 | 大人300円 | (1) 100円券11枚つづりは、1,000円とする。 |
| ゴーカート | | 子供200円 | |
| グレートポセイドン | 1人1回 | 大人200円 | (2) 4歳未満の者は、無料とする。 |
| パラトルーパー | | 子供100円 | |
| サイクルモノレール | | | |

| | | |
|----------|------|------|
| 豆汽車 | | |
| コーヒーカップ | | |
| チェーンタワー | 1人1回 | 200円 |
| メリーゴーランド | | |
| 観覧車 | | |
| ミラーハウス | | |

備考 「大人」とは15歳以上の者（中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）の生徒を除く。）を、「こども」とは4歳以上15歳未満の者をいう。

2 郡山カルチャーパークプールの使用料

| 種別 | 単位 | 使用料 | |
|------|--------|--------------|---------|
| 個人使用 | 1人1回 | 大人450円 | |
| | | 高校生・学生270円 | |
| | | 中学生及び小学生180円 | |
| | | 幼児130円 | |
| 貸切使用 | 25mプール | 1レーン1時間 | 700円 |
| | | 全レーン1時間 | 4,900円 |
| | 50mプール | 1レーン1時間 | 1,800円 |
| | | 全レーン1時間 | 14,400円 |
| | 飛込プール | 1時間 | 7,000円 |

備考

1 「幼児」とは4歳以上の者で小学校就学前の者をいう。

2 「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこ

| | | |
|----------|------|------|
| 豆汽車 | | |
| コーヒーカップ | | |
| チェーンタワー | 1人1回 | 100円 |
| メリーゴーランド | | |
| 観覧車 | | |
| ミラーハウス | | |

備考 「大人」とは15歳以上の者を、「子供」とは4歳以上15歳未満の者をいう。

2 カルチャーパークプールの使用料

| 種別 | 単位 | 使用料 | 摘要 |
|------|-----------------|--------------------|---|
| 個人使用 | 1人1回 | 大人300円 | 回数券（6回券）は、1,500円とする。 |
| | | 子供150円 | 回数券（6回券）は、750円とする。 |
| 貸切使用 | 午前9時から午後0時30分まで | 18,500円 | 入場料を徴収して競泳プール及び飛込プールを使用する場合は、それぞれについて左記金額を加算する。 |
| | | 午後0時30分から午後4時30分まで | |
| | 午前9時から午後4時30分まで | 55,500円 | |

備考

1 「大人」とは15歳以上の者を、「子供」とは4歳以上15歳未満の者をいう。

2 「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費等その名称のいかんを問わず入場の対価として徴収するものをいう。

れらに準ずる者をいう。

3 「中学生」とは中学校（義務教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の生徒を、「小学生」は小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の児童をいう。

4 （略）

5 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

3 郡山カルチャーパークカルチャーセンターの使用料

(1) アリーナの使用料

ア 貸切使用料

| 区分 | 使用目的 | 対象 | A | B | C | D | E | F |
|----------------|-----------|-----------|------------|------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | | | 午前9時から正午まで | 正午から午後3時まで | 午後3時から午後5時まで | 午後5時から午後7時まで | 午後7時から午後9時まで | 午前9時から午後9時まで |
| 使用者が入場料を徴さない場合 | アマチュアスポーツ | 一般 | 3,800円 | 3,800円 | 2,500円 | 2,500円 | 2,500円 | 15,100円 |
| | | 高校生・中学生以下 | 1,700円 | 1,700円 | 1,100円 | 1,100円 | 1,100円 | 6,700円 |
| | その他用する場合 | 中学校 | 1,300円 | 1,300円 | 800円 | 800円 | 800円 | 5,000円 |
| | | その他の目的 | 18,300円 | 18,300円 | 12,200円 | 12,200円 | 12,200円 | 73,200円 |
| | | その他 | 9,100円 | 9,100円 | 6,100円 | 6,100円 | 6,100円 | 36,500円 |

3 （略）

3 カルチャーセンターの使用料

(1) アリーナの使用料

ア 全面貸切使用料

| 区分 | 使用目的 | 対象 | A | B | C | D | E | F |
|----------------|-----------|-----|------------|------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | | | 午前9時から正午まで | 正午から午後3時まで | 午後3時から午後5時まで | 午後5時から午後7時まで | 午後7時から午後9時まで | 午前9時から午後9時まで |
| 使用者が入場料を徴さない場合 | アマチュアスポーツ | 児童等 | 1,000円 | 1,000円 | 800円 | 1,100円 | 1,100円 | 5,000円 |
| | | 生徒等 | 1,000円 | 1,000円 | 800円 | 1,100円 | 1,100円 | 5,000円 |
| | その他用する場合 | 一般 | 2,200円 | 2,200円 | 1,800円 | 2,400円 | 2,400円 | 11,000円 |
| | | その他 | 16,400円 | 16,400円 | 13,400円 | 17,900円 | 17,900円 | 82,000円 |

| | | | | | | | |
|---------------------------|---------------|----------|----------|---------|---------|---------|----------|
| | 他 | | | | | | |
| 使用者が 入場料を 徴する場 合 | アマチュア一般 | 12,800円 | 12,800円 | 8,500円 | 8,500円 | 8,500円 | 51,100円 |
| | アマチュア高校生・学生 | 4,400円 | 4,400円 | 2,900円 | 2,900円 | 2,900円 | 17,500円 |
| | アマチュア中学生以下 | 3,200円 | 3,200円 | 2,100円 | 2,100円 | 2,100円 | 12,700円 |
| | その他(109,200円) | 109,200円 | 109,200円 | 72,800円 | 72,800円 | 72,800円 | 436,800円 |
| 興行等) | | | | | | | |

備考

- 1 「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
- 2 「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。
- 3 (略)
- 4 「使用者が入場料を徴さない場合」における「営利目的」とは、使用者が営利を目的とする物品若しくは権利の販売若しくは有償サービスの提供又はこれらのための宣伝行為その他の営利的性格を有する催しを行う目的をもって使用する場合をいう。

| | | | | | | | |
|---------------------------|------------------|---------|---------|---------|---------|----------|---------|
| | | | | | | | |
| 使用者が 入場料を 徴する場 合 | アマチュア児童 | 2,600円 | 2,600円 | 2,100円 | 2,800円 | 2,800円 | 12,900円 |
| | アマチュア生徒 | 2,600円 | 2,600円 | 2,100円 | 2,800円 | 2,800円 | 12,900円 |
| | アマチュアポ一等の目的とする場合 | | | | | | |
| | アマチュア一般 | 7,900円 | 7,900円 | 6,500円 | 8,600円 | 8,600円 | 39,500円 |
| その他 | 47,700円 | 47,700円 | 37,200円 | 52,100円 | 52,100円 | 236,800円 | |
| 興行を目的とする場合 | 80,400円 | 80,400円 | 64,300円 | 88,500円 | 88,500円 | 402,100円 | |

備考

- 1 「児童等」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の児童又は中学校（義務教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の生徒をいう。
- 2 「生徒等」とは、高等学校の生徒若しくは市内に所在する大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
- 3 (略)
- 4 暖房を使用した場合は、全面貸切使用料の100分の20の額を加算する。

- 5 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 6 第6条の3ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときは、1時間につき、使用時間の区分Fの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。
- 7 前項の規定により加算した貸切使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。
- 8 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

(ア) 一部貸切使用料

| 使用区分 | 単位 | 使用料 |
|------|-------|----------------------------|
| アリーナ | 2分の1面 | 貸切使用料の使用時間の区分に規定する額の2分の1の額 |

(イ) 貸出区域使用料

| 使用目的 | 使用区分 | 単位 | 時間帯区分 | | |
|---------|------|----|-------|--------|------|
| | | | A又はB | C、D又はE | F |
| アマチュアスポ | ステージ | 全面 | 200円 | 100円 | 700円 |

イ 一部貸切使用料

| 使用目的 | 対象 | 単位 | 使用料 | |
|---------------------|------|-------|---------------------------------|---------------------|
| アマチュアスポーツを目的に使用する場合 | アリーナ | 2分の1面 | 1回につき全面貸切使用料の2分の1の額（使用料のF欄を除く。） | 1日につき全面貸切使用料の2分の1の額 |
| | ステージ | 全面 | 1回につき400円 | 1日につき2,000円 |
| その他 | ステージ | 全面 | 1回につき2,500円 | 1日につき12,500円 |

備考 「1回」とは午前9時から正午まで、正午から午後3時まで、午後3時から午後5時まで、午後5時から午後7時まで又は午後7時から午後9時までの、「1日」とは午前9時から午後9時までの使用時間の区分をいう。

| | | | | | |
|--------------|------|----|--------|--------|--------|
| 一ツを目的に使用する場合 | | | | | |
| その他 | ステージ | 全面 | 1,600円 | 1,000円 | 6,200円 |

備考

- 1 時間帯区分のAからFまでは、別表第4中3（1）ア貸切使用料の使用時間の区分をいう。
- 2 時間外に一部貸切又は貸出区域を使用する場合の使用料は、別表第4中3（1）ア貸切使用料の表の備考第6項及び第7項の規定を準用する。
- 3 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

イ 個人使用料

| 対象 | 単位 | 使用料 |
|--------|------|------|
| 一般 | 1人1回 | 200円 |
| 高校生・学生 | 1人1回 | 120円 |
| 中学生以下 | 1人1回 | 80円 |

備考

- 1 「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
- 2 「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。
- 3 (略)
- 4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

(2) 会議室等の使用料

ア 会議室等使用料

ウ 個人使用料

| 対象 | 使用料 |
|-----|-----------|
| 児童等 | 1回につき50円 |
| 生徒等 | 1回につき70円 |
| 一般 | 1回につき100円 |

備考

- 1 「児童等」とは、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。
- 2 「生徒等」とは、高等学校の生徒若しくは市内に所在する大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
- 3 (略)

(2) 会議室等の使用料

| 室名 | 午前9時から午後1時まで | 午後1時から午後5時まで | 午後5時から午後9時まで | 午前9時から午後5時まで | 午後1時から午後9時まで | 午前9時から午後9時まで |
|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 第1会議室 | 2,100円 | 2,100円 | 2,100円 | 4,200円 | 4,200円 | 6,300円 |
| 第2会議室 | 1,300円 | 1,300円 | 1,300円 | 2,600円 | 2,600円 | 3,900円 |
| 工作室 | 1,600円 | 1,600円 | 1,600円 | 3,200円 | 3,200円 | 4,800円 |
| 第1和室 | 700円 | 700円 | 700円 | 1,400円 | 1,400円 | 2,100円 |
| 第2和室 | 700円 | 700円 | 700円 | 1,400円 | 1,400円 | 2,100円 |
| 展示室 | 7,900円 | 7,900円 | 7,900円 | 15,800円 | 15,800円 | 23,700円 |

備考

- 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 2 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

イ 特別使用料

| 種別 | 使用料の額 |
|----------|-------------------------|
| 入場料徴収加算料 | 入場料が500円以下の場合 |
| | 会議室等使用料の額の100分の20に相当する額 |
| | 入場料が501円以上の場合 |
| | 会議室等使用料の額の100分の40に相当する額 |
| 営利目的加算料 | 会議室等使用料の額の100分の |

| 室名 | 午前9時から午後1時まで | 午後1時から午後5時まで | 午後5時から午後9時まで | 午前9時から午後5時まで | 午後1時から午後9時まで | 午前9時から午後9時まで |
|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 第1会議室 | 1,000円 | 1,500円 | 1,800円 | 2,300円 | 3,000円 | 3,600円 |
| 第2会議室 | 1,400円 | 2,100円 | 2,600円 | 3,200円 | 4,300円 | 5,200円 |
| 工作室 | 800円 | 1,100円 | 1,400円 | 1,800円 | 2,300円 | 2,800円 |
| 第1和室 | 400円 | 600円 | 700円 | 900円 | 1,200円 | 1,500円 |
| 第2和室 | 400円 | 600円 | 700円 | 900円 | 1,200円 | 1,500円 |
| 展示室 | 1日につき14,200円 | | | | | |

備考 冷房又は暖房の設備を使用する場合は、当該使用料の100分の20の額を加算する。

(3) 電気使用料

| 使用区分 | 使用料 |
|------|------------|
| アリーナ | 1時間につき800円 |
| ステージ | 1時間につき700円 |

備考 アマチュアスポーツを目的に使用する場合で、入場料を徴さない使用のときは、無料とする。

60に相当する額

備考

- 1 種別の欄中「入場料徴収加算料」及び「営利目的加算料」とあるのは、それぞれ次に掲げる使用料をいう。
 - (1) 入場料徴収加算料 使用者が展示室を使用するに際し、この表の種別に該当する入場料（入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場の対価として徴収するものをいう。以下同じ。）を徴収する場合に会議室等使用料に加算される使用料
 - (2) 営利目的加算料 入場料を徴収しないで、使用者が営利を目的とする物品若しくは権利の販売若しくは有償サービスの提供又はこれらのための宣伝行為その他の営利的性格を有する催しを行う目的をもって使用する場合に、会議室等使用料に加算される使用料
 - 2 入場料を徴収する場合は、入場料の最高額によりこの表を適用する。
 - 3 特別使用料の算定に用いる会議室等使用料の額は、当該特別使用料に係る行為を行う使用時間の区分による。
 - 4 営利目的加算料が適用される場合には、入場料徴収加算料は適用しないものとする。
 - 5 特別使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。
- 4 交流施設の使用料
- (1) 21世紀記念公園交流施設の施設使用料

| 室名 | 午前9時から午後1時まで | 午後1時から午後5時まで | 午後5時から午後9時まで | 午前9時から午後5時まで | 午後1時から午後9時まで | 午前9時から午後9時まで |
|--------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 体験学習室1 | 500円 | 500円 | 500円 | 1,000円 | 1,000円 | 1,500円 |
| 体験学習室2 | 500円 | 500円 | 500円 | 1,000円 | 1,000円 | 1,500円 |

4 交流施設の使用料

| 室名 | 午前9時から午後1時まで | 午後1時から午後5時まで | 午後5時から午後9時まで | 午前9時から午後5時まで | 午後1時から午後9時まで | 午前9時から午後9時まで |
|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 体験学習室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |

(2) 21世紀記念公園くつろぎ施設の施設使用料

| 室名 | 午前9時から午後1時まで | 午後1時から午後5時まで | 午後5時から午後9時まで | 午前9時から午後5時まで | 午後1時から午後9時まで | 午前9時から午後9時まで |
|------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 第1和室 | 2,700円 | 2,700円 | 2,700円 | 5,400円 | 5,400円 | 8,100円 |
| 第2和室 | 2,200円 | 2,200円 | 2,200円 | 4,400円 | 4,400円 | 6,600円 |
| 第3和室 | 2,200円 | 2,200円 | 2,200円 | 4,400円 | 4,400円 | 6,600円 |
| 第4和室 | 1,700円 | 1,700円 | 1,700円 | 3,400円 | 3,400円 | 5,100円 |
| 小間 | 2,400円 | 2,400円 | 2,400円 | 4,800円 | 4,800円 | 7,200円 |
| 立礼席 | 3,700円 | 3,700円 | 3,700円 | 7,400円 | 7,400円 | 11,100円 |

(3) 荒井中央公園ふれあい交流施設の施設使用料

| 室名 | 午前9時から午後1時まで | 午後1時から午後5時まで | 午前9時から午後5時まで |
|-----|--------------|--------------|--------------|
| ホール | 1,400円 | 1,400円 | 2,800円 |
| 調理室 | 200円 | 200円 | 400円 |

(4) 平成記念郡山こどものもり公園もりの館の施設使用料

| 室名 | 午前9時から午後1時まで | 午後1時から午後5時まで | 午前9時から午後5時まで |
|-------|--------------|--------------|--------------|
| 体験学習室 | 1,400円 | 1,400円 | 2,800円 |

備考

- 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 2 使用者が営利を目的とする物品若しくは権利の販売若しくは有償サービスの提供又はこれらのための宣伝行為その他の営利的性格を有する催しを行う目的をもって使用する場合は、施設使用料の100分の60

5 くつろぎ施設の使用料

| 室名 | 午前9時から午後1時まで | 午後1時から午後5時まで | 午後5時から午後9時まで | 午前9時から午後5時まで | 午後1時から午後9時まで | 午前9時から午後9時まで |
|------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 第1和室 | 1,800円 | 2,400円 | 2,700円 | 3,800円 | 4,600円 | 5,800円 |
| 第2和室 | 1,400円 | 1,900円 | 2,100円 | 3,000円 | 3,600円 | 4,500円 |
| 第3和室 | 1,400円 | 1,900円 | 2,100円 | 3,000円 | 3,600円 | 4,500円 |
| 第4和室 | 1,000円 | 1,400円 | 1,600円 | 2,200円 | 2,700円 | 3,400円 |
| 小間 | 1,500円 | 2,000円 | 2,300円 | 3,200円 | 3,900円 | 4,900円 |
| 立礼席 | 2,500円 | 3,300円 | 3,700円 | 5,300円 | 6,300円 | 8,000円 |

備考 冷房又は暖房の設備を使用する場合は、当該使用料の100分の20の額を加算する。

に相当する額（次項において「営利目的加算」という。）を加算する。

3 営利目的加算の算定に用いる施設使用料の額は、当該営利目的加算に係る行為を行う交流施設における使用時間の区分による。

4 使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

5 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

5 大槻公園スーパースライダーの使用料

| 種別 | 単位 | 使用料 |
|-----------|------|---------|
| スーパースライダー | 1人1回 | 大人250円 |
| | | こども150円 |

備考 「大人」とは15歳以上の者（中学生を除く。）を、「こども」とは4歳以上15歳未満の者をいう。

6 大槻公園バーベキュー広場及び浄土松公園バーベキュー広場の使用料

| 種別 | 単位 | 使用料 |
|----------|-------|------|
| バーベキュー広場 | 1基1日 | 600円 |
| | 1区画1日 | 400円 |

備考

1 「1基」とは、野外炉の使用をいう。

2 「1日」とは、午前9時から午後4時30分までの使用をいう。

7 (略)

8 (略)

備考

1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

2 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要す

6 スーパースライダーの使用料

| 種別 | 単位 | 使用料 | 摘要 |
|-----------|------|--------|--------------------|
| スーパースライダー | 1人1回 | 大人150円 | 回数券（5回券）は、600円とする。 |
| | | 子供100円 | 回数券（5回券）は、400円とする。 |

備考 「大人」とは15歳以上の者を、「子供」とは4歳以上15歳未満の者をいう。

7 (略)

8 (略)

る時間を含むものとする。

別表第5（第10条関係）

設備及び器具の使用料

1（略）

備考

1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

2 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

2 郡山カルチャーパークカルチャーセンターの設備等使用料

(1) アリーナ

| 種別 | 午前9時 | 正午から | 午後3時 | 午後5時 | 午後7時 | 午前9時 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | から正午 | 午後3時 | から午後 | から午後 | から午後 | から午後 |
| | まで | まで | 5時まで | 7時まで | 9時まで | 9時まで |
| 放送設備 | 1,500円 | 1,500円 | 1,000円 | 1,000円 | 1,000円 | 6,000円 |
| 電光掲示板 | 1,200円 | 1,200円 | 800円 | 800円 | 800円 | 4,800円 |

別表第5（第10条関係）

設備及び器具の使用料

1（略）

2 カルチャーセンターの設備等使用料

| 種別 | 区分 | 単位 | 使用料 |
|-----------|--|------------|------|
| 温水シャワー | | 1人1回 | 150円 |
| フロアシート | | 10平方メートル1日 | 10円 |
| 展示用パネル | | 1枚1日 | 50円 |
| 会議室の放送設備 | | 1式1回 | 200円 |
| アリーナの放送設備 | | 1式1時間 | 500円 |
| 電光掲示板 | | 1組1時間 | 400円 |
| 持込電気器具 | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合 | 1回 | 100円 |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合 | 1回 | 200円 |

| | | |
|--|----|------|
| 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合 | 1回 | 300円 |
| 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合 | 1回 | 400円 |

備考

- 1 この表において「1回」とあるのは、アリーナの使用に係る場合にあっては午前9時から正午まで、正午から午後3時まで、午後3時から午後5時まで、午後5時から午後7時まで又は午後7時から午後9時までの使用時間の区分における使用を、アリーナ以外の使用に係る場合にあっては午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで又は午後5時から午後9時までの使用時間の区分における使用をいう。
- 2 午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあっては2回の使用と、午前9時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあっては3回（アリーナの使用に係る場合にあっては、5回）の使用として、この表の規定を適用する。
- 3 フロアシートは、アマチュアスポーツを目的に使用する場で、入場料を徴さない使用のときは、無料とする。

(2) シャワー

| 種別 | 区分 | 単位 | 使用料 | |
|------|------|-------|----------|--------|
| シャワー | 個人使用 | 1人1使用 | 300円 | |
| | 貸切使用 | 男子更衣室 | 1日1室（4基） | 2,000円 |
| | | 女子更衣室 | 1日1室（4基） | 2,000円 |

(3) 会議室

| | | | | | | |
|------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 種別 | 午前9時から午後1時まで | 午後1時から午後5時まで | 午後5時から午後9時まで | 午前9時から午後1時まで | 午後1時から午後5時まで | 午前9時から午後9時まで |
| | 1時まで | 5時まで | 9時まで | 5時まで | 9時まで | 9時まで |
| 放送設備 | 200円 | 200円 | 200円 | 400円 | 400円 | 600円 |

備考

- 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 2 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

3 荒井中央公園ふれあい交流施設の設備等使用料

| 種別 | 単位 | 使用料 |
|--------|--|------|
| 調理台 | 1台1時間 | 100円 |
| 持込電気器具 | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計1キロワット当たり1時間（持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワット以下の場合を除く。） | 50円 |

備考 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超える場合において、1キロワット未満の端数があるときは、これを1キロワットとして算定する。

4 交流施設の設備等使用料

| 種別 | 区分 | 単位 | 使用料 |
|--------|--|------|------|
| 映像装置 | | 1式1回 | 500円 |
| 持込電気器具 | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合 | 1回 | 100円 |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合 | 1回 | 200円 |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合 | 1回 | 300円 |
| | | | |

3 21世紀記念公園くつろぎ施設の器具使用料

| 種別 | 午前9時 | 午後1時 | 午後5時 | 午前9時 | 午後1時 | 午前9時 | 摘要 |
|-----|----------|----------|----------|----------|----------|----------|-----|
| | から午後1時まで | から午後5時まで | から午後9時まで | から午後5時まで | から午後9時まで | から午後9時まで | |
| 茶道具 | 500円 | 500円 | 500円 | 1,000円 | 1,000円 | 1,500円 | (略) |

備考

- 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 2 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

4 大槻公園スポーツ広場の夜間照明設備使用料

| 設備 | 対象 | 単位 | 使用料 |
|--------|----|-----|------|
| 夜間照明設備 | 一般 | 30分 | 700円 |

| | | |
|--------------------------------------|----|------|
| 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合 | 1回 | 400円 |
|--------------------------------------|----|------|

備考

- 1 この表において「1回」とあるのは、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで又は午後5時から午後9時までの使用時間の区分における使用をいう。
- 2 午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあつては2回の使用と、午前9時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあつては3回の使用として、この表の規定を適用する。

5 くつろぎ施設の器具使用料

| 種別 | 使用料 | 摘要 |
|-----|-------------|-----|
| 茶道具 | 1式1回につき500円 | (略) |
| 華道具 | 1式1回につき200円 | |

備考

- 1 この表において「1回」とあるのは、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで又は午後5時から午後9時までの使用時間の区分における使用をいう。
- 2 午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあつては2回の使用と、午前9時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあつては3回の使用として、この表の規定を適用する。

6 大槻公園スポーツ広場の夜間照明設備使用料

| 設備 | 使用料 |
|--------|------------|
| 夜間照明設備 | 30分につき500円 |

| | | |
|--|-----|------|
| 高校生・学生及び中学生以下 | 30分 | 350円 |
| <p>備考</p> <p>1 「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。</p> <p>2 「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。</p> <p>3 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。</p> <p>4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。</p> | | |

(郡山市水道事業給水条例の一部改正)

第9条 郡山市水道事業給水条例(昭和41年郡山市条例第21号)の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(手数料)</p> <p>第31条 手数料は、次の各号の区分により、設計審査手数料及び工事検査手数料については工事承認の際、各種証明手数料については交付の際、指定給水装置工事事業者指定手数料及び法第25条の3の2第1項の更新に対する指定給水装置工事事業者更新手数料については申請の際にそれぞれ徴収する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 各種証明手数料 1件につき<u>300円</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> | <p>(手数料)</p> <p>第31条 手数料は、次の各号の区分により、設計審査手数料及び工事検査手数料については工事承認の際、各種証明手数料については交付の際、指定給水装置工事事業者指定手数料及び法第25条の3の2第1項の更新に対する指定給水装置工事事業者更新手数料については申請の際にそれぞれ徴収する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 各種証明手数料 1件につき<u>250円</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> |

(郡山市老人福祉センター条例の一部改正)

第10条 郡山市老人福祉センター条例(昭和41年郡山市条例第53号)の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|-------------------------------|---------------------------------|
| <p>別表(第9条関係)</p> <p>施設使用料</p> | <p>別表(第9条関係)</p> <p>1 施設使用料</p> |

| 室名 | 午前9時から午後1時まで | 午後1時から午後5時まで | 午後5時から午後9時まで | 午前9時から午後5時まで | 午後1時から午後9時まで | 午前9時から午後9時まで |
|---------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 第1教養娯楽室 | 1,700円 | 1,700円 | 1,700円 | 3,400円 | 3,400円 | (略) |
| 第2教養娯楽室 | 1,700円 | 1,700円 | 1,700円 | 3,400円 | 3,400円 | |
| 和室 | 1,700円 | 1,700円 | 1,700円 | 3,400円 | 3,400円 | |
| 学習室 | 2,300円 | 2,300円 | 2,300円 | 4,600円 | 4,600円 | 6,900円 |
| 作業室 | 2,200円 | 2,200円 | 2,200円 | 4,400円 | 4,400円 | 6,600円 |
| 集会室 | 10,800円 | 10,800円 | 10,800円 | 21,600円 | 21,600円 | 32,400円 |

備考

- 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 2 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

| 室名 | 午前9時から午後1時まで | 午後1時から午後5時まで | 午後5時から午後9時まで | 午前9時から午後5時まで | 午後1時から午後9時まで | 午前9時から午後9時まで |
|---------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 第1教養娯楽室 | 1,300円 | 2,000円 | 2,700円 | 3,000円 | 4,300円 | (略) |
| 第2教養娯楽室 | 1,300円 | 2,000円 | 2,700円 | 3,000円 | 4,300円 | |
| 和室 | 1,300円 | 2,000円 | 2,700円 | 3,000円 | 4,300円 | |
| 学習室 | 1,800円 | 2,600円 | 3,500円 | 4,000円 | 5,500円 | 6,600円 |
| 作業室 | 1,300円 | 2,000円 | 2,700円 | 3,000円 | 4,300円 | 5,100円 |
| 集会室 | 5,200円 | 7,700円 | 10,300円 | 11,700円 | 16,200円 | 19,300円 |

備考 冷暖房実施期間中は、施設使用料の100分の20の額を加算する。

2 設備等使用料

| 種別 | 区分 | 単位 | 使用料 |
|---------|--|------|--------|
| 音声装置 | | 1式1回 | 1,000円 |
| 16ミリ映写機 | | 1式1回 | 2,500円 |
| 持込電気器具 | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合 | 1回 | 100円 |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合 | 1回 | 200円 |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合 | 1回 | 300円 |

| | | |
|---|--|------|
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の1回 合計が1.5キロワットを超える場合 | 400円 |
| 備考 | | |
| <p>1 この表において「1回」とあるのは、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで又は午後5時から午後9時までの使用時間の区分における使用をいう。</p> <p>2 午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあつては2回の使用と、午前9時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあつては3回の使用として、この表の規定を適用する。</p> | | |

(郡山市簡易水道事業給水条例の一部改正)

第11条 郡山市簡易水道事業給水条例(昭和42年郡山市条例第76号)の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(手数料)</p> <p>第29条 手数料は、次の各号の区分により、設計審査手数料及び工事検査手数料については工事承認の際、各種証明手数料については交付の際にそれぞれ徴収する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 各種証明手数料 1件につき<u>300円</u></p> | <p>(手数料)</p> <p>第29条 手数料は、次の各号の区分により、設計審査手数料及び工事検査手数料については工事承認の際、各種証明手数料については交付の際にそれぞれ徴収する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 各種証明手数料 1件につき<u>250円</u></p> |

(郡山市下水道条例の一部改正)

第12条 郡山市下水道条例(昭和45年郡山市条例第34号)の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(手数料)</p> <p>第28条の2 <u>各種証明に係る手数料は、1件当たり300円とする。</u></p> | <p>(手数料)</p> <p>第28条の2 <u>手数料を徴収する事務、手数料の金額等は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) 各種証明 1件当たり250円</p> <p>(2) 公簿又は図面の閲覧又は縦覧 <u>公簿1冊又は図面1葉当たり250円</u></p> |

| | |
|---|--|
| <p>2 前項の手数料の納付及び不返還並びに各種証明の郵送による交付については、郡山市手数料条例（平成11年郡山市条例第46号）第3条第1項、第4条及び第10条の規定を準用する。</p> | <p>2 前項第2号の公簿又は図面の閲覧又は縦覧のうち次に掲げるものに係る手数料は、徴収しない。</p> <p>(1) 公共下水道台帳の閲覧</p> <p>(2) 法第9条の図面の閲覧</p> <p>(3) 下水道受益者負担金賦課区域図の閲覧</p> <p>3 第1項の手数料の納付及び不返還並びに各種証明の郵送による交付については、郡山市手数料条例（平成11年郡山市条例第46号）第3条第1項、第4条及び第10条の規定を準用する。</p> |
|---|--|

（郡山市労働福祉会館条例の一部改正）

第13条 郡山市労働福祉会館条例（昭和47年郡山市条例第32号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>（使用許可の制限）</p> <p>第6条 市長は、会館を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、会館の使用許可をしない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>営利を目的とする行為その他これに類する行為をするおそれがあると認めるとき。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>（使用料の免除）</p> <p>第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>指定管理者が行う会館の設置の目的に寄与する事業であって、市長が認めるものに使用するとき。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>別表（第7条関係）</p> | <p>（使用許可の制限）</p> <p>第6条 市長は、会館を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、会館の使用許可をしない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>入場料等を徴収するとき。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>（使用料の免除）</p> <p>第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 指定管理者が<u>主催して行う事業</u>であって、市長が認めるものに使用するとき。</p> <p>(4) (略)</p> <p>別表（第7条関係）</p> |

基本使用料

| 室名 | 午前9時から午後1時まで | 午後1時から午後5時まで | 午後5時から午後9時まで | 午前9時から午後5時まで | 午後1時から午後9時まで | 午前9時から午後9時まで |
|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 大ホール | 6,400円 | 6,400円 | 6,400円 | 12,800円 | 12,800円 | 19,200円 |
| 中ホール | 3,400円 | 3,400円 | 3,400円 | 6,800円 | 6,800円 | 10,200円 |
| 第1会議室 | 1,600円 | 1,600円 | 1,600円 | 3,200円 | 3,200円 | 4,800円 |
| 第2会議室 | 1,600円 | 1,600円 | 1,600円 | 3,200円 | 3,200円 | 4,800円 |
| 第3会議室 | 1,300円 | 1,300円 | 1,300円 | 2,600円 | 2,600円 | 3,900円 |
| 第4会議室 | 1,300円 | 1,300円 | 1,300円 | 2,600円 | 2,600円 | 3,900円 |

備考

- 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 2 大ホールにおいて、冷房又は暖房の設備を使用する場合は、基本使用料の100分の20の額を加算する。
- 3 第3条により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときは、1時間につき、午前9時から午後9時までの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。

1 基本使用料

| 室名 | | 午前9時から午後1時まで | 午後1時から午後5時まで | 午後5時から午後9時まで | 午前9時から午後5時まで | 午後1時から午後9時まで | 午前9時から午後9時まで | 延長1時間につき |
|-------|--------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|----------|
| | | | | | | | | |
| 大ホール | 平日 | 4,100円 | 5,200円 | 6,200円 | 8,400円 | 10,300円 | 13,000円 | 1,300円 |
| | 土・日・祝日 | 5,200円 | 7,200円 | 9,300円 | 11,200円 | 14,900円 | 18,100円 | 1,800円 |
| | | | | | | | | |
| 中ホール | 平日 | 2,100円 | 2,600円 | 3,100円 | 4,300円 | 5,200円 | 6,600円 | 700円 |
| | 土・日・祝日 | 2,600円 | 3,600円 | 4,600円 | 5,600円 | 7,400円 | 9,000円 | 900円 |
| | | | | | | | | |
| 第1会議室 | | 1,100円 | 1,400円 | 1,700円 | 2,300円 | 2,800円 | 3,600円 | 300円 |
| 第2会議室 | | 1,100円 | 1,400円 | 1,700円 | 2,300円 | 2,800円 | 3,600円 | 300円 |
| 第3会議室 | | 1,100円 | 1,400円 | 1,700円 | 2,300円 | 2,800円 | 3,600円 | 300円 |
| 第4会議室 | | 1,100円 | 1,400円 | 1,700円 | 2,300円 | 2,800円 | 3,600円 | 300円 |

備考 冷房又は暖房の設備を使用する場合は、基本使用料（大ホール及び中ホールにあつては、平日の基本使用料とする。）の100分の20の額を加算する。

- 4 前2項の規定により加算した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。
- 5 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

2 器具使用料

| 種別 | 区分 | 単位 | 使用料 |
|--------|--|----|------|
| 持込電気器具 | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合 | 1回 | 100円 |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合 | 1回 | 200円 |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合 | 1回 | 300円 |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合 | 1回 | 400円 |

備考

- 1 この表において「1回」とあるのは、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで又は午後5時から午後9時までの使用時間の区分における使用をいう。
- 2 午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあつては2回の使用と、午前9時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあつては3回の使用として、この表の規定を適用する。

(郡山市体育施設条例の一部改正)

第14条 郡山市体育施設条例(昭和48年郡山市条例第63号)の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---------------------------|----------------------------|
| 別表第1(第8条関係) 郡山総合体育館使用料 | 別表第1(第8条関係) 郡山総合体育館の使用料 |

1 貸切使用料

| 区分 | 使用目的 | 使用区分 | 対象 | 時間帯区分 | | | | | | |
|-------------------------------|---------------|------|---------------|------------|------------|--------------|--------------|--------------|--------------|----------|
| | | | | A | B | C | D | E | F | |
| | | | | 午前9時から正午まで | 正午から午後3時まで | 午後3時から午後5時まで | 午後5時から午後7時まで | 午後7時から午後9時まで | 午前9時から午後9時まで | |
| 使用者がアスポートを目的に使用する場合 徴さない場合 | 大体育館 | 一般 | 一般 | 6,100円 | 6,100円 | 4,100円 | 4,100円 | 4,100円 | 24,500円 | |
| | | | 高校生・学生 | 2,700円 | 2,700円 | 1,800円 | 1,800円 | 1,800円 | 10,800円 | |
| | | | 中学生 | 2,100円 | 2,100円 | 1,400円 | 1,400円 | 1,400円 | 8,400円 | |
| | | | 以下 | | | | | | | |
| | | | 小体育館、剣道場及び柔道場 | 一般 | 1,800円 | 1,800円 | 1,200円 | 1,200円 | 1,200円 | 7,200円 |
| | | | 高校生・学生 | 1,100円 | 1,100円 | 700円 | 700円 | 700円 | 4,300円 | |
| | | | 中学生 | 700円 | 700円 | 400円 | 400円 | 400円 | 2,600円 | |
| | | | 以下 | | | | | | | |
| | | | その他 | 営利目的 | 37,100円 | 37,100円 | 24,700円 | 24,700円 | 24,700円 | 148,300円 |
| | | | その他 | 18,500円 | 18,500円 | 12,300円 | 12,300円 | 12,300円 | 73,900円 | |
| その他 | 小体育館、剣道場及び柔道場 | 営利目的 | 営利目的 | 11,100円 | 11,100円 | 7,400円 | 7,400円 | 7,400円 | 44,400円 | |
| | | | その他 | 5,500円 | 5,500円 | 3,700円 | 3,700円 | 3,700円 | 22,100円 | |

1 各館貸切使用料

| 区分 | 使用目的 | 使用区分 | 対象 | A | B | C | D | E | F | | |
|-------------------------------|------|--------|---------------|------------|------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------|----------|
| | | | | 午前9時から正午まで | 正午から午後3時まで | 午後3時から午後5時まで | 午後5時から午後7時まで | 午後7時から午後9時まで | 午前9時から午後9時まで | | |
| 使用者がアスポートを目的に使用する場合 徴さない場合 | 大体育館 | 児童等生徒等 | 児童 | 1,500円 | 1,500円 | 1,200円 | 1,500円 | 1,500円 | 7,200円 | | |
| | | | 生徒 | 1,500円 | 1,500円 | 1,200円 | 1,500円 | 1,500円 | 7,200円 | | |
| | | | 一般 | 3,300円 | 3,300円 | 2,700円 | 3,600円 | 3,600円 | 16,500円 | | |
| | | | 小体育館、剣道場及び柔道場 | 児童等 | 400円 | 400円 | 400円 | 500円 | 500円 | 2,200円 | |
| | | | 生徒等 | 400円 | 400円 | 400円 | 500円 | 500円 | 2,200円 | | |
| | | | 一般 | 900円 | 900円 | 800円 | 1,000円 | 1,000円 | 4,600円 | | |
| | | | その他 | 大体育館 | | 24,600円 | 24,600円 | 20,100円 | 26,700円 | 26,700円 | 122,700円 |
| | | | 小体育館、剣道場及び柔道場 | | 8,000円 | 8,000円 | 6,700円 | 9,400円 | 9,400円 | 41,500円 | |

| | | | | | | | | | |
|---------------------------|-------------------------------------|---------------------------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 使用者が 入場料を 徴する場 合 | アマチュ アスポー ツを目的 に使用す る場合 | 大体育館 | 一般 | 20,600 | 20,600 | 13,700 | 13,700 | 13,700 | 82,300 |
| | | | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | | | 高校生 | 7,300 | 7,300 | 4,800 | 4,800 | 4,800 | 29,000 |
| | | | ・学生 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | | 中学生 | 6,200 | 6,200 | 4,100 | 4,100 | 4,100 | 24,700 | |
| | | 以下 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| | | 小体育館 、剣道場 及び柔道 場 | 一般 | 6,400 | 6,400 | 4,200 | 4,200 | 4,200 | 25,400 |
| | | | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | 高校生 | | 2,200 | 2,200 | 1,400 | 1,400 | 1,400 | 8,600 | |
| | ・学生 | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| | 中学生 | 1,900 | 1,900 | 1,200 | 1,200 | 1,200 | 7,400 | | |
| | 以下 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | | |
| | その他 | 大体育館 | 興行等 | 222,700 | 222,700 | 148,500 | 148,500 | 148,500 | 890,900 |
| | | | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | 小体育館 | 興行等 | 66,700 | 66,700 | 44,500 | 44,500 | 44,500 | 266,900 | |
| | | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |

備考

- 1 「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。

| | | | | | | | | | | | |
|---------------------------|------------------------|-------------------------------------|---------|---------------------------|--------|---------|---------|---------|---------|--------|-------|
| 使用者が 入場料を 徴する場 合 | 興行を 目的と する場 合 | アマチュ アスポー ツを目的 に使用す る場合 | 大体育館 | 児童 | 3,900 | 3,900 | 3,300 | 4,200 | 4,200 | 19,500 | |
| | | | | 等 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| | | | | 生徒 | 3,900 | 3,900 | 3,300 | 4,200 | 4,200 | 19,500 | |
| | | | | 等 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| | | | 一般 | 12,000 | 12,000 | 9,600 | 12,900 | 12,900 | 59,400 | | |
| | | | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | | |
| | | | その他 | 小体育館 、剣道場 及び柔道 場 | 児童 | 1,200 | 1,200 | 900円 | 1,300 | 1,300 | 5,900 |
| | | | | | 等 | 円 | 円 | | 円 | 円 | 円 |
| | | | | | 生徒 | 1,200 | 1,200 | 900円 | 1,300 | 1,300 | 5,900 |
| | | | | | 等 | 円 | 円 | | 円 | 円 | 円 |
| | 一般 | 3,300 | | | 3,300 | 2,700 | 3,900 | 3,900 | 17,100 | | |
| | | 円 | | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | | |
| | その他 | 大体育館 | | 71,400 | 71,400 | 55,800 | 78,300 | 78,300 | 355,200 | | |
| | | | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | | |
| | 小体育館 | | 26,800 | 26,800 | 22,300 | 31,300 | 31,300 | 138,500 | | | |
| | | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | | | |
| 興行を 目的と する場 合 | 大体育館 | | 120,600 | 120,600 | 96,600 | 132,600 | 132,600 | 603,000 | | | |
| | | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | | | |
| | 小体育館 | | 40,200 | 40,200 | 33,500 | 46,900 | 46,900 | 207,700 | | | |
| | | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | | | |

備考

- 1 「児童等」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の児童又は中学校（義務教

- 2 「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の児童又は中学校（義務教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の生徒をいう。
- 3 「使用者が入場料を徴する場合」とは、使用者が大体育館、小体育館、剣道場及び柔道場を使用するに際し、入場料（入場料、会費、会場整理費等その名称のいかんを問わず入場することに関し入場の対価として徴収するものいう。以下同じ。）を徴収する場合を、「使用者が入場料を徴さない場合」とはその他の場合をいう。
- 4 「使用者が入場料を徴さない場合」における「営利目的」とは、使用者が営利を目的とする物品若しくは権利の販売若しくは有償サービスの提供又はこれらのための宣伝行為その他の営利的性格を有する催しを行う目的をもって使用する場合をいう。
- 5 第3条第1項ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときの時間外（午後9時から翌日の午前9時までをいう。以下別表第1において同じ。）の使用に係る使用料は、1時間につき、時間帯区分Fの欄に掲げる額の12分の1に相当する額にその額の100分の25に相当する額を加算する。この場合において、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。
- 6 前項の規定により加算した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。
- 7 時間帯区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 8 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要す

育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の生徒をいう。

- 2 「生徒等」とは、高等学校の生徒若しくは市内に所在する大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
- 3 「使用者が入場料を徴する場合」とは入場料、会費、会場整理費等その名称のいかんを問わず入場することに関し入場の対価を必要とする場合その他これに類する取扱いがなされる場合を、「使用者が入場料を徴さない場合」とはその他の場合をいう。（以下同じ。）
- 4 土曜日、日曜日又は祝日法による休日（以下「土曜日等」という。）に使用する場合は、当該使用料の4分の1に相当する額を加算する。
- 5 午前6時から午前9時までの使用に係る使用料は、1時間につき、時間帯区分Aの欄に掲げる額の3分の1に相当する額にその額の4分の1に相当する額を加算する。
- 6 午後9時以後又は午前6時以前の使用に係る使用料は、1時間につき、時間帯区分Eの欄に掲げる額の2分の1に相当する額にその額の4分の1に相当する額を加算する。
- 7 前3項の規定により加算した使用料の額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

る時間を含むものとする。

2 一部貸切使用料

| 使用区分 | 単位 | 使用料 |
|---------------|-------|--------------------------------|
| 大体育館フロア | 3分の1面 | 別表第1中1貸切使用料の時間帯区分に規定する額の3分の1の額 |
| 小体育館、剣道場及び柔道場 | 2分の1面 | 別表第1中1貸切使用料の時間帯区分に規定する額の2分の1の額 |

2 一部貸切使用料

| 使用目的 | 対象 | 単位 | 使用料 | |
|---------------------|---------------------------|--------------------|-----------------------------|------------------------|
| アマチュアスポーツを目的に使用する場合 | 大体育館フロア | 3分の1面 | 1回につき各館貸切使用料の3分の1の額（F欄を除く。） | 1日につき各館貸切使用料のF欄の3分の1の額 |
| | 小体育館、剣道場及び柔道場 | 2分の1面 | 1回につき各館貸切使用料の2分の1の額（F欄を除く。） | 1日につき各館貸切使用料のF欄の2分の1の額 |
| | 2階多目的室 | 1室 | 1回につき3,000円 | 1日につき15,000円 |
| | 1階多目的室、更衣室、会議室及びミーティングルーム | 1室 | 1回につき200円 | 1日につき1,000円 |
| | 屋外バルコニー及びホール | 全面（ホールに限り通路部分を除く。） | 1回につき600円 | 1日につき3,000円 |
| | メディアスペース | 全面 | 1回につき200円 | 1日につき1,000円 |
| その他 | 2階多目的室 | 1室 | 1回につき3,000円 | 1日につき15,000円 |
| | 1階多目的室、更衣室、会議室及びミーティングルーム | 1室 | 1回につき1,200円 | 1日につき6,000円 |

備考

- 1 一部貸切使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。
- 2 時間外に一部貸切使用をする場合の使用料は、別表第1中1貸切使用料の表の備考第5項及び第6項の規定を準用する。
- 3 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

3 個人使用料

| 対象 | 単位 | 使用料 |
|--------|------|------|
| 一般 | 1人1回 | 200円 |
| 高校生・学生 | 1人1回 | 120円 |
| 中学生以下 | 1人1回 | 80円 |

| | | | |
|--------------|--------------------|-------------|--------------|
| 屋外バルコニー及びホール | 全面（ホールに限り通路部分を除く。） | 1回につき3,700円 | 1日につき18,500円 |
| メディアスペース | 全面 | 1回につき1,200円 | 1日につき6,000円 |

備考

- 1 「1回」とは、各館貸切使用料の表に掲げる時間区分の単位を（以下この表において同じ。）、「1日」とは午前9時から午後9時までをいう。
- 2 時間外（午後9時から翌日の午前9時までをいう。以下同じ。）又は土曜日等に大体育館フロア、小体育館、剣道場及び柔道場を使用する場合の使用料は、各館貸切使用料の表の備考第4項から第6項までの規定を準用する。
- 3 時間外又は土曜日等に2階多目的室、1階多目的室、更衣室、会議室、ミーティングルーム、屋外バルコニー、ホール及びメディアスペースを使用する場合は、当該使用料に4分の1に相当する額を加算する。
- 4 前2項の規定により加算した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

3 個人使用料

| 対象 | 使用料 |
|-----|-----------|
| 児童等 | 1回につき50円 |
| 生徒等 | 1回につき70円 |
| 一般 | 1回につき100円 |

備考

- 1 「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
- 2 「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。
- 3 「1回」とは、別表第1中1貸切使用料の表に規定するA、B、C、D又はEの時間帯区分における使用をいう。
- 4 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 5 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

4 附属室又は貸出区域使用料

| 使用目的 | 使用区分 | 単位 | 時間帯区分 | | |
|-----------------|------------------------------------|--------------|--------|--------|--------|
| | | | A又はB | C、D又はE | F |
| アマチュア | 2階多目的室 | 1室 | 1,200円 | 800円 | 4,800円 |
| アスポートを目的に使用する場合 | 1階多目的室、更衣室、会議室、ミーティングルーム及びメディアスペース | 1室 | 500円 | 300円 | 1,900円 |
| | 屋外バルコニー | 全面 | 1,400円 | 900円 | 5,500円 |
| | 2階ホール | 全面（通路部分を除く。） | 200円 | 100円 | 700円 |
| | 1階ホール | 全面（通路部分を除く。） | 600円 | 400円 | 2,400円 |
| | エントランス | 全面（通路部 | 1,100円 | 700円 | 4,300円 |

備考

- 1 「児童等」とは、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。
- 2 「生徒等」とは、高等学校の生徒若しくは市内に所在する大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。

| | | | | | |
|-----|------------------------------------|--------------|--------|--------|---------|
| | ホール | 分を除く。) | | | |
| その他 | 2階多目的室 | 1室 | 3,800円 | 2,500円 | 15,100円 |
| | 1階多目的室、更衣室、会議室、ミーティングルーム及びメディアスペース | 1室 | 2,200円 | 1,500円 | 8,900円 |
| | 屋外バルコニー | 全面 | 6,300円 | 4,200円 | 25,200円 |
| | 2階ホール | 全面（通路部分を除く。） | 1,200円 | 800円 | 4,800円 |
| | 1階ホール | 全面（通路部分を除く。） | 2,900円 | 1,900円 | 11,500円 |
| | エントランスホール | 全面（通路部分を除く。） | 5,000円 | 3,300円 | 19,900円 |

備考

- 1 時間帯区分のAからFまでは、別表第1中1貸切使用料の表の時間帯区分における使用時間をいう。
- 2 時間外に附属室又は貸出区域を使用する場合の使用料は、別表第1中1貸切使用料の表の備考第5項及び第6項の規定を準用する。
- 3 時間帯区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

5 設備等使用料

| 種別 | 単位 | 使用料 |
|----------|-----|---------|
| 冷暖房設大体育館 | 1時間 | 12,800円 |

4 設備等使用料

| 種別 | 使用料 |
|----------|---------------|
| 冷暖房 大体育館 | 1時間につき12,000円 |

| | | | |
|--------|-----------------------|-------|-----------------|
| 備 | 小体育館 | 1時間 | 1,600円 |
| | 剣道場 | 1時間 | 500円 |
| | 柔道場 | 1時間 | 500円 |
| 温水シャワー | 個人使用の場合 | 1人1使用 | 300円 |
| | 貸切使用の場合 | 大体育館 | 1日1室(5基) 2,500円 |
| | | 小体育館 | 1日1室(2基) 1,000円 |
| | 合 | 剣道場 | 1日1室(3基) 1,500円 |
| | | 柔道場 | 1日1室(1基) 500円 |
| 放送設備 | 大体育館 | 1式1時間 | 700円 |
| | 小体育館 | 1式1時間 | 200円 |
| | 剣道場 | 1式1時間 | 200円 |
| | 柔道場 | 1式1時間 | 200円 |
| 映像設備 | 大型アマチュアスポーツを目的に使用する場合 | 1時間 | 3,300円 |
| | 装置 | その他 | 1時間につき 11,000円 |
| | | | 1日 55,000円 |
| | | | |

| | | | |
|--------|--|------------------|-------------------------------|
| | 小体育館 | 1時間につき1,500円 | |
| | 剣道場 | 1時間につき500円 | |
| | 柔道場 | 1時間につき500円 | |
| 温水シャワー | 大体育館及びランニングステーション | 1基10分につき100円 | 1室1時間につき600円 |
| | 小体育館、剣道場及び柔道場 | 1室1時間につき100円 | |
| フロアシート | | 10平方メートル1日につき10円 | |
| 平台 | | 1枚1日につき200円 | |
| 放送設備 | 大体育館 | 1式1時間につき500円 | |
| | 小体育館 | 1式1時間につき100円 | |
| | 剣道場 | 1式1時間につき100円 | |
| | 柔道場 | 1式1時間につき100円 | |
| 映像設備 | 大型映像装置 | 興行を目的としない場合 | 1時間につき3,300円 1日につき16,500円 |
| | | 興行を目的とする場合 | 1時間につき11,000円 1日につき55,000円 |
| | | | |
| 持込電気器具 | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合 | | 1回につき100円 |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合 | | 1回につき200円 |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下 | | 1回につき300円 |
| | | | |

| | |
|--------------------------------------|-----------|
| の場合 | |
| 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合 | 1回につき400円 |

備考 フロアシートおよび平台は、アマチュアスポーツを目的に使用する
場合で、入場料を徴さない使用の時は、無料とする。

5 電気使用料

| 使用区分 | 使用料 |
|-----------------|--------------|
| 大 全館 | 1時間につき2,400円 |
| 体 体育館フロア及び2階観覧席 | 1時間につき1,200円 |
| 育 体育館フロア | 1時間につき1,000円 |
| 館 特殊電源装置 | 1時間につき800円 |
| 小体育館 | 1時間につき700円 |
| 柔道場及び剣道場 | 1時間につき200円 |
| ホール | 1時間につき300円 |

備考 アマチュアスポーツを目的に使用する場合で、入場料を徴さない使用のときは、無料とする。

6 (略)

別表第2 (第8条関係)
東部体育館の使用料

1 貸切使用料

備考

- 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 2 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

6 (略)

別表第2 (第8条関係)
東部体育館、西部体育館、西部第二体育館、ふるさとの森スポーツパーク体育館及び磐梯熱海スポーツパーク体育館使用料

1 貸切使用料

- (1) 東部体育館貸切使用料

| 区分 | 使用目的 | 対象 | 時間帯区分 | | | | | |
|------------|----------------|------------|------------|------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | | | A | B | C | D | E | F |
| | | | 午前9時から正午まで | 正午から午後3時まで | 午後3時から午後5時まで | 午後5時から午後7時まで | 午後7時から午後9時まで | 午前9時から午後9時まで |
| 使用者が | アマチュア | 一般 | 1,800円 | 1,800円 | 1,200円 | 1,200円 | 1,200円 | 7,200円 |
| 入場料を徴さない場合 | ユアスポーツを目的とする場合 | 高校学生・中学生以下 | 1,100円 | 1,100円 | 700円 | 700円 | 700円 | 4,300円 |
| | | その他 | 700円 | 700円 | 400円 | 400円 | 400円 | 2,600円 |
| | | 営利目的 | 8,900円 | 8,900円 | 5,900円 | 5,900円 | 5,900円 | 35,500円 |
| | | その他 | 4,400円 | 4,400円 | 2,900円 | 2,900円 | 2,900円 | 17,500円 |
| 使用者が | アマチュア | 一般 | 6,200円 | 6,200円 | 4,100円 | 4,100円 | 4,100円 | 24,700円 |
| 入場料を徴する場合 | ユアスポーツを目的とする場合 | 高校学生・中学生以下 | 2,100円 | 2,100円 | 1,400円 | 1,400円 | 1,400円 | 8,400円 |
| | | その他(興行等) | 1,800円 | 1,800円 | 1,200円 | 1,200円 | 1,200円 | 7,200円 |
| | | | 53,700円 | 53,700円 | 35,800円 | 35,800円 | 35,800円 | 214,800円 |

| 使用目的 | 対象 | A | B | C | D | E | F |
|---------------------|------------|------------|------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | | 午前9時から正午まで | 正午から午後3時まで | 午後3時から午後5時まで | 午後5時から午後7時まで | 午後7時から午後9時まで | 午前9時から午後9時まで |
| アマチュアスポーツを目的に使用する場合 | 児童等 生徒等 | 400円 | 400円 | 400円 | 500円 | 500円 | 2,200円 |
| | 一般 | 400円 | 400円 | 400円 | 500円 | 500円 | 2,200円 |
| | | 900円 | 900円 | 800円 | 1,000円 | 1,000円 | 4,600円 |
| その他 | | 8,000円 | 8,000円 | 6,700円 | 9,400円 | 9,400円 | 41,500円 |

(2) 西部体育館及び西部第二体育館貸切使用料

| 区分 | 使用目的 | 対象 | 時間帯区分 | | | | | |
|------------------------|-----------|-----|------------|------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | | | A | B | C | D | E | F |
| | | | 午前9時から正午まで | 正午から午後3時まで | 午後3時から午後5時まで | 午後5時から午後7時まで | 午後7時から午後9時まで | 午前9時から午後9時まで |
| 使用者がアマチュアスポーツを目的に使用しない | アマス | 一般 | 4,100円 | 4,100円 | 2,700円 | 2,700円 | 2,700円 | 16,300円 |
| | ユース | 高校生 | 1,800円 | 1,800円 | 1,200円 | 1,200円 | 1,200円 | 7,200円 |
| | スポーツ | 中学生 | 1,400円 | 1,400円 | 900円 | 900円 | 900円 | 5,500円 |
| | を目的に使用しない | 以下 | | | | | | |

備考

- 1 「児童等」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。
- 2 「生徒等」とは、高等学校の生徒若しくは市内に所在する大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
- 3 土曜日等に使用する場合は、当該使用料の4分の1に相当する額を加算する。
- 4 午前6時から午前9時までの使用に係る使用料は、1時間につき、時間帯区分Aの欄に掲げる額の3分の1に相当する額にその額の4分の1に相当する額を加算する。
- 5 午後9時以後又は午前6時以前の使用に係る使用料は、1時間につき、時間帯区分Eの欄に掲げる額の2分の1に相当する額にその額の4分の1に相当する額を加算する。
- 6 前3項の規定により加算した使用料の額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

| | | | | | | | | | |
|----|----------|-----|----------|----------|---------|---------|---------|---------|----------|
| 場合 | | | | | | | | | |
| | その他 | 営利的 | 20,500円 | 20,500円 | 13,600円 | 13,600円 | 13,600円 | 13,600円 | 81,800円 |
| | | その他 | 10,200円 | 10,200円 | 6,800円 | 6,800円 | 6,800円 | 6,800円 | 40,800円 |
| 使用 | アマチ | 一般 | 13,700円 | 13,700円 | 9,100円 | 9,100円 | 9,100円 | 9,100円 | 54,700円 |
| 者が | ユアス | 高校生 | 4,800円 | 4,800円 | 3,200円 | 3,200円 | 3,200円 | 3,200円 | 19,200円 |
| 入場 | スポーツ | ・学生 | | | | | | | |
| 料を | を目的 | 中学生 | 3,400円 | 3,400円 | 2,200円 | 2,200円 | 2,200円 | 2,200円 | 13,400円 |
| 徴す | に使用 | 以下 | | | | | | | |
| る場 | する場 | | | | | | | | |
| 合 | 合 | | | | | | | | |
| | その他（興行等） | | 123,200円 | 123,200円 | 82,100円 | 82,100円 | 82,100円 | 82,100円 | 492,700円 |

(3) ふるさとの森スポーツパーク体育館、磐梯熱海スポーツパーク体育館
貸切使用料

| 区分 | 使用目的 | 対象 | 時間帯区分 | | | | | |
|----|------|-----|----------------|----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| | | | A | B | C | D | E | F |
| | | | 午前9時から 正午まで | 正午から 午後3時まで | 午後3時から 午後5時まで | 午後5時から 午後7時まで | 午後7時から 午後9時まで | 午前9時から 午後9時まで |
| 使用 | アマチ | 一般 | 2,700円 | 2,700円 | 1,800円 | 1,800円 | 1,800円 | 10,800円 |
| 者が | ユアス | | | | | | | |
| 入場 | スポーツ | 高校生 | 1,600円 | 1,600円 | 1,000円 | 1,000円 | 1,000円 | 6,200円 |
| 料を | を目的 | ・学生 | | | | | | |
| 徴さ | に使用 | 中学生 | 1,000円 | 1,000円 | 700円 | 700円 | 700円 | 4,100円 |
| ない | する場 | 以下 | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|-----------|--------------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|----------|
| 場合 | 合 | | | | | | | |
| | その他 | 営利目的 | 13,500円 | 13,500円 | 9,000円 | 9,000円 | 9,000円 | 54,000円 |
| | | その他 | 6,700円 | 6,700円 | 4,500円 | 4,500円 | 4,500円 | 26,900円 |
| 使用者が | アマチ | 一般 | 9,500円 | 9,500円 | 6,300円 | 6,300円 | 6,300円 | 37,900円 |
| 入場料を徴する場合 | スポーツを目的とする場合 | 高校生・中学生以下 | 4,200円 | 4,200円 | 2,800円 | 2,800円 | 2,800円 | 16,800円 |
| | | | 2,800円 | 2,800円 | 1,900円 | 1,900円 | 1,900円 | 11,300円 |
| | その他(興行等) | | 81,400円 | 81,400円 | 54,200円 | 54,200円 | 54,200円 | 325,400円 |

備考

- 1 「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
- 2 「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。
- 3 「使用者が入場料を徴する場合」とは、使用者が体育館を使用するに際し、入場料を徴収する場合を、「使用者が入場料を徴さない場合」とはその他の場合をいう。
- 4 「使用者が入場料を徴さない場合」における「営利目的」とは、使用者が営利を目的とする物品若しくは権利の販売若しくは有償サービスの提供又はこれらのための宣伝行為その他の営利的性格を有する催しを行う目的をもって使用する場合をいう。
- 5 第3条第1項ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認めら

れたときの時間外（午後9時から翌日の午前9時までをいう。以下別表第2において同じ。）の使用に係る使用料は、1時間につき、時間帯区分Fの欄に掲げる額の12分の1に相当する額にその額の100分の25に相当する額を加算する。この場合において、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。

- 6 前項の規定により加算した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。
- 7 時間帯区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 8 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

2 一部貸切使用料

| 使用区分 | 単位 | 使用料 |
|------|-------|----------------------------------|
| 体育館 | 2分の1面 | 別表第2中1貸切使用料の表の時間帯区分に規定する額の2分の1の額 |

備考

- 1 時間外に一部貸切使用をする場合の使用料は、別表第2中1貸切使用料の表の備考第5項及び第6項の規定を準用する。
- 2 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 3 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要す

2 一部貸切使用料

| 使用目的 | 対象 | 単位 | 使用料 | |
|---------------------|-----|-------|---------------------------|----------------------|
| アマチュアスポーツを目的に使用する場合 | 体育館 | 2分の1面 | 1回につき貸切使用料の2分の1の額（F欄を除く。） | 1日につき貸切使用料のF欄の2分の1の額 |
| | 会議室 | 1室 | 1回につき200円 | 1日につき1,000円 |
| その他 | 会議室 | 1室 | 1回につき800円 | 1日につき4,000円 |

備考

- 1 「1回」とは、貸切使用料の表に掲げる時間区分の単位を（以下この表において同じ。）、「1日」とは午前9時から午後9時までをいう。
- 2 時間外又は土曜日等に体育館を使用する場合の使用料は、貸切使用料の表の備考第3項から第5項までの規定を準用する。
- 3 時間外又は土曜日等に会議室を使用する場合は、当該使用料の4分

る時間を含むものとする。

3 個人使用料

| 対象 | 単位 | 使用料 |
|--------|------|------|
| 一般 | 1人1回 | 200円 |
| 高校生・学生 | 1人1回 | 120円 |
| 中学生以下 | 1人1回 | 80円 |

備考

- 1 「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
- 2 「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。
- 3 「1回」とは、別表第2中1貸切使用料の表のA、B、C、D又はEの時間帯区分における使用をいう。
- 4 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 5 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

4 附属室又は貸出区域使用料

| 使用目的 | 使用区分 | 単位 | 時間帯区分 | | | |
|------------------|---|-----|-------|--------|------|--------|
| | | | A又はB | C、D又はE | F | |
| アマチユアススポーツを目的に使用 | 東部体育館 西部体育館 西部第二体育館 磐梯熱海スポーツパーク体育館 | 会議室 | 1室 | 500円 | 300円 | 1,900円 |

の1に相当する額を加算する。

- 4 前2項の規定により加算した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

3 個人使用料

| 対象 | 使用料 |
|-----|-----------|
| 児童等 | 1回につき50円 |
| 生徒等 | 1回につき70円 |
| 一般 | 1回につき100円 |

備考

- 1 「児童等」とは、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。
- 2 「生徒等」とは、高等学校の生徒若しくは市内に所在する大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。

| | | | | | | |
|------|----------------|-----|----|--------|--------|---------|
| する場合 | 西部体育館 | ステ | 全面 | 1,000円 | 600円 | 3,800円 |
| | 磐梯熱海スポーツパーク体育館 | ジ | | | | |
| その他 | 東部体育館 | 会議室 | 1室 | 1,500円 | 1,000円 | 6,000円 |
| | 西部体育館 | 会議室 | 1室 | 2,200円 | 1,500円 | 8,900円 |
| | 西部第二体育館 | | | | | |
| | 磐梯熱海スポーツパーク体育館 | | | | | |
| | 西部体育館 | ステ | 全面 | 4,300円 | 2,900円 | 17,300円 |
| | 磐梯熱海スポーツパーク体育館 | ジ | | | | |

備考

- 1 時間帯区分のAからFまでは、別表第2中1貸切使用料の表の時間帯区分における使用時間をいう。
- 2 時間外に附属室又は貸出区域を使用する場合の使用料は、別表第2中1貸切使用料の表の備考第5項及び第6項の規定を準用する。
- 3 時間帯区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

5 設備等使用料

| | 種別 | 単位 | 使用料 |
|--------|----------------|-------|--------|
| 暖房設備 | 西部体育館 | 1時間 | 5,200円 |
| | 西部第二体育館 | | |
| | 磐梯熱海スポーツパーク体育館 | | |
| 温水シャワー | 個人使用の場合 | 1人1使用 | 300円 |

4 設備等使用料

| 種別 | 区分 | 単位 | 使用料 |
|--------|----|-------|------|
| 温水シャワー | | 1室1時間 | 300円 |

| | | | | |
|---------|------------------|----------|--------|--|
| 貸切使用の場合 | 東部体育館 | 1日1室(3基) | 1,500円 | |
| | 西部体育館 | 1日1室(4基) | 2,000円 | |
| | 西部第二体育館 | 1日1室(5基) | 2,500円 | |
| | 磐梯熱海スポーツパーク体育館 | 1日1室(5基) | 2,500円 | |
| | ふるさとの森スポーツパーク体育館 | 1日1室(2基) | 1,000円 | |
| | | | | |
| | | | | |
| 放送設備 | 東部体育館 | 1式1時間 | 500円 | |
| | 西部体育館 | | | |
| | 西部第二体育館 | | | |
| | 磐梯熱海スポーツパーク体育館 | | | |
| | ふるさとの森スポーツパーク体育館 | | | |
| | | | | |

備考

| | | | | |
|--------|--|----------------|------|--|
| | | | | |
| フロアシート | | 10平方メートル 1日 | 10円 | |
| 放送設備 | | 1式1時間 | 300円 | |
| 持込電気器具 | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合 | 1回 | 100円 | |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合 | 1回 | 200円 | |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合 | 1回 | 300円 | |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合 | 1回 | 400円 | |
| | | | | |
| | | | | |

備考 フロアシートは、アマチュアスポーツを目的に使用する場合は、無

- 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 2 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

料とする。

5 電気使用料

| 使用区分 | 使用料 |
|------|------------|
| 体育館 | 1時間につき700円 |

備考 アマチュアスポーツを目的に使用する場合は、無料とする。

別表第3（第8条関係）

西部体育館、西部第二体育館、ふるさとの森スポーツパーク体育館及び磐梯熱海スポーツパーク体育館の使用料

1 全館貸切使用料

| 区分 | 使用目的 | 対象 | A | B | C | D | E | F |
|------------------------|-------------------|-----|------------|------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | | | 午前9時から正午まで | 正午から午後3時まで | 午後3時から午後5時まで | 午後5時から午後7時まで | 午後7時から午後9時まで | 午前9時から午後9時まで |
| 使用者がアスリートとして入場料を徴さない場合 | アマチュアスポーツを目的に使用する | 児童等 | 1,000円 | 1,000円 | 800円 | 1,100円 | 1,100円 | 5,000円 |
| | | 生徒等 | 1,000円 | 1,000円 | 800円 | 1,100円 | 1,100円 | 5,000円 |
| | | 一般 | 2,200円 | 2,200円 | 1,800円 | 2,400円 | 2,400円 | 11,000円 |
| | | その他 | 16,400円 | 16,400円 | 13,400円 | 17,900円 | 17,900円 | 82,000円 |
| 使用者がアスリートとして入場料を徴さない場合 | アマチュアスポーツを目的に使用する | 児童等 | 2,600円 | 2,600円 | 2,100円 | 2,800円 | 2,800円 | 12,900円 |
| | | 生徒等 | 2,600円 | 2,600円 | 2,100円 | 2,800円 | 2,800円 | 12,900円 |

| | | | | | | | |
|--------|------------|---------|---------|---------|---------|---------|----------|
| 料をしないポ | 一等 | | | | | | |
| 徴すい場 | ツを一般 | 7,900円 | 7,900円 | 6,500円 | 8,600円 | 8,600円 | 39,500円 |
| る場合 | 目的 | | | | | | |
| 合 | に使用 | | | | | | |
| | する場合 | | | | | | |
| | その他 | 47,700円 | 47,700円 | 37,200円 | 52,100円 | 52,100円 | 236,800円 |
| | 興行を目的とする場合 | 80,400円 | 80,400円 | 64,300円 | 88,500円 | 88,500円 | 402,100円 |

備考

- 1 「児童等」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。
 - 2 「生徒等」とは、高等学校の生徒若しくは市内に所在する大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
 - 3 土曜日等に使用する場合は、当該使用料の4分の1に相当する額を加算する。
 - 4 午前6時から午前9時までの使用に係る使用料は、1時間につき、時間区分Aの欄に掲げる額の3分の1に相当する額にその額の4分の1に相当する額を加算する。
 - 5 午後9時以後又は午前6時以前の使用に係る使用料は、1時間につき、時間区分Eの欄に掲げる額の2分の1に相当する額にその額の4分の1に相当する額を加算する。
 - 6 前3項の規定により加算した使用料の額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。
- 2 一部貸切使用料

| 使用目的 | 対象 | 単位 | 使用料 | |
|---------------------|--------|-------|-----------------------------|------------------------|
| アマチュアスポーツを目的に使用する場合 | 体育館フロア | 2分の1面 | 1回につき全館貸切使用料の2分の1の額（F欄を除く。） | 1日につき全館貸切使用料のF欄の2分の1の額 |
| その他 | ステージ | 全面 | 1回につき400円 | 1日につき2,000円 |
| | 会議室 | 1室 | 1回につき200円 | 1日につき1,000円 |
| | ステージ | 全面 | 1回につき2,500円 | 1日につき12,500円 |
| | 会議室 | 1室 | 1回につき1,200円 | 1日につき6,000円 |

備考

- 1 「1回」とは、全館貸切使用料の表に掲げる時間区分の単位を（以下この表において同じ。）、「1日」とは午前9時から午後9時までをいう。
- 2 時間外又は土曜日等に体育館フロアを使用する場合の使用料は、全館貸切使用料の表の備考第3項から第5項までの規定を準用する。
- 3 時間外又は土曜日等に会議室及びステージを使用する場合は、当該使用料の4分の1に相当する額を加算する。
- 4 前2項の規定により加算した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

3 個人使用料

| 対象 | 使用料 |
|-----|-----------|
| 児童等 | 1回につき50円 |
| 生徒等 | 1回につき70円 |
| 一般 | 1回につき100円 |

備考

- 1 「児童等」とは、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。
- 2 「生徒等」とは、高等学校の生徒若しくは市内に所在する大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。

4 設備等使用料

| 種別 | 区分 | 使用料 |
|--------------------------------|--|----------------------------------|
| 暖房 | | 1時間につき1,750円に重油使用量による実費相当額を加算した額 |
| 温水シャワー (磐梯熱海スポーツパーク体育館を除く。) | | 1室1時間につき300円 |
| 温水シャワー (磐梯熱海スポーツパーク体育館) | | 1回(10分以内)100円 |
| フロアシート | | 10平方メートル1日につき10円 |
| 放送設備 | | 1式1時間につき500円 |
| 電光掲示板 | | 1組1時間につき400円 |
| 持込電気器具 | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合 | 1回につき100円 |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合 | 1回につき200円 |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合 | 1回につき300円 |
| | 持込電気器具に表示されている | 1回につき400円 |

別表第3 (第8条関係)

開成山野球場使用料

1 貸切使用料

| 区分 | 使用区分 | 使用目的 | 対象 | 単位 | 使用料 |
|----------------|-------|---------------------|--------------------------|-----|---------|
| 使用者が入場料を徴さない場合 | グラウンド | アマチュアスポーツを目的に使用する場合 | 一般 | 1時間 | 2,700円 |
| | | | 高校生・学生及び中学生以下 | 1時間 | 1,500円 |
| | | | その他 | 1時間 | 13,200円 |
| 使用者が入場料を徴する場合 | グラウンド | 入場料が1,000円以下の場合 | 入場料が1,001円以上3,000円以下の場合 | 1時間 | 9,000円 |
| | | | 入場料が3,001円以上5,000円以下の場合 | 1時間 | 18,000円 |
| | | | 入場料が5,001円以上10,000円以下の場合 | 1時間 | 36,000円 |
| | | | 入場料が10,001円以上の場合 | 1時間 | 72,000円 |

消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合

備考 フロアシートは、アマチュアスポーツを目的に使用する場合で、入場料を徴さない使用のときは、無料とする。

5 電気使用料

| 使用区分 | 使用料 |
|---------------|--------------|
| 全館 | 1時間につき1,600円 |
| 体育館フロア及び2階観覧席 | 1時間につき800円 |
| 体育館フロア | 1時間につき700円 |
| ステージ | 1時間につき700円 |
| 特殊電源装置 | 1時間につき800円 |

備考 アマチュアスポーツを目的に使用する場合で、入場料を徴さない使用のときは、無料とする。

備考

- 1 「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
- 2 「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。
- 3 使用者が入場料を徴する場合は、入場料の最高額によりこの表を適用する。
- 4 使用者が入場料を徴さない場合であって、かつ、使用目的が「その他」の場合において、使用者が営利を目的とする物品若しくは権利の販売若しくは有償サービスの提供又はこれらのための宣伝行為その他の営利的性格を有する催しを行う目的をもって使用する場合は、当該使用料に100分の60を乗じて得た額を加算する。
- 5 第3条第1項ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときの時間外（午後9時から翌日の午前9時までをいう。）の使用に係る使用料は、1時間につき、使用料に掲げる額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。
- 6 前項の規定により加算した使用料の額に、10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。
- 7 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 8 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

2 附属室使用料

| 使用目的 | 使用区分 | 単位 | 使用料 |
|---------|-------|-------|--------|
| アマチュアスポ | 屋内練習場 | 1面1時間 | 1,100円 |

| | | | |
|--------------|-------|-------|--------|
| ーツを目的に使用する場合 | 会議室 | 1室1時間 | 400円 |
| その他 | 屋内練習場 | 1面1時間 | 3,300円 |
| | 会議室 | 1室1時間 | 1,200円 |

備考

- 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 2 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。
- 3 設備等使用料

| 種別 | 区分 | 単位 | 使用料 |
|-----------|---------------------|-------|----------|
| 放送設備 | | 1時間 | 700円 |
| 夜間照明設備 | アマチュアスポーツを目的に使用する場合 | 全灯 | 25,800円 |
| | | 3分の2灯 | 17,200円 |
| | | 1時間 | |
| | | 2分の1灯 | 12,900円 |
| | | 1時間 | |
| | | 3分の1灯 | 8,600円 |
| | 1時間 | | |
| | その他 | 1時間 | 129,400円 |
| スコアボード | | 1時間 | 1,400円 |
| 球速測定器 | | 1時間 | 400円 |
| バッティングゲージ | | 1時間 | 400円 |
| 温水シャワー | 個人利用の場合 | 1人1使用 | 300円 |
| | 貸切使用の場合 | 1塁側及び | 1日1室(4基) |
| | | 3塁側 | |

| | | |
|-----|----------|------|
| 審判室 | 1日1室(1基) | 500円 |
|-----|----------|------|

備考

- 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 2 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

別表第4(第8条関係)

西部サッカー場使用料

1 貸切使用料

| 使用区分 | 区分 | 単位 | 使用料 |
|--------|-------------------------|-------------------------|---------|
| メインコート | 使用者が入場料を徴さない場合 | 1時間 | 2,200円 |
| | 使用者が入場料を徴する場合 | 入場料が1,000円以下 | 7,700円 |
| | | 入場料が1,001円以上3,000円以下の場合 | 15,400円 |
| | 入場料が3,001円以上5,000円以下の場合 | 入場料が3,001円以上 | 30,800円 |
| | | 入場料が5,001円以上 | 61,600円 |
| | | 入場料が5,001円以上 | 61,600円 |
| | サブコート | 1時間につきメインコートの各区分の2分の1の額 | |

備考

- 1 使用者が入場料を徴する場合は、入場料の最高額によりこの表を適用する。
- 2 第3条第1項ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときの時間外(午後6時から翌日の午前9時までをいう。)の使用に係る使用料は、1時間につき、使用料に掲げる額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が1時

間未満のときはこれを1時間として、1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。

3 前項の規定により加算した使用料の額に、10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

4 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

5 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

2 附属室使用料

| 使用区分 | 単位 | 使用料 |
|------|-------|------|
| 会議室 | 1室1時間 | 300円 |

備考

1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

2 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

3 設備等使用料

| 種別 | 区分 | 単位 | 使用料 | |
|--------|------|-------|----------|--------|
| 放送設備 | | 1式1時間 | 400円 | |
| スコアボード | | 1時間 | 400円 | |
| 温水シャワー | 個人使用 | 1人1使用 | 300円 | |
| | 貸切使用 | 男子更衣室 | 1日1室(8基) | 4,000円 |
| | | 女子更衣室 | 1日1室(4基) | 2,000円 |
| | | 審判控室 | 1日1室(1基) | 500円 |

備考

1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上

げて計算する。

2 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

別表第5（第8条関係）

郡山総合運動場等使用料

1 貸切使用料

| 施設名 | 単位 | 使用料 |
|---------------------|---------|---------|
| 開成山陸上競技場 | 1時間 | 2,200円 |
| 開成山陸上競技場補助競技場 | 1時間 | 1,100円 |
| 開成山弓道場 | 1時間 | 1,100円 |
| 開成山屋内水泳場（25メートルプール） | 全コース1時間 | 12,800円 |
| | 1コース1時間 | 1,800円 |

別表第4（第8条関係）

郡山総合運動場等（開成山野球場及び磐梯熱海スポーツパーク郡山スケート場を除く。）の使用料

1 個人使用料

| 施設名 | 使用者別 | 1回使用料 | 年間使用料 | 摘要 |
|----------|----------|--------|--------|-------------|
| 開成山陸上競技場 | 一般 | 1人100円 | 5,200円 | 1回の使用 |
| 開成山弓道場 | 高校生 | 1人70円 | 2,600円 | 時間は、2時間とする。 |
| | 中学生以下 | 1人50円 | 1,000円 | |
| 郡山庭球場 | | | | |
| 郡山相撲場 | | | | |
| 開成山屋内水泳場 | 一般 | 1人600円 | | |
| | 高校生 | 1人400円 | | |
| | 小学生及び中学生 | 1人300円 | | |
| | 幼児 | 1人200円 | | |

備考

- 1 「中学生」とは、中学校の生徒をいう。以下同じ。
- 2 「小学生」とは、小学校の児童をいう。以下同じ。
- 3 「幼児」とは、4歳以上の者で小学校就学前のものをいう。

2 貸切使用料

| 施設名 | 使用料 |
|---------------|-------------------------|
| 開成山陸上競技場 | 1時間につき1,600円 |
| 開成山陸上競技場補助競技場 | 1時間につき800円 |
| 開成山弓道場 | 1時間につき800円 |
| 開成山屋内水泳場 | 25メートル全コース1時間につき10,000円 |
| | プール 1コース1時間につき1,300円 |

| | | |
|-------------------------|------------|---------|
| 開成山屋内水泳場 (50メートルプール) | 全コース 1 時間 | 23,100円 |
| | 1 コース 1 時間 | 2,600円 |
| 郡山庭球場 | 1 面 1 時間 | 600円 |
| 日和田野球場 | 1 時間 | 1,100円 |
| 磐梯熱海スポーツパーク多目的グラウンド | 1 時間 | 1,100円 |
| 磐梯熱海スポーツパーク郡山サッカー・ラグビー場 | 1 時間 | 2,200円 |
| 郡山相撲場 | 1 時間 | 1,100円 |
| 郡山市熱海フットボールセンター | 全面 1 時間 | 2,800円 |
| | 2分の1面 1 時間 | 1,400円 |

備考

- 1 第3条第1項ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときの時間外（午後6時から翌日の午前9時までをいう。ただし、開成山弓道場、開成山屋内水泳場、郡山庭球場、磐梯熱海スポーツパーク多目的グラウンド、郡山相撲場及び郡山市熱海フットボールセンターについては、午後9時から翌日の午前9時までをいう。以下別表第5において同じ。）の使用に係る使用料は、1時間につき、使用料に掲げる額の100分の25に相当する額を加算する。この場合において、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。

| | | |
|-------------------------|---------------|---------------|
| 50メートルプール | 全コース 1 時間につき | 20,000円 |
| | 1 コース 1 時間につき | 2,300円 |
| 郡山庭球場 | 1 面 1 時間につき | 300円 |
| 日和田野球場 | 1 時間につき | 800円 |
| 磐梯熱海スポーツパーク多目的グラウンド | 1 時間につき | 800円 |
| 西部サッカー場 | メインコート | 1 時間につき1,600円 |
| | サブコート | 1 時間につき800円 |
| 磐梯熱海スポーツパーク郡山サッカー・ラグビー場 | 1 時間につき | 1,600円 |
| 郡山相撲場 | 1 時間につき | 800円 |
| 郡山市熱海フットボールセンター | 全面 | 1 時間につき2,000円 |
| | 2分の1面 | 1 時間につき1,000円 |

備考

- 1 使用者が入場料を徴する場合、アマチュアスポーツを目的に使用する場合にあっては最高入場料の200人分を、プロスポーツを目的に使用する場合又はスポーツ以外を目的に使用する場合にあっては最高入場料の300人分（開成山陸上競技場、開成山屋内水泳場、日和田野球場、西部サッカー場及び郡山市熱海フットボールセンターに限る。）を加算する。
- 2 開場時間以外（午後6時から翌日の午前9時までをいう。ただし、開成山弓道場、開成山屋内水泳場、郡山庭球場、磐梯熱海スポーツパーク多目的グラウンド、郡山相撲場及び郡山市熱海フットボールセンター）

- 2 前項の規定により加算した使用料の額に、10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。
- 3 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

2 特別使用料

| | 種別 | 使用料の額 |
|----------|-------------------------|------------------------------|
| 入場料徴収加算料 | 入場料が1,001円以上3,000円以下の場合 | 別表第5中1貸切使用料の額の100分の100に相当する額 |
| | 入場料が3,001円以上の場合 | 別表第5中1貸切使用料の額の100分の200に相当する額 |

備考

- 1 種別の欄中「入場料徴収加算料」とは、使用者が別表第5中1貸切使用料の表に定める施設を使用するに際し、この表の種別に該当する入場料を徴収する場合に貸切使用料に加算される使用料をいう。
- 2 入場料を徴する場合は、入場料の最高額によりこの表を適用する。
- 3 使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

3 個人使用料

| 施設名 | 対象 | 単位 | 使用料 | 摘要 |
|----------|----|------|------|---------|
| 開成山陸上競技場 | 一般 | 1人1回 | 200円 | 1回の使用時間 |

ターについては、午後9時から翌日の午前9時までをいう。)の使用に係る使用料は、1時間につき、貸切使用料に掲げる額の4分の1に相当する額を加算する。

- 3 土曜日等に使用する場合（開成山屋内水泳場に限る。）は、当該使用料の4分の1に相当する額を加算する。
- 4 前3項の規定により加算した使用料の額に、100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

| | | | | |
|--------------------------|----------|------|------|-------------------------------|
| 開成山弓道場 郡山庭球場 郡山相撲場 | 高校生・学生 | 1人1回 | 120円 | は、2時間とす る。 |
| | 中学生以下 | 1人1回 | 80円 | |
| 開成山屋内水泳場 | 一般 | 1人1回 | 840円 | 1回とは、出入 口の通過回数1 回限りをいう。 |
| | 高校生・学生 | 1人1回 | 500円 | |
| | 小学生及び中学生 | 1人1回 | 330円 | |
| | 幼児 | 1人1回 | 250円 | |

備考

- 1 「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
- 2 「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。
- 3 「小学生及び中学生」とは、小学校の児童及び中学校の生徒をいう。
- 4 「幼児」とは、4歳以上の者で小学校就学前の者をいう。
- 5 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 6 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

4 附属室使用料

| 施設 | 使用区分 | 単位 | 使用料 |
|-----------------|-------|-------|------|
| 開成山陸上競技場 | 会議室 | 1室1時間 | 400円 |
| | 特別会議室 | 1室1時間 | 400円 |
| 開成山弓道場 | 会議室1 | 1室1時間 | 400円 |
| | 会議室2 | 1室1時間 | 300円 |
| 開成山屋内水泳場 | 会議室 | 1室1時間 | 400円 |
| 郡山市熱海フットボールセンター | 会議室 | 1室1時間 | 300円 |

備考

- 1 時間外に附属室を使用する場合の使用料は、別表第5中1貸切使用料の表の備考第1項及び第2項の規定を準用する
- 2 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 3 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

5 設備等使用料

| 種別 | 区分 | 単位 | 使用料 | |
|-----------------------------|---------------|---------------|-------|--------|
| 放送設備 | | 1式1時間 | 400円 | |
| 郡山庭球場夜間照明設備 | 個人使用 | 1人1時間 | 200円 | |
| | 貸切使用 | 一般 | 1面1時間 | 600円 |
| | | 高校生・学生及び中学生以下 | 1面1時間 | 300円 |
| スポーツ広場及び磐梯熱海スポーツパーク多目的グラウンド | 一般 | 30分 | 700円 | |
| 夜間照明設備 | 高校生・学生及び中学生以下 | 30分 | 350円 | |
| 郡山市熱海フットボールセンター夜間照明設備 | 全灯 | 一般 | 1時間 | 2,200円 |
| | | 高校生・学生及び中学生以下 | 1時間 | 1,100円 |
| | 2分の1灯 | 一般 | 1時間 | 1,100円 |
| | | 高校生・学生及び中学生以下 | 1時間 | 550円 |
| 磐梯熱海スポーツパーク多目的グラウンドスコアボード | | 1時間 | 400円 | |

3 設備等使用料

| 種別 | 区分 | 使用料 | |
|------|-----------------------------------|--------------|--------------|
| 附属設備 | 放送設備 | 1時間につき300円 | |
| | 郡山庭球場夜間照明設備 | 個人使用 | 1人1時間につき100円 |
| | | 貸切使用 | 1面1時間につき300円 |
| | スポーツ広場及び磐梯熱海スポーツパーク多目的グラウンド夜間照明設備 | 30分につき500円 | |
| | 郡山市熱海フットボールセンター夜間照明設備 | 1時間につき1,600円 | |
| | 2分の1灯 | 1時間につき800円 | |
| | スコアボード | 1時間につき300円 | |

| | | | |
|-----------------|-----------------|----------|-----------------|
| 温水シャワー（個人使用） | | 1人1使用 | 300円 |
| 温水シャワー（貸切使用） | 開成山陸上競技場 | 1日1室（3基） | 1,500円 |
| | 郡山庭球場 | 男子更衣室 | 1日1室（5基） 2,500円 |
| | | 女子更衣室 | 1日1室（4基） 2,000円 |
| | 磐梯熱海スポーツパーク郡山 | 1日1室（2基） | 1,000円 |
| | 山サッカー・ラグビー場 | | |
| | 郡山市熱海フットボールセンター | 1日1室（2基） | 1,000円 |
| 開成山屋内水泳場大型電光表示盤 | | 1時間 | 1,400円 |
| 競泳用自動計測装置 | | 1式1日 | 6,500円 |

| | | |
|-----------------|--|---------------|
| 温水シャワー | 開成山陸上競技場 | 1基10分につき100円 |
| | 郡山庭球場 | 1室1時間につき300円 |
| | 西部サッカー場 | 1室1時間につき500円 |
| | 磐梯熱海スポーツパーク郡山 | 1室1時間につき500円 |
| | 山サッカー・ラグビー場 | |
| | 郡山市熱海フットボールセンター | 1室1時間につき500円 |
| 開成山屋内水泳場大型電光表示盤 | | 1時間につき1,000円 |
| 競泳用自動計測装置 | | 1式1日につき5,000円 |
| 会議室 | | 1室1時間につき200円 |
| 持込電気器具 | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合 | 1時間につき100円 |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合 | 1時間につき200円 |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合 | 1時間につき300円 |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合 | 1時間につき400円 |

備考

- 1 「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
 - 2 「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。
 - 3 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
 - 4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。
- 6 (略)

4 (略)

別表第5 (第8条関係)

開成山野球場の使用料

1 貸切使用料

| 使用区分 | 使用目的 | 対象 | 使用日 | 摘要 |
|-------|-----------------|-------|------|----------------|
| グラウンド | 野球に使用する場合 | 一般 | 平日 | 1時間につき2,000円 |
| | | | 土曜日等 | 1時間につき2,500円 |
| | | 高校生以下 | 平日 | 1時間につき1,000円 |
| | | | 土曜日等 | 1時間につき1,300円 |
| | 野球以外に使用する 場合 | | 平日 | 1時間につき10,000円 |
| | | | 土曜日等 | 1時間につき12,500円 |
| 屋内練習場 | | | | 1面1時間につき1,000円 |
| 会議室 | | | | 1室1時間につき200円 |

備考

- 1 平日に使用者が入場者を徴する場合、アマチュアスポーツを目的に使用する場合には最高入場料の200人分（対象が高校生以下のときは、100人分とする。）を、プロスポーツを目的に使用する場合又はスポーツ以外を目的に使用する場合には最高入場料の300人分を加算する。

- 2 土曜日等に使用者が入場料を徴する場合、アマチュアスポーツを目的に使用する場合にあっては最高入場料の300人分（対象が高校生以下のときは、150人分とする。）を、プロスポーツを目的に使用する場合又はスポーツ以外を目的に使用する場合にあっては最高入場料の400人分を加算する。
- 3 開場時間以外（午後9時から翌日の午前9時までをいう。）の使用に係る使用料は、1時間につき、貸切使用料に掲げる額の4分の1に相当する額を加算する。
- 4 前3項の規定により加算した使用料の額に、100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

2 設備等使用料

| 種別 | 区分 | 使用料 | |
|------|-----------------------|---------------------|----------------|
| 附属設備 | 放送設備（ポータブル式を除く。） | 1時間につき500円 | |
| 設備 | 放送設備（ポータブル式） | 1時間につき100円 | |
| | 夜間アマチュアスポーツを目的に使用する場合 | 全灯 1時間につき27,000円 | |
| | 照明設備 | 3分の2灯 1時間につき18,000円 | |
| | | 2分の1灯 1時間につき13,500円 | |
| | | 3分の1灯 1時間につき7,000円 | |
| | | プロスポーツを目的に使用する場合 | 1時間につき135,000円 |
| | | スポーツ以外を目的に使用する場合 | 1時間につき135,000円 |
| | | スコアボード | 1時間につき1,000円 |
| | 球速測定器 | 1時間につき200円 | |
| | バッティングゲージ | 1時間につき200円 | |
| | 温水シャワー | 1基10分につき100円 | |

別表第6（第8条関係）

磐梯熱海スポーツパーク郡山スケート場使用料

1 貸切使用料

(1) 冬期の使用料

| 使用区分 | 使用目的 | 単位 | 使用料 |
|-------|---------------------|-----|---------|
| スケート場 | アマチュアスポーツを目的に使用する場合 | 1時間 | 15,900円 |
| | その他 | 1時間 | 79,400円 |

(2) 夏期の使用料

| 使用区分 | 使用目的 | 単位 | 使用料 |
|-------|---------------------|-----|---------|
| スケート場 | アマチュアスポーツを目的に使用する場合 | 1時間 | 8,400円 |
| | その他 | 1時間 | 39,700円 |

備考

- 第3条第2項ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときの時間外（冬期においては午後5時から翌日の午前10時まで、夏期においては午後5時から翌日の午前9時までをいう。以下別表第6において同じ。）の使用に係る使用料は、1時間につき、貸切使

持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下器具の場合 1時間につき100円

持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合 1時間につき200円

持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合 1時間につき300円

持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合 1時間につき400円

別表第6（第8条関係）

磐梯熱海スポーツパーク郡山スケート場の使用料

1 冬期の使用料

用料に掲げる額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。

2 使用者が入場料を徴さない場合であって、かつ、使用目的が「その他」の場合において、使用者が営利を目的とする物品若しくは権利の販売若しくは有償サービスの提供又はこれらのための宣伝行為その他の営利的性格を有する催しを行う目的をもって使用する場合は、当該使用料に100分の60を乗じて得た額を加算する。

3 前2項の規定により加算した使用料の額に、10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

4 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

5 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

2 特別使用料

| | 種別 | 使用料の額 |
|----------|-------------------------|------------------------------|
| 入場料徴収加算料 | 入場料が1,001円以上3,000円以下の場合 | 別表第6中1貸切使用料の額の100分の100に相当する額 |
| | 入場料が3,001円以上の場合 | 別表第6中1貸切使用料の額の100分の200に相当する額 |

備考

1 種別の欄中「入場料徴収加算料」とあるのは、使用者がスケート場を使用するに際し、この表の種別に該当する入場料を徴収する場合に貸切使用料に加算される使用料をいう。

2 入場料を徴する場合は、入場料の最高額によりこの表を適用する。

3 加算した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

3 個人使用料

(1) 冬期の使用料

| 対象 | 単位 | 使用料 | 摘要 |
|--------|------|------|----------|
| 一般 | 1人1回 | 600円 | 1回とは、出入口 |
| 高校生・学生 | 1人1回 | 360円 | の通過回数1回限 |
| 中学生以下 | 1人1回 | 240円 | りをいう。 |

備考

- 1 「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
- 2 「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。

(2) 夏期の使用料

(1) 個人使用料

| 使用者別 | 単位 | 金額 | 摘要 |
|-------|---------|------|----------------------|
| 一般 | 1人1回につき | 400円 | 回数券（6回券）は、2,000円とする。 |
| 高校生 | 1人1回につき | 300円 | 回数券（6回券）は、1,500円とする。 |
| 中学生以下 | 1人1回につき | 200円 | 回数券（6回券）は、1,000円とする。 |

備考

- 1 この表は、アイススケート場として使用する場合に適用する。
- 2 「1回」とは、出入口の通過回数1回限りをいう。

(2) 貸切使用料

| 使用目的 | 使用料 |
|---------------------|---------------|
| アマチュアスポーツを目的に使用する場合 | 1時間につき12,400円 |
| その他 | 1時間につき61,800円 |

備考

- 1 使用者が入場料を徴する場合、アマチュアスポーツを目的に使用する場合にあっては最高入場料の200人分を、その他の場合にあっては最高入場料の300人分を加算する。
- 2 土曜日等に使用する場合は、1時間につき、当該使用料の4分の1に相当する額を加算する。
- 3 開場時間以外（午後5時から翌日の午前10時までをいう。）の使用に係る使用料は、1時間につき、当該使用料の4分の1に相当する額を加算する。
- 4 前3項の規定により加算した使用料の額に、10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

2 夏期の使用料

| 対象 | 単位 | 金額 | 摘要 |
|--------|------|------|-----------|
| 一般 | 1人1回 | 400円 | 1回とは、出入口の |
| 高校生・学生 | 1人1回 | 240円 | 通過回数1回限りを |
| 中学生以下 | 1人1回 | 160円 | いう。 |

備考

- 1 「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
- 2 「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。

4 附属室等使用料

| 使用区分 | 単位 | 使用料 |
|------|----|-----|
|------|----|-----|

(1) 個人使用料

| 使用者別 | 単位 | 金額 | 摘要 |
|-------|---------|------|----------------------|
| 一般 | 1人1回につき | 200円 | 回数券（6回券）は、1,000円とする。 |
| 高校生 | 1人1回につき | 150円 | 回数券（6回券）は、750円とする。 |
| 中学生以下 | 1人1回につき | 100円 | 回数券（6回券）は、500円とする。 |

備考

- 1 この表は、ローラースケート場として使用する場合に適用する。
- 2 「1回」とは、出入口の通過回数1回限りをいう。

(2) 貸切使用料

| 使用目的 | 使用料 |
|---------------------|---------------|
| アマチュアスポーツを目的に使用する場合 | 1時間につき6,200円 |
| その他 | 1時間につき30,900円 |

備考

- 1 使用者が入場料を徴する場合、アマチュアスポーツを目的に使用する場合にあっては最高入場料の200人分を、その他の場合にあっては最高入場料の300人分を加算する。
- 2 土曜日等に使用する場合は、1時間につき、当該使用料の4分の1に相当する額を加算する。
- 3 開場時間以外（午後5時から翌日の午前9時までをいう。）の使用に係る使用料は、1時間につき、当該使用料の4分の1に相当する額を加算する。
- 4 前3項の規定により加算した使用料の額に、10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

| | | |
|-----|-------|------|
| 会議室 | 1室1時間 | 700円 |
|-----|-------|------|

備考

- 1 時間外の使用に係る使用料は、1時間につき、附属室等使用料の表に掲げる額の100分の25に相当する額を加算した額とする。
- 2 前項の規定により加算した使用料の額に、10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。
- 3 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

5 設備等使用料

| 種別 | 対象 | 単位 | 使用料 |
|--------|----------|-----|--------|
| 放送設備 | | 1時間 | 400円 |
| 夜間照明設備 | 一般 | 1時間 | 5,200円 |
| | 高校生・学生及び | 1時間 | 2,600円 |
| | 中学生以下 | | |
| ロッカー | | 1回 | 50円 |
| 貸靴 | | 1回 | 300円 |

備考

- 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 2 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

別表第7（第8条関係）

磐梯熱海アイスアリーナ使用料

1 貸切使用料

- (1) 冬期の使用料

3 設備等使用料

| 種別 | 使用料 |
|--------|--------------|
| 放送設備 | 1時間につき300円 |
| 夜間照明設備 | 1時間につき4,000円 |
| ロッカー | 1回につき50円 |
| 貸靴 | 1回につき300円 |

別表第7（第8条関係）

磐梯熱海アイスアリーナの使用料

1 冬期の使用料

| 使用区分 | 使用目的 | 単位 | 使用料 |
|------|---------------------|-----|---------|
| アリーナ | アマチュアスポーツを目的に使用する場合 | 1時間 | 15,900円 |
| | その他 | 1時間 | 79,400円 |

(2) 夏期の使用料

| 使用区分 | 使用目的 | 単位 | A | B | C | D | E | F |
|------|---------------------|-------|------------|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | | | 午前9時から正午まで | 午前11時から午後3時まで | 午後3時から午後5時まで | 午後5時から午後7時まで | 午後7時から午後9時まで | 午前9時から午後9時まで |
| アリーナ | アマチュアスポーツを目的に使用する場合 | 全面 | 1,700円 | 1,700円 | 1,100円 | 1,100円 | 1,100円 | 6,700円 |
| | | 2分の1面 | 1,200円 | 1,200円 | 800円 | 800円 | 800円 | 4,800円 |
| | | 3分の1面 | 800円 | 800円 | 500円 | 500円 | 500円 | 3,100円 |
| | その他 | | 18,400円 | 18,400円 | 12,200円 | 12,200円 | 12,200円 | 73,400円 |

備考

- 1 夏期の貸切使用において冷房設備を使用する場合は、貸切使用料の100分の20に相当する額を加算する。
- 2 第3条第3項ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたとき、時間外（冬期においては午後9時から翌日の午前10時まで、夏期においては午後9時から翌日の午前9時までをいう。以下別表第7において同じ。）の使用に係る使用料は、1時間につき、貸切使用料に掲げる額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。
- 3 使用者が入場料を徴さない場合であって、かつ、使用目的が「その

他」の場合において、使用者が営利を目的とする物品若しくは権利の販売若しくは有償サービスの提供又はこれらのための宣伝行為その他の営利的性格を有する催しを行う目的をもって使用する場合は、当該使用料に100分の60を乗じて得た額を加算する。

- 4 前3項の規定により加算した使用料の額に、10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。
- 5 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 6 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

2 特別使用料

| | 種別 | 使用料の額 |
|----------|-------------------------|------------------------------|
| 入場料徴収加算料 | 入場料が1,001円以上3,000円以下の場合 | 別表第7中1貸切使用料の額の100分の100に相当する額 |
| | 入場料が3,001円以上の場合 | 別表第7中1貸切使用料の額の100分の200に相当する額 |

備考

- 1 種別の欄中「入場料徴収加算料」とあるのは、使用者がアリーナを使用するに際し、この表の種別に該当する入場料を徴収する場合に貸切使用料に加算される使用料をいう。
- 2 入場料を徴収する場合は、入場料の最高額によりこの表を適用する。
- 3 加算した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

3 個人使用料（冬期の使用料）

| 対象 | 単位 | 使用料 | 摘要 |
|--------|------|------|----------|
| 一般 | 1人1回 | 600円 | 1回とは、出入口 |
| 高校生・学生 | 1人1回 | 360円 | の通過回数1回限 |

(1) 個人使用料

| 使用者別 | 単位 | 金額 | 摘要 |
|------|---------|------|----------------------|
| 一般 | 1人1回につき | 400円 | 回数券（6回券）は、2,000円とする。 |
| 高校生 | 1人1回につき | 300円 | 回数券（6回券）は、1,500円とする。 |

中学生以下 | 1人1回 | 240円|りをいう。

備考

- 1 「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
- 2 「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。

中学生以下 | 1人1回につき | 200円|回数券（6回券）は、1,000円とする。

備考

- 1 この表は、アイススケート場として使用する場合に適用する。
- 2 「1回」とは、出入口の通過回数1回限りをいう。

(2) 貸切使用料

| 使用目的 | 使用料 |
|---------------------|---------------|
| アマチュアスポーツを目的に使用する場合 | 1時間につき12,400円 |
| その他 | 1時間につき61,800円 |

備考

- 1 使用者が入場料を徴する場合、アマチュアスポーツを目的に使用する場合にあっては最高入場料の100人分を、その他の場合にあっては最高入場料の200人分を加算する。
- 2 土曜日等に使用する場合は、1時間につき、当該使用料の4分の1に相当する額を加算する。
- 3 開場時間以外（午後9時から翌日の午前10時までをいう。）の使用に係る使用料は、1時間につき、当該使用料の4分の1に相当する額を加算する。
- 4 前3項の規定により加算した使用料の額に、10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

2 夏期の貸切使用料

| 使用目的 | 単位 | A | B | C | D | E | F |
|-------|----|------------|------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | | 午前9時から正午まで | 正午から午後3時まで | 午後3時から午後5時まで | 午後5時から午後7時まで | 午後7時から午後9時まで | 午前9時から午後9時まで |
| アマチュア | 全面 | 900円 | 900円 | 900円 | 1,000円 | 1,000円 | 4,700円 |

| | | | | | | | |
|------|------|---------|---------|--------|---------|---------|---------|
| アスポー | 2分の1 | 500円 | 500円 | 500円 | 500円 | 500円 | 2,500円 |
| ツを目的 | 面 | | | | | | |
| に使用す | 3分の1 | 300円 | 300円 | 300円 | 400円 | 400円 | 1,700円 |
| る場合 | 面 | | | | | | |
| その他 | | 11,300円 | 11,300円 | 9,300円 | 12,400円 | 12,400円 | 56,700円 |

備考

- 1 冷房実施期間中は、貸切使用料の100分の20に相当する額を加算する。
- 2 使用者が入場料を徴する場合、アマチュアスポーツを目的に使用する場合にあつては最高入場料の100人分を、その他の場合にあつては最高入場料の200人分を加算する。
- 3 土曜日等に使用する場合は、当該使用料の4分の1に相当する額を加算する。
- 4 午前6時から午前9時までの使用に係る使用料は、1時間につき、時間区分Aの欄に掲げる額の3分の1に相当する額にその額の4分の1に相当する額を加算する。
- 5 午後9時以後又は午前6時以前の使用に係る使用料は、1時間につき、時間区分Eの欄に掲げる額の2分の1に相当する額にその額の4分の1に相当する額を加算する。
- 6 前各項の規定により加算した使用料の額に、10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

4 附属室等使用料

| 使用区分 | 単位 | 使用料 |
|------|-------|------|
| 選手控室 | 1室1時間 | 600円 |
| 会議室 | 1室1時間 | 300円 |

備考

- 1 時間外の使用に係る使用料は、1時間につき、附属室等使用料の表

に掲げる額の100分の25に相当する額を加算する。

2 前項の規定により加算した使用料の額に、10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

3 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

5 設備等使用料

| 種別 | 区分 | 単位 | 使用料 |
|--------|------|----------|--------|
| 放送設備 | | 1時間 | 400円 |
| | | | |
| ロッカー | | 1回 | 50円 |
| 貸靴 | | 1回 | 300円 |
| 温水シャワー | 個人使用 | 1人1使用 | 300円 |
| | 貸切使用 | 1日1室(3基) | 1,500円 |

備考

1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

2 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

(郡山市少年湖畔の村条例の一部改正)

第15条 郡山市少年湖畔の村条例(昭和52年郡山市条例第25号)の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| (使用時間) 第6条 少年湖畔の村の使用時間は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。 | (使用時間) 第6条 少年湖畔の村の使用時間は、使用しようとする日の午後1時から翌日の正午までとする。ただし、日帰り使用の場合は午前9時から午後7時 |

3 設備等使用料

| 種別 | 使用料 |
|-------|--------------|
| 放送設備 | 1時間につき300円 |
| 電光掲示板 | 1時間につき400円 |
| 選手控室 | 1室1時間につき400円 |
| 会議室 | 1時間につき200円 |
| ロッカー | 1回につき50円 |
| 貸靴 | 1回につき300円 |

- (1) 宿泊使用 使用開始日の午後1時から使用終了日の午前10時まで
- (2) 日帰り使用 午前9時から午後7時まで

(使用料)

第11条 使用者は、別表に定める使用料を使用前までに納付しなければならない。

(使用料の免除)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

- (1)・(2) (略)
- (3) 指定管理者が行う少年湖畔の村の設置の目的に寄与する事業であつて、市長が認めるものに使用するとき。
- (4) その他市長が事業の公益性その他の事由を勘案して特に使用料を免除する必要があると認めるとき。

別表 (第11条関係)

1 施設使用料

| 施設使用区分等 | | 使用者の区分 | 使用料 |
|---------|-------------|-------------|-------------|
| 市内 | 宿 泊 使 用 | 中学生以下 | 1人1泊につき300円 |
| | | 一般(指導者を含む。) | 1人1泊につき600円 |
| | キャンプ エリア | 中学生以下 | 1人1泊につき200円 |
| | | 一般(指導者を含む。) | 1人1泊につき400円 |

までとする。

2 前項の使用時間をもって、第11条に規定する1日とする。

(使用料)

第11条 使用者は、次の表に定めるところにより使用料を使用前までに納付しなければならない。

| 使用者の区分 | | 使用料 |
|--------|-------------|--------------|
| 市内 | 中学生以下 | 無料 |
| | 一般(指導者を含む。) | 1人1日につき 200円 |
| 市外 | 中学生以下 | 1人1日につき 200円 |
| | 一般(指導者を含む。) | 1人1日につき 400円 |

備考 「中学生」とは、中学校の生徒をいう。

(使用料の免除)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

- (1)・(2) (略)
- (3) その他市長が事業の公益性その他の事由を勘案して特に使用料を免除する必要があると認めるとき。

| | | | |
|----|-------|-------------|---------------|
| 市外 | 日帰り使用 | 中学生以下 | 1人につき100円 |
| | | 一般（指導者を含む。） | 1人につき200円 |
| | 宿泊室 | 中学生以下 | 1人1泊につき600円 |
| | | 一般（指導者を含む。） | 1人1泊につき1,200円 |
| | キャンプ | 中学生以下 | 1人1泊につき400円 |
| | | 一般（指導者を含む。） | 1人1泊につき800円 |
| | 日帰り使用 | 中学生以下 | 1人につき200円 |
| | | 一般（指導者を含む。） | 1人につき400円 |

備考 「中学生」とは、中学校の生徒をいう。

2 設備等使用料

| 種別 | 単位 | 使用料 |
|------|-------|------|
| シャワー | 1人1使用 | 300円 |

（郡山市文化施設条例の一部改正）

第16条 郡山市文化施設条例（昭和59年郡山市条例第50号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>（休館日）</p> <p>第6条 文化施設の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、文化施設の休館日を臨時に変更し、又は臨時に設けることができる。</p> <p>（1）月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたる場合は、その翌日以後の日で休日でない直近の日）</p> <p>（2）1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日（使用料）</p> <p>第10条 使用者は、別表第1から別表第4までに定める使用料を使用前までに納付しなければならない。ただし、<u>超過使用料</u>については、使用終了時に納入するものとする。</p> | <p>（休館日）</p> <p>第6条 文化施設の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、文化施設の休館日を臨時に変更し、又は臨時に設けることができる。</p> <p>（1）月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたる場合は、その翌日とする。）</p> <p>（2）1月1日から1月3日まで及び12月28日から12月31日までの日（使用料）</p> <p>第10条 使用者は、別表第1から別表第4までに定める使用料を使用前までに納付しなければならない。ただし、<u>夜間超過使用料</u>については、使用終了時に納入するものとする。</p> |

(使用料の免除)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 指定管理者が行う文化施設の設置の目的に寄与する事業であって、市長が認めるものに使用するとき。

(4) (略)

(利用料金)

第24条 使用者は、指定管理者に対し、文化施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を使用前までに納付（超過使用料に相当する利用料金にあっては、使用終了時に納入）しなければならない。この場合において、第10条の規定は適用しない。

2～5 (略)

別表第1（第10条関係）

郡山市民文化センター使用料

1 基本使用料（その1）

| 室名 | 使用日 | 午前 | 午後 | 夜間 | 午前+午後 | 午後+夜間 | 全日 |
|------|----------|-----------|------------|------------|-----------|------------|-----------|
| | | 9時から12時まで | 13時から17時まで | 18時から22時まで | 9時から17時まで | 13時から22時まで | 9時から22時まで |
| 大ホール | 平日 | 41,200円 | 55,000円 | 55,000円 | 96,200円 | 110,000円 | 151,200円 |
| | 土曜日及び休日等 | 49,500円 | 66,000円 | 66,000円 | 115,500円 | 132,000円 | 181,500円 |
| 中ホール | 平日 | 20,500円 | 27,400円 | 27,400円 | 47,900円 | 54,800円 | 75,300円 |
| | | | | | | | |

(使用料の免除)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 市が文化施設の設置の目的に寄与する事業を委託する場合であって、市長が認めるものに使用するとき。

(4) (略)

(利用料金)

第24条 使用者は、指定管理者に対し、文化施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を使用前までに納付（夜間超過使用料に相当する利用料金にあっては、使用終了時に納入）しなければならない。この場合において、第10条の規定は適用しない。

2～5 (略)

別表第1（第10条関係）

郡山市民文化センター使用料

(1) 基本使用料

| 施設名 | 使用日 | 午前 | 午後 | 夜間 | 午前+午後 | 午後+夜間 | 全日 |
|------|----------|-----------|------------|------------|-----------|------------|-----------|
| | | 9時から12時まで | 13時から17時まで | 18時から22時まで | 9時から17時まで | 13時から22時まで | 9時から22時まで |
| 大ホール | 平日 | 21,300円 | 42,100円 | 53,000円 | 63,400円 | 95,100円 | 116,400円 |
| | 土曜日及び休日等 | 25,500円 | 50,600円 | 63,600円 | 76,100円 | 114,200円 | 139,700円 |
| 中ホール | 平日 | 10,600円 | 21,100円 | 26,400円 | 31,700円 | 47,500円 | 58,100円 |
| | | | | | | | |

| | | 土曜日及 び休日等 | 24,700円 | 32,900 円 | 32,900 円 | 57,600 円 | 65,800 円 | 90,500 円 | |
|----------------|--------------------|--------------|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|
| ホ一 ル附 属室 | リハ一 サ ル室 | | 11,800円 | 15,800 円 | 15,800 円 | 27,600 円 | 31,600 円 | 43,400 円 | |
| | 大ホ 一 ル 楽屋 | 1号 楽屋 | | 1,400円 | 1,900円 | 1,900円 | 3,300円 | 3,800円 | 5,200円 |
| | | 2号 楽屋 | | 1,400円 | 1,900円 | 1,900円 | 3,300円 | 3,800円 | 5,200円 |
| | | 3号 楽屋 | | 900円 | 1,300円 | 1,300円 | 2,200円 | 2,600円 | 3,500円 |
| | | 4号 楽屋 | | 900円 | 1,300円 | 1,300円 | 2,200円 | 2,600円 | 3,500円 |
| | | 5号 楽屋 | | 1,400円 | 1,900円 | 1,900円 | 3,300円 | 3,800円 | 5,200円 |
| | | 6号 楽屋 | | 1,400円 | 1,900円 | 1,900円 | 3,300円 | 3,800円 | 5,200円 |
| | | 7号 楽屋 | | 600円 | 800円 | 800円 | 1,400円 | 1,600円 | 2,200円 |
| | 1号 浴室 | | | | | | | 1,600円 | |
| | 中ホ 一 ル 楽屋 | 1号 楽屋 | | 600円 | 800円 | 800円 | 1,400円 | 1,600円 | 2,200円 |
| 2号 楽屋 | | | 600円 | 800円 | 800円 | 1,400円 | 1,600円 | 2,200円 | |
| 3号 楽屋 | | | 600円 | 800円 | 800円 | 1,400円 | 1,600円 | 2,200円 | |
| 4号 楽屋 | | | 600円 | 800円 | 800円 | 1,400円 | 1,600円 | 2,200円 | |

| | | 土曜日及 び休日等 | 12,800円 | 25,300 円 | 31,700 円 | 38,100 円 | 57,000 円 | 69,800 円 | |
|----------------|--------------------|--------------|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|
| ホ一 ル附 属室 | リハ一 サ ル室 | | 5,200円 | 10,300 円 | 12,400 円 | 15,500 円 | 22,700 円 | 27,900 円 | |
| | 大ホ 一 ル 楽屋 | 1号 楽屋 | | 500円 | 700円 | 1,000円 | 1,200円 | 1,700円 | 2,200円 |
| | | 2号 楽屋 | | 500円 | 700円 | 1,000円 | 1,200円 | 1,700円 | 2,200円 |
| | | 3号 楽屋 | | 300円 | 500円 | 700円 | 800円 | 1,200円 | 1,500円 |
| | | 4号 楽屋 | | 300円 | 500円 | 700円 | 800円 | 1,200円 | 1,500円 |
| | | 5号 楽屋 | | 500円 | 700円 | 1,000円 | 1,200円 | 1,700円 | 2,200円 |
| | | 6号 楽屋 | | 500円 | 700円 | 1,000円 | 1,200円 | 1,700円 | 2,200円 |
| | | 7号 楽屋 | | 200円 | 300円 | 500円 | 500円 | 800円 | 1,000円 |
| | 1号 浴室 | | | | | | | 1,000円 | |
| | 中ホ 一 ル 楽屋 | 1号 楽屋 | | 200円 | 300円 | 500円 | 500円 | 800円 | 1,000円 |
| 2号 楽屋 | | | 200円 | 300円 | 500円 | 500円 | 800円 | 1,000円 | |
| 3号 楽屋 | | | 200円 | 300円 | 500円 | 500円 | 800円 | 1,000円 | |
| 4号 楽屋 | | | 200円 | 300円 | 500円 | 500円 | 800円 | 1,000円 | |

2 基本使用料（その2）

| 室名 | A | B | C | D | E | F |
|-------|---------------|---------------|--------------|--------------|--------------|---------------|
| | 午前9時から午前11時まで | 午前11時から午後1時まで | 午後1時から午後3時まで | 午後3時から午後5時まで | 午後5時から午後7時まで | 午後7時から午後10時まで |
| | 第1練習室 | 1,500円 | 1,500円 | 1,500円 | 1,500円 | 1,500円 |
| 第2練習室 | 900円 | 900円 | 900円 | 900円 | 900円 | 1,400円 |
| 第1会議室 | 1,400円 | 1,400円 | 1,400円 | 1,400円 | 1,400円 | 2,100円 |
| 第2会議室 | 1,100円 | 1,100円 | 1,100円 | 1,100円 | 1,100円 | 1,700円 |
| 第3会議室 | 2,600円 | 2,600円 | 2,600円 | 2,600円 | 2,600円 | 3,900円 |
| 第4会議室 | 2,200円 | 2,200円 | 2,200円 | 2,200円 | 2,200円 | 3,300円 |
| 第1控室 | 500円 | 500円 | 500円 | 500円 | 500円 | 800円 |
| 第2控室 | 400円 | 400円 | 400円 | 400円 | 400円 | 600円 |
| 集会室 | 5,800円 | 5,800円 | 5,800円 | 5,800円 | 5,800円 | 8,700円 |
| 和室 | 1,300円 | 1,300円 | 1,300円 | 1,300円 | 1,300円 | 2,000円 |
| 特別会議室 | 2,900円 | 2,900円 | 2,900円 | 2,900円 | 2,900円 | 4,300円 |
| 応接室 | 2,500円 | 2,500円 | 2,500円 | 2,500円 | 2,500円 | 3,700円 |

3 特別使用料

| 種別 | 使用料の額 |
|----------|-------------------------|
| 入場料徴収加算料 | 大ホール、中ホール及び展示室 |
| | 入場料が1,001円以上3,000円以下の場合 |
| | 基本使用料の額の100分の100に相当する額 |
| | 入場料が3,001円以上の場合 |
| | 基本使用料の額の100分の200に相当する額 |
| 営利目的加算料 | 大ホール及び中ホール |
| | 基本使用料の額の100分の |

| | | | | | | | |
|-----|--|--------|--------|---------|---------|---------|---------|
| 集会室 | | 4,400円 | 8,900円 | 11,400円 | 13,300円 | 20,300円 | 24,700円 |
| 和室 | | 900円 | 1,900円 | 2,400円 | 2,800円 | 4,300円 | 5,200円 |

(2) 特別使用料

| 種別 | 使用料の額 |
|----------|---|
| 入場料徴収加算料 | 大ホール及び中ホール |
| | 入場料が1,000円未満の場合にあっては、基本使用料の額の100分の50に相当する額 |
| | 入場料が1,000円以上3,000円未満の場合にあっては、基本使用料の額の100分の100に相当する額 |
| | 入場料が3,000円以上の場合にあっては、基本使用料 |

| | | |
|--------|--------------------|--|
| 算料 | | 200に相当する額 |
| | 展示室、練習室、会議室及び集会室 | 基本使用料の額の100分の60に相当する額 |
| 準備使用料 | 大ホール及び中ホール | 基本使用料の額の100分の70に相当する額 |
| 冷暖房加算料 | 大ホール、中ホール、展示室及び集会室 | (略) |
| 超過使用料 | | 1時間につき、全日又はF欄の基本使用料の額の時間割計算による額に、その額の100分の25に相当する額を加算した額 |

備考

- 1 (略)
- 2 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 3 種別の欄中「入場料徴収加算料」、「営利目的加算料」、「準備使用料」、「冷暖房加算料」及び「超過使用料」とあるのは、それぞれ次に掲げる使用料をいう。
 - (1) 入場料徴収加算料 使用者がこの表に掲げる貸出室を使用するに際し、この表の種別に該当する入場料（入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場の対価として徴収するものをいう。以下同じ。）を徴収する場合に基本使用料に加算される使用料
 - (2) 営利目的加算料 入場料を徴収しないで、使用者が営利を目的とする物品若しくは権利の販売若しくは有償サービスの提供又はこれらのための宣伝行為その他の営利的性格を有する催しを行う目的をもって使用する場合に、基本使用料に加算される使用料

| | | |
|---------|-----|--|
| | | の額の100分の200に相当する額 |
| | 展示室 | 入場料が1,000円未満の場合にあっては、基本使用料の額の100分の20に相当する額 入場料が1,000円以上の場合にあっては、基本使用料の額の100分の40に相当する額 |
| 冷暖房加算料 | | (略) |
| 夜間超過使用料 | | 1時間につき、夜間に係る基本使用料の額の4分の1に相当する額の100分の120に相当する額 |
| 準備等使用料 | | 基本使用料の額の100分の70に相当する額 |

備考

- 1 (略)
- 2 「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場の対価として徴収するものをいう（以下この表において同じ。）。

(3) 準備使用料 入場料を徴収しない場合又は入場料の最高額が1,000円以下の聴衆を集める催しを大ホール又は中ホールで行う場合であって、当該催しの開催時間前若しくは開催日前日以前に行う準備のために使用する場合の使用料

(4) 冷暖房加算料 冷暖房実施期間中に使用する場合に基本使用料に加算される使用料

(5) 超過使用料 第5条ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときに使用する場合の使用料

4 (略)

5 超過使用料を除き、特別使用料の算定に用いる基本使用料の額は、当該特別使用料に係る行為を行う使用時間の区分による。

6 超過使用料は、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。

7 同一の使用時間の区分に、入場料徴収加算料又は営利目的加算料と準備使用料が重複して適用される場合には、入場料徴収加算料又は営利目的加算料を適用するものとする。

3 (略)

4 入場料を徴収しないで、使用者が営利的性格を有する催しを行う目的をもって大ホール又は中ホールを使用する場合は、特別使用料の表中大ホール又は中ホールの最高額の入場料徴収加算料に該当するものとみなす。

5 使用者が展示室を商業宣伝等の目的をもって使用する場合には、基本使用料の額の100分の60に相当する額を加算する。

6 特別使用料の種別の欄中「入場料徴収加算料」、「冷暖房加算料」、「夜間超過使用料」及び「準備等使用料」とあるのは、それぞれ次に掲げる使用料をいう。

(1) 入場料徴収加算料 使用者が、当該施設を使用するに際し、入場料を徴収する場合に基本使用料に加算される使用料

(2) 冷暖房加算料 冷暖房実施期間中に使用する場合に基本使用料に加算される使用料

(3) 夜間超過使用料 夜間又は全日に引き続き午後10時以降に使用する場合の使用料

(4) 準備等使用料 大ホール、中ホール、展示室又は楽屋を準備又は練習のため使用する場合の使用料

7 使用する時間が使用区分に定める使用時間（夜間超過使用料にあつ

- 8 使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。
- 9 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

別表第2（第10条関係）

郡山市民文化センター特殊器具及び設備の使用料

1 大ホール

| 区分 | 器具及び設備名 | 使用単位 | 使用料 | 備考 |
|----------|---------|------|---------|----|
| 舞台 設備 | (略) | | | |
| | 毛せん | (略) | | |
| | (略) | | | |
| | 演奏者用椅子 | 1式 | 10,000円 | |
| | (略) | | | |

ては、1時間)に満たないときは、これを使用区分に定める使用時間(夜間超過使用料にあつては、1時間)に切り上げて計算する。

- 8 使用料の額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

別表第2（第10条関係）

郡山市民文化センター特殊器具及び設備の使用料

(1) 大ホール

| 区分 | 器具及び設備名 | 使用単位 | 使用料 | 備考 |
|----------|------------|------|--------|-----------|
| 舞台 設備 | (略) | | | (略) |
| | セミコンサートピアノ | 1式1回 | 3,000円 | |
| | ピアノ演奏用椅子 | 1脚1回 | 500円 | 椅子のみ使用の場合 |
| | (略) | | | |
| | ベース用椅子 | 1脚1回 | 100円 | |
| | (略) | | | |
| | 平台 | 1台1回 | 400円 | |
| | (略) | | | |
| | 屏風 | 1双1回 | 2,000円 | |
| | 緋毛せん | (略) | | |
| | (略) | | | |
| | 長机 | 1脚1回 | 100円 | |
| | 折りたたみ椅子 | 1脚1回 | 50円 | |
| | バレエマット | 1式1回 | 1,000円 | |
| | (略) | | | |
| | 地ガスリ | 1枚1回 | 1,500円 | |
| | (略) | | | |

| | | | | | | |
|------|-----|------|--------------|------|---------|--------------------|
| | | | フォッグマシン | 1台1回 | 2,000円 | |
| | | | (略) | | | |
| 映写設備 | (略) | 映写設備 | 35・16ミリ兼用映写機 | 1式1回 | 15,000円 | スクリーンを含む。 |
| | | | (略) | | | |
| 照明設備 | (略) | 照明設備 | (略) | | | |
| | | | 調光記憶装置 | 1式1回 | 3,000円 | |
| | | | (略) | | | |
| | | | ランプピンスポットライト | 1台1回 | 1,000円 | |
| | | | (略) | | | |
| | | | フットライト | 1列1回 | 500円 | |
| | | | (略) | | | |
| | | | ストリップライト | 1本1回 | 500円 | |
| | | | (略) | | | |
| | | | ライトスタンド | 1本1回 | 300円 | ライトスタンドのみ 使用の場合 |
| | | | (略) | | | |
| | | | カラーフィルター | 1枚 | 600円 | |
| 音響設備 | (略) | 音響設備 | (略) | | | |
| | | | マイクロホン | 1本1回 | 1,000円 | スタンド付 |
| | | | レコードプレーヤー | 1台1回 | 2,000円 | |
| | | | テープレコーダー | 1台1回 | 2,000円 | |
| | | | ステージスピーカー | 1組1回 | 1,500円 | |
| | | | マイクスタンド | 1本1回 | 300円 | マイクスタンドのみ 使用の場合 |
| | | | (略) | | | |
| | | | エフェクター | 1基1回 | 2,000円 | |
| | | | (略) | | | |

| | |
|-----|-----|
| その他 | (略) |
|-----|-----|

2 中ホール

| 区分 | 器具及び設備名 | 使用単位 | 使用料 | 備考 |
|------|---------|------|-----|----|
| 舞台設備 | (略) | | | |
| | 毛せん | (略) | | |
| | (略) | | | |
| | | | | |

| | |
|------|-----|
| 映写設備 | (略) |
|------|-----|

| | |
|------|-----|
| 照明設備 | (略) |
|------|-----|

| | | | |
|-----|------|------|------|
| その他 | 中継設備 | 1式1回 | 500円 |
| | (略) | | |

(2) 中ホール

| 区分 | 器具及び設備名 | 使用単位 | 使用料 | 備考 |
|------|----------|------|--------|-----------|
| 舞台設備 | (略) | | | |
| | ピアノ演奏用椅子 | 1脚1回 | 500円 | 椅子のみ使用の場合 |
| | (略) | | | |
| | ベース用椅子 | 1脚1回 | 100円 | |
| | (略) | | | |
| | 平台 | 1台1回 | 400円 | |
| | (略) | | | |
| | 屏風 | 1双1回 | 2,000円 | |
| | 緋毛せん | (略) | | |
| | (略) | | | |
| | 長机 | 1脚1回 | 100円 | |
| | 折りたたみ椅子 | 1脚1回 | 50円 | |
| | バレエマット | 1式1回 | 1,000円 | |
| | (略) | | | |

| | |
|------|-----|
| 映写設備 | (略) |
|------|-----|

| | | | |
|------|--------|------|--------|
| 照明設備 | (略) | | |
| 設備 | 調光記憶装置 | 1式1回 | 2,000円 |

| | |
|------|-----|
| | (略) |
| 音響設備 | (略) |
| その他 | (略) |

3 展示室

| 器具及び設備名 | 使用単位 | 使用料 | 備考 |
|---------|-----------------|------|----|
| 持込電気器具 | 1キロワット ト当り1回 | 300円 | |

| | | | |
|------|--------------|------|------------------------|
| | (略) | | |
| | ランプピンスポットライト | 1台1回 | 1,000円 |
| | (略) | | |
| | フットライト | 1列1回 | 500円 |
| | (略) | | |
| | ストリップライト | 1本1回 | 500円 |
| | (略) | | |
| | ライトスタンド | 1本1回 | 300円 ライトスタンドのみ使用の場合 |
| | (略) | | |
| | カラーフィルター | 1枚 | 600円 |
| 音響設備 | (略) | | |
| | マイクロホン | 1本1回 | 1,000円 スタンド付 |
| | レコードプレーヤー | 1台1回 | 2,000円 |
| | テープレコーダー | 1台1回 | 2,000円 |
| | ステージスピーカー | 1組1回 | 1,500円 |
| | マイクスタンド | 1本1回 | 300円 マイクスタンドのみ使用の場合 |
| | (略) | | |
| その他 | 中継設備 | 1式1回 | 500円 |
| | (略) | | |

(3) 展示室

| 器具及び設備名 | 使用単位 | 使用料 | 備考 |
|------------|------------|--------|----|
| 拡声装置 | 1式1日 | 1,000円 | |
| 展示用スポットライト | 1灯1日 | 50円 | |
| 持込電気器具 | 1キロワット当り1日 | 600円 | |
| 長机 | 1脚1回 | 100円 | |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | | |
|--|--|--|--|

4 リハーサル室、第1練習室及び第2練習室

| 器具及び設備名 | 使用単位 | 使用料 | 備考 |
|---------|------|-----|----|
| (略) | | | |

5 集会室、和室及び会議室

| 器具及び設備名 | 使用単位 | 使用料 | 備考 |
|---------|------|-----|----|
| (略) | | | |

備考

- この表において、「1回」とあるのは、それぞれ次に掲げる回数の使用をいう。
 - 大ホール、中ホール及び展示室に係るもの 別表第1中1基本使用料（その1）の表に規定する午前、午後又は夜間の使用時間の区分における使用をいい、同表に規定する午前＋午後又は午後＋夜間の使用時間の区分における使用にあつては2回の使用と、同表に規定する全日の使用時間の区分における使用にあつては3回の使用としてこの表の規定を適用する。
 - 前項に規定する以外のもの 別表第1中2基本使用料（その2）の表に規定するAからFまでの使用時間の区分における使用をいい

| | | |
|---------|--------|------|
| 折りたたみ椅子 | 1脚1回 | 50円 |
| 展示パネル | 1枚1日 | 200円 |
| 展示ケース | 1ケース1日 | 200円 |

(4) リハーサル室、第1練習室及び第2練習室

| 器具及び設備名 | 使用単位 | 使用料 | 備考 |
|---------|------|------|----|
| (略) | | | |
| 拡声装置 | 1式1回 | 500円 | |
| (略) | | | |

(5) 集会室、和室及び会議室

| 器具及び設備名 | 使用単位 | 使用料 | 備考 |
|----------------|------|--------|--------------|
| 16ミリ映写機 | 1式1回 | 3,000円 | 移動用スクリーンを含む。 |
| ビデオプロジェクター | 1式1回 | 3,000円 | |
| スライド | 1式1回 | 2,000円 | |
| オーバーヘッドプロジェクター | 1式1回 | 2,000円 | 集会室及び第3会議室 |
| 拡声装置 | 1式1回 | 500円 | |
| (略) | | | |

備考

- この表において、「1回」とあるのは、別表第1の(1)基本使用料の表に規定する午前、午後又は夜間の使用時間の区分における使用をいい、同表に規定する午前＋午後又は午後＋夜間の使用時間の区分における使用にあつては2回の使用と、同表に規定する全日の使用時間の区分における使用にあつては3回の使用として、この表の規定を適用する。

2 特別使用料

| 種別 | | 使用料の額 |
|----------|-------------------------|--|
| 入場料徴収加算料 | 入場料が1,001円以上3,000円以下の場合 | 基本使用料の額の100分の100に相当する額 |
| | 入場料が3,001円以上の場合 | 基本使用料の額の100分の200に相当する額 |
| 営利目的加算料 | | 基本使用料の額の100分の60に相当する額 |
| 冷暖房加算料 | 大ホール | (略) |
| 超過使用料 | | 1時間につき、F欄の基本使用料の額の時間割計算による額に、その額の100分の25に相当する額を加算した額 |

備考

- 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 2 種別の欄中「入場料徴収加算料」、「営利目的加算料」、「冷暖房

| | 午前9時から午前11時まで | 午前11時から午後1時まで | 午後1時から午後3時まで | 午後3時から午後5時まで | 午後5時から午後7時まで | 午後7時から午後10時まで | 午前9時から午後5時まで | 午後1時から午後10時まで | 午前9時から午後10時まで |
|------|---------------|---------------|--------------|--------------|--------------|---------------|--------------|---------------|---------------|
| 練習室4 | 300円 | 300円 | 600円 | 600円 | 600円 | 900円 | 1,700円 | 2,500円 | 2,800円 |
| 練習室5 | 500円 | 500円 | 1,000円 | 1,000円 | 1,000円 | 1,500円 | 2,700円 | 4,100円 | 4,600円 |

(3) 特別使用料

| 種別 | 使用料の額 |
|----------|---|
| 入場料徴収加算料 | 入場料が1,000円未満の場合にあっては、基本使用料の額の100分の50に相当する額 入場料が1,000円以上の場合にあっては、基本使用料の額の100分の100に相当する額 |
| 冷暖房加算料 | (略) |
| 夜間超過使用料 | 基本使用料(その1)に係る使用にあっては、1時間につき、夜間に係る基本使用料の額の5分の1に相当する額 基本使用料(その2)に係る使用にあっては、1時間につき、夜間Bに係る基本使用料の額の3分の1に相当する額 |

備考

- 1 「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを

加算料」及び「超過使用料」とあるのは、それぞれ次に掲げる使用料をいう。

(1) 入場料徴収加算料 使用者が音楽・文化交流館の貸出室を使用するに際し、この表の種別に該当する入場料を徴収する場合に基本使用料に加算される使用料

(2) 営利目的加算料 入場料を徴収しないで、使用者が営利を目的とする物品若しくは権利の販売若しくは有償サービスの提供又はこれらのための宣伝行為その他の営利的性格を有する催しを行う目的をもって使用する場合に、基本使用料に加算される使用料

(3) 冷暖房加算料 冷暖房実施期間中に使用する場合に基本使用料に加算される使用料

(4) 超過使用料 第5条ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときに使用する場合の使用料

3 (略)

4 超過使用料を除き、特別使用料の算定に用いる基本使用料の額は、当該特別使用料に係る行為を行う使用時間の区分による。

5 超過使用料は、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。

問わず入場の対価として徴収するものをいう（以下この表において同じ。）。

2 (略)

3 入場料を徴収しないで、使用者が営利的性格を有する催しを行う目的をもって使用する場合又は使用者が商業宣伝等の目的をもって使用する場合には、特別使用料の表中最高額の入場料徴収加算料に該当するものとみなす。

4 特別使用料の種別の欄中「入場料徴収加算料」、「冷暖房加算料」及び「夜間超過使用料」とあるのは、それぞれ次に掲げる使用料をいう。

(1) 入場料徴収加算料 使用者が、当該施設を使用するに際し、入場料を徴収する場合に基本使用料に加算される使用料

(2) 冷暖房加算料 冷暖房実施期間中に使用する場合に基本使用料に加算される使用料

(3) 夜間超過使用料 夜間、午後＋夜間又は全日に引き続き午後10時以降に使用する場合の使用料

5 使用する時間が使用区分に定める使用時間（夜間超過使用料にあつ

- 6 使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。
- 7 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

別表第4（第10条関係）

郡山市音楽・文化交流館設備等使用料

| 種別 | 区分 | 単位 | 使用料 |
|-----|----|----|-----|
| (略) | | | |

ては、1時間)に満たないときは、これを使用区分に定める使用時間(夜間超過使用料にあつては、1時間)に切り上げて計算する。

- 6 使用料の額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

別表第4（第10条関係）

(1) 郡山市音楽・文化交流館設備等使用料（その1）

| 種別 | 区分 | 単位 | 使用料 |
|---------|--|------|------|
| (略) | | | |
| 展示用パネル | | 1枚1日 | 50円 |
| プロジェクター | | 1式1回 | 500円 |
| 持込電気器具 | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合 | 1回 | 100円 |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合 | 1回 | 200円 |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合 | 1回 | 300円 |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超え2キロワット以下の場合 | 1回 | 400円 |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が2キロワットを超え5キロワット以下の場合 | 1回 | 700円 |

備考

- 1 この表において「1回」とあるのは、別表第3中1基本使用料の表に規定するAからFまでの使用時間の区分における使用をいい、1区分を1回の使用としてこの表の規定を適用する。
- 2 (略)
- 3 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

| | | |
|------------------------------------|----|--------|
| 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が5キロワットを超える場合 | 1回 | 1,300円 |
|------------------------------------|----|--------|

備考

- 1 この表は、別表第3の(1)基本使用料(その1)の表に規定する施設に係る設備等の使用について適用する。
- 2 この表において「1回」とあるのは、別表第3の(1)基本使用料(その1)の表に規定する午前、午後又は夜間の使用時間の区分における使用をいい、同表に規定する午前+午後又は午後+夜間の使用時間の区分における使用にあつては2回の使用と、同表に規定する全日の使用時間の区分における使用にあつては3回の使用として、この表の規定を適用する。
- 3 (略)

(2) 郡山市音楽・文化交流館設備等使用料(その2)

| 種別 | 区分 | 単位 | 使用料 |
|------------|--|------|--------|
| ドラム・アンプセット | | 1式1回 | 1,000円 |
| 展示用パネル | | 1枚1日 | 50円 |
| プロジェクター | | 1式1回 | 300円 |
| 持込電気器具 | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え1キロワット以下の場合 | 1回 | 100円 |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワット | 1回 | 200円 |

| | | | |
|---|----------------|----|------|
| | を超え2キロワット以下の場合 | | |
| | 持込電気器具に表示されている | 1回 | 400円 |
| | 消費電力の合計が2キロワット | | |
| | を超え5キロワット以下の場合 | | |
| | 持込電気器具に表示されている | 1回 | 700円 |
| | 消費電力の合計が5キロワット | | |
| | を超える場合 | | |
| <p>備考</p> <p>1 この表は、別表第3の(2)基本使用料(その2)の表に規定する施設に係る設備等の使用について適用する。</p> <p>2 この表において「1回」とあるのは、別表第3の(2)基本使用料(その2)の表に規定する午前A、午前B、午後A、午後B、夜間A又は夜間Bの使用時間の区分における使用をいい、同表に規定する午前十午後又は午後十夜間の使用時間の区分における使用にあつては4回の使用と、同表に規定する全日の使用時間の区分における使用にあつては6回の使用として、この表の規定を適用する。</p> | | | |

(郡山市コミュニティセンター条例の一部改正)

第17条 郡山市コミュニティセンター条例(昭和62年郡山市条例第15号)の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(使用時間)</p> <p>第2条の2 コミュニティセンターの使用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを臨時に変更することができる。</p> <p>(使用者の賠償責任)</p> <p>第11条 使用者は、施設、設備等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除</p> | <p>(使用者の賠償責任)</p> <p>第11条 使用者は、建物又はこれに附属する設備を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除すること</p> |

することができる。

別表（第7条関係）

施設使用料

| 名称 | 室名 | 午前9時から午後1時まで | 午後1時から午後5時まで | 午後5時から午後9時まで | 午前9時から午後5時まで | 午後1時から午後9時まで | 午前9時から午後9時まで |
|-----|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 郡山市 | 第1会議室 | 700円 | 700円 | 700円 | 1,400円 | 1,400円 | 2,100円 |
| 湖南コ | 第2会議室 | 600円 | 600円 | 600円 | 1,200円 | 1,200円 | 1,800円 |
| ミュニ | 第1和室 | 300円 | 300円 | 300円 | 600円 | 600円 | 900円 |
| ティセ | 第2和室 | 300円 | 300円 | 300円 | 600円 | 600円 | 900円 |
| ンター | 実習室 | 300円 | 300円 | 300円 | 600円 | 600円 | 900円 |
| 郡山市 | 大集会室 | 1,000円 | 1,000円 | 1,000円 | 2,000円 | 2,000円 | 3,000円 |
| 逢瀬コ | 中集会室 | 800円 | 800円 | 800円 | 1,600円 | 1,600円 | 2,400円 |
| ミュニ | 小集会室 | 600円 | 600円 | 600円 | 1,200円 | 1,200円 | 1,800円 |
| ティセ | 第1談話室 | 800円 | 800円 | 800円 | 1,600円 | 1,600円 | 2,400円 |
| ンター | 第2談話室 | 400円 | 400円 | 400円 | 800円 | 800円 | (略) |
| | 児童集会室 | 600円 | 600円 | 600円 | 1,200円 | 1,200円 | 1,800円 |
| | 実習室 | 400円 | 400円 | 400円 | 800円 | 800円 | (略) |

備考

- 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 2 第2条の2ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときは、1時間につき、午前9時から午後9時までの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。

ができる。

別表（第6条関係）

1 施設使用料

| 名称 | 室名 | 午前9時から午後1時まで | 午後1時から午後5時まで | 午後5時から午後9時まで | 午前9時から午後5時まで | 午後1時から午後9時まで | 午前9時から午後9時まで |
|-----|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 郡山市 | 第1会議室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| 湖南コ | 第2会議室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| ミュニ | 第1和室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| ティセ | 第2和室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| ンター | 実習室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| 郡山市 | 大集会室 | 600円 | 800円 | 900円 | 1,300円 | 1,600円 | 2,000円 |
| 逢瀬コ | 中集会室 | 400円 | 600円 | 700円 | 900円 | 1,200円 | 1,500円 |
| ミュニ | 小集会室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| ティセ | 第1談話室 | 400円 | 600円 | 700円 | 900円 | 1,200円 | 1,500円 |
| ンター | 第2談話室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | (略) |
| | 児童集会室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| | 実習室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | (略) |

備考 冷房又は暖房の設備を使用する場合は、施設使用料の100分の20の額を加算する。

3 前項の規定により加算した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

2 設備等使用料

| 種別 | 区分 | 単位 | 使用料 | 摘要 |
|---------|--|------|------|------|
| ピアノ | | 1式1回 | 500円 | 設備を有 |
| プロジェクター | | 1式1回 | 500円 | するセン |
| 展示用パネル | | 1枚1日 | 50円 | ター |
| 持込電気器具 | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合 | 1回 | 100円 | |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合 | 1回 | 200円 | |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合 | 1回 | 300円 | |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合 | 1回 | 400円 | |
| | | | | |

備考

1 この表において「1回」とあるのは、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで又は午後5時から午後9時までの使用時間の区分における使用をいう。

2 午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあっては2回の使用と、午前9時から午後9

時までの使用時間の区分における使用にあつては3回の使用として、この表の規定を適用する。

(郡山市高齢者文化休養センター条例の一部改正)

第18条 郡山市高齢者文化休養センター条例(昭和63年郡山市条例第15号)の一部を次のように改正する。

| 改正後 | | | | | | | 改正前 | | | | | | |
|--|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|----------------------|---|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 別表(第4条、第9条関係) | | | | | | | 別表(第4条、第9条関係) | | | | | | |
| 1 基本使用料 | | | | | | | 1 基本使用料 | | | | | | |
| 使用者別 | 宿泊する場合(1泊2食付) | | | | 日帰りする 場合 | 使用者別 | 宿泊する場合(1泊2食付) | | | | 日帰りする 場合 | | |
| | 宿泊料 | 朝食 | 夕食 | 合計 | | | 宿泊料 | 朝食 | 夕食 | 合計 | | | |
| 高齢者 | 1,100円 | 900円 | 1,800円 | 3,800円 | (略) | 老人 | 800円 | 700円 | 1,300円 | 2,800円 | (略) | | |
| 大人(他市町村の65歳以上の者を含む。) | 3,700円 | 900円 | 1,800円 | 6,400円 | 500円 | 大人(他市町村の60歳以上の者を含む。) | 2,900円 | 700円 | 1,400円 | 5,000円 | 450円 | | |
| こども | 400円 | 900円 | 1,800円 | 3,100円 | (略) | 子供 | 200円 | 700円 | 1,300円 | 2,200円 | (略) | | |
| 備考 | | | | | | | 備考 | | | | | | |
| 1 「高齢者」とは本市の住民で65歳以上の者をいう。 | | | | | | | 1 「老人」とは本市の住民で60歳以上のものを、「子供」とは4歳以上12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。 | | | | | | |
| 2 「大人」とは、12歳に達する日以後の最初の3月31日を経過し、65歳未満の者及び他市町村の65歳以上の者をいう。 | | | | | | | 2 浴衣使用料は、1枚につき100円とする。 | | | | | | |
| 3 「こども」とは、4歳以上12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。 | | | | | | | 3 食事(宿泊する場合に含まれる朝食及び夕食を除く。)を伴う場合は、食事加算料として1回につき250円を徴収する。 | | | | | | |
| 4 食事(宿泊する場合に含まれる朝食及び夕食を除く。)を伴う場合は、食事加算料として1回につき500円を徴収する。 | | | | | | | 2 専用使用料 | | | | | | |
| 室名 | 午前9時から午後1時まで | 午後1時から午後5時まで | 午後5時から午後9時まで | 午前9時から午後5時まで | 午後1時から午後9時まで | 午前9時から午後9時まで | 室名 | 午前9時から午後1時まで | 午後1時から午後5時まで | 午後5時から午後9時まで | 午前9時から午後5時まで | 午後1時から午後9時まで | 午前9時から午後9時まで |
| | 健康増進室 | 800円 | 800円 | 800円 | 1,600円 | 1,600円 | | 2,400円 | 健康増進室 | 300円 | 500円 | 500円 | 800円 |

| | | | |
|-------|------|------|--------|
| 教養娯楽室 | 900円 | 700円 | 1,600円 |
|-------|------|------|--------|

備考

- 1 (略)
- 2 (略)
- 3 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

| | | | |
|-------|------|------|------|
| 教養娯楽室 | 300円 | 400円 | 700円 |
|-------|------|------|------|

備考

- 1 (略)
- 2 冷暖房設備（暖房用器具を含む。）を使用する場合は、専用使用料の100分の20の額を加算する。
- 3 (略)

3 器具使用料

| 種別 | 区分 | 使用料 |
|--------|--|-----------|
| 持込電気器具 | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合 | 1回につき100円 |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合 | 1回につき200円 |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合 | 1回につき300円 |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合 | 1回につき400円 |

備考

- 1 この表において「1回」とあるのは、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで（教養娯楽室にあっては、午後4時まで）又は午後5時から午後9時までの使用時間の区分における使用をいう。
- 2 午前9時から午後5時まで（教養娯楽室にあっては、午後4時まで）又は午後1時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあ

つては2回の使用と、午前9時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあつては3回の使用として、この表の規定を適用する。
3 器具使用料は、宿泊する者が電気器具を持ち込むときは、無料とする。

(郡山市コミュニティ消防施設条例の一部改正)

第19条 郡山市コミュニティ消防施設条例（平成元年郡山市条例第22号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | | | | | | | | 改正前 | | | | | | | |
|--|------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------------|------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 別表（第6条関係） | | | | | | | | 別表（第6条関係） | | | | | | | |
| 名称 | 室名 | 午前9時から午後1時まで | 午後1時から午後5時まで | 午後5時から午後9時まで | 午前9時から午後5時まで | 午後1時から午後9時まで | 午前9時から午後9時まで | 名称 | 室名 | 午前9時から午後1時まで | 午後1時から午後5時まで | 午後5時から午後9時まで | 午前9時から午後5時まで | 午後1時から午後9時まで | 午前9時から午後9時まで |
| 郡山市富久山コミュニティ消防センター | 会議室 | 500円 | 500円 | 500円 | 1,000円 | 1,000円 | 1,500円 | 郡山市富久山コミュニティ消防センター | 会議室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| | 第1和室 | 500円 | 500円 | 500円 | 1,000円 | 1,000円 | 1,500円 | | 第1和室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| | 第2和室 | 400円 | 400円 | 400円 | 800円 | 800円 | (略) | | 第2和室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | (略) |
| | 実習室 | 400円 | 400円 | 400円 | 800円 | 800円 | | | 実習室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | |
| 郡山市白岩コミュニティ消防センター | 会議室 | 100円 | 100円 | 100円 | 200円 | 200円 | 300円 | 郡山市白岩コミュニティ消防センター | 会議室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| | 第1和室 | 200円 | 200円 | 200円 | 400円 | 400円 | 600円 | | 第1和室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| | 第2和室 | 500円 | 500円 | 500円 | 1,000円 | 1,000円 | 1,500円 | | 第2和室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| | 第3和室 | 500円 | 500円 | 500円 | 1,000円 | 1,000円 | 1,500円 | | 第3和室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| | 実習室 | 200円 | 200円 | 200円 | 400円 | 400円 | 600円 | | 実習室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| 備考 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。 | | | | | | | | | | | | | | | |

(郡山市緑地等管理中央センター条例の一部改正)

第20条 郡山市緑地等管理中央センター条例（平成元年郡山市条例第31号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | | | | | | | | | 改正前 | | | | | | | |
|--|--------|-----|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---|-----|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------|
| 別表第1（第9条関係） 多目的ホール等の使用料 1 貸切使用料 | | | | | | | | | 別表第1（第9条関係） 多目的ホール等の使用料 1 貸切使用料 | | | | | | | |
| 使用目的 | 使用区分 | 対象 | A | B | C | D | E | F | 使用目的 | 対象 | A | B | C | D | E | F |
| | | | 午前9時から午後1時まで | 午後1時から午後5時まで | 午後5時から午後9時まで | 午前9時から午後5時まで | 午後1時から午後9時まで | 午前9時から午後1時まで | | | 午後1時から午後5時まで | 午後5時から午後9時まで | 午前9時から午後1時まで | 午後1時から午後5時まで | 午後5時から午後9時まで | |
| 第3条の事業に該当するもの | 多目的ホール | 一般 | 1,700円 | 1,700円 | 1,700円 | 3,400円 | 3,400円 | 5,100円 | 第3条の事業に該当するもの | 児童等 | 400円 | 700円 | 800円 | 1,000円 | 1,400円 | 1,700円 |
| | | 高校生 | 1,000円 | 1,000円 | 1,000円 | 2,000円 | 2,000円 | 3,000円 | | 生徒等 | 500円 | 700円 | 800円 | 1,100円 | 1,400円 | 1,800円 |
| | | 中学生 | 700円 | 700円 | 700円 | 1,400円 | 1,400円 | 2,100円 | | 一般 | 900円 | 1,300円 | 1,600円 | 2,000円 | 2,700円 | 3,300円 |
| | | 以下 | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 多目的ホール | | 13,100円 | 13,100円 | 13,100円 | 26,200円 | 26,200円 | 39,300円 | その他 | | 8,000円 | 11,900円 | 14,200円 | 18,000円 | 23,500円 | 28,400円 |
| | 研修室 | | 1,900円 | 1,900円 | 1,900円 | 3,800円 | 3,800円 | 5,700円 | | | | | | | | |
| 備考 1 「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。 2 「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の児童又は中学校（義務教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の生徒をいう。 3 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。 | | | | | | | | | 備考 1 「児童等」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の児童又は中学校（義務教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の生徒をいう。 2 「生徒等」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。 3 土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）に使用する場合は、当該使用料の4分の1に相当する額を加算する。 | | | | | | | |

4 多目的ホールの暖房の設備（暖房用器具を含む。）を使用する場合は、貸切使用料の100分の20の額を加算する。

5 第4条ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときは、1時間につき、使用時間の区分Fの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。

6 前2項の規定により加算した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

7 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

2 一部貸切使用料

| 使用目的 | 対象 | 単位 | 使用料 |
|---------------|--------|-------|----------------------|
| 第3条の事業に該当するもの | 多目的ホール | 2分の1面 | 貸切使用料の使用時間の区分に規定する額の |
| | | | 2分の1の額 |

備考

1 第4条ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められた場合の使用料については、別表第1中1貸切使用料の表の備考第5項及

4 午前6時から午前9時までの使用に係る使用料は、1時間につき、時間区分Aの欄に掲げる額の4分の1に相当する額にその額の4分の1に相当する額を加算した額とする。

5 午後9時以後又は午前6時以前の使用に係る使用料は、1時間につき、時間区分Cの欄に掲げる額の4分の1に相当する額にその額の4分の1に相当する額を加算した額とする。

6 暖房の設備（暖房用器具を含む。）を使用する場合は、貸切使用料の100分の20の額を加算する。

7 使用料の額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

2 一部貸切使用料

| 使用目的 | 対象 | 単位 | 使用料 | | |
|---------------|--------|-------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 第3条の事業に該当するもの | 多目的ホール | 2分の1面 | 貸切使用料の2分の1の額 | | |
| | | | 研修室 | 1室 | 1回につき 200円 |
| その他 | 研修室 | 1室 | 1回につき 1,200円 | 半日につき 2,200円 | 1日につき 3,300円 |

備考

1 「1回」とは午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで又は午後5時から午後9時までの、「半日」とは午前9時から午後

び第6項の規定を準用する。

- 2 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 3 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

3 個人使用料

| 対象 | 単位 | 使用料 |
|--------|------|------|
| 一般 | 1人1回 | 200円 |
| 高校生・学生 | 1人1回 | 120円 |
| 中学生以下 | 1人1回 | 80円 |

備考

- 1 「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
- 2 「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。
- 3・4 (略)
- 5 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 6 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

5時まで又は午後1時から午後9時までの、「1日」とは午前9時から午後9時までの使用時間の区分をいう。

- 2 多目的ホールを時間外（午後9時から午前9時までをいう。以下同じ。）又は休日等に使用する場合は使用料については、貸切使用料の表の備考第3項から第5項までの規定を準用する。
- 3 研修室を時間外又は休日等に使用する場合は、当該使用料の4分の1に相当する額を加算する。
- 4 暖房の設備（暖房用器具を含む。）を使用する場合は、貸切使用料の100分の20の額を加算する。
- 5 使用料の額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

3 個人使用料

| 対象 | 使用料 |
|-----|-----------|
| 児童等 | 1回につき50円 |
| 生徒等 | 1回につき70円 |
| 一般 | 1回につき100円 |

備考

- 1 「児童等」とは、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。
- 2 「生徒等」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
- 3・4 (略)

4 設備等使用料

別表第2（第9条関係）

そば加工調理室の使用料

| A | B | C | D | E | F |
|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 午前9時から午後1時まで | 午後1時から午後5時まで | 午後5時から午後9時まで | 午前9時から午後5時まで | 午後1時から午後9時まで | 午前9時から午後9時まで |
| 900円 | 900円 | 900円 | 1,800円 | 1,800円 | 2,700円 |

備考

- 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 2 第4条ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときは、1時間につき、使用時間の区分Fの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。
- 3 前項の規定により加算した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

| 区分 | 使用料 |
|---------|------------------|
| マイクフォン | 1本1時間につき100円 |
| フロアシート | 10平方メートル1日につき10円 |
| シャワー使用料 | 1室1時間につき100円 |

備考 使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。

別表第2（第9条関係）

そば加工調理室の使用料

| A | B | C | D | E | F |
|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 午前9時から午後1時まで | 午後1時から午後5時まで | 午後5時から午後9時まで | 午前9時から午後5時まで | 午後1時から午後9時まで | 午前9時から午後9時まで |
| 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |

備考

- 1 休日等に使用する場合は、使用料の4分の1に相当する額を加算する。
- 2 午前6時から午前9時までの使用に係る使用料は、1時間につき、時間区分Aの欄に掲げる額の4分の1に相当する額にその額の4分の1に相当する額を加算した額とする。
- 3 午後9時以後又は午前6時以前の使用に係る使用料は、1時間につき、時間区分Cの欄に掲げる額の4分の1に相当する額にその額の4分の1に相当する額を加算した額とする。
- 4 使用料の額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

1 「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。

2 「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の児童又は中学校（義務教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の生徒をいう。

3 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

4 冷房又は暖房の設備を使用する場合は、貸切使用料の100分の20に相当する額を加算する。

5 第4条ただし書により、やむを得ず時間外（午後9時から午前9時までをいう。以下同じ。）の使用時間の変更が認められたときは、1時間につき、使用時間の区分Fの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。

。

6 （略）

7 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

(2) 一部貸切使用料

1 使用日の欄中「平日」及び「休日等」とあるのは、それぞれ次に掲げる日をいう。

(1) 平日 土曜日及び休日等以外の日

(2) 休日等 日曜日又は休日

2 使用時間が使用区分に定める使用時間に満たないときは、これを使用区分に定める使用時間に切り上げて計算する。

3 午前6時から午前9時までの使用に係る使用料は、1時間につき、時間区分Aの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。

4 午後9時から午前6時までの使用に係る使用料は、1時間につき、時間区分Cの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。

5 使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。

6 冷房又は暖房の設備を使用する場合は、貸切使用料の100分の20に相当する額を加算する。

7 （略）

(2) 一部貸切使用料

ア 展示会、大会その他の催しに使用する場合

| 使用区分 | 単位 | 時間帯区分 | | |
|-------|-------|---------|---------|---------|
| | | A、B又はC | D又はE | F |
| 1階フロア | 全面 | 32,300円 | 64,600円 | 96,900円 |
| | 2分の1面 | 16,150円 | 32,300円 | 48,450円 |
| | 4分の1面 | 8,080円 | 16,150円 | 24,230円 |
| | 6分の1面 | 5,390円 | 10,770円 | 16,150円 |

| 対象 | 単位 | 使用料 | 摘要 |
|-------|--------|--|----------------------------|
| 1階フロア | 全面 | 1時間につき貸切使用料における使用目的の区分に応じ、時間帯区分A、B又はCの欄に係る使用にあっては当該欄に掲げる額の4分の1、時間帯区分D又はEの欄に係る使用にあっては当該欄に掲げる額の8分の1、時間帯区分Fの欄に係る使用にあっては当該欄に掲げる額の12分の1に相当する額 | バスケットボール、テニス、バレーボール、バドミントン |
| | 2分の1面 | 1時間につき全面の2分の1の額 | バスケットボール、バレーボール、バドミントン |
| | 4分の1面 | 1時間につき全面の4分の1の額 | 家庭用バレーボール |
| | 6分の1面 | 1時間につき全面の6分の1の額 | バドミントン |
| 2階フロア | 全面 | 1階フロア2分の1面と同額 | バドミントン、卓球 |
| | バドミントン | 1階フロア6分の1面と同額 | |
| | 1回 | | |
| | 卓球1台 | 1時間につき400円 | |
| ステージ | 全面 | 1時間につき800円 | |
| 事務局室 | 1室 | 1日につき3,000円 | |

イ アマチュアスポーツ及びレクリエーション活動に使用する場合

| 使用 区分 | 単位 | 対象 | 時間帯区分 | | | |
|------------------------|------------|--------|--------|---------|---------|---------|
| | | | A、B又はC | D又はE | F | |
| 1 階 フロア | 全面 | 一般 | 8,000円 | 16,000円 | 24,000円 | |
| | | 高校生・学生 | 4,800円 | 9,600円 | 14,400円 | |
| | | 中学生以下 | 3,200円 | 6,400円 | 9,600円 | |
| | 2分の1面 | 一般 | 4,000円 | 8,000円 | 12,000円 | |
| | | 高校生・学生 | 2,400円 | 4,800円 | 7,200円 | |
| | | 中学生以下 | 1,600円 | 3,200円 | 4,800円 | |
| | 4分の1面 | 一般 | 2,000円 | 4,000円 | 6,000円 | |
| | | 高校生・学生 | 1,200円 | 2,400円 | 3,600円 | |
| | | 中学生以下 | 800円 | 1,600円 | 2,400円 | |
| | 6分の1面 | 一般 | 1,340円 | 2,680円 | 4,020円 | |
| | | 高校生・学生 | 800円 | 1,600円 | 2,400円 | |
| | | 中学生以下 | 540円 | 1,080円 | 1,620円 | |
| | 2 階 フロア | 全面 | 一般 | 4,000円 | 8,000円 | 12,000円 |
| | | | 高校生・学生 | 2,400円 | 4,800円 | 7,200円 |
| | | | 中学生以下 | 1,600円 | 3,200円 | 4,800円 |
| バドミントン 1面又は卓球 1面 | | 一般 | 1,340円 | 2,680円 | 4,020円 | |
| | | 高校生・学生 | 800円 | 1,600円 | 2,400円 | |
| | | 中学生以下 | 540円 | 1,080円 | 1,620円 | |

備考

- 「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
- 「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の

| | | | |
|-----|----|-------------|--|
| 控室 | 1室 | 1日につき3,000円 | |
| 応接室 | 1室 | 1日につき5,000円 | |

備考

- 「1日」とは、午前9時から午後9時までをいう。
- 1階フロア及び2階フロアを時間外（午後9時から午前9時までを

児童又は中学校の生徒をいう。

- 3 時間帯区分のAからFまでは、別表第1中1（1）貸切使用料の時間帯区分における使用時間をいう。
- 4 第4条ただし書により、やむを得ず時間外に使用する場合の使用料については、別表第1中1（1）貸切使用料の表の備考第5項及び第6項の規定を準用する。
- 5 時間帯区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 6 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

(3) 特別使用料

| 種別 | 使用料の額 |
|-----------------|--------------------------------|
| 入場料徴収加算料 | 入場料が1,001円以上3,000円以下の場合 |
| | 貸切使用料の額の100分の100に相当する額 |
| 入場料が3,001円以上の場合 | 貸切使用料の額の100分の200に相当する額 |
| | 貸切使用料又は一部貸切使用料の額の100分の60に相当する額 |
| 営利目的加算料 | 貸切使用料の額の100分の70に相当する額 |
| 準備使用料 | |

備考

- 1 種別の欄中「入場料徴収加算料」、「営利目的加算料」及び「準備使用料」とあるのは、それぞれ次に掲げる使用料をいう。

(1) 入場料徴収加算料 使用者が多目的ホールを使用するに際し、こ

いう。以下同じ。)に使用する場合の使用料については、(1)貸切使用料の表備考第3項及び第4項の規定を準用する。

- 3 ステージ、事務局室、控室及び応接室を時間外に使用する場合の使用料は、1時間につき、ステージについては当該使用料の100分の125に相当する額とし、事務局室、控室及び応接室については使用料の時間割計算による額の100分の125に相当する額とする。
- 4 使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。
- 5 事務局室、控室及び応接室の使用時間が1日に満たないときの使用料は、時間割計算による額とする。
- 6 使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

(3) 特別使用料

| 種別 | 使用料の額 |
|----------|---|
| 入場料徴収加算料 | 入場料が1,000円未満の場合にあつては、貸切使用料の額の100分の50に相当する額 |
| | 入場料が1,000円以上3,000円未満の場合にあつては、貸切使用料の額の100分の100に相当する額 |
| | 入場料が3,000円以上の場合にあつては、貸切使用料の額の100分の200に相当する額 |
| 準備等使用料 | 貸切使用料の額の100分の70に相当する額 |

備考

- 1 種別の欄中「入場料徴収加算料」及び「準備等使用料」とあるのは、それぞれ次に掲げる使用料をいう。

(1) 入場料徴収加算料 多目的ホールの使用者が、当該ホールを使用

の表の種別に該当する入場料（入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場の対価として徴収するものをいう。以下同じ。）を徴収する場合に貸切使用料に加算される使用料

(2) 営利目的加算料 入場料を徴収しないで、使用者が営利を目的とする物品若しくは権利の販売若しくは有償サービスの提供又はこれらのための宣伝行為その他の営利的性格を有する催しを行う目的をもって使用する場合に、貸切使用料又は一部貸切使用料に加算される使用料

(3) 準備使用料 入場料を徴収しない場合又は入場料の最高額が1,000円以下の聴衆を集める催しを多目的ホールで行う場合であって、当該催しの開催時間前若しくは開催日前日以前に行う準備のために使用する場合の使用料

2 (略)

3 特別使用料の算定に用いる貸切使用料の額は、当該特別使用料に係る行為を行う使用時間の区分による。この場合において、同一の使用時間の区分に、入場料徴収加算料又は営利目的加算料と準備使用料が重複して適用される場合には、入場料徴収加算料又は営利目的加算料を適用するものとする。

4 (略)

(4) 附属室又は貸出区域使用料

| 使用目的 | 使用区分 | 単位 | 時間帯区分 | | |
|-------------|------|----|--------|--------|---------|
| | | | A、B又はC | D又はE | F |
| 展示会、大会 | ステージ | 全面 | 4,400円 | 8,800円 | 13,200円 |
| 他の催しに使用する場合 | 事務局室 | 1室 | 1,300円 | 2,600円 | 3,900円 |
| | 控室 | 1室 | 1,300円 | 2,600円 | 3,900円 |
| | 応接室 | 1室 | 2,100円 | 4,200円 | 6,300円 |
| アマチュアスポーツ | ステージ | 全面 | 1,100円 | 2,200円 | 3,300円 |

するに際し、入場料（入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場の対価として徴収するものをいう。以下同じ。）を徴収する場合に貸切使用料に加算される使用料

(2) 準備等使用料 多目的ホールを準備又は練習のため使用する場合の使用料

2 (略)

3 入場料を徴収しないで、使用者が営利的性格を有する催しを行う目的をもって使用する場合は、貸切使用料の額の100分の60に相当する額を加算する。

4 (略)

| | | | | | |
|---------|------|----|------|--------|--------|
| ーツ及びレクリ | 事務局室 | 1室 | 300円 | 600円 | 900円 |
| ーション活動 | 控室 | 1室 | 300円 | 600円 | 900円 |
| に使用する場合 | 応接室 | 1室 | 500円 | 1,000円 | 1,500円 |

備考

- 1 時間帯区分のAからFまでは、別表第1中1(1)貸切使用料の時間帯区分における使用時間をいう。
- 2 第4条ただし書により、やむを得ず時間外に使用する場合の使用料については、別表第1中1(1)貸切使用料の表の備考第5項及び第6項の規定を準用する。
- 3 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

(5) 個人使用料

| 対象 | 単位 | 使用料 |
|--------|------|------|
| 一般 | 1人1回 | 200円 |
| 高校生・学生 | 1人1回 | 120円 |
| 中学生以下 | 1人1回 | 80円 |

備考

- 1 「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
- 2 「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。
- 3 「1回」とは午前9時から午前11時まで、午前11時から午後1時まで、午後1時から午後3時まで、午後3時から午後5時まで、午後5時から午後7時まで又は午後7時から午後9時までの使用時間の区分をいう。

4 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

5 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

2 会議室使用料

| 室名 | A | B | C | D | E | F |
|--------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | 午前9時から午後1時まで | 午後1時から午後5時まで | 午後5時から午後9時まで | 午前9時から午後5時まで | 午後1時から午後9時まで | 午前9時から午後9時まで |
| 大会議室 | 12,600円 | 12,600円 | 12,600円 | 25,200円 | 25,200円 | 37,800円 |
| 第1小会議室 | 2,200円 | 2,200円 | 2,200円 | 4,400円 | 4,400円 | 6,600円 |
| 第2小会議室 | 3,000円 | 3,000円 | 3,000円 | 6,000円 | 6,000円 | 9,000円 |
| 第3小会議室 | 4,100円 | 4,100円 | 4,100円 | 8,200円 | 8,200円 | 12,300円 |
| 第4小会議室 | 4,100円 | 4,100円 | 4,100円 | 8,200円 | 8,200円 | 12,300円 |
| 特別会議室 | 9,400円 | 9,400円 | 9,400円 | 18,800円 | 18,800円 | 28,200円 |

備考

1 入場料を徴収する場合又は入場料を徴収しないで、使用者が営利を目的とする物品若しくは権利の販売若しくは有償サービスの提供又はこれらのための宣伝行為その他の営利的性格を有する催しを行う目的をもって使用する場合は、会議室使用料に100分の60を乗じて得た額を加算する。

2 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

3 第4条ただし書により、やむを得ず時間外に使用する場合の使用料については、別表第1中1（1）貸切使用料の表の備考第5項及び第

2 会議室使用料

| 室名 | A | B | C | D | E | F |
|--------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | 午前9時から午後1時まで | 午後1時から午後5時まで | 午後5時から午後9時まで | 午前9時から午後5時まで | 午後1時から午後9時まで | 午前9時から午後9時まで |
| 大会議室 | 5,900円 | 10,300円 | 13,100円 | 14,600円 | 21,100円 | 24,300円 |
| 第1小会議室 | 900円 | 1,600円 | 1,900円 | 2,300円 | 3,200円 | 3,700円 |
| 第2小会議室 | 1,300円 | 2,400円 | 2,900円 | 3,400円 | 4,800円 | 5,500円 |
| 第3小会議室 | 1,800円 | 3,100円 | 4,000円 | 4,500円 | 6,400円 | 7,400円 |
| 第4小会議室 | 1,800円 | 3,100円 | 4,000円 | 4,500円 | 6,400円 | 7,400円 |
| 特別会議室 | 4,000円 | 7,200円 | 9,100円 | 10,100円 | 14,700円 | 16,900円 |

備考

1 冷房又は暖房の設備を使用する場合は、会議室使用料の100分の20に相当する額を加算する。

2 入場料を徴収する場合又は入場料を徴収しないで営利的性格を有する催しを行う目的をもって使用する場合は、会議室使用料の100分の60に相当する額を加算する。

3 使用する時間が使用区分に定める使用時間に満たないときは、これを使用区分に定める使用時間に切り上げて計算する。

4 時間外に使用する場合の使用料については、1多目的ホール使用料の表（1）貸切使用料の表備考第3項から第5項までの規定を準用す

6項の規定を準用する。

4 (略)

5 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

3 健康温泉使用料

| 使用者別 | 1日使用料 | 1回使用料 |
|----------|--------|-------|
| 大人 | 1,500円 | 600円 |
| 小学生及び中学生 | 480円 | 240円 |
| 幼児 | 360円 | 180円 |

備考

1・2 (略)

3 「小学生及び中学生」とは、小学校の児童及び中学校の生徒をいう。

4 「幼児」とは、4歳以上の者で小学校就学前の者をいう。

5 (略)

4 温水プール使用料

(1) 個人使用料

| 使用者別 | 単位 | 使用料 |
|----------|-------|------|
| 大人 | 1回2時間 | 600円 |
| 高校生・学生 | 1回2時間 | 360円 |
| 小学生及び中学生 | 1回2時間 | 240円 |
| 幼児 | 1回2時間 | 180円 |

備考

1 「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。

2 「小学生及び中学生」とは、小学校の児童及び中学校の生徒をいう

る。

5 (略)

3 健康温泉使用料

| 使用者別 | 1日使用料 | 1回使用料 |
|-------|--------|-------|
| 大人 | 1,000円 | 400円 |
| 中学生 | 600円 | 300円 |
| 小学生以下 | 400円 | 200円 |

備考

1・2 (略)

3 「中学生」とは、中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）の生徒をいう。以下同じ。

4 「小学生」とは、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の児童をいう。以下同じ。

5 (略)

4 温水プール使用料

(1) 個人使用料

| 使用者別 | 使用料 |
|----------|--------------|
| 大人 | 1回2時間につき500円 |
| 小学生及び中学生 | 1回2時間につき300円 |
| 幼児 | 1回2時間につき100円 |

備考 「幼児」とは、小学校就学前の幼児で3歳以上のものをいう。

3 「幼児」とは、4歳以上の者で小学校就学前の者をいう。

(2) 貸切使用料

| 区分 | 使用料 |
|-------|----------------|
| コース専用 | 1コース1時間につき800円 |
| 全部専用 | 1時間につき2,400円 |

備考

- 1 1時間につき個人使用料の使用者別の使用料の2分の1の額に、使用人数を乗じて得た額を加算する。
- 2 使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。
- 3 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

別表第2（第9条関係）

特殊器具及び設備使用料

1 多目的ホール

| 種別 | 区分 | 使用単位 | 使用料 | 摘要 |
|------|--------------|------|--------|----|
| 舞台設備 | フルコンサートピアノ | 1式1回 | 5,200円 | |
| | 舞台幕 | 1式1回 | 2,800円 | |
| 映写設備 | ビデオプロジェクター | 1式1回 | 3,900円 | |
| 照明設備 | 調光操作卓 | 1式1回 | 3,200円 | |
| | ボーダーライト | 1列1回 | 1,400円 | |
| | アッパーホリゾントライト | 1列1回 | 2,200円 | |

(2) 貸切使用料

| 区分 | 使用料 |
|-------|----------------|
| コース専用 | 1コース1時間につき700円 |
| 全部専用 | 1時間につき2,000円 |

備考 1時間につき個人使用料の使用者別の使用料の2分の1の額に、使用人数を乗じて得た額を加算する。

別表第2（第9条関係）

特殊器具及び設備使用料

1 多目的ホール

| 種別 | 区分 | 使用単位 | 使用料 | 摘要 |
|------|--------------|------|--------|---------|
| 舞台設備 | フルコンサートピアノ | 1式1回 | 4,000円 | |
| | 演台 | 1式1回 | 500円 | 花台を含む。 |
| | 舞台幕 | 1式1回 | 2,000円 | |
| | 仮設舞台用平台 | 1台1回 | 200円 | 箱足等を含む。 |
| 映写設備 | ビデオプロジェクター | 1式1回 | 3,000円 | |
| 照明設備 | 調光操作卓 | 1式1回 | 2,500円 | |
| | ボーダーライト | 1列1回 | 1,000円 | |
| | アッパーホリゾントライト | 1列1回 | 1,600円 | |

| | | | |
|------|----------------|--------------------|------------------------|
| | ローアホリゾントライト | 1列1回 | 1,800円 |
| | サスペンションスポットライト | 1列1回 | 2,500円 |
| | シーリングスポットライト | 1列1回 | 2,800円 |
| 音響設備 | 音声調整卓 | 1式1回 | 3,200円 |
| その他 | 電動移動席 | 1階部分 1回 2階部分 | 13,000円 13,000円 |

| | | | |
|--------|-----------------|--------------------|------------------------|
| | ローアホリゾントライト | 1列1回 | 1,300円 |
| | サスペンションスポットライト | 1列1回 | 1,800円 |
| | シーリングスポットライト | 1列1回 | 2,000円 |
| | センターフォロースポットライト | 1台1回 | 1,000円 |
| | スポットライト | 1台1回 | 300円 |
| | スポットライト | 1台1回 | 500円 |
| | 各種特殊効果器具 | 1基1回 | 1,000円 |
| 音響設備 | 音声調整卓 | 1式1回 | 2,500円 |
| | マイクロフォン | 1本1回 | 500円 |
| | ワイヤレスマイク装置 | 1式1回 | 1,500円 |
| | ワゴン卓 | 1式1回 | 3,000円 |
| | コンプレッサーリミッター | 1台1回 | 1,000円 |
| | ステージスピーカー | 1組1回 | 1,000円 |
| | ステージスピーカー | 1組1回 | 1,500円 |
| スポーツ用具 | バレーボール用具 | 1式1回 | 500円 |
| | バスケットボール用具 | 1式1回 | 500円 |
| | バドミントン用具 | 1式1回 | 300円 |
| | 卓球用具 | 1式1回 | 300円 |
| その他 | 電動移動席 | 1階部分 1回 2階部分 | 10,000円 10,000円 |

レンズスポット
カッター及びフォ
ロースポット
スタンドを含む。
2ウェイ
3ウェイ
一部貸切使用で、
2階フロアを「卓
球1台」で使用す
る場合を除く。

| | | | | | | | |
|--|----|--|--|--------|--|------|--------|
| | 1回 | | | | 1回 | | |
| | | | | 長机 | 1台1回 | 100円 | |
| | | | | 椅子 | 1脚1回 | 30円 | |
| | | | | フロアシート | 10平方メートル1日 | 10円 | |
| | | | | 持込電気器具 | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合 | 1回 | 100円 |
| | | | | 持込電気器具 | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合 | 1回 | 200円 |
| | | | | 持込電気器具 | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合 | 1回 | 300円 |
| | | | | 持込電気器具 | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超え2キロワット以下の場合 | 1回 | 400円 |
| | | | | 持込電気器具 | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が2キロワットを超え5キロワット以下の場合 | 1回 | 700円 |
| | | | | 持込電気器具 | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が5キロワットを超える場合 | 1回 | 1,300円 |

2 会議室

| 種別 | 区分 | 使用単位 | 使用料 | 摘要 |
|------|------------|------|--------|------|
| 附属設備 | ビデオプロジェクター | 1式1回 | 3,900円 | 大会議室 |
| | ワゴン卓 | 1式1回 | 3,900円 | |
| | グランドピアノ | 1式1回 | 2,800円 | |

いる消費電力の合計が5キ
ロワットを超える場合

2 会議室

| 種別 | 区分 | 使用単位 | 使用料 | 摘要 |
|--------|--|------|--------|-----------------------------------|
| 附属設備 | ビデオプロジェクター | 1式1回 | 3,000円 | 大会議室 |
| | マイク装置 | 1式1回 | 500円 | |
| | ワイヤレスマイク装置 | 1式1回 | 800円 | |
| | ワゴン卓 | 1式1回 | 3,000円 | |
| | グランドピアノ | 1式1回 | 2,000円 | |
| | ビデオ | 1式1回 | 800円 | |
| | | | | 第1小会議室、第2小会議室、第3小会議室、第4小会議室、特別会議室 |
| 持込電気器具 | 持込電気器具に表示されて いる消費電力の合計が200ワ ットを超え500ワット以下の 場合 | 1回 | 100円 | |
| | 持込電気器具に表示されて いる消費電力の合計が500ワ ットを超え1キロワット以 下の場合 | 1回 | 200円 | |
| | 持込電気器具に表示されて いる消費電力の合計が1キ ロワットを超え1.5キロワッ ト以下の場合 | 1回 | 300円 | |
| | 持込電気器具に表示されて | 1回 | 400円 | |

| | | | | |
|--|--------------------------|--|--|--|
| | いる消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合 | | | |
|--|--------------------------|--|--|--|

3 温水プール

| 種別 | 区分 | 使用単位 | 使用料 | 摘要 |
|--------|--|------|------|----|
| 附属設備 | ワイヤレスアンプ | 1式1回 | 800円 | |
| 持込電気器具 | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合 | 1回 | 100円 | |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合 | 1回 | 200円 | |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合 | 1回 | 300円 | |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合 | 1回 | 400円 | |

4 その他

| 種別 | 区分 | 使用単位 | 使用料 | 摘要 |
|--------|--|------|------|----|
| 附属設備 | 展示用パネル | 1枚1日 | 50円 | |
| 持込電気器具 | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合 | 1回 | 100円 | |

| | | | |
|--|---|------|--|
| <p>備考</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 <u>使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。</u></p> <p>6 <u>使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。</u></p> | <p>持込電気器具に表示されて1回 いる消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合</p> | 200円 | |
| | <p>持込電気器具に表示されて1回 いる消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合</p> | 300円 | |
| | <p>持込電気器具に表示されて1回 いる消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合</p> | 400円 | |
| | 備考 | | |
| | <p>1～3 (略)</p> <p>4 <u>多目的ホールを大会又は集会に使用する場合は、椅子の使用料は2分の1に減額して算定する。</u></p> <p>5 (略)</p> | | |

(郡山市総合福祉センター条例の一部改正)

第22条 郡山市総合福祉センター条例(平成2年郡山市条例第21号)の一部を次のように改正する。

| 改正後 | | | | | | | 改正前 | | | | | | |
|---------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 別表(第11条関係) 施設使用料 | | | | | | | 別表(第11条関係) 1 施設使用料 | | | | | | |
| 室名 | 午前9時から | 午後1時から | 午後5時から | 午前9時から | 午後1時から | 午前9時から | 室名 | 午前9時から | 午後1時から | 午後5時から | 午前9時から | 午後1時から | 午前9時から |

| | | | | | | |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 1時まで | 5時まで | 9時まで | 5時まで | 9時まで | 9時まで |
| 視聴覚室 | 3,000円 | 3,000円 | 3,000円 | 6,000円 | 6,000円 | 9,000円 |
| 栄養指導室 | 2,000円 | 2,000円 | 2,000円 | 4,000円 | 4,000円 | 6,000円 |
| 研修室（洋室） | 3,000円 | 3,000円 | 3,000円 | 6,000円 | 6,000円 | 9,000円 |
| 研修室（和室） | 1,700円 | 1,700円 | 1,700円 | 3,400円 | 3,400円 | （略） |
| 会議室 | 1,400円 | 1,400円 | 1,400円 | 2,800円 | 2,800円 | 4,200円 |

備考

- 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 2 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

| | | | | | | |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 1時まで | 5時まで | 9時まで | 5時まで | 9時まで | 9時まで |
| 視聴覚室 | 1,600円 | 2,300円 | 3,100円 | 3,600円 | 4,900円 | 5,900円 |
| 栄養指導室 | 1,200円 | 1,900円 | 2,500円 | 2,800円 | 4,000円 | 4,700円 |
| 研修室（洋室） | 1,700円 | 2,500円 | 3,300円 | 3,800円 | 5,300円 | 6,300円 |
| 研修室（和室） | 1,300円 | 2,000円 | 2,700円 | 3,000円 | 4,300円 | （略） |
| 会議室 | 1,000円 | 1,600円 | 2,100円 | 2,400円 | 3,400円 | 4,000円 |

備考 冷暖房実施期間中は、施設使用料の100分の20の額を加算する。

2 設備等使用料

| 種別 | 区分 | 単位 | 使用料 |
|------------|--|------|------|
| ビデオプロジェクター | | 1式1回 | 500円 |
| 持込電気器具 | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合 | 1回 | 100円 |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合 | 1回 | 200円 |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合 | 1回 | 300円 |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合 | 1回 | 400円 |

備考

- 1 この表において「1回」とあるのは、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで又は午後5時から午後9時までの使用時間の区分における使用をいう。
- 2 午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあつては2回の使用と、午前9時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあつては3回の使用として、この表の規定を適用する。

(郡山市地域交流センター条例の一部改正)

第23条 郡山市地域交流センター条例（平成2年郡山市条例第25号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(使用料)</p> <p>第8条 <u>使用者は、別表に定める使用料を使用前までに納付しなければならない。</u></p> <p>(使用料の徴収の特例)</p> <p>第8条の2 市長は、使用者が前条に定める使用料を納付する前に使用しないこととなった場合であつて、第10条第1号、第2号、第4号又は第5号のいずれかに該当するときは、未納の使用料の額から同条ただし書の規定により当該使用料の納付後に返還することができる額を差し引いて使用料を徴収するものとする。ただし、使用者が使用を開始する前に使用の変更の申請をし、市長がこれを許可したときは、変更前の未納の使用料は徴収しない。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 利用料金の額は、使用料の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ</p> | <p>(使用料)</p> <p>第8条 <u>本市に住所を有する60歳以上の者がセンターを利用する場合は、使用料は無料とする。</u></p> <p>2 <u>前項に規定するもの以外の者がセンターを使用する場合は、別表に定める使用料を使用前までに納付しなければならない。</u></p> <p>(使用料の徴収の特例)</p> <p>第8条の2 市長は、使用者が前条第2項に定める使用料を納付する前に使用しないこととなった場合であつて、第10条第1号、第2号、第4号又は第5号のいずれかに該当するときは、未納の使用料の額から同条ただし書の規定により当該使用料の納付後に返還することができる額を差し引いて使用料を徴収するものとする。ただし、使用者が使用を開始する前に使用の変更の申請をし、市長がこれを許可したときは、変更前の未納の使用料は徴収しない。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 利用料金の額は、使用料の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ</p> |

め市長の承認を得て定める。

4・5 (略)

別表 (第8条関係)

1 施設使用料

| 名称 | 室名 | 午前9時から午後1時まで | 午後1時から午後5時まで | 午後5時から午後9時まで | 午前9時から午後5時まで | 午後1時から午後9時まで | 午前9時から午後9時まで |
|----------------|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 郡山市西田地域交流センター | 研修室 | 600円 | 600円 | 600円 | 1,200円 | 1,200円 | 1,800円 |
| | 作業室 | 600円 | 600円 | 600円 | 1,200円 | 1,200円 | 1,800円 |
| | 集会室 | 700円 | 700円 | 700円 | 1,400円 | 1,400円 | 2,100円 |
| 郡山市三穂田地域交流センター | 健康増進室 | 1,000円 | 1,000円 | 1,000円 | 2,000円 | 2,000円 | 3,000円 |
| | 研修室 | 300円 | 300円 | 300円 | 600円 | 600円 | 900円 |
| | 集会室 | 900円 | 900円 | 900円 | 1,800円 | 1,800円 | 2,700円 |
| 郡山市田村地域交流センター | 調理実習室 | 600円 | 600円 | 600円 | 1,200円 | 1,200円 | 1,800円 |
| | 健康増進室 | 600円 | 600円 | 600円 | 1,200円 | 1,200円 | 1,800円 |
| 郡山市中田地域交流センター | 集会室 | 800円 | 800円 | 800円 | 1,600円 | 1,600円 | 2,400円 |
| | 健康増進室 | 700円 | 700円 | 700円 | 1,400円 | 1,400円 | 2,100円 |
| 郡山市中田地域交流センター | 研修室 | 400円 | 400円 | 400円 | 800円 | 800円 | (略) |
| | 集会室 | 900円 | 900円 | 900円 | 1,800円 | 1,800円 | 2,700円 |
| | 調理実習室 | 200円 | 200円 | 200円 | 400円 | 400円 | 600円 |

め市長の承認を得て定める。ただし、第8条第1項に規定する者については、無料とする。

4・5 (略)

別表 (第8条関係)

1 施設使用料

| 名称 | 室名 | 午前9時から午後1時まで | 午後1時から午後5時まで | 午後5時から午後9時まで | 午前9時から午後5時まで | 午後1時から午後9時まで | 午前9時から午後9時まで |
|----------------|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 郡山市西田地域交流センター | 研修室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| | 作業室 | 400円 | 600円 | 700円 | 900円 | 1,200円 | 1,500円 |
| | 集会室 | 400円 | 600円 | 700円 | 900円 | 1,200円 | 1,500円 |
| 郡山市三穂田地域交流センター | 健康増進室 | 500円 | 700円 | 800円 | 1,100円 | 1,400円 | 1,800円 |
| | 研修室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| | 集会室 | 600円 | 800円 | 900円 | 1,300円 | 1,600円 | 2,000円 |
| 郡山市田村地域交流センター | 調理実習室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| | 健康増進室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| 郡山市中田地域交流センター | 集会室 | 400円 | 600円 | 700円 | 900円 | 1,200円 | 1,500円 |
| | 健康増進室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| 郡山市中田地域交流センター | 研修室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | (略) |
| | 集会室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| | 調理実習室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |

| | | | | | | | |
|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 健康増進室 | 900円 | 900円 | 900円 | 1,800円 | 1,800円 | 2,700円 |
| 郡山市日 | 研修室 | 700円 | 700円 | 700円 | 1,400円 | 1,400円 | 2,100円 |
| 和田地域 | 第1集会室 | 600円 | 600円 | 600円 | 1,200円 | 1,200円 | 1,800円 |
| 交流センター | 第2集会室 | 1,200円 | 1,200円 | 1,200円 | 2,400円 | 2,400円 | 3,600円 |
| | 調理実習室 | 500円 | 500円 | 500円 | 1,000円 | 1,000円 | 1,500円 |
| | 健康増進室 | 500円 | 500円 | 500円 | 1,000円 | 1,000円 | 1,500円 |

備考

- 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 2 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

| | | | | | | | |
|--------|-------|------|------|--------|--------|--------|--------|
| | 健康増進室 | 600円 | 800円 | 900円 | 1,300円 | 1,600円 | 2,000円 |
| 郡山市日 | 研修室 | 400円 | 600円 | 700円 | 900円 | 1,200円 | 1,500円 |
| 和田地域 | 第1集会室 | 600円 | 800円 | 900円 | 1,300円 | 1,600円 | 2,000円 |
| 交流センター | 第2集会室 | 700円 | 900円 | 1,000円 | 1,500円 | 1,800円 | 2,300円 |
| | 調理実習室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| | 健康増進室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |

備考 冷房又は暖房の設備（暖房用器具を含む。）を使用する場合は、施設使用料の100分の20の額を加算する。

2 器具使用料

| 種別 | 区分 | 使用料 |
|--------|--|-----------|
| 持込電気器具 | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合 | 1回につき100円 |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合 | 1回につき200円 |
| 持込電気器具 | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合 | 1回につき300円 |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合 | 1回につき400円 |

備考

2 入浴料

| 区分 | 1回使用料 |
|----------------------|-------|
| 高齢者 | 200円 |
| 大人（他市町村の65歳以上の者を含む。） | 400円 |
| こども | 200円 |

備考

- 1 (略)
- 2 「高齢者」とは、本市の住民で65歳以上の者をいう。
- 3 「大人」とは、12歳に達する日以後の最初の3月31日を経過し、65歳未満の者及び他市町村の65歳以上の者をいう。
- 4 「こども」とは、4歳以上12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- 5 (略)

(郡山市一時預かり事業に関する条例の一部改正)

第24条 郡山市一時預かり事業に関する条例（平成3年郡山市条例第6号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(一時預かり保育料の納入)</p> <p>第6条 前条第1項の規定による利用の許可を受けた乳幼児の保護者は、利用1日につき次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める一時預かり保育料を納入しなければならない。</p> | <p>(一時預かり保育料の納入)</p> <p>第6条 前条第1項の規定による利用の許可を受けた乳幼児の保護者は、利用1日につき次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める一時預かり保育料を納入しなければならない。</p> |

1 この表において「1回」とあるのは、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで又は午後5時から午後9時までの使用時間の区分における使用をいう。

2 午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあつては2回の使用と、午前9時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあつては3回の使用として、この表の規定を適用する。

3 入浴料

| 区分 | 本市に住所を有する者 | 左に掲げる者以外のもの |
|-----|------------|-------------|
| 高齢者 | 無料 | 300円 |
| 大人 | 300円 | 300円 |
| 子供 | 無料 | 150円 |

備考

- 1 (略)
- 2 「高齢者」とは、60歳以上の者をいう。
- 3 「大人」とは、12歳に達する日以後の最初の3月31日を経過し、60歳未満の者をいう。
- 4 「子供」とは、4歳以上12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- 5 (略)

- (1) 利用時間が4時間30分以内の場合 700円
- (2) 利用時間が4時間30分を超えて9時間以内の場合 1,400円
- (3) 利用時間が9時間を超える場合 1,800円

2・3 (略)

- (1) 利用時間が4時間30分以内の場合 500円
- (2) 利用時間が4時間30分を超えて9時間以内の場合 1,000円
- (3) 利用時間が9時間を超える場合 1,300円

2・3 (略)

(郡山市市民福祉センター条例の一部改正)

第25条 郡山市市民福祉センター条例（平成3年郡山市条例第10号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | | | | | | | 改正前 | | | | | | |
|---|--|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 別表（第8条関係） 1 施設使用料 | | | | | | | 別表（第8条関係） 1 施設使用料 | | | | | | |
| 室名 | 午前9時から午後1時まで | 午後1時から午後5時まで | 午後5時から午後8時まで | 午前9時から午後5時まで | 午後1時から午後8時まで | 午前9時から午後8時まで | 室名 | 午前9時から午後1時まで | 午後1時から午後5時まで | 午後5時から午後8時まで | 午前9時から午後5時まで | 午後1時から午後8時まで | 午前9時から午後8時まで |
| 研修室 | 500円 | 500円 | 400円 | 1,000円 | 900円 | 1,400円 | 研修室 | 1,300円 | 2,000円 | 1,900円 | 3,000円 | 3,600円 | 4,500円 |
| 健康増進室 | 800円 | 800円 | 600円 | 1,600円 | 1,400円 | 2,200円 | 健康増進室 | 300円 | 500円 | 300円 | 800円 | 800円 | 1,000円 |
| 備考 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。 2 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。 | | | | | | | 備考 冷房又は暖房の設備（暖房用器具を含む。）を使用する場合は、施設使用料の100分の20の額を加算する。 | | | | | | |
| 2 器具使用料 | | | | | | | 2 器具使用料 | | | | | | |
| 種別 | 区分 | | | | | | 使用料 | | | | | | |
| 持込電気器具 | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合 | | | | | | 1回につき100円 | | | | | | |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合 | | | | | | 1回につき200円 | | | | | | |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合 | | | | | | 1回につき300円 | | | | | | |

持込電気器具に表示されている消費電力の合計1回につき400円が1.5キロワットを超える場合

備考

- 1 この表において「1回」とあるのは、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで又は午後5時から午後8時までの使用時間の区分における使用をいう。
- 2 午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後8時までの使用時間の区分における使用にあつては2回の使用と、午前9時から午後8時までの使用時間の区分における使用にあつては3回の使用として、この表の規定を適用する。

3 温泉使用料

| 使用者別 | 1日使用料 | 1回使用料 |
|----------------------|-------|-------|
| 老人 | 150円 | 無料 |
| 大人（他市町村の60歳以上の者を含む。） | 450円 | 200円 |
| 子供 | 300円 | 150円 |

備考

- 1 (略)
- 2 「老人」とは本市の住民で60歳以上のものを、「子供」とは4歳以上12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- 3 「1日使用料」とは、入浴回数に制限がなく、2階大広間を使用する場合の使用料をいう。
- 4 「1回使用料」とは、入浴回数が1回限りで、2階大広間を使用しない場合の使用料をいう。
- 5 浴衣使用料は、1枚につき100円とする。

2 温泉使用料

| 使用者別 | 1回使用料 |
|----------------------|-------|
| 高齢者 | 200円 |
| 大人（他市町村の65歳以上の者を含む。） | 400円 |
| こども | 200円 |

備考

- 1 (略)
- 2 「高齢者」とは、本市の住民で65歳以上の者をいう。
- 3 「大人」とは、12歳に達する日以後の最初の3月31日を経過し、65歳未満の者及び他市町村の65歳以上の者をいう。
- 4 「こども」とは、4歳以上12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

(郡山市農業集落排水施設条例の一部改正)

第26条 郡山市農業集落排水施設条例（平成4年郡山市条例第23号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|-----|-----|
|-----|-----|

(手数料)

第19条の4 各種証明に係る手数料は、1件当たり300円とする。

2 前項の手数料の納付及び不返還並びに各種証明の郵送による交付については、郡山市手数料条例（平成11年郡山市条例第46号）第3条第1項、第4条及び第10条の規定を準用する。

(郡山市立美術館条例の一部改正)

(手数料)

第19条の4 手数料を徴収する事務、手数料の金額等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 各種証明 1件当たり250円

(2) 公簿又は図面の閲覧又は縦覧 公簿1冊又は図面1葉当たり250円

2 前項第2号の公簿又は図面の閲覧又は縦覧のうち公共下水道台帳の閲覧に係る手数料は、徴収しない。

3 第1項の手数料の納付及び不返還並びに各種証明の郵送による交付については、郡山市手数料条例（平成11年郡山市条例第46号）第3条第1項、第4条及び第10条の規定を準用する。

第27条 郡山市立美術館条例（平成4年郡山市条例第29号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|---|-------------|-------------|----------------------------------|-------------|-------------|
| 別表第1（第5条関係） 常設展観覧料 | | | 別表第1（第5条関係） 常設展観覧料 | | |
| 区分 | 観覧料 | | 区分 | 観覧料 | |
| | 個人 | 団体 | | 個人 | 団体 |
| 高校生、大学生及びこれらに準ずる者 | 1人1回につき170円 | 1人1回につき130円 | 高校生、大学生及びこれらに準ずる者 | 1人1回につき100円 | 1人1回につき70円 |
| 一般 | 1人1回につき350円 | 1人1回につき260円 | 一般 | 1人1回につき200円 | 1人1回につき150円 |
| 備考 1 (略) 2 <u>中学生（中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）の生徒をいう。）以下及び65歳以上の者は、無料とする。</u> | | | 備考 1 (略) 2 65歳以上の者は、無料とする。 | | |
| 別表第2（第5条関係） 企画展観覧料 | | | 別表第2（第5条関係） 企画展観覧料 | | |
| 区分 | 観覧料 | | 区分 | 観覧料 | |

| | 個人 | 団体 |
|-------------------|--------------------|----|
| 高校生、大学生及びこれらに準ずる者 | 1人1回につきそのつど市長が定める額 | |
| 一般 | 備考 (略) | |

| | 個人 | 団体 |
|-------------------|--------------------------------|----|
| 高校生、大学生及びこれらに準ずる者 | 1人1回につき 1,500円の範囲内でそのつど市長が定める額 | |
| 一般 | 備考 (略) | |

(郡山市勤労者研修センター条例の一部改正)

第28条 郡山市勤労者研修センター条例(平成5年郡山市条例第9号)の一部を次のように改正する。

| 改正後 | | | | | | | 改正前 | | | | | | |
|--|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| (使用料の免除) | | | | | | | (使用料の免除) | | | | | | |
| 第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。 | | | | | | | 第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。 | | | | | | |
| (1)・(2) (略) | | | | | | | (1)・(2) (略) | | | | | | |
| (3) 指定管理者が行うセンターの設置の目的に寄与する事業であって、市長が認めるものに使用するとき。 | | | | | | | (3) 指定管理者が主催して行う事業であって、市長が認めるものに使用するとき。 | | | | | | |
| (4) (略) | | | | | | | (4) (略) | | | | | | |
| 別表(第6条関係) | | | | | | | 別表(第6条関係) | | | | | | |
| 施設使用料 | | | | | | | 1 施設使用料 | | | | | | |
| 室名 | 午前9時から午後1時まで | 午後1時から午後5時まで | 午後5時から午後9時まで | 午前9時から午後5時まで | 午後1時から午後9時まで | 午前9時から午後9時まで | 室名 | 午前9時から午後1時まで | 午後1時から午後5時まで | 午後5時から午後9時まで | 午前9時から午後5時まで | 午後1時から午後9時まで | 午前9時から午後9時まで |
| 第1研修室 | 1,600円 | 1,600円 | 1,600円 | 3,200円 | 3,200円 | 4,800円 | 第1研修室 | 900円 | 1,300円 | 1,700円 | 2,000円 | 2,700円 | 3,300円 |
| 第2研修室 | 1,000円 | 1,000円 | 1,000円 | 2,000円 | 2,000円 | 3,000円 | 第2研修室 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,300円 | 1,700円 | 2,100円 |
| 第3研修室 | 1,000円 | 1,000円 | 1,000円 | 2,000円 | 2,000円 | 3,000円 | 第3研修室 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,300円 | 1,700円 | 2,100円 |
| 和室 | 600円 | 600円 | 600円 | 1,200円 | 1,200円 | 1,800円 | 和室 | 800円 | 1,200円 | 1,500円 | 1,800円 | 2,500円 | 3,000円 |
| 備考 | | | | | | | 備考 | | | | | | |
| 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。 | | | | | | | 冷房又は暖房の設備を使用する場合は、施設使用料の100分の20の額を加算する。 | | | | | | |
| 2 第3条ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたと | | | | | | | | | | | | | |

きは、1時間につき、午前9時から午後9時までの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。

- 3 前項の規定により加算した施設使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。
- 4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

2 設備等使用料

| 種別 | 区分 | 単位 | 使用料 |
|--------------------------------------|---|------|------|
| プロジェクター | | 1式1回 | 500円 |
| 放送設備 | | 1式1回 | 300円 |
| 持込電気器具 | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット | 1回 | 100円 |
| | 以下の場合 | | |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット | 1回 | 200円 |
| | 以下の場合 | | |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット | 1回 | 300円 |
| | 以下の場合 | | |
| 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合 | 1回 | 400円 | |

備考

- 1 この表において「1回」とあるのは、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで又は午後5時から午後9時までの使用時間

の区分における使用をいう。

2 午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあつては2回の使用と、午前9時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあつては3回の使用として、この表の規定を適用する。

(郡山市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正)

第29条 郡山市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成5年郡山市条例第27号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| (登録証明書交付手数料) 第16条 第10条の登録証明書の交付を受ける登録者は、その交付の際に1通につき <u>300円</u> の手数料を納付しなければならない。 | (登録証明書交付手数料) 第16条 第10条の登録証明書の交付を受ける登録者は、その交付の際に1通につき <u>250円</u> の手数料を納付しなければならない。 |

(郡山市農産加工センター条例の一部改正)

第30条 郡山市農産加工センター条例（平成6年郡山市条例第14号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | | | | | 改正前 | | | | |
|---------------------------|--------|--------------------|---------------|-----------------|---------------------------|--------|--------------------|---------------|-----------------|
| 別表（第6条関係） 実習室及び附属設備使用料 | | | | | 別表（第6条関係） 実習室及び附属設備使用料 | | | | |
| 実習室及び附属設備の名称 | | 使用料 | | | 実習室及び附属設備の名称 | | 使用料 | | |
| | | 午前8時30分から午後0時30分まで | 午後1時から午後5時まで | 午前8時30分から午後5時まで | | | 午前8時30分から午後0時30分まで | 午後1時から午後5時まで | 午前8時30分から午後5時まで |
| 第1 実習室 | みそ製造設備 | <u>1,600円</u> | <u>1,600円</u> | <u>3,200円</u> | 第1 実習室 | みそ製造設備 | <u>1,300円</u> | <u>1,300円</u> | <u>2,500円</u> |
| 第2 実 | 漬物加工設備 | <u>600円</u> | <u>600円</u> | <u>1,200円</u> | 第2 実 | 漬物加工設備 | <u>500円</u> | <u>500円</u> | <u>900円</u> |
| | ジュース | <u>1,300円</u> | <u>1,300円</u> | <u>2,600円</u> | | ジュース | <u>1,100円</u> | <u>1,100円</u> | <u>2,100円</u> |

| | | | | |
|----|---------|--------|--------|--------|
| 習室 | 製造設備 | | | |
| | ジャム製造設備 | 1,300円 | 1,300円 | 2,600円 |

| | | | | |
|----|---------|--------|--------|--------|
| 習室 | 製造設備 | | | |
| | ジャム製造設備 | 1,100円 | 1,100円 | 2,100円 |

(郡山市開成館条例の一部改正)

第31条 郡山市開成館条例(平成6年郡山市条例第20号)の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(休館日)</p> <p>第6条 開成館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、開成館の休館日を臨時に変更し、又は臨時に設けることができる。</p> <p>(1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日以後の日で休日でない直近の日)</p> <p>(2) 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日 (観覧料)</p> <p>第7条 開成館の常設展(庭園及び資料品等の常設展示をいう。以下同じ。)を観覧しようとする者は、別表第1に定める常設展観覧料を納入しなければならない。ただし、次項に定める企画展を観覧する場合は、常設展観覧料を無料とする。</p> <p>2 開成館の企画展(常設展以外の展示をいう、以下同じ。)を観覧しようとする者は、別表第2に定める企画展観覧料を納入しなければならない。</p> <p>(観覧料の免除)</p> <p>第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、観覧料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指定管理者が行う開成館の設置の目的に寄与する事業であって、市長が認めるものとして観覧するとき。</p> | <p>(休館日)</p> <p>第6条 開成館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、開成館の休館日を臨時に変更し、又は臨時に設けることができる。</p> <p>(1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。)</p> <p>(2) 1月1日から1月4日まで及び12月28日から12月31日までの日 (観覧料)</p> <p>第7条 開成館に入館しようとする者は、別表に定める観覧料を納入しなければならない。</p> <p>(観覧料の免除)</p> <p>第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、観覧料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1) (略)</p> |

(3) (略)

別表第1 (第7条関係)

常設展観覧料

| 区分 | 観覧料 (1人1回につき) |
|-------------------|---------------|
| 高校生、大学生又はこれらに準ずる者 | 170円 |
| 一般 | 350円 |

備考 中学生 (中学校 (義務教育学校の後期課程を含む。)) の生徒をいう。以下及び65歳以上の者は、無料とする。

別表第2 (第7条関係)

企画展観覧料

| 区分 | 観覧料 (1人1回につき) |
|-------------------|---------------|
| 高校生、大学生又はこれらに準ずる者 | そのつど市長が定める額 |
| 一般 | |

(郡山市青少年会館条例の一部改正)

第32条 郡山市青少年会館条例 (平成6年郡山市条例第50号) の一部を次のように改正する。

(2) (略)

別表 (第5条関係)

| 区分 | 観覧料 (1人1回につき) | |
|-------------------|---------------|------|
| | 個人 | 団体 |
| 高校生、大学生又はこれらに準ずる者 | 100円 | 70円 |
| 一般 | 200円 | 150円 |

備考

- 「団体」とは、20人以上をいう。
- 65歳以上の者は、無料とする。

改正後

別表 (第11条関係)

1 会議室、研修室等使用料

(1) 青少年団体が使用する場合

| 室名 | 午前9時から午後1時まで | 午後1時から午後6時まで | 午後6時から午後10時まで | 午前9時から午後6時まで | 午後1時から午後10時まで | 午前9時から午後10時まで |
|-------|--------------|--------------|---------------|--------------|---------------|---------------|
| | 会議室 | 1,000円 | 1,300円 | 1,000円 | 2,300円 | 2,300円 |
| 第1研修室 | 1,000円 | 1,300円 | 1,000円 | 2,300円 | 2,300円 | 3,300円 |
| 第2研修室 | 1,000円 | 1,300円 | 1,000円 | 2,300円 | 2,300円 | 3,300円 |

改正前

別表 (第11条関係)

1 会議室、研修室等使用料

(1) 青少年団体が使用する場合

| 室名 | 午前9時から午後1時まで | 午後1時から午後6時まで | 午後6時から午後10時まで | 午前9時から午後6時まで | 午後1時から午後10時まで | 午前9時から午後10時まで |
|-------|--------------|--------------|---------------|--------------|---------------|---------------|
| | 会議室 | 900円 | 1,000円 | 1,200円 | 1,800円 | 2,000円 |
| 第1研修室 | 900円 | 1,000円 | 1,200円 | 1,800円 | 2,000円 | 2,700円 |
| 第2研修室 | 900円 | 1,000円 | 1,200円 | 1,800円 | 2,000円 | 2,700円 |

| | | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 第3研修室 | 1,000円 | 1,300円 | 1,000円 | 2,300円 | 2,300円 | 3,300円 |
| 第4研修室 | 1,000円 | 1,300円 | 1,000円 | 2,300円 | 2,300円 | 3,300円 |
| 第1和室 | 900円 | 1,100円 | 900円 | 2,000円 | 2,000円 | 2,900円 |
| 第2和室 | 900円 | 1,100円 | 900円 | 2,000円 | 2,000円 | 2,900円 |
| 第3和室 | 900円 | 1,100円 | 900円 | 2,000円 | 2,000円 | 2,900円 |
| 第4和室 | 900円 | 1,100円 | 900円 | 2,000円 | 2,000円 | 2,900円 |
| 音楽室 | 1,000円 | 1,300円 | 1,000円 | 2,300円 | 2,300円 | 3,300円 |
| プレーホール | 1,400円 | 1,800円 | 1,400円 | 3,200円 | 3,200円 | 4,600円 |

(2) 青少年団体以外の者が使用する場合

| 室名 | 午前9時から午後1時まで | 午後1時から午後6時まで | 午後6時から午後10時まで | 午前9時から午後6時まで | 午後1時から午後10時まで | 午前9時から午後10時まで |
|--------|--------------|--------------|---------------|--------------|---------------|---------------|
| 会議室 | 1,400円 | 1,700円 | 1,400円 | 3,100円 | 3,100円 | 4,500円 |
| 第1研修室 | 1,400円 | 1,700円 | 1,400円 | 3,100円 | 3,100円 | 4,500円 |
| 第2研修室 | 1,400円 | 1,700円 | 1,400円 | 3,100円 | 3,100円 | 4,500円 |
| 第3研修室 | 1,400円 | 1,700円 | 1,400円 | 3,100円 | 3,100円 | 4,500円 |
| 第4研修室 | 1,400円 | 1,700円 | 1,400円 | 3,100円 | 3,100円 | 4,500円 |
| 第1和室 | 1,000円 | 1,300円 | 1,000円 | 2,300円 | 2,300円 | 3,300円 |
| 第2和室 | 1,000円 | 1,300円 | 1,000円 | 2,300円 | 2,300円 | 3,300円 |
| 第3和室 | 1,000円 | 1,300円 | 1,000円 | 2,300円 | 2,300円 | 3,300円 |
| 第4和室 | 1,000円 | 1,300円 | 1,000円 | 2,300円 | 2,300円 | 3,300円 |
| 音楽室 | 1,400円 | 1,700円 | 1,400円 | 3,100円 | 3,100円 | 4,500円 |
| プレーホール | 1,900円 | 2,400円 | 1,900円 | 4,300円 | 4,300円 | 6,200円 |

備考

- 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 2 第6条ただし書により、やむを得ず使用時間の変更を認めるときは

| | | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 第3研修室 | 900円 | 1,000円 | 1,200円 | 1,800円 | 2,000円 | 2,700円 |
| 第4研修室 | 900円 | 1,000円 | 1,200円 | 1,800円 | 2,000円 | 2,700円 |
| 第1和室 | 700円 | 900円 | 1,000円 | 1,500円 | 1,800円 | 2,300円 |
| 第2和室 | 700円 | 900円 | 1,000円 | 1,500円 | 1,800円 | 2,300円 |
| 第3和室 | 700円 | 900円 | 1,000円 | 1,500円 | 1,800円 | 2,300円 |
| 第4和室 | 700円 | 900円 | 1,000円 | 1,500円 | 1,800円 | 2,300円 |
| 音楽室 | 900円 | 1,000円 | 1,200円 | 1,800円 | 2,000円 | 2,700円 |
| プレーホール | 1,100円 | 1,400円 | 1,700円 | 2,300円 | 2,800円 | 3,600円 |

(2) 青少年団体以外の者が使用する場合

| 室名 | 午前9時から午後1時まで | 午後1時から午後6時まで | 午後6時から午後10時まで | 午前9時から午後6時まで | 午後1時から午後10時まで | 午前9時から午後10時まで |
|--------|--------------|--------------|---------------|--------------|---------------|---------------|
| 会議室 | 1,100円 | 1,200円 | 1,700円 | 2,100円 | 2,700円 | 3,500円 |
| 第1研修室 | 1,100円 | 1,200円 | 1,700円 | 2,100円 | 2,700円 | 3,500円 |
| 第2研修室 | 1,100円 | 1,200円 | 1,700円 | 2,100円 | 2,700円 | 3,500円 |
| 第3研修室 | 1,100円 | 1,200円 | 1,700円 | 2,100円 | 2,700円 | 3,500円 |
| 第4研修室 | 1,100円 | 1,200円 | 1,700円 | 2,100円 | 2,700円 | 3,500円 |
| 第1和室 | 900円 | 1,100円 | 1,200円 | 1,800円 | 2,100円 | 2,700円 |
| 第2和室 | 900円 | 1,100円 | 1,200円 | 1,800円 | 2,100円 | 2,700円 |
| 第3和室 | 900円 | 1,100円 | 1,200円 | 1,800円 | 2,100円 | 2,700円 |
| 第4和室 | 900円 | 1,100円 | 1,200円 | 1,800円 | 2,100円 | 2,700円 |
| 音楽室 | 1,100円 | 1,200円 | 1,700円 | 2,100円 | 2,700円 | 3,500円 |
| プレーホール | 1,700円 | 1,800円 | 2,200円 | 3,200円 | 3,600円 | 4,800円 |

、1時間につき、午前9時から午後10時までの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。

- 3 前項の規定により加算した施設使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる
- 4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

2 宿泊料

| 室名 | 単位 | 未就学児 | 青少年 | | 一般 |
|-----|-----|--------|----------|--------|--------|
| | | | 小学生及び中学生 | その他 | |
| 洋室 | 1人1 | 1,100円 | 1,400円 | 2,100円 | 3,600円 |
| 和室 | 泊につ | 1,000円 | 1,100円 | 1,700円 | 3,300円 |
| 特別室 | き | | | 3,300円 | 5,000円 |

備考

- 1 「未就学児」とは、小学生（義務教育学校の前期課程の児童を含む。以下同じ。）就学前の者をいう。なお、保護者が未就学児と添い寝で使用する場合は、未就学児の宿泊料は無料とする。
- 2 「青少年」とは、小学生から25歳までの者又は青少年団体の構成員をいう。
- 3 「中学生」とは、中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）の生徒をいう。
- 4 「一般」とは、未就学児及び青少年以外の者をいう。

2 宿泊料

| 室名 | 青少年 | | 一般 |
|-----|----------|--------|--------|
| | 小学生及び中学生 | その他 | |
| 洋室 | 1,000円 | 1,550円 | 2,800円 |
| 和室 | 800円 | 1,250円 | 2,600円 |
| 特別室 | | 2,600円 | 3,900円 |

備考

- 1 「青少年」とは、小学生（義務教育学校の前期課程の児童を含む。以下同じ。）から25歳までの者又は青少年団体の構成員をいう。
- 2 「中学生」とは、中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）の生徒をいう。
- 3 「一般」とは、青少年以外の者をいう（小学生未満の者を除く。）

3 設備等使用料

| 種別 | 区分 | 単位 | 使用料 |
|----|----|----|-----|
|----|----|----|-----|

| | | | |
|---------|--|------|--------|
| ピアノ | | 1式1回 | 500円 |
| テレビ | | 1式1回 | 500円 |
| プロジェクター | | 1式1回 | 500円 |
| 持込電気器具 | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合 | 1回 | 100円 |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合 | 1回 | 200円 |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合 | 1回 | 300円 |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超え2キロワット以下の場合 | 1回 | 400円 |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が2キロワットを超え5キロワット以下の場合 | 1回 | 700円 |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が5キロワットを超える場合 | 1回 | 1,300円 |

備考

- 1 この表において「1回」とあるのは、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後6時まで又は午後6時から午後10時までの使用時間の区分における使用をいう。
- 2 午前9時から午後6時まで又は午後1時から午後10時までの使用時間の区分における使用にあつては2回の使用と、午前9時から午後10時までの使用時間の区分における使用にあつては3回の使用として、この表の規定を適用する。

(郡山市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例の一部改正)

第33条 郡山市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例（平成7年郡山市条例第14号）の一部を次のように改正する。

| | |
|-----|-----|
| 改正後 | 改正前 |
|-----|-----|

| | | | |
|---------------|--------------|---------------|--------------|
| 別表第3（第43条関係） | | 別表第3（第43条関係） | |
| （略） | | （略） | |
| 犬、猫等の死体の処分手数料 | 1件につき 1,100円 | 犬、猫等の死体の処分手数料 | 1件につき 1,030円 |

（郡山市畜産振興センター条例の一部改正）

第34条 郡山市畜産振興センター条例（平成7年郡山市条例第15号）の一部を次のように改正する。

| | | | | | |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 改正後 | | | 改正前 | | |
| 別表第1（第8条関係） | | | 別表第1（第8条関係） | | |
| 区分 | 施設利用料 | | 区分 | 施設利用料 | |
| | 個人 | 団体 | | 個人 | 団体 |
| 小学生及び中学生 | 1人1回につき220円 | 1人1回につき180円 | 小学生及び中学生 | 1人1回につき150円 | 1人1回につき120円 |
| 一般 | 1人1回につき450円 | 1人1回につき360円 | 一般 | 1人1回につき300円 | 1人1回につき250円 |
| 備考（略） | | | 備考（略） | | |

（郡山市森林公園条例の一部改正）

第35条 郡山市森林公園条例（平成7年郡山市条例第16号）の一部を次のように改正する。

| | | | |
|--|---------------|----------------------------|--|
| 改正後 | | 改正前 | |
| （名称及び位置） | | （名称及び位置） | |
| 第2条 森林公園の名称及び位置は、次のとおりとする。 | | 第2条 森林公園の名称及び位置は、次のとおりとする。 | |
| 名称 | 位置 | 名称 | 位置 |
| 郡山市高篠山森林公園 | （略） | 郡山市高篠山森林公園 | （略） |
| 郡山市東部森林公園 | 郡山市田村町金沢字大六地内 | 郡山市東部森林公園 | 郡山市田村町金沢字大六、田村町金沢字西ノ田、田村町下道渡字後田及び中田町下枝字猫ノ田地内 |
| （行為の制限） | | | |
| 第5条 森林公園内において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長（第15条の規定により指定管理者（法第244条の2第3項に規定する指定管理者という。以下同じ。）に管理を行わせる場合にあつては、指定管理者。以下この条、第7条、第8条（第4号を除く。）、第11条（第5号を除 | | 第5条 削除 | |

く。)及び第13条(ただし書を除く。)の規定において同じ。)の許可を受けなければならない。

(1) 露店その他これに類する行為

(2) 興行

(3) 競技会、展示会、集会、撮影会、ヘリポート、募金その他これらに類する催しのために森林公園の全部又は一部を独占して利用する行為

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所、行為の内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該変更事項及び理由を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。

4 市長は、第1項各号に掲げる行為が次の各号のいずれにも該当しないときは、第1項又は前項の許可を与えることができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 施設、設備等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(3) 公衆の森林公園の利用に支障を及ぼすと認めるとき。

(4) 入会、寄附等の勧誘その他これらに類する行為(市長が特に認めるものを除く。)を伴う活動に該当すると認めるとき。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になり、又はその利益になるおそれがあると認めるとき。

(6) 管理運営上支障があると認めるとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、市長が不適當と認めるとき。

5 市長は、森林公園の管理運営上必要があるときは、第1項又は第3項の許可に条件を付することができる。

(行為の禁止)

第6条 森林公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、前条第1項又は第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 森林公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) (略)
- (4) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。

- (5) 張り紙若しくは張り札をし、又は広告を表示すること。

- (6) 立入り禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外に車両を乗り入れ、又は駐車すること。
- (8) 危険のおそれのある遊戯をし、又は公衆の森林公園の利用に支障のある行為並びに近隣住民及び周辺環境に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (9) 拡声器、ラジオ等により著しく騒音を発すること。
- (10) 森林公園をその用途外に使用すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、森林公園の設置の目的に支障を及ぼすこと。

(有料施設等の使用許可)

第7条 森林公園の施設、設備等のうち、別表の施設及び用具（以下「有料施設等」という。）を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 市長は、有料施設等を使用しようとする者が前条各号のいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、前項の許可をしない。

(行為の禁止)

第6条 森林公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公益を害し、又は風俗を乱すこと。
- (2) 施設、設備等を損傷すること。
- (3) 樹木を損傷し、若しくは伐採し、又は植物を採取すること。
- (4) (略)
- (5) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (6) 指定された場所以外で火気を使用すること。
- (7) 営利又はこれに類する行為（市長が特に認めたものを除く。）をすること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、設置の目的に支障を及ぼすこと。

(使用許可)

第7条 森林公園の施設、設備等のうち、別表の施設及び用具（以下「有料施設等」という。）を使用しようとする者は、市長（第15条の規定により指定管理者（法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に管理を行わせる場合にあっては、指定管理者。以下この条、次条及び第13条の規定において同じ。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 市長は、有料施設等を使用しようとする者が前条各号のいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、前項の許可（以下「使用許可」という

3 市長は、森林公園の管理運営上必要があるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

(使用許可の取消し等)

第8条 市長は、第5条第1項若しくは第3項の許可又は前条第1項の許可(以下「使用許可」という。)を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可に係る行為又は有料施設等の使用を停止させ、又は使用許可を取り消すことができる。

(1)・(2) (略)

(3) 偽りその他不正な手段により、使用許可を受けたとき。

(4) 公益上やむを得ない理由が生じたとき。

(使用料)

第9条 使用者(第5条第1項又は第3項の許可を受けた者は除く。第11条において同じ。)は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

(使用者の原状回復義務)

第13条 使用者は、使用許可を受けた行為が終了したとき若しくは当該行為を停止されたとき又は使用許可を取り消されたときは、直ちにこれを原状に回復し、市長に引渡さなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(管理の代行)

第15条 市長は、森林公園の管理について、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。

(1) (略)

(2) 使用許可及び使用許可の取消し等に関する業務

(3)・(4) (略)

。)をしない。

3 市長は、森林公園の管理運営上必要があるときは、使用許可に条件を付することができる。

(使用許可の取消し等)

第8条 市長は、有料施設等の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、有料施設等の使用を停止させ、又は使用許可を取り消すことができる。

(1)・(2) (略)

(3) 使用許可後において第6条各号のいずれかに該当したとき。

(使用料)

第9条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

(使用者の原状回復義務)

第13条 使用者は、有料施設等の使用を終了したとき又は使用を停止されたとき若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちにこれを原状に回復し、市長に引渡さなければならない。

(管理の代行)

第15条 市長は、森林公園の管理について、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。

(1) (略)

(2) 有料施設等の使用許可及び使用許可の取消し等に関する業務

(3)・(4) (略)

第36条 郡山市森林公園条例の一部を次のように改正する。

改正後

改正前

(有料施設の使用許可)

第7条 森林公園の施設、設備等のうち、別表第1の施設（以下「有料施設」という。）を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 市長は、有料施設を使用しようとする者が前条各号のいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、前項の許可をしない。

3 (略)

第8条 市長は、第5条第1項若しくは第3項の許可又は前条第1項の許可（以下「使用許可」という。）を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可に係る行為又は有料施設の使用を停止させ、又は使用許可を取り消すことができる。

(1)～(4) (略)

(使用料)

第9条 使用者は、別表第1及び別表第2に定める使用料を前納しなければならない。

別表第1（第7条、第9条関係）

有料施設の使用料

| 森林公園名 | 施設 | | 使用料 |
|----------------|----------------|-----|-----------------|
| 郡山市高篠山 森林公園 | バンガロー | | 1棟1泊につき5,400円 |
| | | | 1棟日帰りにつき2,700円 |
| | テントサイト | 大区画 | 1区画1泊につき2,800円 |
| | | | 1区画日帰りにつき1,400円 |
| | | 中区画 | 1区画1泊につき2,100円 |
| | | | 1区画日帰りにつき1,050円 |
| 小区画 | 1区画1泊につき1,400円 | | |
| | 1区画日帰りにつき700円 | | |

(有料施設等の使用許可)

第7条 森林公園の施設、設備等のうち、別表の施設及び用具（以下「有料施設等」という。）を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 市長は、有料施設等を使用しようとする者が前条各号のいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、前項の許可をしない。

3 (略)

第8条 市長は、第5条第1項若しくは第3項の許可又は前条第1項の許可（以下「使用許可」という。）を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可に係る行為又は有料施設等の使用を停止させ、又は使用許可を取り消すことができる。

(1)～(4) (略)

(使用料)

第9条 使用者（第5条第1項又は第3項の許可を受けた者は除く。第11条において同じ。）は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

別表（第7条、第9条関係）

有料施設等の使用料

| 森林公園名 | 施設及び用具 | | 使用料 |
|----------------|--------|----------------|-----------------|
| 郡山市高篠山 森林公園 | バンガロー | | 1棟1泊につき4,200円 |
| | | | 1棟日帰りにつき2,100円 |
| | テントサイト | 大区画 | 1区画1泊につき2,000円 |
| | | | 1区画日帰りにつき1,000円 |
| | | 中区画 | 1区画1泊につき1,500円 |
| | | | 1区画日帰りにつき750円 |
| | | 小区画 | 1区画1泊につき1,000円 |
| | | | 1区画日帰りにつき500円 |
| 貸しテント | | 5人用1張1泊につき500円 | |

| | | |
|-----------|-----------|---------------|
| | | |
| 郡山市東部森林公園 | バーベキューエリア | 1区画日帰りにつき400円 |

備考 (略)

別表第2 (第9条関係)

第5条第1項に掲げる行為の使用料

| 区分 | 単位 | 金額 |
|---------------------|--------------|--|
| 露店その他これに類する行為 | 1店につき1日 | 1,100円 |
| 使用面積が35平方メートル以下のもの | | |
| 使用面積が35平方メートルを超えるもの | 1店につき1日 | 1,100円に35平方メートルを超えた使用面積1平方メートルにつき30円を加算した額 |
| 興行 | 1平方メートルにつき1日 | 30円 |
| 第5条第1項第3号に掲げる行為 | 1平方メートルにつき1日 | 15円 |

(郡山市ふれあいセンター条例の一部改正)

第37条 郡山市ふれあいセンター条例(平成8年郡山市条例第18号)の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|------------------|
| <p>(使用時間)</p> <p>第2条の2 ふれあいセンターの使用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを臨時に変更することができる。</p> <p>別表(第6条関係)</p> | <p>別表(第6条関係)</p> |

| | | |
|--|--|-----------------|
| | | 5人用1張日帰りにつき250円 |
| | | 8人用1張1泊につき800円 |
| | | 8人用1張日帰りにつき400円 |

備考 (略)

1 施設使用料

| 名称 | 室名 | 午前9時 | 午後1時 | 午後5時 | 午前9時 | 午後1時 | 午前9時 |
|----------------|------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | | から午後1時まで | から午後5時まで | から午後9時まで | から午後5時まで | から午後9時まで | から午後9時まで |
| 郡山市片平ふれあいセンター | 第1和室 | 500円 | 500円 | 500円 | 1,000円 | 1,000円 | 1,500円 |
| | 第2和室 | 600円 | 600円 | 600円 | 1,200円 | 1,200円 | 1,800円 |
| | 第3和室 | 700円 | 700円 | 700円 | 1,400円 | 1,400円 | 2,100円 |
| | 実習室 | 400円 | 400円 | 400円 | 800円 | 800円 | (略) |
| | 大ホール | 1,700円 | 1,700円 | 1,700円 | 3,400円 | 3,400円 | 5,100円 |
| 郡山市河内ふれあいセンター | 集会室 | 1,500円 | 1,500円 | 1,500円 | 3,000円 | 3,000円 | 4,500円 |
| | 第1和室 | 800円 | 800円 | 800円 | 1,600円 | 1,600円 | 2,400円 |
| | 第2和室 | 700円 | 700円 | 700円 | 1,400円 | 1,400円 | 2,100円 |
| 郡山市喜久田ふれあいセンター | 実習室 | 400円 | 400円 | 400円 | 800円 | 800円 | (略) |
| | 第1和室 | 1,000円 | 1,000円 | 1,000円 | 2,000円 | 2,000円 | 3,000円 |
| | 第2和室 | 1,000円 | 1,000円 | 1,000円 | 2,000円 | 2,000円 | 3,000円 |
| | 第3和室 | 1,100円 | 1,100円 | 1,100円 | 2,200円 | 2,200円 | 3,300円 |
| | 第4和室 | 600円 | 600円 | 600円 | 1,200円 | 1,200円 | 1,800円 |
| | 実習室 | 400円 | 400円 | 400円 | 800円 | 800円 | (略) |
| 郡山市緑ヶ丘ふれあいセンター | 研修室 | 500円 | 500円 | 500円 | 1,000円 | 1,000円 | 1,500円 |
| | 会議室 | 600円 | 600円 | 600円 | 1,200円 | 1,200円 | 1,800円 |
| 郡山市富田西ふれあいセンター | 和室 | 600円 | 600円 | 600円 | 1,200円 | 1,200円 | 1,800円 |
| | 集会室 | 1,600円 | 1,600円 | 1,600円 | 3,200円 | 3,200円 | 4,800円 |
| 郡山市富田西ふれあいセンター | 実習室 | 400円 | 400円 | 400円 | 800円 | 800円 | (略) |
| | 会議室 | 500円 | 500円 | 500円 | 1,000円 | 1,000円 | 1,500円 |
| 郡山市富田西ふれあいセンター | 和室 | 800円 | 800円 | 800円 | 1,600円 | 1,600円 | 2,400円 |
| | 集会室 | 1,600円 | 1,600円 | 1,600円 | 3,200円 | 3,200円 | 4,800円 |

1 施設使用料

| 名称 | 室名 | 午前9時 | 午後1時 | 午後5時 | 午前9時 | 午後1時 | 午前9時 |
|----------------|------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | | から午後1時まで | から午後5時まで | から午後9時まで | から午後5時まで | から午後9時まで | から午後9時まで |
| 郡山市片平ふれあいセンター | 第1和室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| | 第2和室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| | 第3和室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| | 実習室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | (略) |
| | 大ホール | 1,000円 | 1,300円 | 1,600円 | 2,100円 | 2,700円 | 3,400円 |
| 郡山市河内ふれあいセンター | 集会室 | 600円 | 800円 | 900円 | 1,300円 | 1,600円 | 2,000円 |
| | 第1和室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| | 第2和室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| 郡山市喜久田ふれあいセンター | 実習室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | (略) |
| | 第1和室 | 500円 | 700円 | 800円 | 1,100円 | 1,400円 | 1,800円 |
| | 第2和室 | 500円 | 700円 | 800円 | 1,100円 | 1,400円 | 1,800円 |
| | 第3和室 | 500円 | 700円 | 800円 | 1,100円 | 1,400円 | 1,800円 |
| | 第4和室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| | 実習室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | (略) |
| 郡山市緑ヶ丘ふれあいセンター | 研修室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| | 会議室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| 郡山市富田西ふれあいセンター | 和室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| | 集会室 | 700円 | 900円 | 1,000円 | 1,500円 | 1,800円 | 2,300円 |
| 郡山市富田西ふれあいセンター | 実習室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | (略) |
| | 会議室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| 郡山市富田西ふれあいセンター | 和室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| | 集会室 | 700円 | 900円 | 1,000円 | 1,500円 | 1,800円 | 2,300円 |

| | | | | | | | |
|------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ター | 実習室 | 400円 | 400円 | 400円 | 800円 | 800円 | (略) |
| 郡山市三 | 会議室 | 600円 | 600円 | 600円 | 1,200円 | 1,200円 | 1,800円 |
| 穂田ふれ | 第1研修 | 700円 | 700円 | 700円 | 1,400円 | 1,400円 | 2,100円 |
| あいセン | 室 | | | | | | |
| ター | 第2研修 | 700円 | 700円 | 700円 | 1,400円 | 1,400円 | 2,100円 |
| | 室 | | | | | | |
| | 大ホール | 1,700円 | 1,700円 | 1,700円 | 3,400円 | 3,400円 | 5,100円 |
| 郡山市中 | 第1会議 | 900円 | 900円 | 900円 | 1,800円 | 1,800円 | 2,700円 |
| 田ふれあ | 室 | | | | | | |
| いセンタ | 第2会議 | 900円 | 900円 | 900円 | 1,800円 | 1,800円 | 2,700円 |
| ー | 室 | | | | | | |
| | 実習室 | 400円 | 400円 | 400円 | 800円 | 800円 | (略) |
| | 別棟第1 | 800円 | 800円 | 800円 | 1,600円 | 1,600円 | 2,400円 |
| | 和室 | | | | | | |
| | 別棟第2 | 300円 | 300円 | 300円 | 600円 | 600円 | 900円 |
| | 和室 | | | | | | |
| | 別棟大ホ | 1,700円 | 1,700円 | 1,700円 | 3,400円 | 3,400円 | 5,100円 |
| | ール | | | | | | |
| 郡山市西 | 会議室 | 600円 | 600円 | 600円 | 1,200円 | 1,200円 | 1,800円 |
| 田ふれあ | 第1研修 | 900円 | 900円 | 900円 | 1,800円 | 1,800円 | 2,700円 |
| いセンタ | 室 | | | | | | |
| ー | 第2研修 | 1,100円 | 1,100円 | 1,100円 | 2,200円 | 2,200円 | 3,300円 |
| | 室 | | | | | | |
| | 和室 | 600円 | 600円 | 600円 | 1,200円 | 1,200円 | 1,800円 |
| | 実習室 | 400円 | 400円 | 400円 | 800円 | 800円 | (略) |
| | 大ホール | 1,700円 | 1,700円 | 1,700円 | 3,400円 | 3,400円 | 5,100円 |
| 郡山市大 | 第1研修 | 700円 | 700円 | 700円 | 1,400円 | 1,400円 | 2,100円 |

| | | | | | | | |
|------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ター | 実習室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | (略) |
| 郡山市三 | 会議室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| 穂田ふれ | 第1研修 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| あいセン | 室 | | | | | | |
| ター | 第2研修 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| | 室 | | | | | | |
| | 大ホール | 1,000円 | 1,300円 | 1,600円 | 2,100円 | 2,700円 | 3,400円 |
| 郡山市中 | 第1会議 | 400円 | 600円 | 700円 | 900円 | 1,200円 | 1,500円 |
| 田ふれあ | 室 | | | | | | |
| いセンタ | 第2会議 | 400円 | 600円 | 700円 | 900円 | 1,200円 | 1,500円 |
| ー | 室 | | | | | | |
| | 実習室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | (略) |
| | 別棟第1 | 500円 | 700円 | 800円 | 1,100円 | 1,400円 | 1,800円 |
| | 和室 | | | | | | |
| | 別棟第2 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| | 和室 | | | | | | |
| | 別棟大ホ | 1,000円 | 1,300円 | 1,600円 | 2,100円 | 2,700円 | 3,400円 |
| | ール | | | | | | |
| 郡山市西 | 会議室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| 田ふれあ | 第1研修 | 400円 | 600円 | 700円 | 900円 | 1,200円 | 1,500円 |
| いセンタ | 室 | | | | | | |
| ー | 第2研修 | 600円 | 800円 | 900円 | 1,300円 | 1,600円 | 2,000円 |
| | 室 | | | | | | |
| | 和室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| | 実習室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | (略) |
| | 大ホール | 1,000円 | 1,300円 | 1,600円 | 2,100円 | 2,700円 | 3,400円 |
| 郡山市大 | 第1研修 | 400円 | 600円 | 700円 | 900円 | 1,200円 | 1,500円 |

| | | | | | | | |
|-------------------|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 槻ふれあ いセンタ ー | 第2研修 室 | 700円 | 700円 | 700円 | 1,400円 | 1,400円 | 2,100円 |
| | 第1和室 | 700円 | 700円 | 700円 | 1,400円 | 1,400円 | 2,100円 |
| | 第2和室 | 700円 | 700円 | 700円 | 1,400円 | 1,400円 | 2,100円 |
| | 実習室 | 600円 | 600円 | 600円 | 1,200円 | 1,200円 | (略) |
| | 大ホール | 1,700円 | 1,700円 | 1,700円 | 3,400円 | 3,400円 | 5,100円 |

備考

- 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 2 大ホールの冷房又は暖房の設備を使用する場合は、施設使用料の100分の20の額を加算する。
- 3 第2条の2ただし書により、使用時間の変更が認められたときは、1時間につき、午前9時から午後9時までの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。
- 4 前2項の規定により加算した施設使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。
- 5 2分の1面利用を可能とするネットを有する大ホールにおいて、アリーナの2分の1面を利用する場合は施設使用料の100分の50の額とする。
- 6 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

2 設備等使用料

| 種別 | 単位 | 使用料 | 摘要 |
|----|----|-----|----|
|----|----|-----|----|

| | | | | | | | |
|-------------------|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 槻ふれあ いセンタ ー | 第2研修 室 | 400円 | 600円 | 700円 | 900円 | 1,200円 | 1,500円 |
| | 第1和室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| | 第2和室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| | 実習室 | 500円 | 700円 | 800円 | 1,100円 | 1,400円 | (略) |
| | 大ホール | 1,000円 | 1,300円 | 1,600円 | 2,100円 | 2,700円 | 3,400円 |

備考 冷房又は暖房の設備を使用する場合は、施設使用料の100分の20の額を加算する。

2 設備等使用料

| 種別 | 区分 | 単位 | 使用料 | 摘要 |
|----|----|----|-----|----|
|----|----|----|-----|----|

| | | | |
|----------------|-------|------|-----|
| シャワー | 1人1使用 | 300円 | (略) |
| ピアノ (電子ピアノを除く) | (略) | | |

| | | | | |
|---------|--|-------|------|-----|
| 温水シャワー | | 1人1時間 | 150円 | (略) |
| ピアノ | | (略) | | |
| プロジェクター | | 1式1回 | 500円 | |
| 展示用パネル | | 1枚1日 | 50円 | |
| 持込電気器具 | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合 | 1回 | 100円 | |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合 | 1回 | 200円 | |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合 | 1回 | 300円 | |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合 | 1回 | 400円 | |

備考

1・2 (略)

3 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

備考

1・2 (略)

(郡山市農村交流センター条例の一部改正)

第38条 郡山市農村交流センター条例 (平成8年郡山市条例第21号) の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|-----|
| (使用時間) 第2条の2 センターの使用時間は、午前9時から午後9時までとする。た | |

だし、市長が必要と認めるときは、これを臨時に変更することができる。

(賠償責任)

第11条 使用者は、センターの施設、設備等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

別表 (第6条関係)

1 施設使用料

| 室名 | 午前9時から午後1時まで | 午後1時から午後5時まで | 午後5時から午後9時まで | 午前9時から午後5時まで | 午後1時から午後9時まで | 午前9時から午後9時まで |
|------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 第1洋室 | 900円 | 900円 | 900円 | 1,800円 | 1,800円 | 2,700円 |
| 第2洋室 | 900円 | 900円 | 900円 | 1,800円 | 1,800円 | 2,700円 |
| 第1和室 | 500円 | 500円 | 500円 | 1,000円 | 1,000円 | 1,500円 |
| 第2和室 | 300円 | 300円 | 300円 | 600円 | 600円 | 900円 |

備考

- 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 2 第2条の2ただし書により、使用時間の変更が認められたときは、1時間につき、午前9時から午後9時までの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とし、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。
- 3 前項の規定により加算した施設使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。
- 4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

(賠償責任)

第11条 使用者は、センターの施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

別表 (第6条関係)

1 施設使用料

| 室名 | 午前9時から午後1時まで | 午後1時から午後5時まで | 午後5時から午後9時まで | 午前9時から午後5時まで | 午後1時から午後9時まで | 午前9時から午後9時まで |
|------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 第1洋室 | 400円 | 600円 | 700円 | 900円 | 1,200円 | 1,500円 |
| 第2洋室 | 400円 | 600円 | 700円 | 900円 | 1,200円 | 1,500円 |
| 第1和室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| 第2和室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |

備考 冷房又は暖房の設備を使用する場合は、施設使用料の100分の20の額を加算する。

2 設備等使用料

| 種別 | 単位 | 使用料 |
|-----|----|-----|
| (略) | | |

備考

- 1・2 (略)
- 3 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

(郡山市印鑑条例の一部改正)

第39条 郡山市印鑑条例（平成8年郡山市条例第43号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| (手数料) 第23条 第8条の印鑑登録証の交付、第9条の印鑑登録証の引替交付又は第 | (手数料) 第23条 第8条の印鑑登録証の交付、第9条の印鑑登録証の引替交付又は第 |

2 設備等使用料

| 種別 | 区分 | 単位 | 使用料 |
|---------|--|------|------|
| (略) | | | |
| プロジェクター | | 1式1回 | 500円 |
| 展示用パネル | | 1枚1日 | 50円 |
| 持込電気器具 | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合 | 1回 | 100円 |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合 | 1回 | 200円 |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合 | 1回 | 300円 |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合 | 1回 | 400円 |

備考

- 1・2 (略)

18条の印鑑登録の証明を受ける者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

- (1) 印鑑登録証交付手数料 1件につき300円
- (2) 印鑑登録証の引替交付手数料 1件につき300円
- (3) 印鑑登録証明手数料 1通につき300円

2 (略)

18条の印鑑登録の証明を受ける者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

- (1) 印鑑登録証交付手数料 1件につき250円
- (2) 印鑑登録証の引替交付手数料 1件につき250円
- (3) 印鑑登録証明手数料 1通につき250円

2 (略)

(郡山市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

第40条 郡山市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成8年郡山市条例第49号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| (登録申請手数料等) | (登録申請手数料等) |
| 第17条 第2条第1項の登録、第2条第3項の更新の登録、第4条第3項の登録簿の謄本の交付、第7条の登録証の書換え又は第8条第1項の登録証の再交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を前納しなければならない。 | 第17条 第2条第1項の登録、第2条第3項の更新の登録、第4条第3項の登録簿の謄本の交付、第7条の登録証の書換え又は第8条第1項の登録証の再交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を前納しなければならない。 |
| (1)・(2) (略) | (1)・(2) (略) |
| (3) 登録簿の謄本の交付手数料 1件につき <u>300円</u> | (3) 登録簿の謄本の交付手数料 1件につき <u>250円</u> |
| (4)・(5) (略) | (4)・(5) (略) |

(郡山市保健所設置条例の一部改正)

第41条 郡山市保健所設置条例（平成8年郡山市条例第52号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | | | | | 改正前 | | | | |
|----------------|------|-------------|-----|----|----------------|------|-----------------------------|-----|----|
| 別表（第4条関係） | | | | | 別表（第4条関係） | | | | |
| 区分 | | 単位 | 金額 | 備考 | 区分 | | 単位 | 金額 | 備考 |
| (略) | | | | | (略) | | | | |
| 6 | (略) | | | | 6 | (略) | | | |
| 水道 水等 の試 | 基準検査 | (1) 給水施設セット | (略) | | 水道 水等 の試 | 基準検査 | (1) 水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第 | (略) | |

| | | | | | | | |
|------------|--|--|--|------------|--|--|--|
| <p>験</p> | | <p>(2) <u>準簡易専用水道セット</u></p> <p>(3) <u>飲用井戸等セット</u></p> <p>(4) <u>食品簡易項目セット</u></p> <p>(5)・(6) (略)</p> | | <p>験</p> | | <p>101号。以下「<u>省令</u>」という。)の表1の項、2の項、11の項、38の項及び46の項から51の項までの水質検査</p> <p>(2) <u>省令の表1の項、2の項、38の項及び46の項から51の項までの水質検査</u></p> <p>(3) <u>飲用井戸等に係る省令の表1の項、2の項、11の項、34の項、38の項から40の項まで及び46の項から51の項までの水質検査</u></p> <p>(4) <u>食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別表第17の4の口に規定する水質検査</u></p> <p>(5)・(6) (略)</p> | |
| <p>(略)</p> | | | | <p>(略)</p> | | | |

第42条 郡山市保健所設置条例の一部を次のように改正する。

| 改正後 | | | | | | 改正前 | | | | | |
|---------------------|----------------------------|-------------------------------|-----|----------------|-----|--|----------------------------|---|-----|----------------|-----|
| 別表（第4条関係） | | | | | | 別表（第4条関係） | | | | | |
| 区分 | | | 単位 | 金額 | 備考 | 区分 | | | 単位 | 金額 | 備考 |
| 1 細菌 学的 検査 | 便の細菌 検査 | (1) <u>腸内細菌4項目セ ット</u> | 1件 | <u>1,200円</u> | | 1 細菌 学的 ・臨 床病 理学 的検 査 | 虫卵検査 | | 1件 | <u>240円</u> | |
| | | (2) <u>腸管出血性大腸菌 O157等</u> | 1項目 | <u>1,100円</u> | | | 便の細菌 検査 | (1) <u>赤痢菌、腸チフ ス菌、パラチフス 菌及びサルモネラ 菌の検査</u> | 1件 | <u>1,090円</u> | |
| | | (3) <u>腸内細菌5項目セ ット</u> | 1件 | <u>1,800円</u> | | | | (2) <u>(1)の検査に 他の検査を追加す る場合</u> | 1項目 | <u>660円</u> | |
| | | | | | | (3) <u>(1)の検査以 外の検査を単独で 行う場合</u> | 1項目 | <u>1,060円</u> | | | |
| 2 食品 等の 検査 | 定性 比較 的簡 易な もの | (1) <u>大腸菌等</u> | 1項目 | <u>3,100円</u> | | 2 食品 等の 試験 | 定性 比較 的簡 易な もの | (1) <u>大腸菌等</u> | 1項目 | <u>3,000円</u> | |
| | | (2) <u>サルモネラ属菌等</u> | 1項目 | <u>7,400円</u> | | | | (2) <u>サルモネラ菌等</u> | 1項目 | <u>7,280円</u> | |
| | | (3) <u>シアン化合物</u> | 1件 | <u>4,400円</u> | | | | (3) <u>シアン化合物等 の指定成分</u> | 1成分 | <u>4,330円</u> | |
| | 複雑 なも の | (1) <u>着色料</u> | 1件 | <u>12,000円</u> | | | 複雑 なも の | (1) <u>着色料等の添加 物</u> | 1成分 | <u>11,590円</u> | |
| | | (2) <u>嫌気性菌等</u> | 1項目 | <u>9,100円</u> | (略) | | | (2) <u>嫌気性菌の検査</u> | 1項目 | <u>8,880円</u> | (略) |
| | 高度 に複 雑な もの | (1) <u>腸管出血性大腸菌</u> | 1項目 | <u>8,900円</u> | | | 高度 に複 雑な もの | (3) <u>抗生物質等の検 査</u> | 1項目 | <u>21,060円</u> | |
| | | | | | | | | (1) <u>酸化防止剤等の添加 物</u> | 1成分 | <u>23,020円</u> | |

| | | | | | |
|-----------|-----------|----------|---------|---------|--|
| 定量 | 比較的簡易なもの | 酸価等 | 1項目 | 8,500円 | |
| | 複雑なもの | (1) 発色剤等 | 1項目 | 12,000円 | |
| | | (2) 保存料等 | 1項目 | 16,700円 | |
| | 高度に複雑なもの | (1) 重金属 | 1項目 | 16,000円 | |
| (2) 防カビ剤等 | | 1項目 | 24,500円 | | |
| おしぼり検査 | おしぼり検査セット | 1件 | 5,600円 | | |

| | | | | | |
|----------|-------------------|----------------------------------|---------|---------|--|
| 定量 | 比較的簡易なもの | 酸価等の指定成分 | 1成分 | 8,370円 | |
| | 複雑なもの | (1) 脂肪等の指定成分 | 1成分 | 11,600円 | |
| | | (2) 漂白剤等の添加物 | 1成分 | 11,400円 | |
| | | (3) 保存料等の添加物 | 1成分 | 16,480円 | |
| | 高度に複雑なもの | (1) 重金属の指定成分 | 1成分 | 15,720円 | |
| | | (2) 甘味料等の添加物 | 1成分 | 24,110円 | |
| | | (3) ビタミン等の微量成分 | 1成分 | 22,140円 | |
| (4) 一般成分 | | 1成分 | 45,330円 | | |
| 特殊なもの | (1) 残留農薬等の化学性有害物質 | 1成分 | 68,670円 | | |
| | (2) 麻痺性貝毒 | 1件 | 20,130円 | | |
| | (3) 下痢性貝毒 | 1件 | 37,450円 | | |
| おしぼり検査 | | (1) 変色、臭気、大腸菌群、黄色ブドウ球菌及び一般細菌数の検査 | 1件 | 5,500円 | |
| | | (2) (1)の検査のうち大腸菌群、黄 | 1項目 | 2,750円 | |

| | | | | | | | | | | | | |
|-------------|-----------------------|-----------|----------------|--|--|----------|-----------|-----------------------|------------------------|-----------------|----------------|--------------------|
| | | | | | | | | <u>ド等の指定成分</u> | | | | |
| | | | | | | | | <u>(3) トリクロロエチレン等</u> | <u>1件</u> | <u>102,180円</u> | | <u>一斉分析の場合に限る。</u> |
| <u>水質検査</u> | <u>(1) 給水施設セット</u> | <u>1件</u> | <u>10,400円</u> | | | | | <u>基準検査</u> | <u>(1) 給水施設セット</u> | <u>1件</u> | <u>10,320円</u> | |
| | <u>(2) 準簡易専用水道セット</u> | <u>1件</u> | <u>9,700円</u> | | | | | | <u>(2) 準簡易専用水道セット</u> | <u>1件</u> | <u>9,640円</u> | |
| | <u>(3) 飲用井戸等セット</u> | <u>1件</u> | <u>15,600円</u> | | | | | | <u>(3) 飲用井戸等セット</u> | <u>1件</u> | <u>15,520円</u> | |
| | <u>(4) 食品簡易項目セット</u> | <u>1件</u> | <u>10,400円</u> | | | | | | <u>(4) 食品簡易項目セット</u> | <u>1件</u> | <u>10,320円</u> | |
| | | | | | | | | | <u>(5) ビル管セット</u> | <u>1件</u> | <u>20,210円</u> | |
| | | | | | | | | | <u>(6) 食品全項目</u> | <u>1件</u> | <u>47,410円</u> | |
| | | | | | | | | | <u>腸管出血性大腸菌O157</u> | <u>1件</u> | <u>5,390円</u> | |
| | | | | | | <u>7</u> | <u>定性</u> | | | | | |
| | | | | | | | <u>定量</u> | <u>簡易なもの</u> | <u>(1) 透視度等の指定成分</u> | <u>1項目</u> | <u>1,160円</u> | |
| | | | | | | | | <u>の</u> | <u>(2) pH等の指定成分</u> | <u>1項目</u> | <u>2,830円</u> | |
| | | | | | | | | <u>比較簡易なもの</u> | <u>(1) 細菌学的検査</u> | <u>1項目</u> | <u>3,000円</u> | |
| | | | | | | | | | <u>(2) COD等の指定成分</u> | <u>1成分</u> | <u>4,690円</u> | |
| | | | | | | | | <u>複雑なもの</u> | <u>(1) 大腸菌群の最確数の測定</u> | <u>1件</u> | <u>4,000円</u> | |

| | | | | | | |
|--------|-----------------|-----------|--|---------|------------------|----------|
| | | 円を限度とする。) | 車料金 | でごとに1台 | ら午後9時前までである場合 | |
| | | | 夜間料金 | 入場後30分ま | 当該30分の起算時刻が午後9時か | 50円 |
| | | | | でごとに1台 | ら翌午前8時前までである場合 | |
| 定期駐車料金 | 1箇月につき1台(最長6箇月) | 20,000円 | 定期駐 | 定期料金 | 1箇月につき1台 | 13,620円 |
| | | | 車料金 | | 3箇月につき1台 | 38,760円 |
| | | | | | 6箇月につき1台 | 76,480円 |
| | | | | | 12箇月につき1台 | 136,190円 |
| | | | 備考 普通駐車料金は、次の各号に掲げる日の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定する。 | | | |
| | | | (1) 入場した日 この表の規定により算定するものとし、当該算定した額が1,000円を超えたときは、1,000円とする。 | | | |
| | | | (2) 継続して駐車した場合の2日目以降の各日 この表の規定により算定するものとし、当該算定した額が800円を超えたときは、800円とする。 | | | |

(郡山市こおりやま文学の森資料館条例の一部改正)

第44条 郡山市こおりやま文学の森資料館条例(平成11年郡山市条例第39号)の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(休館日)</p> <p>第6条 資料館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、資料館の休館日を臨時に変更し、又は臨時に設けることができる。</p> <p>(1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日以後の日で休日でない直近の日)</p> <p>(2) 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日</p> | <p>(休館日)</p> <p>第6条 資料館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、資料館の休館日を臨時に変更し、又は臨時に設けることができる。</p> <p>(1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。)</p> <p>(2) 1月1日から1月4日まで及び12月28日から12月31日までの日</p> <p>(3) 館内整理日(毎月の末日。ただし、その月の末日が前2号に定める日又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その月内においてその月の</p> |

(観覧料)

第7条 資料館の常設展（資料品等の常設展示をいう。以下同じ。）を観覧しようとする者は、別表第1に定める常設展観覧料を納入しなければならない。ただし、次項に定める企画展を観覧する場合は、常設展観覧料を無料とする。

2 資料館の企画展（常設展以外の展示をいう。以下同じ。）を観覧しようとする者は、別表第2に定める企画展観覧料を納入しなければならない。

(観覧料の免除)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、観覧料の全部又は一部を免除することができる。

(1) (略)

(2) 指定管理者が行う資料館の設置の目的に寄与する事業であって、市長が認めるものとして観覧するとき。

(3) その他市長が観覧料の免除を適当と認めるとき。

(利用料金)

第19条 資料館を観覧しようとする者は、指定管理者に対し、資料館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納入しなければならない。この場合において、第7条の規定は適用しない。

2～5 (略)

別表第1（第7条関係）

常設展観覧料

| 区分 | 観覧料（1人1回につき） |
|-------------------|--------------|
| 高校生、大学生又はこれらに準ずる者 | 170円 |
| 一般 | 350円 |

備考

末日に最も近いこれらの日以外の日とする。）

(観覧料)

第7条 文学資料等の観覧のため資料館に入館しようとする者は、別表に定める観覧料を納入しなければならない。

(観覧料の免除)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、観覧料の全部又は一部を免除することができる。

(1) (略)

(2) その他市長が観覧料の免除を適当と認めるとき。

(利用料金)

第19条 文学資料等の観覧のため資料館に入館しようとする者は、指定管理者に対し、資料館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納入しなければならない。この場合において、第7条の規定は適用しない。

2～5 (略)

別表（第7条関係）

| 区分 | 観覧料（1人1回につき） | |
|-------------------|--------------|------|
| | 個人 | 団体 |
| 高校生、大学生又はこれらに準ずる者 | 100円 | 70円 |
| 一般 | 200円 | 150円 |

備考

- 1 資料館のうち1館への入館につき常設展観覧料を納入した場合は、他の1館への入館に係る常設展観覧料の納入は要しない。
- 2 中学生（中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）の生徒をいう。）以下及び65歳以上の者は、無料とする。

別表第2（第7条関係）

企画展観覧料

| 区分 | 観覧料（1人1回につき） |
|-------------------|--------------|
| 高校生、大学生又はこれらに準ずる者 | そのつど市長が定める額 |
| 一般 | |

備考 資料館のうち1館への入館につき企画展観覧料を納入した場合は、他の1館への入館に係る企画展観覧料の納入は要しない。

（郡山市手数料条例の一部改正）

第45条 郡山市手数料条例（平成11年郡山市条例第46号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | | | | | 改正前 | | | | |
|---------------------------------------|--|-----|----|----|---------------------------------------|---|-----|----|----|
| 別表第1（第2条、第3条、第8条関係） 法令に基づく事務に係る手数料 | | | | | 別表第1（第2条、第3条、第8条関係） 法令に基づく事務に係る手数料 | | | | |
| 号 | 手数料を徴収する事務 | 名称 | 単位 | 金額 | 号 | 手数料を徴収する事務 | 名称 | 単位 | 金額 |
| (略) | | | | | (略) | | | | |
| 124 | 建築基準法第52条第10項、第11項若しくは第14項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査 | (略) | | | 124 | 建築基準法第52条第10項、第11項若しくは第14項又はマンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査 | (略) | | |
| (略) | | | | | (略) | | | | |

- 1 資料館のうち1館への入館につき観覧料を納入した場合は、他の1館への入館に係る観覧料の納入は要しない。
- 2 「団体」とは、20人以上をいう。
- 3 65歳以上の者は、無料とする。

| | | |
|--------|---|-----|
| 138 | 建築基準法第59条の2第1項又はマンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第163条の59第1項の規定に基づく建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査 | (略) |
| (略) | | |
| 備考 (略) | | |

| | | |
|--------|--|-----|
| 138 | 建築基準法第59条の2第1項の規定に基づく建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査 | (略) |
| (略) | | |
| 備考 (略) | | |

第46条 郡山市手数料条例の一部を次のように改正する。

| 改正後 | | | | | 改正前 | | | | |
|---------------------------------------|---|------------------------|-----------|------|---------------------------------------|---|------------------------|-----------|------|
| 別表第1（第2条、第3条、第8条関係） 法令に基づく事務に係る手数料 | | | | | 別表第1（第2条、第3条、第8条関係） 法令に基づく事務に係る手数料 | | | | |
| 号 | 手数料を徴収する事務 | 名称 | 単位 | 金額 | 号 | 手数料を徴収する事務 | 名称 | 単位 | 金額 |
| 1 | 地方自治法第260条の2第12項に基づく証明書の交付 | 認可地縁団体告示事項に関する証明書交付手数料 | 1件 | 300円 | 1 | 地方自治法第260条の2第12項に基づく証明書の交付 | 認可地縁団体告示事項に関する証明書交付手数料 | 1件 | 250円 |
| 2 | 地方税法第20条の10第1項の規定に基づく納税証明書の交付（同法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項を記載したものの交付を含む。） | 納税に関する証明書交付手数料 | 1納税義務者1年度 | 300円 | 2 | 地方税法第20条の10第1項の規定に基づく納税証明書の交付（同法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項を記載したものの交付を含む。） | 納税に関する証明書交付手数料 | 1納税義務者1年度 | 250円 |
| 3 | 地方税法第382条の2第1項の規定に基づく固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧（同法第382条の4に規定する固定資 | 固定資産課税台帳の閲覧手数料 | 1納税義務者1年度 | 300円 | 3 | 地方税法第382条の2第1項の規定に基づく固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧（同法第382条の4に規定する固定資 | 固定資産課税台帳の閲覧手数料 | 1納税義務者1年度 | 250円 |

| | | | | |
|-----|---|----------------------|--------------|------|
| | 産課税台帳に住所に代わる事項の記載したものの閲覧を含み、同法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合を除く。) | | | |
| 4 | 地方税法第382条の3の規定に基づく固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付（同法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載したものの交付を含む。） | 固定資産課税台帳記載事項証明書交付手数料 | 1 納税義務者 1 年度 | 300円 |
| (略) | | | | |
| 16 | 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2第1項の規定に基づく住民基本台帳の閲覧に係る事務 | 住民基本台帳の閲覧手数料 | 1 世帯 | 300円 |
| 17 | 住民基本台帳法第12条第1項、第12条の2第1項、第12条の3第1項若しくは第2項又は第12条の4第1項の規定に基づく住民票の写しの交付 | 住民票の写しの交付手数料 | 1 通 | 300円 |
| 18 | 住民基本台帳法第12条第1項、第12条の2第1項又は第12条の3第1項若しくは第2項の規定に基づく | 住民票記載事項証明書交付手数料 | 1 通 | 300円 |

| | | | | |
|-----|---|----------------------|--------------|------|
| | 産課税台帳に住所に代わる事項の記載したものの閲覧を含み、同法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合を除く。) | | | |
| 4 | 地方税法第382条の3の規定に基づく固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付（同法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載したものの交付を含む。） | 固定資産課税台帳記載事項証明書交付手数料 | 1 納税義務者 1 年度 | 250円 |
| (略) | | | | |
| 16 | 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2第1項の規定に基づく住民基本台帳の閲覧に係る事務 | 住民基本台帳の閲覧手数料 | 1 世帯 | 250円 |
| 17 | 住民基本台帳法第12条第1項、第12条の2第1項、第12条の3第1項若しくは第2項又は第12条の4第1項の規定に基づく住民票の写しの交付 | 住民票の写しの交付手数料 | 1 通 | 250円 |
| 18 | 住民基本台帳法第12条第1項、第12条の2第1項又は第12条の3第1項若しくは第2項の規定に基づく | 住民票記載事項証明書交付手数料 | 1 通 | 250円 |

| | | | | |
|-----|--|-------------------------------------|----|------|
| | く住民票に記載をした事項に関する証明書の交付 | | | |
| 19 | 住民基本台帳法第15条の4第1項から第4項までの規定に基づく住民票の除票の写しの交付 | 住民票の除票の写しの交付 | 1通 | 300円 |
| 20 | 住民基本台帳法第15条の4第1項から第4項までの規定に基づく除票記載事項証明書の交付 | 除票記載事項証明書の交付 | 1通 | 300円 |
| 21 | 住民基本台帳法第20条第1項から第4項までの規定に基づく戸籍の附票の写しの交付 | 戸籍の附票の写しの交付 | 1通 | 300円 |
| 22 | 住民基本台帳法第21条の3第1項から第4項までの規定に基づく戸籍の附票の除票の写しの交付 | 戸籍の附票の除票の写しの交付 | 1通 | 300円 |
| (略) | | | | |
| 94 | 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第60条の規定に基づく開発行為又は建築等に関する証明書の交付 | 開発行為又は建築等に関する証明書の交付 | 1件 | 300円 |
| (略) | | | | |
| 196 | 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）第88条の規定に基づく、盛土規制法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付 | 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条の規定に基づく証明書の交付 | 1件 | 300円 |

| | | | | |
|-----|--|-------------------------------------|----|------|
| | く住民票に記載をした事項に関する証明書の交付 | | | |
| 19 | 住民基本台帳法第15条の4第1項から第4項までの規定に基づく住民票の除票の写しの交付 | 住民票の除票の写しの交付 | 1通 | 250円 |
| 20 | 住民基本台帳法第15条の4第1項から第4項までの規定に基づく除票記載事項証明書の交付 | 除票記載事項証明書の交付 | 1通 | 250円 |
| 21 | 住民基本台帳法第20条第1項から第4項までの規定に基づく戸籍の附票の写しの交付 | 戸籍の附票の写しの交付 | 1通 | 250円 |
| 22 | 住民基本台帳法第21条の3第1項から第4項までの規定に基づく戸籍の附票の除票の写しの交付 | 戸籍の附票の除票の写しの交付 | 1通 | 250円 |
| (略) | | | | |
| 94 | 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第60条の規定に基づく開発行為又は建築等に関する証明書の交付 | 開発行為又は建築等に関する証明書の交付 | 1件 | 250円 |
| (略) | | | | |
| 196 | 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）第88条の規定に基づく、盛土規制法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付 | 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条の規定に基づく証明書の交付 | 1件 | 250円 |

備考 (略)

別表第3 (第2条、第7条関係)

その他の手数料

| 号 | 手数料を徴収する事務 | 単位 | 金額 |
|---|--|------------|------|
| 1 | 住民税課税台帳に基づく証明 | 1納税義務者1年度 | 300円 |
| 2 | 固定資産課税台帳に基づく証明(地方税法第382条の3に規定するものを除く。) | 1納税義務者1年度 | 300円 |
| 3 | 身分に関する証明 | 1件 | 300円 |
| 4 | 埋火葬に関する証明 | 1件 | 300円 |
| 5 | 土地に関する証明 | 1筆 | 300円 |
| 6 | 土地に関する証明に係る実地調査 | 1路線又は1筆 | 350円 |
| 7 | 建物に関する証明 | 1棟 | 300円 |
| 8 | 上記の証明以外の証明 | 1件 | 300円 |
| 9 | 公簿又は図面の閲覧又は縦覧 | 公簿1冊又は図面1葉 | 300円 |

備考 (略)

備考 (略)

別表第3 (第2条、第7条関係)

その他の手数料

| 号 | 手数料を徴収する事務 | 単位 | 金額 |
|---|--|------------|------|
| 1 | 住民税課税台帳に基づく証明 | 1納税義務者1年度 | 250円 |
| 2 | 固定資産課税台帳に基づく証明(地方税法第382条の3に規定するものを除く。) | 1納税義務者1年度 | 250円 |
| 3 | 身分に関する証明 | 1件 | 250円 |
| 4 | 埋火葬に関する証明 | 1件 | 250円 |
| 5 | 土地に関する証明 | 1筆 | 250円 |
| 6 | 土地に関する証明に係る実地調査 | 1路線又は1筆 | 300円 |
| 7 | 建物に関する証明 | 1棟 | 250円 |
| 8 | 上記の証明以外の証明 | 1件 | 250円 |
| 9 | 公簿又は図面の閲覧又は縦覧 | 公簿1冊又は図面1葉 | 250円 |

備考 (略)

(郡山市自転車等駐車場設置条例の一部改正)

第47条 郡山市自転車等駐車場設置条例(平成12年郡山市条例第50号)の一部を次のように改正する。

| 改正後 | | | | 改正前 | | |
|-----------|------|------|--------------------------|-----------|------|--------|
| 別表(第8条関係) | | | | 別表(第8条関係) | | |
| 使用の種類 | 使用区分 | 使用料 | | 使用の種類 | 使用区分 | 使用料 |
| | | 自転車 | 原動機付自転車、大型自動二輪車及び普通自動二輪車 | | | |
| 定期使用 | 一般 | 1か月 | 1,400円 | 定期使用 | 1か月 | 1,000円 |
| | | 3か月 | 3,700円 | | 3か月 | 2,900円 |
| | | 6か月 | 7,000円 | | 6か月 | 5,400円 |
| | | 12か月 | 11,700円 | | 12か月 | 9,000円 |
| | 学生 | 1か月 | 1,000円 | | | |

| | | | |
|------|------|--------|--------|
| | 3か月 | 2,900円 | 2,900円 |
| | 6か月 | 5,400円 | 5,400円 |
| | 12か月 | 9,000円 | 9,000円 |
| 一時使用 | 1回 | 100円 | 150円 |

備考

1 この表において「学生」とは学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校又はこれらに類するものとして市長が認める施設に在学している者をいい、「一般」とは学生以外の者をいう。

2～4 (略)

| | | | |
|------|----|--|-----|
| | | | |
| 一時使用 | 1回 | | 50円 |

備考

1～3 (略)

(郡山市民ふれあいプラザ条例の一部改正)

第48条 郡山市民ふれあいプラザ条例（平成13年郡山市条例第16号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(使用時間) 第2条の2 ふれあいプラザの使用時間は、午前10時から午後7時までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを臨時に変更することができる。</p> <p>(休館日) 第2条の3 ふれあいプラザの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを臨時に変更することができる。</p> <p>(1) 月曜日 (2) 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで</p> <p>(賠償責任) 第11条 使用者は、ふれあいプラザの施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、その全部又は</p> | <p>(賠償責任) 第11条 使用者は、ふれあいプラザの施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することがで</p> |

一部を免除することができる。

別表（第6条関係）

(1) 基本使用料

| 室名 | 午前10時から 午後2時まで | 午後3時から 午後7時まで | 午前10時から 午後7時まで |
|-------|-------------------|------------------|-------------------|
| 展示室全室 | 7,800円 | 7,800円 | 15,600円 |
| 展示室1 | 2,400円 | 2,400円 | 4,800円 |
| 展示室2 | 2,400円 | 2,400円 | 4,800円 |
| 展示室3 | 3,000円 | 3,000円 | 6,000円 |
| 第1控室 | 500円 | 500円 | 1,000円 |
| 第2控室 | 500円 | 500円 | 1,000円 |

備考

- 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 2 第1控室及び第2控室については、展示室を使用しない場合は、使用することができない。
- 3 第2条の2ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときは、1時間につき、午前10時から午後7時までの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。
- 4 前項の規定により加算した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。
- 5 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

(2) 特別使用料

きる。

別表（第6条関係）

(1) 基本使用料

| 室名 | 使用料 |
|-------|---------------|
| 展示室全室 | 1日につき 10,000円 |
| 展示室1 | 1日につき 3,000円 |
| 展示室2 | 1日につき 3,000円 |
| 展示室3 | 1日につき 4,000円 |
| 第1控室 | 1日につき 500円 |
| 第2控室 | 1日につき 500円 |

備考 第1控室及び第2控室については、展示室を使用しない場合は、使用することができない。

(2) 加算使用料

| 種別 | 使用料 | |
|----------|--------------------|---------------------------|
| 入場料徴収加算料 | 入場料が500円以下の場合 合 | 基本使用料の額の100分の20に 相当する額 |
| | 入場料が501円以上の場 合 | 基本使用料の額の100分の40に 相当する額 |
| 販売宣伝加算料 | (略) | |

備考

1 種別の欄中「入場料徴収加算料」及び「販売宣伝加算料」とあるのは、それぞれ次に掲げる使用料をいう。

(1) 入場料徴収加算料 使用者がふれあいプラザを使用するに際し、この表の種別に該当する入場料（入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場の対価として徴収するものをいう。以下同じ。）を徴収する場合に基本使用料に加算される使用料

(2) 販売宣伝加算料 使用者がふれあいプラザを使用するに際し、作品の販売又は作品の展示を通じた宣伝をする場合に基本使用料に加算される使用料

2 (略)

3 特別使用料の算定に用いる基本使用料の額は、当該特別使用料に係る行為を行う使用時間の区分による。

4 (略)

5 特別使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

| 種別 | 使用料 |
|------------|--|
| 入場料徴収加算使用料 | 入場料が500円未満の場合にあっては、基本使用料の額の100分の20に相当する額 |
| | 入場料が500円以上の場合にあっては、基本使用料の額の100分の40に相当する額 |
| 販売宣伝加算使用料 | (略) |

備考

1 「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場の対価として徴収するものをいう。

2 (略)

3 「入場料徴収加算使用料」とは、使用者がふれあいプラザを使用するに際し、入場料を徴収する場合に基本使用料に加算される使用料をいう。

4 「販売宣伝加算使用料」とは、使用者がふれあいプラザを使用するに際し、作品の販売又は作品の展示を通じた宣伝をする場合に基本使用料に加算される使用料をいう。

5 (略)

(3) 附属設備及び器具使用料

| 設備及び器具名 | 使用単位 | 使用料 |
|---------|---------|------|
| スポットライト | 1台1日 | 50円 |
| 持込電気器具 | 1台当たり1日 | 300円 |

郡山市民交流プラザ条例の一部を改正する条例

第49条 郡山市民交流プラザ条例（平成13年郡山市条例第17号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-------------|--------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---|----|-------------|--------------|--------------|---------------|--------------|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| <p><u>(使用時間)</u> 第2条の2 交流プラザの使用時間は、午前10時から午後9時までとする。 ただし、市長が必要と認めたときは、これを臨時に変更することができる。</p> <p><u>(休館日)</u> 第2条の3 交流プラザの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを臨時に変更することができる。</p> <p>(1) 月曜日 (2) 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで</p> <p><u>(賠償責任)</u> 第11条 使用者は、交流プラザの施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、<u>その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。</u>ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、<u>その全部又は一部を免除することができる。</u></p> <p>別表（第6条関係） 1 施設使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>室名</th> <th>午前10時から正午まで</th> <th>午後1時から午後5時まで</th> <th>午後6時から午後9時まで</th> <th>午前10時から午後5時まで</th> <th>午後1時から午後9時まで</th> <th>午前10時から午後9時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大会議室全室</td> <td>2,800円</td> <td>5,600円</td> <td>4,200円</td> <td>8,400円</td> <td>9,800円</td> <td>12,600円</td> </tr> <tr> <td>大会議室1</td> <td>1,400円</td> <td>2,800円</td> <td>2,100円</td> <td>4,200円</td> <td>4,900円</td> <td>6,300円</td> </tr> </tbody> </table> | 室名 | 午前10時から正午まで | 午後1時から午後5時まで | 午後6時から午後9時まで | 午前10時から午後5時まで | 午後1時から午後9時まで | 午前10時から午後9時まで | 大会議室全室 | 2,800円 | 5,600円 | 4,200円 | 8,400円 | 9,800円 | 12,600円 | 大会議室1 | 1,400円 | 2,800円 | 2,100円 | 4,200円 | 4,900円 | 6,300円 | <p><u>(賠償責任)</u> 第11条 使用者は、交流プラザの施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、<u>その損害を賠償しなければならない。</u>ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、<u>その額を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>別表（第6条関係） 1 施設使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>室名</th> <th>午前10時から正午まで</th> <th>午後1時から午後5時まで</th> <th>午後6時から午後9時まで</th> <th>午前10時から午後5時まで</th> <th>午後1時から午後9時まで</th> <th>午前10時から午後9時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大会議室全室</td> <td>2,000円</td> <td>3,600円</td> <td>3,600円</td> <td>5,600円</td> <td>7,200円</td> <td>9,200円</td> </tr> <tr> <td>大会議室1</td> <td>1,000円</td> <td>1,800円</td> <td>1,800円</td> <td>2,800円</td> <td>3,600円</td> <td>4,600円</td> </tr> </tbody> </table> | 室名 | 午前10時から正午まで | 午後1時から午後5時まで | 午後6時から午後9時まで | 午前10時から午後5時まで | 午後1時から午後9時まで | 午前10時から午後9時まで | 大会議室全室 | 2,000円 | 3,600円 | 3,600円 | 5,600円 | 7,200円 | 9,200円 | 大会議室1 | 1,000円 | 1,800円 | 1,800円 | 2,800円 | 3,600円 | 4,600円 |
| 室名 | 午前10時から正午まで | 午後1時から午後5時まで | 午後6時から午後9時まで | 午前10時から午後5時まで | 午後1時から午後9時まで | 午前10時から午後9時まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大会議室全室 | 2,800円 | 5,600円 | 4,200円 | 8,400円 | 9,800円 | 12,600円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大会議室1 | 1,400円 | 2,800円 | 2,100円 | 4,200円 | 4,900円 | 6,300円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 室名 | 午前10時から正午まで | 午後1時から午後5時まで | 午後6時から午後9時まで | 午前10時から午後5時まで | 午後1時から午後9時まで | 午前10時から午後9時まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大会議室全室 | 2,000円 | 3,600円 | 3,600円 | 5,600円 | 7,200円 | 9,200円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大会議室1 | 1,000円 | 1,800円 | 1,800円 | 2,800円 | 3,600円 | 4,600円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 大会議室 2 | 1,400円 | 2,800円 | 2,100円 | 4,200円 | 4,900円 | 6,300円 |
| 第1会議室 | 1,200円 | 2,400円 | 1,800円 | 3,600円 | 4,200円 | 5,400円 |
| 第2会議室 | 1,200円 | 2,400円 | 1,800円 | 3,600円 | 4,200円 | 5,400円 |
| 第3会議室 | 1,200円 | 2,400円 | 1,800円 | 3,600円 | 4,200円 | 5,400円 |
| 特別会議室 | 1,900円 | 3,900円 | 2,900円 | 5,800円 | 6,800円 | 8,700円 |
| 和室全室 | 1,200円 | 2,600円 | 2,000円 | 3,800円 | 4,600円 | 5,800円 |
| 和室1 | 600円 | 1,300円 | 1,000円 | 1,900円 | 2,300円 | 2,900円 |
| 和室2 | 600円 | 1,300円 | 1,000円 | 1,900円 | 2,300円 | 2,900円 |

備考

- 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 2 第2条の2ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときは、1時間につき、午前10時から午後9時までの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。
- 3 前項の規定により加算した施設使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。
- 4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

2 設備使用料

| 種別 | 単位 | 使用料 | 摘要 |
|---------|------|--------|-----|
| コントロール卓 | 1式1回 | 2,100円 | (略) |
| (略) | | | |

| | | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 大会議室 2 | 1,000円 | 1,800円 | 1,800円 | 2,800円 | 3,600円 | 4,600円 |
| 第1会議室 | 800円 | 1,500円 | 1,500円 | 2,300円 | 3,000円 | 3,800円 |
| 第2会議室 | 800円 | 1,500円 | 1,500円 | 2,300円 | 3,000円 | 3,800円 |
| 第3会議室 | 800円 | 1,500円 | 1,500円 | 2,300円 | 3,000円 | 3,800円 |
| 特別会議室 | 1,500円 | 2,500円 | 2,500円 | 4,000円 | 5,000円 | 6,500円 |
| 和室全室 | 1,000円 | 2,000円 | 2,000円 | 3,000円 | 4,000円 | 5,000円 |
| 和室1 | 500円 | 1,000円 | 1,000円 | 1,500円 | 2,000円 | 2,500円 |
| 和室2 | 500円 | 1,000円 | 1,000円 | 1,500円 | 2,000円 | 2,500円 |

2 設備等使用料

| 種別 | 区分 | 単位 | 使用料 | 摘要 |
|------------|----|------|--------|-----|
| コントロール卓 | | 1式1回 | 2,000円 | (略) |
| (略) | | | | |
| ビデオプロジェクター | | 1式1回 | 1,000円 | |

| | | | |
|--------------------|--|------|------|
| オーバーヘッド プロジェクター | | 1式1回 | 500円 |
| マイク装置 | | 1式1回 | 100円 |
| ワイヤレスマイ ク装置 | | 1式1回 | 200円 |
| 持込電気器具 | 持込電気器具に表示されている 消費電力の合計が200ワットを超 え500ワット以下の場合 | 1回 | 100円 |
| | 持込電気器具に表示されている 消費電力の合計が500ワットを超 え1キロワット以下の場合 | 1回 | 200円 |
| | 持込電気器具に表示されている 消費電力の合計が1キロワット を超え1.5キロワット以下の場合 | 1回 | 300円 |
| | 持込電気器具に表示されている 消費電力の合計が1.5キロワット を超える場合 | 1回 | 400円 |

備考

1～3 (略)

4 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

5 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

備考

1～3 (略)

(郡山市ふれあい科学館条例の一部改正)

第50条 郡山市ふれあい科学館条例（平成13年郡山市条例第33号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|-------|-------|
| (休館日) | (休館日) |

第6条 科学館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、展望ロビーは、市長が特に支障がないと認めるときは、科学館の休館日に入館することができる。

(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日以後の日で休日でない直近の日）

(2) 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日

2 (略)

(観覧料及び使用料)

第7条 科学館の常設展示（資料、装置等の常設展示をいう。以下同じ。）

又は宇宙劇場の天体運行等の映像を観覧しようとする者は、別表第1に定める常設展示観覧料又は別表第2に定める宇宙劇場観覧料を納入しなければならない。ただし、次項に定める企画展示を観覧する場合は、常設展示観覧料を無料とする。

2 科学館の企画展示（常設展示以外の展示をいう。以下同じ）を観覧しようとする者は、別表第3に定める企画展示観覧料を納入しなければならない。

3 科学館の附属設備を使用しようとする者は、別表第4に定める附属設備使用料を納入しなければならない。

(観覧料及び使用料の免除)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、観覧料及び使用料（以下「観覧料等」という。）の全部又は一部を免除することができる。

(1) 市（市の機関を含む。）が主催する事業の活動として観覧又は使用するとき。

(2) 指定管理者が行う科学館の設置の目的に寄与する事業であって、市長が認めるものとして観覧又は使用するとき。

(3) その他市長が特に観覧料等を免除する必要があると認めるとき。

(観覧料等の不返還)

第6条 科学館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、展望ロビーは、市長が特に支障がないと認めるときは、科学館の休館日に入館することができる。

(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。）

(2) 1月1日から1月4日まで及び12月28日から12月31日までの日

2 (略)

(観覧料等)

第7条 科学館の常設展示室又は宇宙劇場に入場し、展示物又は天体運行等

の映像を観覧しようとする者は、別表第1に定める観覧料を納入しなければならない。

2 科学館の附属設備等を使用しようとする者は、別表第2に定める使用料を納入しなければならない。

(観覧料の免除)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、観覧料の全部又は一部を免除することができる。

(1) 市（市の機関を含む。）が主催する事業の活動として観覧するとき。

(2) その他市長が特に観覧料を免除する必要があると認めるとき。

(観覧料等の不返還)

第9条 既納の観覧料等は、これを返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

(1)・(2) (略)

別表第1 (第7条関係)

常設展示観覧料

| 区分 | 観覧料 (1人1回につき) | |
|-------------------|---------------|------|
| | 個人 | 団体 |
| 小学生及び中学生 | 240円 | 190円 |
| 高校生、大学生及びこれらに準ずる者 | 360円 | 290円 |
| 一般 | 600円 | 480円 |

備考

- 1 (略)
- 2 「小学生」とは、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の児童をいう。
- 3 「中学生」とは、中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）の生徒をいう。
- 4 小学生未満の者及び65歳以上の者は、無料とする。

別表第2 (第7条関係)

宇宙劇場観覧料

| 区分 | 観覧料 (1人1回につき) | |
|-------------------|---------------|------|
| | 個人 | 団体 |
| 幼児 | 180円 | 140円 |
| 小学生及び中学生 | 240円 | 190円 |
| 高校生、大学生及びこれらに準ずる者 | 360円 | 290円 |
| 一般 (65歳以上の者) | 200円 | 160円 |

第9条 既納の観覧料及び使用料（以下「観覧料等」という。）は、これを返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

(1)・(2) (略)

別表第1 (第7条関係)

普通観覧料

(1) 常設展示観覧料

| 区分 | 観覧料 (1人1回につき) | |
|-------------------|---------------|------|
| | 個人 | 団体 |
| 小学生及び中学生 | 200円 | 160円 |
| 高校生、大学生及びこれらに準ずる者 | 300円 | 240円 |
| 一般 | 400円 | 320円 |

備考

- 1 (略)
- 2 「小学生」とは、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の児童をいう。以下同じ。
- 3 「中学生」とは、中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）の生徒をいう。以下同じ。
- 4 65歳以上の者は、無料とする。

(2) 宇宙劇場観覧料

| 区分 | 観覧料 (1人1回につき) | |
|-------------------|---------------|------|
| | 個人 | 団体 |
| 幼児 | 100円 | 80円 |
| 小学生及び中学生 | 200円 | 160円 |
| 高校生、大学生及びこれらに準ずる者 | 300円 | 240円 |
| 一般 (65歳以上の者) | 100円 | 80円 |

一般（上記以外の者） 600円 480円

備考

1・2 (略)

3 「小学生」とは、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の児童をいう。

4 「中学生」とは、中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）の生徒をいう。

別表第3（第7条関係）

企画展示観覧料

| 区分 | 観覧料（1人1回につき） | |
|-------------------|--------------|----|
| | 個人 | 団体 |
| 小学生及び中学生 | そのつど市長が定める額 | |
| 高校生、大学生及びこれらに準ずる者 | | |
| 一般（65歳以上の者） | | |
| 一般（上記以外の者） | | |

備考

1 「小学生」とは、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の児童をいう。

2 「中学生」とは、中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）の生徒をいう。

別表第4（第7条関係）

一般（上記以外の者） 400円 320円

備考

1・2 (略)

定期観覧料（常設展示・宇宙劇場共用）

| 区分 | 観覧料（同一人が1年間観覧する場合） |
|-------------------|--------------------|
| 小学生及び中学生 | 2,000円 |
| 高校生、大学生及びこれらに準ずる者 | 3,000円 |
| 一般 | 4,000円 |

別表第2（第7条関係）

| 附属設備使用料 | |
|---------|------------|
| 設備等の区分 | 使用料（1回につき） |
| (略) | |

| 附属設備等使用料 | |
|---|------------|
| 設備等の区分 | 使用料（1回につき） |
| (略) | |
| ロッカー | 100円 |
| 備考 ロッカーについては、1回の使用が翌日以後にわたるときは、その使用した日数に1回の使用料を乗じて得た額を徴収する。 | |

(郡山市男女共同参画センター条例の一部改正)

第51条 郡山市男女共同参画センター条例（平成14年郡山市条例第3号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | | | | | | | 改正前 | | | | | | |
|---|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 別表（第9条関係） 1 施設使用料 | | | | | | | 別表（第9条関係） 1 施設使用料 | | | | | | |
| 室名 | 午前9時から午後1時まで | 午後1時から午後5時まで | 午後5時から午後9時まで | 午前9時から午後5時まで | 午後1時から午後9時まで | 午前9時から午後9時まで | 室名 | 午前9時から午後1時まで | 午後1時から午後5時まで | 午後5時から午後9時まで | 午前9時から午後5時まで | 午後1時から午後9時まで | 午前9時から午後9時まで |
| 研修室 | 1,200円 | 1,200円 | 1,200円 | 2,400円 | 2,400円 | 3,600円 | 研修室 | 700円 | 900円 | 1,000円 | 1,500円 | 1,800円 | 2,300円 |
| 調理実習室 | 1,200円 | 1,200円 | 1,200円 | 2,400円 | 2,400円 | 3,600円 | 調理実習室 | 700円 | 900円 | 1,000円 | 1,500円 | 1,800円 | 2,300円 |
| 交流室 | 1,200円 | 1,200円 | 1,200円 | 2,400円 | 2,400円 | 3,600円 | 交流室 | 700円 | 900円 | 1,000円 | 1,500円 | 1,800円 | 2,300円 |
| 会議室 | 1,200円 | 1,200円 | 1,200円 | 2,400円 | 2,400円 | 3,600円 | 会議室 | 700円 | 900円 | 1,000円 | 1,500円 | 1,800円 | 2,300円 |
| 和室 | 1,400円 | 1,400円 | 1,400円 | 2,800円 | 2,800円 | 4,200円 | 和室 | 700円 | 900円 | 1,000円 | 1,500円 | 1,800円 | 2,300円 |
| 集会室 | 1,800円 | 1,800円 | 1,800円 | 3,600円 | 3,600円 | 5,400円 | 集会室 | 900円 | 1,200円 | 1,500円 | 1,900円 | 2,500円 | 3,100円 |
| 備考 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。 2 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。 | | | | | | | 備考 冷房又は暖房の設備を使用する場合は、施設使用料の100分の20の額を加算する。 | | | | | | |
| 2 設備使用料 | | | | | | | 2 設備等使用料 | | | | | | |
| 種別 | 単位 | | 使用料 | | | | 種別 | 区分 | 単位 | 使用料 | | | |

(略)

(略)

| | | | |
|------------|--|------|------|
| ビデオプロジェクター | | 1式1回 | 500円 |
| 展示用パネル | | 1枚1日 | 50円 |
| 持込電気器具 | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合 | 1回 | 100円 |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合 | 1回 | 200円 |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合 | 1回 | 300円 |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合 | 1回 | 400円 |

備考

1・2 (略)

3 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

備考

1・2 (略)

(郡山市水防センター条例の一部改正)

第52条 郡山市水防センター条例（平成14年郡山市条例第15号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|-----|
| (開館時間) 第2条の2 <u>センターの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを臨時に変更することができる。</u> | |

(休館日)

第2条の3 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 第3日曜日

(2) 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで

別表（第6条関係）

| 室名 | 午前9時から午後1時まで | 午後1時から午後5時まで | 午後5時から午後9時まで | 午前9時から午後5時まで | 午後1時から午後9時まで | 午前9時から午後9時まで |
|-----|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 集会室 | 900円 | 900円 | 900円 | 1,800円 | 1,800円 | 2,700円 |
| 和室 | 600円 | 600円 | 600円 | 1,200円 | 1,200円 | 1,800円 |

備考

- 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 2 第2条の2ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときは、1時間につき、午前9時から午後9時までの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。
- 3 前項の規定により加算した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。
- 4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

(郡山市野鳥の森学習館条例の一部改正)

第53条 郡山市野鳥の森学習館条例（平成14年郡山市条例第20号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|-----|-----|
|-----|-----|

別表（第6条関係）

| 室名 | 午前9時から午後1時まで | 午後1時から午後5時まで | 午後5時から午後9時まで | 午前9時から午後5時まで | 午後1時から午後9時まで | 午前9時から午後9時まで |
|-----|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 集会室 | 600円 | 800円 | 900円 | 1,300円 | 1,600円 | 2,000円 |
| 和室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |

備考 冷房又は暖房の設備を使用する場合は、当該使用料の100分の20の額を加算する。

別表（第8条関係）

1 施設使用料

| 室名 | 午前9時から午後1時まで | 午後1時から午後5時まで | 午後5時から午後9時まで | 午前9時から午後5時まで | 午後1時から午後9時まで | 午前9時から午後9時まで |
|-----|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 研修室 | 800円 | 800円 | 800円 | 1,600円 | 1,600円 | 2,400円 |
| 和室 | 900円 | 900円 | 900円 | 1,800円 | 1,800円 | 2,700円 |

備考

- 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 2 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

2 設備等使用料

| 種別 | 午前9時から午後1時まで | 午後1時から午後5時まで | 午後5時から午後9時まで | 午前9時から午後5時まで | 午後1時から午後9時まで | 午前9時から午後9時まで |
|------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 映像装置 | 300円 | 300円 | 300円 | 600円 | 600円 | 900円 |
| 音声装置 | 400円 | 400円 | 400円 | 800円 | 800円 | 1,200円 |

備考

別表（第8条関係）

1 施設使用料

| 室名 | 午前9時から午後1時まで | 午後1時から午後5時まで | 午後5時から午後9時まで | 午前9時から午後5時まで | 午後1時から午後9時まで | 午前9時から午後9時まで |
|-----|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 研修室 | 500円 | 700円 | 800円 | 1,100円 | 1,400円 | 1,800円 |
| 和室 | 600円 | 800円 | 900円 | 1,300円 | 1,600円 | 2,000円 |

備考 冷房又は暖房の設備を使用する場合は、施設使用料の100分の20の額を加算する。

2 設備等使用料

| 種別 | 区分 | 単位 | 使用料 |
|--------|--|------|------|
| 映像装置 | | 1式1回 | 500円 |
| 音声装置 | | 1式1回 | 200円 |
| 持込電気器具 | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合 | 1回 | 100円 |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合 | 1回 | 200円 |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合 | 1回 | 300円 |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合 | 1回 | 400円 |

備考

- 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 2 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

- 1 この表において「1回」とあるのは、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで又は午後5時から午後9時までの使用時間の区分における使用をいう。
- 2 午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあつては2回の使用と、午前9時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあつては3回の使用として、この表の規定を適用する。

(郡山市障害者福祉センター条例の一部改正)

第54条 郡山市障害者福祉センター条例（平成15年郡山市条例第11号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | | | | | | | 改正前 | | | | | | |
|--|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| (使用料の免除) 第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。 (1)・(2) (略) <u>(3) 指定管理者が行うセンターの設置の目的に寄与する事業であつて、市長が認めるものに使用するとき。</u> (4)～(7) (略) | | | | | | | (使用料の免除) 第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。 (1)・(2) (略) (3)～(6) (略) | | | | | | |
| 別表（第9条関係） 1 施設使用料 | | | | | | | 別表（第9条関係） 1 施設使用料 | | | | | | |
| 室名 | 午前9時から午後1時まで | 午後1時から午後5時まで | 午後5時から午後9時まで | 午前9時から午後5時まで | 午後1時から午後9時まで | 午前9時から午後9時まで | 室名 | 午前9時から午後1時まで | 午後1時から午後5時まで | 午後5時から午後9時まで | 午前9時から午後5時まで | 午後1時から午後9時まで | 午前9時から午後9時まで |
| 研修室 | 1,800円 | 1,800円 | 1,800円 | 3,600円 | 3,600円 | 5,400円 | 研修室 | 1,000円 | 1,600円 | 2,100円 | 2,400円 | 3,400円 | 4,000円 |
| 和室 | 900円 | 900円 | 900円 | 1,800円 | 1,800円 | (略) | 和室 | 500円 | 1,000円 | 1,600円 | 1,400円 | 2,400円 | (略) |
| 会議室 | 900円 | 900円 | 900円 | 1,800円 | 1,800円 | | 会議室 | 500円 | 1,000円 | 1,600円 | 1,400円 | 2,400円 | |
| 調理実 | 1,800円 | 1,800円 | 1,800円 | 3,600円 | 3,600円 | 5,400円 | 調理実 | 1,200円 | 1,800円 | 2,300円 | 2,700円 | 3,700円 | 4,500円 |

| | | | | | | |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 習室 | | | | | | |
| 作業室 | 2,200円 | 2,200円 | 2,200円 | 4,400円 | 4,400円 | 6,600円 |
| 訓練室 | 2,600円 | 2,600円 | 2,600円 | 5,200円 | 5,200円 | 7,800円 |
| 体育室 | 3,000円 | 3,000円 | 3,000円 | 6,000円 | 6,000円 | 9,000円 |

備考

- 1 体育室において冷房又は暖房の設備（暖房用器具を含む。）を使用する場合は、施設使用料の100分の20の額を加算する。
- 2 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 3 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

2 個人使用料（体育室のみ）

| 対象 | 単位 | 使用料 |
|--------|-------|------|
| 一般 | 1人1時間 | 100円 |
| 高校生・学生 | 1人1時間 | 60円 |
| 中学生以下 | 1人1時間 | 40円 |

備考

- 1 「高校生・学生」とは高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
- 2 「中学生以下」とは幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の児童又は中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）の生徒をいう。
- 3 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

| | | | | | | |
|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 習室 | | | | | | |
| 作業室 | 1,000円 | 1,600円 | 2,100円 | 2,400円 | 3,400円 | 4,000円 |
| 訓練室 | 1,200円 | 1,800円 | 2,300円 | 2,700円 | 3,700円 | 4,500円 |
| 体育室 | 2,100円 | 2,600円 | 3,100円 | 4,300円 | 5,200円 | 6,600円 |
| 個人使用料 1人1時間につき50円 | | | | | | |

備考 冷房又は暖房の設備（暖房用器具を含む。）を使用する場合は、施設使用料の100分の20の額を加算する。

2 器具使用料

| 種別 | 区分 | 使用料 |
|----------------|--|---------------|
| 持込 電気 器具 | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が 200ワットを超え500ワット以下の場合 | 1回につき 100円 |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が 500ワットを超え1キロワット以下の場合 | 1回につき 200円 |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が 1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合 | 1回につき 300円 |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が 1.5キロワットを超える場合 | 1回につき 400円 |

備考

- この表において「1回」とあるのは、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで又は午後5時から午後9時までの使用時間の区分における使用をいう。
- 午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあつては2回の使用と、午前9時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあつては3回の使用として、この表の規定を適用する。

(郡山市総合学習センター条例の一部改正)

第55条 郡山市総合学習センター条例（平成17年郡山市条例第81号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(使用時間)</p> <p>第3条の2 学習センターの使用時間は、午前9時から午後9時までとする。<u>ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを臨時に変更することができる。</u></p> <p>別表第1（第7条関係） 郡山市安積総合学習センターの使用料</p> | <p>別表第1（第7条関係） 郡山市安積総合学習センターの使用料</p> |

1 会議室等の使用料

| 室名 | 午前9時から午後1時まで | 午後1時から午後5時まで | 午後5時から午後9時まで | 午前9時から午後5時まで | 午後1時から午後9時まで | 午前9時から午後9時まで |
|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 特別会議室 | 2,200円 | 2,200円 | 2,200円 | 4,400円 | 4,400円 | 6,600円 |
| 第1会議室 | 2,500円 | 2,500円 | 2,500円 | 5,000円 | 5,000円 | 7,500円 |
| 第2会議室 | 2,100円 | 2,100円 | 2,100円 | 4,200円 | 4,200円 | 6,300円 |
| 第3会議室 | 2,100円 | 2,100円 | 2,100円 | 4,200円 | 4,200円 | 6,300円 |
| 調理実習室 | 3,400円 | 3,400円 | 3,400円 | 6,800円 | 6,800円 | 10,200円 |
| 工芸実習室 | 2,800円 | 2,800円 | 2,800円 | 5,600円 | 5,600円 | 8,400円 |
| 音楽室 | 4,000円 | 4,000円 | 4,000円 | 8,000円 | 8,000円 | 12,000円 |
| 和室 | 1,500円 | 1,500円 | 1,500円 | 3,000円 | 3,000円 | 4,500円 |
| 茶室 | 1,400円 | 1,400円 | 1,400円 | 2,800円 | 2,800円 | 4,200円 |
| 集会室 | 7,200円 | 7,200円 | 7,200円 | 14,400円 | 14,400円 | 21,600円 |
| 軽運動室 | 3,500円 | 3,500円 | 3,500円 | 7,000円 | 7,000円 | 10,500円 |

備考

- 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 2 第3条の2ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときは、1時間につき、午前9時から午後9時までの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。
- 3 前項の規定により加算した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。
- 4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要す

1 会議室等の使用料

| 室名 | 午前9時から午後1時まで | 午後1時から午後5時まで | 午後5時から午後9時まで | 午前9時から午後5時まで | 午後1時から午後9時まで | 午前9時から午後9時まで |
|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 特別会議室 | 1,700円 | 2,400円 | 3,100円 | 3,700円 | 5,000円 | 6,100円 |
| 第1会議室 | 1,600円 | 2,200円 | 2,700円 | 3,500円 | 4,500円 | 5,500円 |
| 第2会議室 | 1,200円 | 1,600円 | 2,000円 | 2,600円 | 3,300円 | 4,100円 |
| 第3会議室 | 1,200円 | 1,600円 | 2,000円 | 2,600円 | 3,300円 | 4,100円 |
| 調理実習室 | 2,000円 | 2,900円 | 3,600円 | 4,500円 | 5,900円 | 7,200円 |
| 工芸実習室 | 1,600円 | 2,200円 | 2,700円 | 3,500円 | 4,500円 | 5,500円 |
| 音楽室 | 2,300円 | 3,200円 | 4,100円 | 5,000円 | 6,600円 | 8,100円 |
| 和室 | 1,100円 | 1,400円 | 1,700円 | 2,300円 | 2,800円 | 3,600円 |
| 茶室 | 900円 | 1,200円 | 1,500円 | 1,900円 | 2,500円 | 3,100円 |
| 集会室 | 3,700円 | 5,300円 | 6,800円 | 8,100円 | 10,900円 | 13,200円 |

備考 冷房又は暖房の設備（暖房用器具を含む。）を使用する場合は、会議室等の使用料の100分の20の額を加算する。

る時間を含むものとする。

2 軽運動室及びトレーニング室の個人使用料

| 使用区分 | 単位 | 使用料 |
|---------|---------|------|
| 軽運動室 | 1人1回2時間 | 200円 |
| トレーニング室 | 1人1回2時間 | 200円 |

備考

- 1 この表における「1回」とは、午前9時から午後9時までの時間内での2時間の使用をいう。
- 2 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 3 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

3 体育館の使用料

(1) 貸切使用料

| 時間帯区分 | | | |
|-------|--|--|--|
| | | | |

2 軽運動室の使用料

(1) 貸切使用料

| | | | | | |
|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 午前9時から午後1時まで | 午後1時から午後5時まで | 午後5時から午後9時まで | 午前9時から午後1時まで | 午後1時から午後5時まで | 午前9時から午後9時まで |
| 1,800円 | 2,600円 | 3,200円 | 4,000円 | 5,300円 | 6,400円 |

備考 冷房又は暖房の設備（暖房用器具を含む。）を使用する場合は、貸切使用料の100分の20の額を加算する。

(2) 個人使用料

| |
|--------------|
| 1回2時間につき150円 |
|--------------|

3 トレーニング室の使用料

| |
|--------------|
| 1回2時間につき150円 |
|--------------|

4 体育館の使用料

(1) 全館貸切使用料

| | | | | | | | | |
|--|--|--|---|---|---|---|---|---|
| | | | A | B | C | D | E | F |
|--|--|--|---|---|---|---|---|---|

| 区分 | 使用目的 | 対象 | A | B | C | D | E | F |
|----------------|-------------------|----------|------------|------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | | | 午前9時から正午まで | 正午から午後3時まで | 午後3時から午後5時まで | 午後5時から午後7時まで | 午後7時から午後9時まで | 午前9時から午後9時まで |
| 使用者が入場料を徴さない場合 | アマチュアスポーツを目的に使用する | 一般 | 3,800円 | 3,800円 | 2,500円 | 2,500円 | 2,500円 | 15,100円 |
| | | 高校生・学生 | 1,700円 | 1,700円 | 1,100円 | 1,100円 | 1,100円 | 6,700円 |
| | | 中学生以下 | 1,300円 | 1,300円 | 800円 | 800円 | 800円 | 5,000円 |
| | | その他 | 9,100円 | 9,100円 | 6,100円 | 6,100円 | 6,100円 | 36,500円 |
| | | | | | | | | |
| 使用者が入場料を徴する場合 | アマチュアスポーツを目的に使用する | 一般 | 12,800円 | 12,800円 | 8,500円 | 8,500円 | 8,500円 | 51,100円 |
| | | 高校生・学生 | 4,400円 | 4,400円 | 2,900円 | 2,900円 | 2,900円 | 17,500円 |
| | | 中学生以下 | 3,200円 | 3,200円 | 2,100円 | 2,100円 | 2,100円 | 12,700円 |
| | | その他（興行等） | 109,200円 | 109,200円 | 72,800円 | 72,800円 | 72,800円 | 436,800円 |
| | | | | | | | | |

| 区分 | 使用目的 | 対象 | 午前9時から正午まで | 正午から午後3時まで | 午後3時から午後5時まで | 午後5時から午後7時まで | 午後7時から午後9時まで | 午前9時から午後9時まで |
|------------------|-------------------|------------|----------------|-------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | | | 使用者が入場料を徴さない場合 | アマチュアスポーツを目的に使用する | 児童等生徒等一般 | 1,000円 | 1,000円 | 800円 |
| 使用者が興行を入場料を徴する場合 | アマチュアスポーツを目的に使用する | 児童等 | 2,600円 | 2,600円 | 2,100円 | 2,800円 | 2,800円 | 12,900円 |
| | | 生徒等 | 2,600円 | 2,600円 | 2,100円 | 2,800円 | 2,800円 | 12,900円 |
| | | 一般 | 7,900円 | 7,900円 | 6,500円 | 8,600円 | 8,600円 | 39,500円 |
| | | その他 | 47,700円 | 47,700円 | 37,200円 | 52,100円 | 52,100円 | 236,800円 |
| | | 興行を目的とする場合 | | 80,400円 | 80,400円 | 64,300円 | 88,500円 | 88,500円 |

備考

- 1 「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
- 2 「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の児童又は中学校（義務教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の生徒をいう。
- 3 「使用者が入場料を徴する場合」とは入場料、会費、会場整理費等その名称のいかんを問わず入場することに関し入場の対価を必要とする場合その他これに類する取扱いがなされる場合を、「使用者が入場料を徴さない場合」とはその他の場合をいう。
- 4 使用時間帯区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 5 暖房の設備（暖房用器具を含む。）を使用する場合は、貸切使用料の100分の20の額を加算する。
- 6 第3条の2ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときは、1時間につき、午前9時から午後9時までの時間帯区分の欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。
- 7 前項の規定により加算した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。
- 8 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

備考

- 1 「使用者が入場料を徴する場合」とは入場料、会費、会場整理費等その名称のいかんを問わず入場することに関し入場の対価を必要とする場合その他これに類する取扱いがなされる場合を、「使用者が入場料を徴さない場合」とはその他の場合をいう。
- 2 「児童等」とは幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の児童又は中学校（義務教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の生徒を、「生徒等」とは高等学校の生徒若しくは市内に所在する大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
- 3 暖房の設備（暖房用器具を含む。）を使用する場合は、全館貸切使用料の100分の20の額を加算する。

(2) 一部貸切使用料

ア 体育館

| 使用区分 | 単位 | 使用料 |
|------|-------|-----------------------------------|
| 体育館 | 2分の1面 | 別表第1中3(1)貸切使用料の時間帯区分に規定する額の2分の1の額 |

イ 体育館ステージ

| 使用目的 | 使用区分 | 単位 | 時間帯区分 | | |
|---------------------|------|----|--------|--------|---------|
| | | | A又はB | C、D又はE | F |
| アマチュアスポーツを目的に使用する場合 | ステージ | 全面 | 1,000円 | 600円 | 3,800円 |
| その他 | | | 4,300円 | 2,900円 | 17,300円 |

備考

- 1 時間帯区分のAからFまでは、別表第1中3(1)貸切使用料の時間帯区分における使用時間をいう。
- 2 時間外に一部貸切使用をする場合の使用料は、別表1中3(1)貸切使用料の表の備考第6項及び第7項の規定を準用する。
- 3 時間帯区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

(3) 個人使用料

(2) 一部貸切使用料

| 使用目的 | 対象 | 単位 | 使用料 | |
|---------------------|--------|-------|-----------------------------|------------------------|
| アマチュアスポーツを目的に使用する場合 | 体育館フロア | 2分の1面 | 1回につき全館貸切使用料の2分の1の額(F欄を除く。) | 1日につき全館貸切使用料のF欄の2分の1の額 |
| その他 | ステージ | 全面 | 1回につき400円 | 1日につき2,000円 |
| | ステージ | 全面 | 1回につき2,500円 | 1日につき12,500円 |

備考 「1回」とは午前9時から正午まで、正午から午後3時まで、午後3時から午後5時まで、午後5時から午後7時まで又は午後7時から午後9時までの、「1日」とは午前9時から午後9時までの使用時間の区分をいう。

(3) 個人使用料

| 使用区分 | | 単位 | 使用料 |
|------|--------|------|------|
| 体育館 | 一般 | 1人1回 | 200円 |
| | 高校生・学生 | 1人1回 | 120円 |
| | 中学生以下 | 1人1回 | 80円 |

備考

- 1 「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
- 2 「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。
- 3 この表における「1回」とは、午前9時から正午まで、正午から午後3時まで、午後3時から午後5時まで、午後5時から午後7時まで又は午後7時から午後9時までの使用時間の区分をいう。
- 4 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 5 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

4 テニスコート使用料

1面1時間につき400円

| 対象 | 使用料 |
|-----|-----------|
| 児童等 | 1回につき50円 |
| 生徒等 | 1回につき70円 |
| 一般 | 1回につき100円 |

備考

- 1 「児童等」とは小学校の児童又は中学校の生徒を、「生徒等」とは高等学校の生徒若しくは市内に所在する大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
- 2 「1回」とは、午前9時から正午まで、正午から午後3時まで、午後3時から午後5時まで、午後5時から午後7時まで又は午後7時から午後9時までの使用時間の区分をいう。

(4) 電気使用料

| 使用区分 | 使用料 |
|---------------|--------------|
| 全館 | 1時間につき1,600円 |
| 体育館フロア及び2階観覧席 | 1時間につき800円 |
| 体育館フロア | 1時間につき700円 |
| ステージ | 1時間につき700円 |

備考 アマチュアスポーツを目的とする場合で、入場料を徴さない使用のときは、無料とする。

5 テニスコート使用料

1面1時間につき200円

備考

- 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 2 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

5 設備等使用料

| 種別 | 単位 | 使用料 | 摘要 |
|------|-------|------|----------|
| サウナ | 1人1時間 | 400円 | シャワーを含む。 |
| シャワー | 1人1使用 | 300円 | |
| ピアノ | 1式1回 | 500円 | |

備考

- 1 この表において「1回」とあるのは、午前9時から午後1時まで、

6 設備等使用料

| 種別 | 区分 | 単位 | 使用料 |
|---------|--|------------|------|
| サウナ | 温水シャワーを含む。 | 1人1時間 | 300円 |
| 温水シャワー | | 1人1時間 | 150円 |
| ピアノ | | 1式1回 | 500円 |
| プロジェクター | | 1式1回 | 500円 |
| フロアシート | | 10平方メートル1日 | 10円 |
| 展示用パネル | | 1枚1日 | 50円 |
| 持込電気器具 | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合 | 1回 | 100円 |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合 | 1回 | 200円 |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合 | 1回 | 300円 |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合 | 1回 | 400円 |

備考

- 1 この表において「1回」とあるのは、体育館以外の使用に係る場合

午後1時から午後5時まで又は午後5時から午後9時までの使用時間の区分における使用をいう。

2 午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあっては2回の使用と、午前9時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあっては3回の使用として、この表の規定を適用する。

3 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

別表第2（第7条関係）

郡山市富久山総合学習センターの使用料

1 会議室等の使用料

| 室名 | 午前9時から午後1時まで | 午後1時から午後5時まで | 午後5時から午後9時まで | 午前9時から午後5時まで | 午後1時から午後9時まで | 午前9時から午後9時まで |
|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 特別会議室 | 1,900円 | 1,900円 | 1,900円 | 3,800円 | 3,800円 | 5,700円 |
| 会議室 | 3,000円 | 3,000円 | 3,000円 | 6,000円 | 6,000円 | 9,000円 |
| 第1和室 | 1,500円 | 1,500円 | 1,500円 | 3,000円 | 3,000円 | 4,500円 |
| 第2和室 | 1,500円 | 1,500円 | 1,500円 | 3,000円 | 3,000円 | 4,500円 |
| 集会室 | 4,300円 | 4,300円 | 4,300円 | 8,600円 | 8,600円 | 12,900円 |
| 調理実習室 | 2,000円 | 2,000円 | 2,000円 | 4,000円 | 4,000円 | 6,000円 |

備考

にあっては午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで又は午後5時から午後9時までの使用時間の区分における使用を、体育館の使用に係る場合にあっては午前9時から正午まで、正午から午後3時まで、午後3時から午後5時まで、午後5時から午後7時まで又は午後7時から午後9時までの使用時間の区分における使用をいう。

2 午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあっては2回の使用と、午前9時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあっては3回（体育館の使用に係る場合にあっては、5回）の使用として、この表の規定を適用する。

3 フロアシートは、アマチュアスポーツを目的とする場合で、入場料を徴さない使用のときは、無料とする。

別表第2（第7条関係）

郡山市富久山総合学習センターの使用料

1 会議室等の使用料

| 室名 | 午前9時から午後1時まで | 午後1時から午後5時まで | 午後5時から午後9時まで | 午前9時から午後5時まで | 午後1時から午後9時まで | 午前9時から午後9時まで |
|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 特別会議室 | 1,200円 | 1,800円 | 2,000円 | 2,700円 | 3,500円 | 4,300円 |
| 会議室 | 1,600円 | 2,200円 | 2,700円 | 3,500円 | 4,500円 | 5,500円 |
| 第1和室 | 1,100円 | 1,400円 | 1,700円 | 2,300円 | 2,800円 | 3,600円 |
| 第2和室 | 1,100円 | 1,400円 | 1,700円 | 2,300円 | 2,800円 | 3,600円 |
| 集会室 | 2,100円 | 3,100円 | 4,100円 | 4,700円 | 6,500円 | 7,800円 |
| 調理実習室 | 1,200円 | 1,800円 | 2,000円 | 2,700円 | 3,500円 | 4,300円 |

備考 冷房又は暖房の設備（暖房用器具を含む。）を使用する場合は、会

- 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 2 第3条の2ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときは、1時間につき、午前9時から午後9時までの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間が1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。
- 3 前項の規定により加算した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。
- 4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

2 トレーニング室の個人使用料

| 使用区分 | 単位 | 使用料 |
|---------|---------|------|
| トレーニング室 | 1人1回2時間 | 200円 |

備考

- 1 この表における「1回」とは、午前9時から午後9時までの時間内での2時間の使用をいう。
 - 2 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
 - 3 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。
- 3 体育室の使用料

(1) 貸切使用料

| 区分 | 使用目的 | 対象 | A | B | C | D | E | F |
|----|------|----|----------|----------|------------|------------|------------|----------|
| | | | 午前9時から正午 | 正午から午後3時 | 午後3時から午後5時 | 午後5時から午後7時 | 午後7時から午後9時 | 午前9時から午後 |

議室等の使用料の100分の20の額を加算する。

2 体育室の使用料

(1) 貸切使用料

| 使用目的 | 対象 | A | B | C | D | E | F |
|------|----|----------|----------|------------|------------|------------|----------|
| | | 午前9時から正午 | 正午から午後3時 | 午後3時から午後5時 | 午後5時から午後7時 | 午後7時から午後9時 | 午前9時から午後 |

| | | | まで | まで | 5時まで | 7時まで | 9時まで | 9時まで |
|----------------------------|-------------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|----------|
| 使用者が 入場料を 徴さない 場合 | アマチュア一般 | | 1,700円 | 1,700円 | 1,100円 | 1,100円 | 1,100円 | 6,700円 |
| | アスポートを目的・学生 | | 1,000円 | 1,000円 | 600円 | 600円 | 600円 | 3,800円 |
| | に使用する 場合 | 中学生 | 600円 | 600円 | 400円 | 400円 | 400円 | 2,400円 |
| | | 以下 | | | | | | |
| 場合 | その他 | | 3,900円 | 3,900円 | 2,600円 | 2,600円 | 2,600円 | 15,600円 |
| 使用者が 入場料を 徴する 場合 | アマチュア一般 | | 5,700円 | 5,700円 | 3,800円 | 3,800円 | 3,800円 | 22,800円 |
| | アスポートを目的・学生 | | 2,000円 | 2,000円 | 1,300円 | 1,300円 | 1,300円 | 7,900円 |
| | に使用する 場合 | 中学生 | 1,400円 | 1,400円 | 900円 | 900円 | 900円 | 5,500円 |
| | | 以下 | | | | | | |
| 場合 | その他（興行等） | | 45,300円 | 45,300円 | 30,200円 | 30,200円 | 30,200円 | 181,200円 |

備考

- 1 「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
- 2 「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。
- 3 「使用者が入場料を徴する場合」とは入場料、会費、会場整理費等その名称のいかんを問わず入場することに関し入場の対価を必要とする場合その他これに類する取扱いがなされる場合を、「使用者が入場料を徴さない場合」とはその他の場合をいう。
- 4 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

| | | まで | まで | 5時まで | 7時まで | 9時まで | 9時まで |
|---------------------------------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| アマチュア スポーツを 目的に使用 する場合 | 児童等 | 400円 | 400円 | 400円 | 500円 | 500円 | 2,200円 |
| | 生徒等 | 400円 | 400円 | 400円 | 500円 | 500円 | 2,200円 |
| | 一般 | 900円 | 900円 | 800円 | 1,000円 | 1,000円 | 4,600円 |
| その他 | | 8,000円 | 8,000円 | 6,700円 | 9,400円 | 9,400円 | 41,500円 |

備考

- 1 「児童等」とは幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒を、「生徒等」とは高等学校の生徒若しくは市内に所在する大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。

5 (略)

6 第3条の2ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときは、1時間につき、使用時間の区分Fの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。

7 前2項の規定により加算した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

8 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

(2) 一部貸切使用料

| 使用区分 | 単位 | 使用料 |
|------|-------|-------------------------------------|
| 体育室 | 2分の1面 | 別表第2中3(1)貸切使用料の使用時間の区分に規定する額の2分の1の額 |

備考

1 時間外に一部貸切使用をする場合の使用料は、別表第2中3(1)貸切使用料の表の備考第3項及び第4項の規定を準用する。

2 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

3 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

(3) 個人使用料

| 使用区分 | 単位 | 使用料 |
|------|----|-----------|
| 体育室 | 一般 | 1人1回 200円 |

2 (略)

(2) 一部貸切使用料

| 使用目的 | 単位 | 使用料 |
|---------------------|-----------|--|
| アマチュアスポーツを目的に使用する場合 | 体育室の2分の1面 | 1回につき、貸切使用料の2分の1の額(F欄を除く。) 1日につき、貸切使用料のF欄の2分の1の額 |

備考 「1回」とは午前9時から正午まで、正午から午後3時まで、午後3時から午後5時まで、午後5時から午後7時まで又は午後7時から午後9時までの、「1日」とは午前9時から午後9時までの使用時間の区分をいう。

(3) 個人使用料

| 対象 | 使用料 |
|-----|----------|
| 児童等 | 1回につき50円 |

| | | |
|--------|------|------|
| 高校生・学生 | 1人1回 | 120円 |
| 中学生以下 | 1人1回 | 80円 |

備考

- 1 「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
- 2 「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。
- 3 この表における「1回」とは、午前9時から正午まで、正午から午後3時まで、午後3時から午後5時まで、午後5時から午後7時まで又は午後7時から午後9時までの使用時間の区分をいう。
- 4 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 5 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

4 設備等使用料

| 種別 | 単位 | 使用料 |
|------|-------|------|
| シャワー | 1人1使用 | 300円 |
| (略) | | |

| | |
|-----|-----------|
| 生徒等 | 1回につき70円 |
| 一般 | 1回につき100円 |

備考

- 1 「児童等」とは小学校の児童又は中学校の生徒を、「生徒等」とは高等学校の生徒若しくは市内に所在する大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
- 2 「1回」とは、午前9時から正午まで、正午から午後3時まで、午後3時から午後5時まで、午後5時から午後7時まで又は午後7時から午後9時までの使用時間の区分をいう。

3 トレーニング室の使用料

| |
|--------------|
| 1回2時間につき100円 |
|--------------|

4 設備等使用料

| 種別 | 区分 | 単位 | 使用料 |
|---------|--|-------|------|
| 温水シャワー | | 1人1時間 | 150円 |
| (略) | | | |
| プロジェクター | | 1式1回 | 500円 |
| 展示用パネル | | 1枚1日 | 50円 |
| 持込電気器具 | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合 | 1回 | 100円 |

| | | |
|--|----|------|
| 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合 | 1回 | 200円 |
| 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合 | 1回 | 300円 |
| 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合 | 1回 | 400円 |

備考

- この表において「1回」とあるのは、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで又は午後5時から午後9時までの使用時間の区分における使用をいう。
- 午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあつては2回の使用と、午前9時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあつては3回の使用として、この表の規定を適用する。
- 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

別表第3（第7条関係）

郡山市富久山総合学習センター別館の使用料

- 会議室の使用料

備考

- この表において「1回」とあるのは、体育室以外の使用に係る場合にあっては午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで又は午後5時から午後9時までの使用時間の区分における使用を、体育室の使用に係る場合にあっては午前9時から正午まで、正午から午後3時まで、午後3時から午後5時まで、午後5時から午後7時まで又は午後7時から午後9時までの使用時間の区分における使用をいう。
- 午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあつては2回の使用と、午前9時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあつては3回（体育館の使用に係る場合にあっては、5回）の使用として、この表の規定を適用する。

別表第3（第7条関係）

郡山市富久山総合学習センター別館の使用料

- 会議室の使用料

| 室名 | 午前9時から午後1時まで | 午後1時から午後5時まで | 午後5時から午後9時まで | 午前9時から午後5時まで | 午後1時から午後9時まで | 午前9時から午後9時まで |
|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 第1会議室 | 1,800円 | 1,800円 | 1,800円 | 3,600円 | 3,600円 | 5,400円 |
| 第2会議室 | 1,800円 | 1,800円 | 1,800円 | 3,600円 | 3,600円 | 5,400円 |

備考

- 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
 - 2 第3条の2ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときは、1時間につき、午前9時から午後9時までの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。
 - 3 前項の規定により加算した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。
 - 4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。
- 2 体育ホールの使用料
- (1) 貸切使用料

| 区分 | 使用目的 | 対象 | A | B | C | D | E | F |
|----|------|----|------------|------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | | | 午前9時から正午まで | 正午から午後3時まで | 午後3時から午後5時まで | 午後5時から午後7時まで | 午後7時から午後9時まで | 午前9時から午後9時まで |
| 使用 | アマチ | 一般 | 1,700円 | 1,700円 | 1,100円 | 1,100円 | 1,100円 | 6,700円 |

| 室名 | 午前9時から午後1時まで | 午後1時から午後5時まで | 午後5時から午後9時まで | 午前9時から午後5時まで | 午後1時から午後9時まで | 午前9時から午後9時まで |
|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 第1会議室 | 1,100円 | 1,400円 | 1,700円 | 2,300円 | 2,800円 | 3,600円 |
| 第2会議室 | 1,100円 | 1,400円 | 1,700円 | 2,300円 | 2,800円 | 3,600円 |

備考 冷房又は暖房の設備（暖房用器具を含む。）を使用する場合は、会議室の使用料の100分の20の額を加算する。

- 2 体育ホールの使用料
- (1) 貸切使用料

| 使用目的 | 対象 | A | B | C | D | E | F |
|--------|-----|------------|------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | | 午前9時から正午まで | 正午から午後3時まで | 午後3時から午後5時まで | 午後5時から午後7時まで | 午後7時から午後9時まで | 午前9時から午後9時まで |
| アマチュアス | 児童等 | 400円 | 400円 | 400円 | 500円 | 500円 | 2,200円 |

| | | | | | | |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 者がユアス高校生 | 1,000円 | 1,000円 | 600円 | 600円 | 600円 | 3,800円 |
| 入場ポーツ・学生 | | | | | | |
| 料をを目的中学生 | 600円 | 600円 | 400円 | 400円 | 400円 | 2,400円 |
| 徴さを使用以下 | | | | | | |
| ないする場 | | | | | | |
| 場合合 | | | | | | |
| その他 | 3,900円 | 3,900円 | 2,600円 | 2,600円 | 2,600円 | 15,600円 |
| 使用アマチ一般 | 5,700円 | 5,700円 | 3,800円 | 3,800円 | 3,800円 | 22,800円 |
| 者がユアス高校生 | 2,000円 | 2,000円 | 1,300円 | 1,300円 | 1,300円 | 7,900円 |
| 入場ポーツ・学生 | | | | | | |
| 料をを目的中学生 | 1,400円 | 1,400円 | 900円 | 900円 | 900円 | 5,500円 |
| 徴すを使用以下 | | | | | | |
| る場する場 | | | | | | |
| 場合合 | | | | | | |
| その他（興行 | 45,300円 | 45,300円 | 30,200円 | 30,200円 | 30,200円 | 181,200 |
| 等) | | | | | | 円 |

備考

- 1 「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
- 2 「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。
- 3 「使用者が入場料を徴する場合」とは入場料、会費、会場整理費等その名称のいかんを問わず入場することに関し入場の対価を必要とする場合その他これに類する取扱いがなされる場合を、「使用者が入場料を徴さない場合」とはその他の場合をいう。
- 4 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上

| | | | | | | |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| ポーツを目的生徒等 | 400円 | 400円 | 400円 | 500円 | 500円 | 2,200円 |
| に使用する場一般 | 900円 | 900円 | 800円 | 1,000円 | 1,000円 | 4,600円 |
| 合 | | | | | | |
| その他 | 8,000円 | 8,000円 | 6,700円 | 9,400円 | 9,400円 | 41,500円 |

備考

- 1 「児童等」とは幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒を、「生徒等」とは高等学校の生徒若しくは市内に所在する大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。

げて計算する。

5 (略)

6 第3条の2ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときは、1時間につき、使用時間の区分Fの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。

7 前2項の規定により加算した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

8 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

(2) 一部貸切使用料

| 使用区分 | 単位 | 使用料 |
|-------|-------|-------------------------------------|
| 体育ホール | 2分の1面 | 別表第3中2(1)貸切使用料の使用時間の区分に規定する額の2分の1の額 |

備考

1 時間外に一部貸切使用をする場合の使用料は、別表第3中2(1)貸切使用料の表の備考第3項から第4項までの規定を準用する。

2 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

3 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

(3) 個人使用料

| 使用区分 | 単位 | 使用料 |
|------|----|-----|
|------|----|-----|

2 (略)

(2) 一部貸切使用料

| 使用目的 | 単位 | 使用料 |
|---------------------|---|-------|
| アマチュアスポーツを目的に使用する場合 | 体育ホールの1回につき、貸切使用1日につき、貸切使用1日につき、貸切使用料の2分の1の額 (F料のF欄の2分の1の額を除外する。) | 2分の1面 |

備考 「1回」とは午前9時から正午まで、正午から午後3時まで、午後3時から午後5時まで、午後5時から午後7時まで又は午後7時から午後9時までの、「1日」とは午前9時から午後9時までの使用時間の区分をいう。

(3) 個人使用料

| 対象 | 使用料 |
|----|-----|
|----|-----|

| | | | |
|-------|--------|------|------|
| 体育ホール | 一般 | 1人1回 | 200円 |
| | 高校生・学生 | 1人1回 | 120円 |
| | 中学生以下 | 1人1回 | 80円 |

備考

- 1 「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
- 2 「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。
- 3 (略)
- 4 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 5 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

3 設備等使用料

| 種別 | 単位 | 使用料 |
|-----|----|-----|
| (略) | | |

| | |
|-----|-----------|
| 児童等 | 1回につき50円 |
| 生徒等 | 1回につき70円 |
| 一般 | 1回につき100円 |

備考

- 1 「児童等」とは小学校の児童又は中学校の生徒を、「生徒等」とは高等学校の生徒若しくは市内に所在する大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。

- 2 (略)

3 設備等使用料

| 種別 | 区分 | 単位 | 使用料 |
|---------|--|------|------|
| (略) | | | |
| プロジェクター | | 1式1回 | 500円 |
| 展示用パネル | | 1枚1日 | 50円 |
| 持込電気器具 | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合 | 1回 | 100円 |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合 | 1回 | 200円 |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット | 1回 | 300円 |

備考

- 1 この表において「1回」とあるのは、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで又は午後5時から午後9時までの使用時間の区分における使用をいう。
- 2 午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあっては2回の使用と、午前9時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあっては3回の使用として、この表の規定を適用する。
- 3 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

(郡山市農村公園条例の一部改正)

第56条 郡山市農村公園条例（平成23年郡山市条例第9号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;"><u>(行為の制限)</u></p> <p>第4条 農村公園内において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長（第11条の規定により指定管理者（法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に管理を行わせる場合）にあっては、指定管理者。以下この条、第6条（第4号を除く。）及び第8条（ただし書を除く。）</p> | <p style="text-align: center;"><u>(行為の禁止)</u></p> <p>第4条 農村公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。</p> |

| | | |
|--------------------------------------|----|------|
| 1.5キロボルト以下の場合 | | |
| 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロボルトを超える場合 | 1回 | 400円 |

備考

- 1 この表において「1回」とあるのは、会議室の使用に係る場合にあっては午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで又は午後5時から午後9時までの使用時間の区分における使用を、体育ホールの使用に係る場合にあっては午前9時から正午まで、正午から午後3時まで、午後3時から午後5時まで、午後5時から午後7時まで又は午後7時から午後9時までの使用時間の区分における使用をいう。
- 2 午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあっては2回の使用と、午前9時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあっては3回（体育ホールの使用に係る場合にあっては、5回）の使用として、この表の規定を適用する。

)の規定において同じ。)の許可を受けなければならない。

- (1) 露店その他これに類する行為
- (2) 興行
- (3) 競技会、展示会、集会、撮影会、ヘリポート、募金その他これらに類する催しのために農村公園の全部又は一部を独占して利用する行為

2 前項の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所、行為の内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該変更事項及び理由を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。

4 市長は、第1項各号に掲げる行為が次の各号のいずれにも該当しないときは、使用許可又は前項の許可を与えることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設、設備等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 公衆の農村公園の利用に支障を及ぼすと認めるとき。
- (4) 入会、寄附等の勧誘その他これらに類する行為（市長が特に認めるものを除く。）を伴う活動に該当すると認めるとき。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77

- (1) 農村公園を汚損し、又は損傷すること。
- (2) 樹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更し、又は土石類を採取すること。
- (4) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) 貼り紙若しくは貼り札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入り禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所に車両を乗り入れること。
- (8) 危険のおそれのある遊戯をし、又は他の農村公園の利用者に危害若しくは迷惑を及ぼす行為をすること。
- (9) 営利又はこれに類する行為をすること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、農村公園の設置の目的に支障を及ぼす行為をすること。

号) 第2条第2号に規定する暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になり、又はその利益になるおそれがあると認めるとき。

(6) 管理運営上支障があると認めるとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、市長が不相当と認めるとき。

5 市長は、農村公園の管理運営上必要があるときは、使用許可又は第3項の許可に条件を付することができる。

(行為の禁止)

第5条 農村公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、使用許可又は前条第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

(1) 農村公園を汚損し、又は損傷すること。

(2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。

(3) 土地の形質を変更し、又は土石類を採取すること。

(4) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。

(5) 張り紙若しくは張り札をし、又は広告を表示すること。

(6) 立入り禁止区域に立ち入ること。

(7) 指定された場所以外に車両を乗り入れ、又は駐車すること。

(8) 危険のおそれのある遊戯をし、又は公衆の農村公園の利用者に危害若しくは迷惑を及ぼす行為をすること。

(9) 拡声器、ラジオ等により著しく騒音を発すること。

(10) 農村公園をその用途外に使用すること。

(11) 前各号に掲げるもののほか、農村公園の設置の目的に支障を及ぼす行為をすること。

(行為の制限)

第5条 農村公園内において、競技会、展示会、集会、撮影会その他これらに類する催しのために農村公園の全部又は一部を独占して利用する行為をしようとする者は、市長（第11条の規定により指定管理者（法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に管理を行わせる場合にあつては、指定管理者。以下この条、次条（第4号を除く。）及び第8条（ただし書を除く。）の規定において同じ。）の許可を受けなければならない。

2 前項の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所、行為の内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該変更事項及び理由を記載した申請

| | |
|--|---|
| <p>(原状回復)</p> <p>第8条 使用者は、使用許可を受けた行為が終了したとき若しくは行為を停止されたとき又は使用許可を取り消されたときは、直ちに農村公園を原状に回復し、市長に引き渡さなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。</p> <p>(管理の代行)</p> <p>第11条 市長は、規則で定める農村公園の管理について、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。</p> <p>(1) <u>第4条の規定による行為の許可に関する業務</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> | <p><u>書を市長に提出してその許可を受けなければならない。</u></p> <p>4 <u>市長は、第1項に規定する行為が公衆の農村公園の利用に支障を及ぼすことなく、かつ、公益及び風致を害するおそれがないと認める場合に限り、使用許可又は前項の許可を与えることができる。</u></p> <p>5 <u>市長は、農村公園の管理運営上必要があるときは、使用許可又は第3項の許可に条件を付することができる。</u></p> <p>(原状回復)</p> <p>第8条 使用者は、使用許可を受けた行為が終了したとき又は行為を停止されたとき若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちに農村公園を原状に回復し、市長に引き渡さなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。</p> <p>(管理の代行)</p> <p>第11条 市長は、規則で定める農村公園の管理について、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。</p> <p>(1) <u>第5条の規定による行為の許可に関する業務</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> |
|--|---|

第57条 郡山市農村公園条例の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(行為の制限)</p> <p>第4条 農村公園内において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長（<u>第14条の規定により指定管理者（法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に管理を行わせる場合にあっては、指定管理者。以下この条、第6条（第4号を除く。）</u>、<u>第9条（第5号を除く。）</u>及び<u>第11条（ただし書を除く。）の規定において同じ。）の許可を受けなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> | <p>(行為の制限)</p> <p>第4条 農村公園内において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長（<u>第11条の規定により指定管理者（法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に管理を行わせる場合にあっては、指定管理者。以下この条、第6条（第4号を除く。）及び第8条（ただし書を除く。）の規定において同じ。）の許可を受けなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> |

(使用料)

第7条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

(使用料の免除)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 市（市の機関を含む。以下この条において同じ。）が主催して行う事業等に使用するとき。
- (2) 公共的団体等と市が共催して行う公益的事業であって、市長が認めるものに使用するとき。
- (3) 指定管理者が行う農村公園の設置の目的に寄与する事業であって、市長が認めるものに使用するとき。
- (4) その他市長が事業の公益性その他の事由を勘案して特に使用料を免除する必要があると認めたとき。

(使用料の不返還)

第9条 既納の使用料は、これを返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用料の全部又は一部を返還することができる。

- (1) 使用者の責めによらない理由により使用ができなくなったとき。
- (2) 使用者が使用を開始する7日前に、使用の取りやめの申し出をし、市長がこれを承認したとき。
- (3) 使用者が使用を開始する7日前までに使用の変更の申請をし、市長がこれを許可した場合において、既納の使用料に過納金を生じたとき。
- (4) 使用者が使用を開始する前に、使用許可を取り消されたとき。
- (5) その他市長が特別な理由があると認めたとき。

第10条～第20条 (略)

(利用料金)

第21条 使用者は、指定管理者に対し、農村公園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。この場合において、

第7条～第17条 (略)

第7条の規定は適用しない。

2 利用料金は、指定管理者の収入として收受させる。

3 利用料金の額は、使用料の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

4 指定管理者は、第8条の規定、郡山市障害者の利用に係る公の施設の使用料の免除に関する条例（平成11年郡山市条例第24号）の規定及びこれらの規定に基づく規則の規定並びに第9条の規定及びこれに基づく規則の規定に準じて、利用料金の免除及び返還の業務を行わなければならない。この場合において、これらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

5 指定管理者は、第3項の規定により利用料金の額を定めたときは、利用料金を当該指定管理者の収入として收受する旨及びその額又は算出方法等について農村公園を使用する者の見やすい方法により公表しなければならない。

(指定等の公告)

第22条 市長は、次に掲げるときは、その旨を公告しなければならない。

(1) 第18条第1項の規定により指定管理者を指定したとき。

(2) 前条第3項の規定により利用料金の額を承認したとき。

(3) (略)

(4) 前3号の規定により公告した事項に変更があったとき。

(事業計画書等の内容の変更等)

第23条 指定管理者は、第16条第1項の規定により提出した事業計画書その他規則で定める書類の内容について変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な事項を変更しようとするときは、この限りでない。

2 (略)

第24条～第28条 (略)

(指定等の公告)

第18条 市長は、次に掲げるときは、その旨を公告しなければならない。

(1) 第15条第1項の規定により指定管理者を指定したとき。

(2) (略)

第19条 削除

(事業計画書等の内容の変更等)

第20条 指定管理者は、第13条第1項の規定により提出した事業計画書その他規則で定める書類の内容について変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な事項を変更しようとするときは、この限りでない。

2 (略)

第21条～第25条 (略)

別表（第7条関係）

| 区分 | 単位 | 金額 |
|-----------------|---------------------|---|
| 露店その他に類する行為 | 使用面積が35平方メートル以下 | 1店につき1日 1,100円 |
| 露店その他に類する行為 | 使用面積が35平方メートルを超えるもの | 1店につき1日 1,100円に35平方メートルを超えた使用面積1平方メートルにつき30円を加算した額 |
| 興行 | 1平方メートルにつき1日 | 30円 |
| 第4条第1項第3号に掲げる行為 | 1平方メートルにつき1日 | 15円 |

（郡山市元気な遊びのひろば条例の一部改正）

第58条 郡山市元気な遊びのひろば条例（平成23年郡山市条例第32号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>（事業）</p> <p>第3条 ひろばの事業は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）屋内における子どもとその保護者の遊び場（以下「遊び場」という。）の提供</p> <p>（2）子どもの食育の推進に関する活動をする場（以下「食育の場」という。）の提供</p> <p>（3）子育てに資する活動、研修等に使用するための施設（以下「セミナー室」という。）の提供</p> <p>（4）子育てに関する情報の収集及び提供</p> <p>（5）前各号に掲げるもののほか、設置の目的を達成するために必要な事業（使用者の範囲）</p> <p>第4条 ひろばを使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当す</p> | <p>（事業）</p> <p>第3条 ひろばの事業は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）屋内における子どもの遊び場の提供</p> <p>（2）子育てに関する情報の収集及び提供</p> <p>（3）子育てに資する活動、研修等に使用するための施設、設備等の提供</p> <p>（4）前3号に掲げるもののほか、設置の目的を達成するために必要な事業（利用者の範囲）</p> <p>第4条 ひろばを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当す</p> |

るものとする。

- (1) 遊び場及び食育の場においては、小学生（義務教育学校の前期課程の児童を含む。）以下の者及びその保護者
- (2) セミナー室においては、子育てに資する活動、研修等を行い、又は行おうとする個人又は団体
- (3) (略)

第6条・第7条 (略)

(使用料)

第8条 遊び場の使用料は、1回の使用（1入場当たりの規則で定める使用時間内での使用をいう。）につき、1人当たり200円とする。

2 前項の規定にかかわらず、満1歳に満たない者は無料とする。

(使用料の不返還)

第9条 既納の使用料は、これを返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用料の全部又は一部を返還することができる。

- (1) 使用者の責めに帰することができない理由により、遊び場の使用ができなくなったとき。
- (2) その他市長が特別な理由があると認めるとき。

(使用料の免除)

第10条 市長は、公用又は公益上特に必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

第11条～第15条 (略)

るものとする。

- (1) 小学生（義務教育学校の前期課程の児童を含む。）以下の者及びその保護者
- (2) 子育てに資する活動、研修等を行い、又は行おうとする個人又は団体
- (3) (略)

(使用者の範囲)

第6条 セミナー室を使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内で子育てに資する活動、研修等を行い、又は行おうとする個人又は団体
- (2) その他市長が適当と認める者

第7条・第8条 (略)

(使用料)

第9条 ひろばの使用料は、無料とする。

第10条～第14条 (略)

(郡山市熱海多目的交流施設条例の一部改正)

第59条 郡山市熱海多目的交流施設条例（平成29年郡山市条例第20号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | | | | | | | 改正前 | | | | | | |
|--|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| (賠償責任) | | | | | | | (賠償責任) | | | | | | |
| 第15条 使用者は、施設、設備等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。 | | | | | | | 第15条 使用者は、施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。 | | | | | | |
| 別表（第3条、第6条、第9条関係） | | | | | | | 別表（第3条、第6条、第9条関係） | | | | | | |
| 1 施設使用料 | | | | | | | 1 施設使用料 | | | | | | |
| 施設名 | 午前9時から午後1時まで | 午後1時から午後5時まで | 午後5時から午後9時まで | 午前9時から午後5時まで | 午後1時から午後9時まで | 午前9時から午後9時まで | 施設名 | 午前9時から午後1時まで | 午後1時から午後5時まで | 午後5時から午後9時まで | 午前9時から午後5時まで | 午後1時から午後9時まで | 午前9時から午後9時まで |
| 第1会議室 | 800円 | 800円 | 800円 | 1,600円 | 1,600円 | 2,400円 | 第1会議室 | 400円 | 600円 | 700円 | 900円 | 1,200円 | 1,500円 |
| 第2会議室 | 500円 | 500円 | 500円 | 1,000円 | 1,000円 | 1,500円 | 第2会議室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| 第3会議室 | 600円 | 600円 | 600円 | 1,200円 | 1,200円 | 1,800円 | 第3会議室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| 第4会議室 | 400円 | 400円 | 400円 | 800円 | 800円 | (略) | 第4会議室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | (略) |
| 調理室 | 700円 | 700円 | 700円 | 1,400円 | 1,400円 | 2,100円 | 調理室 | 400円 | 600円 | 700円 | 900円 | 1,200円 | 1,500円 |
| 多目的ホール | 1,700円 | 1,700円 | 1,700円 | 3,400円 | 3,400円 | 5,100円 | 多目的ホール | 1,000円 | 1,300円 | 1,600円 | 2,100円 | 2,700円 | 3,400円 |
| 備考 | | | | | | | 備考 | | | | | | |
| 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。 | | | | | | | 冷房又は暖房の設備を使用する場合は、施設使用料の100分の20の額を加算する。 | | | | | | |
| 2 多目的ホールの冷房又は暖房の設備を使用する場合は、施設使用料の100分の20の額を加算する。 | | | | | | | | | | | | | |
| 3 第4条ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときは、1時間につき、午前9時から午後9時までの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額と | | | | | | | | | | | | | |

する。この場合において、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。

4 前2項の規定により加算した施設使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

5 多目的ホールにおいて、アリーナの2分の1面を利用する場合は施設使用料の100分の50の額とする。

6 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

2 設備等使用料

| 種別 | 単位 | 使用料 |
|-----|----|-----|
| (略) | | |

備考

1・2 (略)

2 設備等使用料

| 種別 | 区分 | 単位 | 使用料 |
|---------|--|------|------|
| (略) | | | |
| プロジェクター | | 1式1回 | 500円 |
| 展示用パネル | | 1枚1日 | 50円 |
| 持込電気器具 | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合 | 1回 | 100円 |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合 | 1回 | 200円 |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合 | 1回 | 300円 |
| | 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合 | 1回 | 400円 |

備考

1・2 (略)

3 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

(郡山市教育研修センター条例の一部改正)

第60条 郡山市教育研修センター条例（平成31年郡山市条例第12号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | | | | | | | 改正前 | | | | | | |
|--|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 別表（第4条、第11条関係） | | | | | | | 別表（第4条、第11条関係） | | | | | | |
| 施設名 | 午前9時から午後1時まで | 午後1時から午後5時まで | 午後5時から午後9時まで | 午前9時から午後5時まで | 午後1時から午後9時まで | 午前9時から午後9時まで | 施設名 | 午前9時から午後1時まで | 午後1時から午後5時まで | 午後5時から午後9時まで | 午前9時から午後5時まで | 午後1時から午後9時まで | 午前9時から午後9時まで |
| 大規模研修室 | 6,300円 | 6,300円 | 6,300円 | 12,600円 | 12,600円 | (略) | 大規模研修室 | 5,100円 | 7,400円 | 9,800円 | 11,500円 | 15,500円 | (略) |
| 201研修室 | 2,100円 | 2,100円 | / | 4,200円 | / | / | 201研修室 | 1,400円 | 2,000円 | / | 3,100円 | / | / |
| 202研修室 | 1,500円 | 1,500円 | | 3,000円 | | | 202研修室 | 1,000円 | 1,400円 | | 2,200円 | | |
| 203研修室 | 1,500円 | 1,500円 | | 3,000円 | | | 203研修室 | 1,000円 | 1,400円 | | 2,200円 | | |
| 301研修室 | 2,100円 | 2,100円 | | 4,200円 | | | 301研修室 | 1,400円 | 2,000円 | | 3,100円 | | |
| 302研修室 | 1,500円 | 1,500円 | | 3,000円 | | | 302研修室 | 1,000円 | 1,400円 | | 2,200円 | | |
| 303研修室 | 1,500円 | 1,500円 | | 3,000円 | | | 303研修室 | 1,000円 | 1,400円 | | 2,200円 | | |
| 304研修室 | 2,100円 | 2,100円 | | 4,200円 | | | 304研修室 | 2,000円 | 2,800円 | | 4,500円 | | |
| 備考 | | | | | | | 備考 | | | | | | |
| 1 <u>使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。</u> | | | | | | | 冷房又は暖房の設備（暖房用器具を含む。）を使用する場合は、使用料の100分の20（大規模研修室を除く。）の額を加算する。 | | | | | | |
| 2 <u>使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要す</u> | | | | | | | | | | | | | |

(郡山市放課後児童クラブ条例の一部改正)

第61条 郡山市放課後児童クラブ条例（令和4年郡山市条例第10号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|-----|-----|
|-----|-----|

| | |
|---|---|
| <p>(使用料等) 第11条 (略) 2 (略) 3 通常使用料の額は、児童1人につき、月額<u>6,200円</u>とする。 4 夏季使用料の額は、夏季入所児童1人につき<u>6,200円</u>とする。 5～7 (略) (延長使用料等) 第13条 (略) 2 延長使用料の額は、児童1人につき、1日当たり<u>400円</u>に延長利用した日数を乗じて得た額とする。 3・4 (略) (延長使用料の多子軽減) 第14条 前条第2項の規定にかかわらず、児童クラブに2人以上の児童が入所している世帯の当該入所している児童のうち最年長である児童から順に2人目以降の児童の延長使用料の額は、児童1人につき、1日当たり<u>200円</u>に延長利用した日数を乗じて得た額とする。</p> | <p>(使用料等) 第11条 (略) 2 (略) 3 通常使用料の額は、児童1人につき、月額<u>4,800円</u>とする。 4 夏季使用料の額は、夏季入所児童1人につき<u>4,800円</u>とする。 5～7 (略) (延長使用料等) 第13条 (略) 2 延長使用料の額は、児童1人につき、1日当たり<u>200円</u>に延長利用した日数を乗じて得た額とする。 3・4 (略) (延長使用料の多子軽減) 第14条 前条第2項の規定にかかわらず、児童クラブに2人以上の児童が入所している世帯の当該入所している児童のうち最年長である児童から順に2人目以降の児童の延長使用料の額は、児童1人につき、1日当たり<u>100円</u>に延長利用した日数を乗じて得た額とする。</p> |
|---|---|

(郡山市歴史情報博物館条例の一部改正)

第62条 郡山市歴史情報博物館条例（令和6年郡山市条例第21号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|-----------------------|-----------------------|
| 別表第1（第4条関係） 常設展観覧料 | 別表第1（第4条関係） 常設展観覧料 |

| 区分 | 観覧料 | | 区分 | 観覧料 | |
|-------------------|---------------------|---------------------|-------------------|---------------------|---------------------|
| | 個人 | 団体 | | 個人 | 団体 |
| 高校生、大学生及びこれらに準ずる者 | 1人1回につき <u>170円</u> | 1人1回につき <u>130円</u> | 高校生、大学生及びこれらに準ずる者 | 1人1回につき <u>100円</u> | 1人1回につき <u>70円</u> |
| 一般 | 1人1回につき <u>350円</u> | 1人1回につき <u>260円</u> | 一般 | 1人1回につき <u>200円</u> | 1人1回につき <u>150円</u> |

備考

- 1 (略)
- 2 中学生（中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）の生徒をいう。）以下及び65歳以上の者は、無料とする。

別表第2（第4条関係）

企画展観覧料

| 区分 | 観覧料 | |
|-------------------|--------------------|----|
| | 個人 | 団体 |
| 高校生、大学生及びこれらに準ずる者 | 1人1回につきそのつど市長が定める額 | |
| 一般 | | |

備考 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、第6条、第35条、第41条、第45条及び第56条の規定は令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のそれぞれの条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例のそれぞれの施行の日以後の施設の使用等に係る使用料、手数料、観覧料、保育料その他の料金（以下「使用料等」という。）について適用し、同日前の施設の使用等に係る使用料等については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正前のそれぞれの条例（以下「旧条例」という。）の規定によりされている施設の使用に係る許可等は、新条例の規定によりなされた許可等とみなす。
- 4 旧条例の規定により発行された施設の使用に係る使用券、回数券、定期券その他の書類の取扱いについては、なお従前の例による。

(準備行為)

- 5 新条例の規定による許可、使用料の徴収等を行うために必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(郡山市障害者の利用に係る公の施設の使用料の免除に関する条例の一部改正)

- 6 郡山市障害者の利用に係る公の施設の使用料の免除に関する条例（平成11年郡山市条例第24条）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|-----|-----|
| | |

備考

- 1 (略)
- 2 65歳以上の者は、無料とする。

別表第2（第4条関係）

企画展観覧料

| 区分 | 観覧料 | |
|-------------------|--|----|
| | 個人 | 団体 |
| 高校生、大学生及びこれらに準ずる者 | 1人1回につき <u>1,500円の範囲内</u> でそのつど市長が定める額 | |
| 一般 | | |

備考 (略)

別表（第2条関係）

| 公の施設 | 使用料 |
|-------------------------|--|
| (略) | |
| 郡山市高齢者文化休養センター 逢瀬荘 | 郡山市高齢者文化休養センター条例（昭和63年郡山市条例第15号）第9条に規定する使用料（宿泊する場合、食事加算料を除く。） |
| 郡山市地域交流センター | 郡山市地域交流センター条例（平成2年郡山市条例第25号）第8条に規定する使用料 |
| サニー・ランド湖南 | 郡山市市民福祉センター条例（平成3年郡山市条例第10号）第8条に規定する使用料 |
| (略) | |
| 郡山市高篠山森林公園 郡山市東部森林公園 | 郡山市森林公園条例（平成7年郡山市条例第16号）第9条に規定する使用料 |
| (略) | |
| 都市公園 | 郡山市都市公園条例（昭和40年郡山市条例第112号）第10条に規定する使用料のうち同条例第3条第1項に掲げる行為に係るもの及び第6条の2の有料公園施設に係るもの |
| (略) | |
| 郡山市農村交流センター | 郡山市農村交流センター条例（平成8年郡山市条例第21号）第6条に規定する使用料 |
| 郡山市荒池農村公園 | 郡山市農村公園条例（平成23年郡山市 |

別表（第2条関係）

| 公の施設 | 使用料 |
|-----------------------|---|
| (略) | |
| 郡山市高齢者文化休養センター 逢瀬荘 | 郡山市高齢者文化休養センター条例（昭和63年郡山市条例第15号）第9条に規定する使用料（宿泊する場合、 <u>浴衣使用料及び食事加算料</u> を除く。） |
| 郡山市地域交流センター | 郡山市地域交流センター条例（平成2年郡山市条例第25号）第8条第2項に規定する使用料 |
| サニー・ランド湖南 | 郡山市市民福祉センター条例（平成3年郡山市条例第10号）第8条に規定する使用料（ <u>浴衣使用料</u> を除く。） |
| (略) | |
| 郡山市高篠山森林公園 | 郡山市森林公園条例（平成7年郡山市条例第16号）第9条に規定する使用料 |
| (略) | |
| 都市公園 | 郡山市都市公園条例（昭和40年郡山市条例第112号）第10条に規定する使用料のうち同条例第3条第1項第3号に掲げる行為に係るもの及び第6条の2の有料公園施設に係るもの |
| (略) | |

| | | |
|--------------|--|--|
| 郡山市山ノ井農村公園 | 条例第9号) 第7条に規定する使用料 | |
| 郡山市鹿嶋池農村公園 | | |
| 郡山市宝沢沼農村公園 | | |
| 郡山市赤沼農村公園 | | |
| 郡山市元気な遊びのひろば | 郡山市元気な遊びのひろば条例(平成23年郡山市条例第32条) 第9条に規定する使用料 | |

(提 案 要 旨)

公共施設等の使用料及び各種証明書等の手数料の見直しに伴い、所要の改正を行う。